ジェンダー研究

No. **24** 2021

Special Section

パンデミックとジェンダー

社会・政治経済の再構築に向けて

研究論文

コロナ禍の生命保険営業における「対面」営業の変化 金井郁

危機としてのコロナ・パンデミックとフェミニスト知 **本山央子**

研究ノート

カラ・ウォーカーによる《フォンス・アメリカヌス》(2019) — パンデミック下のイギリスにおけるBLM運動の視点から**内山尚子**

COVID-19がジェンダー施策に与える影響 ——ドイツの男女平等戦略を巡る現状報告 佐野敦子

COVID-19と「ホーム」 --- フェミニスト地理学の視点から

倉光ミナ子

卷頭言

2020年初頭から世界はCOVID-19 (新型コロナウイルス感染症)のパンデミックに襲われた。1年半が過ぎ、ワクチン接種が各国で進む2021年夏の今もなお、人類はパンデミックと闘っている。世界保健機構 (WHO) によると、感染者数は6月8日現在1億7,300万人を超え、そのうち死者は370万人を超過するという。この1年半は未知のウィルスを恐れながらも危機を生き延びるための様々な試行錯誤を繰り返した時期でもあった。

しかし、振り返ってみると、こと日本においては、あまり誇れるような出来事は思い浮かばない。クルーズ船ダイアモンド・プリンセス号の乗客と乗員への悲惨な対応、いわゆる"アベノマスク"問題、突然の学校休校、検査と病床の不足、経済最優先の未熟な政策など、次々失敗する政策に翻弄され、この後の方向性が見えずに不安な日々が続いた。私たちの日常は大きく変化し様々な矛盾や構造的不平等が露わになった。ケアや社会的必須労働(essential worker)の役割に注目が集まったのは幸いだったが、不安定で低賃金の労働条件や、人との接触による高い感染リスクに晒されている実態には十分な関心が払われてこなかった。経済活動の再開に重きが置かれた回復はそれらの問題をさらに深化させることになりかねない。経済力を持つ裕福な国々が先にワクチンを確保し、いち早く経済復帰しつつある現状は、そのような懸念が現実化しているといえよう。

パンデミックによって突きつけられた未曾有の課題を、我々はどのように受け止めてどのように向き合っていくべきか。『ジェンダー研究』24号ではその議論の場を提供すべく特集「パンデミックとジェンダー」を企画した。現在進行中の緊急性のあるテーマを取り上げるため、前号に続いて24号でも特集テーマで投稿論文を募った。その結果、経済・政治分野で2本の研究論文を掲載することができた。金井論文は生命保険業界のミクロな労働現場の変化を緻密に追って、地域限定で対面を重視する女性労働者の営業方法が対面を禁止する方策によって打撃を受けているのに対して、営業地域を限定せずにIT技術を駆使してきた男性中心の営業にはむしろ発展の機会を与えていることを明らかにした。また、本山論文はケアエコノミーを理論化したフェミニスト政治経済学の知見を評価したうえで、パンデミックに対するフェミニスト知がどのように生産されているのかを検討した。「フェミニスト的な」知も一枚岩ではなく「ケアエコノミー」に対する認識の違いによって未来への処方箋も異なることを、言説分析を用いて解明した。

今号は、パンデミックが及ぼした影響を多角的に検討するために、特集の研究論文以外にも、研究ノート、現場報告、資料紹介の枠をもうけた。現場の調査報告や海外事情の紹介もあり、パンデミックの世界的規模や地域によって異なる状況が窺える。また、ジェンダー研究の観点から選定した幅広い分野の書評も充実している。

『ジェンダー研究』の編集事務局は今年も素晴らしいチームワークを発揮してくれた。暗い時代を一緒に働き抜く勇気は、信頼と使命感に基づくチームワークから生まれてくる。表紙から編集後記まで共同作業の実りが感じられる24号になったと誇りたい。

1 巻頭言 申 琪榮

特集

パンデミックとジェンダー

▶研究論文

5 コロナ禍の生命保険営業における「対面」営業の変化

金井 郁

危機としてのコロナ・パンデミックとフェミニスト知 25

本山 央子

▶研究ノート

47 カラ・ウォーカーによる《フォンス・アメリカヌス》(2019) ――パンデミック下のイギリスにおける BLM 運動の視点から

内山 尚子

57 COVID-19 がジェンダー施策に与える影響——ドイツの男女平等戦略を巡る現状報告 佐野 敦子

COVID-19 と「ホーム」 — フェミニスト地理学の視点から 67

倉光 ミナ子

▶ 現場報告/事例報告

- パンデミックを生き延びる――マニラ首都圏都市底辺層女性のロックダウン下の日常生活経験から 75 小ヶ谷 千穂/ロレイン・モラレス
- コロナ禍のシングルマザー調査プロジェクト――1800人の実態調査から見えてきたこと 83 五十嵐 光/石本 めぐみ
- パンデミック期の北京で生きる医師たちの日常 89

大友 聡

投稿論文

- 「X ジェンダーであること」の自己呈示——親とパートナーへのカミングアウトをめぐる語りから 95 武内 今日子
- 腐女子の「ファンタジー・トラブル」――身体・欲望・妄想をめぐる BL ファンタジーの存在論 113 張 瑋容
- 女性発達障害児者を支援者はどのような対象として考えているのか 131 ――支援者に残るジェンダーバイアスとその再生産

向井理菜

若者の性の問題化の構造――保健体育科教科書における性感染症の記述を例に 153

反橋 一憲

ポストフェミニズムとしてのトランス?――千田有紀「「女」の境界線を引きなおす」を読み解く 171 藤高 和輝

書評

- **189** ケイト・マン著/小川芳範訳,2019,『ひれふせ、女たち ミソジニーの理論』慶應義塾大学出版会. **林美子**
- 192 Koikari Mire著, 2020, *Gender, Culture, and Disaster in Post-3.11 Japan,* Bloomsbury Academic. 高橋麻美
- 195 ジョアン・C・トロント著/岡野八代訳・著,2020, 『ケアするのは誰か?新しい民主主義のかたちへ』白澤社発行/現代書館発売. 山根純佳
- 198 戒能民江/堀千鶴子著,2020,『婦人保護事業から女性支援法へ一困難に直面する女性を支える』信山社. 小川真理子
- 201 小浜正子著,2020,『一人っ子政策と中国社会』京都大学学術出版会.

田間 泰子

- 204 シンシア・エンロー著/佐藤文香監訳,2020, 『〈家父長制〉は無敵じゃない 日常からさぐるフェミニストの国際政治』岩波書店. 児玉谷レミ
- **207** 中嶋泉著,2019,『アンチ・アクション 日本戦後絵画と女性画家』ブリュッケ. **小勝 禮子**
- **210** 跡部千慧著,2020,『戦後女性教員史 日教組婦人部の労働権確立運動と産休・育休の制度化過程』六花出版. **佐藤智美**
- Cynthia J. Cranford著, 2020,

 Home Care Fault Lines Understanding Tensions and Creating Alliances, Cornell University Press.

 大野東理
- 216 鈴木彩加著,2019,『女性たちの保守運動 右傾化する日本社会のジェンダー』人文書院. 具裕珍
- 219 熊本理抄著,2020,『被差別部落女性の主体性形成に関する研究』解放出版社. 徐阿貴
- 224 編集後記
- 226 編集方針・投稿規定

Special Section

The COVID-19 Pandemic and Gender

コロナ禍の生命保険営業における「対面」営業の変化

金井郁(埼玉大学)

生命保険の営業は未来に還元される商品を販売するため、見込み客を発見し、顧客に変え、顧客を長期的に維持することが重要とされる。本研究では、日本の生命保険産業の営業職を事例に、対面活動が制限されるコロナ禍が営業職員の営業活動にいかなる影響を及ぼしているのか一特に見込み客発見のプロセスの変化に着目し、ジェンダーによるインパクトの差に注目して検討した。

その結果、伝統的生保の中高年女性による営業モデルの脆弱性が明らかとなった。対面が制限される中で、従来のコツコツと地域や職域を訪問して新規の見込み客を発見し人間関係構築することが非常に困難となり、会社側は明確な対処法を打ち出せていない。このことは、営業職員個々人の顧客との人間関係を築く努力と運に頼ってきた営業手法であったためといえる。「専門性」を前提に見込み客を発見し、顧客との関係性を維持しようとする後発型生保の高学歴男性による営業モデルは、対面だけでなくオンラインツールを使って従来の営業職員のネットワークを活用した営業方法を補強しており、コロナ禍による影響度合いは相対的に低い。

キーワード

生命保険、対面営業、見込み客発見、コロナ、ジェンダー

I. はじめに

長期にわたって保険契約を管理して、顧客への保険金支払いを約束する生命保険会社は、経営に影響を与えるあらゆるリスクを洗い出し、事業運営に支障が出ないように対策をとることが求められてきた。そこで、スペイン風邪のように死亡率が平均を大きく上回り、保険金・給付金の支払いが

膨大になるシナリオのパンデミックのリスクは想定して対策をとってきた。しかし、新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)の流行のように対面での活動が制限されるようなリスクを生保各社では想定していなかった(週刊東洋経済 2020)。

生命保険の営業は未来に還元される商品

DOI: 10.24567/0002000106

を販売するため、見込み客を発見し、顧客 に変え、顧客を長期的に維持することが重 要で、その全過程を担うのが営業職であ る。生命保険営業職の労働には、生命保険 商品を販売するだけでなく、顧客との相互 行為を通じて顧客に奉仕する接客サービス 労働の側面がある (Leidner 1993)。 労働者 と顧客の相互行為は、電話やインターネッ トを通じての接触など必ずしも顧客との対 面を意味しなくてもいいと考えられている (鈴木 2012)。コロナ禍は、対面での接客 サービス労働を困難にし、デジタルツール の利用が進むと考えられるが、生命保険営 業のどの過程が対面から非対面に置き換え 可能で、接客サービス労働の内実にいかな る影響を与えるだろうか。

本研究では、日本の生命保険産業を事例 に、コロナ禍が営業職員の営業活動にいか なる影響を及ぼしているのか――特に見込 み客発見のプロセスの変化、接客サービス 労働の内実の変化について、ジェンダーに よるインパクトの差に注目して検討する。 ジェス・ガスパーとエドワード・グレイ ザー (Gaspar Jess and Glaeser Edward 1998) は、デジタルコミュニケーションと対面コ ミュニケーションは代替されるものではな く、互いに補完しあうものと当時の Email や電話、Faxの発達のもとで指摘している が、どの過程がデジタルになり、なぜ対面 が残り補完的となるのかについての詳細な 検討はされていない。生命保険営業には上 述したように様々なプロセスがあり、対面 と非対面の代替性をプロセスごとに検討す ることが可能な事例である。さらに、日本 の生命保険営業職は、戦前から続く伝統的 生命保険会社(以下、伝統的生保)では9 割以上を女性が占め、1980年代以降に設立 した後発型生命保険会社(以下、後発型生 保)では9割以上を男性が占める。女性営業 職の多い伝統的生保では、職域や地域を営 業職員がコツコツとまわり見込み客を発見 し、見込み客との日頃の「対面」の量が営 業に直結すると思われてきた。それに比べ て、男性営業職の多い後発型生保では、自 分の持っているネットワークを活用して見 込み客発見を行っている(金井・申2021)。 また、日本の生命保険営業職は歩合給中心 の賃金体系である。雇用関係を結んでいる ため、2020年4月から始まった緊急事態宣 言下、各社で給与保証する施策を打ち出し たが、長期的に見れば歩合給は、営業活動 することによって感染リスクを高め、営業 活動しないことは収入の減少を意味する。 対面が制限されるパンデミックが、上述の ジェンダー化された営業職員による営業方 法や見込み客発見にどのような影響を与 え、営業職のマネジメント、賃金や生活に どのような影響を与えるのか、感染リスク や収入減少リスクの面からもジェンダーに よるインパクトの違いを捉えることができ ると考える。

研究方法は、対面での活動が大きく制限された2020年4月の緊急事態宣言以降の約1年間で、生命保険営業がいかに変化したのかを検討するため、2020年7月から2021年2月に生命保険の営業職および機関長、後発型生保で採用と育成を主に担当する所長、伝統的生保で育成を主に担当するトレーナーへのインタビュー調査を実施した。インタビュー対象者は、伝統的生保5

社の女性営業職員9名、女性トレーナー2名、男性機関長1名、後発型生保2社の男性営業職員4名、男性所長1名、男性支社長1名、代理店3社の営業職女性1名、男性2名の合計21人である。インタビューは対象者の希望で対面かオンラインを選択してもらい5名がオンライン、16名が対面で感染対策をとりながら行った。そのほか、ディスクロージャー資料やHP公表情報から生命保険各社のコロナ感染者数を毎日筆者がカウントしたものを集計して資料として利用する。

本研究は、コロナによる生命保険営業の 変化の過程を捉えるものであるが、結論を 先取りすれば、①新人とベテラン層、②デ ジタルデバイド、③伝統的生保と後発型生 保の一人当たり生産性といった3つの点で 格差が拡大する方向にあることが明らかと なった。このような格差が拡大していく背 景には、平時でのジェンダー化されたマネ ジメントや労働実態の差が、コロナによる 影響のあらわれ方に違いをもたらしている と考えられる。コロナをめぐるジェンダー 分析では、ケアが女性に偏って増加したこ とや、産業や雇用形態のジェンダーによる 偏りで女性は在宅ワークができる仕事には 就いておらず、男性よりも大幅に就業時間 を減らしたり休業していることが明らかに された(本山 2020; 周 2020 など)。また、看 護や介護など接触の多いケア労働や販売職 に占める女性の割合が高く、エッセンシャ ルワーカーとして感染リスクにさらされて いるにもかかわらず低賃金・低労働条件で あることも指摘されている (Kabeer et al. 2021など)。一方で、コロナ禍でも、エッセン

シャルワークだけでなく継続的に遂行される対面での接客サービス労働はあり、感染リスクが高いと考えられるものの、エッセンシャルワーカー以外の仕事へのコロナの影響はほとんど研究されていない。本研究は、エッセンシャルワーカーではない接客サービス労働のコロナのインパクトについてもジェンダー分析を試みるものである。

Ⅱ. 伝統的生保と後発型生保の営業・採用の典型的なモデルと「対面」活動

本節では、金井・申(2021)に基づいて、コロナ禍以前の生命保険会社の典型的な営業・採用について簡単に説明する。日本の生命保険業界は、中高年女性を主体に構成された伝統的生保と高学歴男性を主体に構成された後発型生保に大きく分かれており、異なる営業・採用戦略をとってきた。

伝統的生保の営業方法は、地域および会 社、事業所単位で専任の営業職員を配置 し、決まった営業職員が担当地区や会社を 訪問して見込み客を発見することが特徴で ある。営業職員は、自己紹介等の手作りの チラシを作成して担当の地区や会社に毎日 訪問する。昼休みの職場やエレベーターの 前、食堂など担当企業に許可された場でひ とりひとりにそれらを配布したり、ポスト に投函したりしながら、見込み客と個別に 話が出来る機会を作るよう工夫する。見込 み客や顧客との接触時間が少ない中で、営 業担当の自分を覚えてもらうのが第一課題 である。生命保険の話を聞いてもらうため には、その前に相手の家族構成や顧客ニー ズといった情報を収集しながら、人間関係 をいかに築けるかが重要とされる。そのた

め、毎日コツコツと担当する地域や職域を 回ることが求められる。こうした営業方法 のもとでは、常に全国津々浦々で営業職員 を採用しなければならない。そのため、職 歴や学歴を問わず、地域の中高年女性を主 な対象として中途採用してきた。

一方、後発型生保の営業モデルでは、営 業職員自身の持っている人的ネットワー ク (X マーケット) と「紹介」によってそ のネットワークを拡大していくことで見込 み客や顧客を増やしていく方法をとってい る。Xから紹介された複数のY、Yから紹介 された複数のZといったように営業職員の ネットワークを広げていく。見込み客を顧 客に変えると同時に、ネットワークを広げ るために次の見込み客を紹介してもらえる かが、営業を続けるカギで、ネットワーク を拡大するためにテレアポや顧客を訪問す ることが重要である。そこで、優良なネッ トワークを多く保有し、自律的に活動量を 多くして営業拡大ができる高学歴で職歴の ある専業主婦や子どものいる男性が好まれ て採用されてきた。

どちらのモデルにおいても、対面による 営業職員の活動が重要であった。

Ⅲ. 2020年4月からの緊急事態宣言 下の在宅ワークと活動

2020年4月7日から埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県の7都府県で、4月16日からは全国で緊

急事態宣言が発令された。同宣言に合わせ て、金融庁は「緊急事態宣言の対象地域に おける金融機関の対顧客業務の継続に係る 基本的な考え方 | を出した¹。保険会社につ いては、保険金支払い(契約者貸付を含む) に係る取引等の必要な業務を継続すること としたが、その際、可能な限り、ネット、 コールセンター、営業店の電話等のリモー ト機能を活用し、職員の出勤は必要最小限 にとどめるとされた。留意事項として、窓 口業務を継続する場合でも、投信販売、保 険の引受などの金融商品の取扱いについて は、基本的に既存契約の解約や換金に対応 するために必要な人員を配置するとし、新 規契約については、リモート機能の活用を 基本とするとされた。

こうした金融庁の考え方を受けて、伝統的生保/後発型生保ともに、異例の営業職員を原則全員在宅ワークとし、保険金支払い業務、新規契約は顧客側からの求めがあった場合のみを認め、新規募集を原則禁止する方針をとった²。そこで、新規契約の目標や査定をなくし、歩合給の営業職員の収入は、多くの会社で9月まで過去の平均給与から減収分を補てんしたり、過去の実績から補償額を算定して支払うなど給与保証の措置がとられた。しかし、生命保険営業職の歩合給は、契約後数年間にわたって手数料収入が入る仕組みのため、緊急事態宣言下やそれに続く数か月間の給与保証があったとしても、新規契約が取れなければ、

¹ 金融庁、2020年4月7日「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について(麻生金融担当大臣談話)」。

^{2 2021}年1月7日からの2回目の緊急事態宣言時は、各社とも新規募集を原則禁止したり対面営業を禁止する方針は取っていない。

その後、数年にわたって収入が減少する。 そこで、緊急事態宣言下の在宅ワークでは、 その後の営業につながる活動が行われた。

在宅ワーク中の指示は各社様々であったが、伝統的生保では既契約の顧客へ電話をして「ご挨拶」と「お困りごとを聞く」ことを基本としていたところが多い。この連絡は、顧客との信頼関係を維持し、緊急事態宣言明けの営業につながることを企図したものである。会社や営業所によって手法はまちまちであったが、電話、手紙の郵送、ポストにマスクを配布する3などしていた。こうした活動は、生命保険営業において顧客との関係性を維持する通常の方法である。

お客さんにどんどんお電話をして、マスクを配れとか、会社で言われていたので、対面は出来ないけど、ポストにマスクを10枚配ったり、5枚配ったりやっていたんですね。(伝統的生保 J-9女性営業職員(マネージャー)il さん)

私は、色んな保全の仕事がたくさんあったので。入院したとか、あったので、すぐ動かないといけないので、事務員さんは通常通り出ているので、1日に2-3件くらいしか仕事はしなかったですね。そのほかは電話かけ。電話でやるとか、お手紙を書いて。保険のご案内も郵送でやりました。(伝統的生保J-7女性営業職員(マネージャー) bl さん)

こうした連絡に、顧客情報収集過程のデ ジタル化を進め、その後の非対面営業への 布石をうつ会社側の狙いもあった。会社の 戦略の違いで顧客のデジタル情報の収集に 差が出ており、郵送や電話で挨拶するだけ の会社と顧客のデジタル情報を一緒に収集 した会社に分かれる。積極的にデジタル情 報を収集した会社では、顧客に電話をかけ ながら、顧客の携帯番号やメールアドレスの 登録、LINE IDの交換、顧客の方で住所変更 や名義変更等が出来るように顧客側で操作 できるデジタル設定を促す、顧客の家族情 報の収集、各社の健康アプリのダウンロー ドなどを行っていた。そこで、在宅ワーク中 に、何件電話をしたか、LINE 交換をしたの か、顧客のデジタル設定を促したのかなど が仕事管理の指標となる会社もあった。

募集していなくて、在宅勤務なのですが、宿題があって、お客様にお電話をするっていうお仕事。あとは、LINE登録のお願い。……私はマネージャーなので、所属の人からLINE何件してとか電話を何件したとかをトレースして……今度自分が集計して、LINEで(機関長に)報告するっていう。(伝統的生保J-9女性営業職員(マネージャー)zさん)

そのほか、営業職員の金融リテラシーや デジタルリテラシーを高めることを目的 に、金融知識や商品知識、デジタル知識を 体系的に学ぶ期間であると明確に位置づけ る会社もあった。そうした会社では、本社

³ 会社が備蓄していたマスクを顧客への配布用に営業職員に無料支給した会社や支社があった。

や支社から一斉に送られてくる教材 (テキスト、動画資料など) をもとに在宅ワーク中、毎日、勉強してその理解度をチェックするテストを受けていた。

やはり保険業界って日々勉強することがありますので。金利から法人さんから色々な分野がありましたね。……ビデオが流れるのを見て、その後テストをしてとか、テキストを読むだけとか。あと、だんだん非対面になるので、メールやLINEでお客様にご案内をする勉強も入っていました。(伝統的生保J-3女性営業職員(ベテラン層)dlさん)

このように伝統的生保各社では、在宅ワーク中、顧客への電話かけを中心として営業職員の仕事を会社側が管理していた。一方で、高学歴男性を主体とする後発型生保では、在宅ワーク中の仕事管理の指標はなく、どのように行動するかは営業職員に任されていた。それは後発型生保の営業職員の自律性を最大限引き出す営業・採用・育成戦略とも重なる。そこで、各営業職員が何をすべきか考え、自分に出来る活動をしていた。

既契約者に手紙を送ったり電話をするなどの手段は伝統的生保の営業職員と共通して見られたが、後発型生保では、デジタルツールを使って顧客との接触を試みる者も多かった。4月の段階ではデジタルツールを使った商談はツールの安全性が確立していないとして会社から禁止されていたため、「商談」ではなく、「オンライン飲み会」などを通して、ツールを使いこなすための

練習をしながら、見込み客発見につながる 活動をしていた。

今までお会いできなかった方にお会いできるチャンスではあったので、保険の話は抜きにして、何らかリモート飲み会とか、……誰かと LINE 電話とか Zoom を使って会う。仕事はおいておいて、最近どうなのとか、コロナになってから、そっち大丈夫?とか。(後発型生保F-4男性営業職員Qさん)

緊急事態宣言下の在宅ワークで、各社が何を指示していたのかが、その後の長期的な会社のデジタル・非対面ツールの戦略となる一方、各営業職員がどのように活動していたのかが、その後の長期的なコロナの影響への対応力を決定していることが示唆される。次節で、緊急事態宣言後の営業方法の変化について、検討する。

Ⅳ. 生命保険営業に与えたコロナ禍の インパクト

本節では、人との接触を減らすことが求められるコロナ禍で、生命保険営業がどのように行われ、どのような変化が起きているのかを検討する。4・5月の緊急事態宣言が解除された後、多くの企業では6月から新規契約のための対面を含めた営業を可能とし積極的に営業展開したが、8月後半まで、新規契約の営業や顧客との対面を原則認めない会社もあった。

1. 従業員管理の変化

伝統的生保の営業所では、毎朝、必要事

項を伝え、営業モチベーションを高めるような朝礼を実施してきた。後発型生保でも、週2日、営業所の営業職員全員が集まり、必要事項の伝達およびモチベーションを高めるためのミーティングを行ってきた。しかし、コロナ禍では、営業所の感染対策のため、一度に営業所に入れる人数を制限し、朝礼をグループに分けて複数回行ったり、リモートで行ったりしている。

伝統的生保では朝礼を複数回に分けて毎日対面で行う営業所もあるが、この場合、後の時間に朝礼するグループがその前の時間帯に何もせず、活動時間が縮小することになると機関長は認識していた。一方で、リモートで自宅からつないで朝礼を行うことは、営業職員にとって自宅であるためモチベーションを高めることが難しいとされる。

web が始まる時間だなって思うと、顔だけ出すけど、家の中だから緊張感もないしね。……一つのところに集まって、さぁ出発というのがないと、気持ちがだらけちゃって。(伝統的生保 J-7 女性営業職員(マネージャー) b1 さん)

ミーティングの方法として、こうしたモチベーション喚起の問題は、後発型生保では問題にはなっていない。そもそも後発型生保では、自律的に活動できる者を採用・育成するという方針がとられているため、リモートでつなぐミーティングとなっても、モチベーション喚起に大きく影響を受けていないと考えられる。しかし、オンオフを切り替えたり、周囲に相談するために、出社して仕事することを自分に課して

いる者もいる。

営業職員のモチベーション喚起にかかわらないことについては、特に伝統的生保の内勤職員が担っていた業務でデジタルツールを用いた合理化がすすめられている。例えば、新人教育の研修に関しては、リモートでつないで、同時に何拠点かの新人を教育するように変更された会社もある。そのほか、緊急事態宣言中の金融リテラシーの教育は、本社から個々の営業職員の機器に直結して、学習ツールを流した。その結果、営業所の内勤職員の間接業務を支社や本社に統合して、内勤職員も対顧客業務に振り分けられるようになってきている。

研修もリモートでやりなさいってなって、場合によっては、2 拠点をつないで……講師 1 人でやることもありますし、講師をゆくは集約して、支社で1 人講師みたいにしていきたいようです。……今いるトレーナーは、前までは研修講師をやっていればよかったんですけど、講師を 1 人置いておけば出来るでしょっていう感じで、新人同行にいっぱい出なさいとか、企業開拓に出なさいって感じになってきて。(伝統的生保J-2 女性トレーナーx さん)

ここ(営業所)にいる内勤スタッフも事務集約型のものではなくなってきて営業支援型で、事務はどんどん本社直結になってきて、対面業務を中心に振り分けられている。間接業務はどんどん本社で吸い上げて、一部は自動化して、(内勤職員も)極力対面業務の方に。(伝

統的生保J-3男性機関長g1さん)

また、伝統的生保の採用イベントも従来 は営業所ごとに行われていたが、拠点をリ モートでつないで、1人の講師費用で複数 の営業所でイベントを開くよう変化してき ている。

採用セミナーをリモートで各ブロックをつないで……社会保障の専門の講師を呼んで、○○(デジタルツール)でつないでやっているんですよ。(伝統的生保J-3女性トレーナーflさん)

伝統的生保では、営業所の内勤職員の間 接業務を減らして、内勤職員も対顧客業務 に振り分けられるような方向性での改革が 従来行われていたが、コロナを機にデジタ ルツールによる合理化・効率化によって、 より一層、営業所の内勤職員による間接業 務の仕事が支社や本社に集約される方向に 促されたといえる。

2. 伝統的生保の営業方法の変化

伝統的生保では、主な営業方法であった、事前に顧客に了解をとらない住宅や企業への飛び込み営業が感染対策によって禁止された。また、企業の昼休みなどにエレベーター前や食堂などで見込み客発見をする職域営業は、感染対策から外部の立ち入りを禁止する企業が増え、出入り禁止となった営業職員が多く出た。このように、伝統的生保の営業職員の見込み客発見活動は、大きく制限を受けた。

断り文句にもされてて、普通なら大丈夫ですよって感じだけど、コロナなんで一って。今まで行けてたところでも、落ち着いてきたんで、行ってもいいですかーっていっても、コロナなんで無理ですね、とか。(伝統的生保 J-2 女性営業職員(新人層) al さん)

(住宅への) 飛び込みはやっていません。禁止です。……突撃がダメだから。今までならピンポンしていたんだけど、今は出来ない。(伝統的生保 J-3 女性営業職員(新人層)el さん)

そこで、各社が力を入れているのが、既契約者の契約見直しや既契約者の家族や知り合いへの営業である。既契約者に、顧客側の携帯やパソコンでのデジタル設定やアプリのダウンロードなどのため事前にアポイントをとり対面で会い、ニーズを喚起し、コロナ禍にあった保険商品の紹介などの営業を行っている。特にベテランの営業職員は、自分の顧客に連絡をすると8-9割は、対面で会うことを了承されるという。

電話して、お客さんの方は、知り合いだから対面で大丈夫ですね。ダメって言った人、1人もいない。かえって大変だねって言われたりして。(伝統的生保J-9女性営業職員(マネージャー) zさん)

お客様によっては、すごく感じ方が 違っていて、全然平気よー、家に来て も大丈夫よっていうお客様と、手紙も 出さないでねっていうお客様もいらっしゃった。でもそういう方は私のお客様では(約300名中:筆者追記)2人くらい。(伝統的生保J-3女性営業職員(ベテラン層)elさん)

このように、対面で営業することは、顧客・労働者双方に感染リスクがあると考えられるが、営業職員はどのように感染リスクを考え、対策をとっているのだろうか。会社側も、感染対策としてマスク、アルコール消毒、換気などを徹底するよう指示しているほか、職員同士や顧客との飲食などを禁止する会社もある。

営業職員自身も感染対策をしており、休日でも旅行に行かない等、感染リスクを高めると思われるような行動を自制している。また、顧客側が対面で会うことを了承しても、高齢者や基礎疾患があると考えられる顧客かどうか電話でのやり取りから感じ取るように努力していた。

自分で自分を守らないといけない。だから、GoToとかそういうところには私は行かないですよ。家族に、手術したよとか、そういう人がいたら、自分の責任になっちゃうから絶対にそれは行けない。(伝統的生保J-7女性営業職員(マネージャー)blさん)

お客様がどう思っていらっしゃるか を、会話の中で感じなければいけない から、とても気を遣いましたけれど、今 も高齢者の方とか持病を持っていらっ しゃる方には注意をして、会話で確認 するようにしています。(伝統的生保 J-3女性営業職員(ベテラン層)d1さん)

また、顧客との間での感染リスクにも配慮している。例えば、お茶を出されても、マスクを外すことになるので自分は口をかけない、顧客がお昼を食べてマスクを外している時間には話しかけないようにするなどである。特に、顧客の自宅で対面する場合は、顧客は自宅であるためマスクをしていないこともあり、営業職員側も感染リスクを感じている。一方で、信頼関係を築いてきた顧客から、自宅を訪問してお茶やおできた顧客から、自宅を訪問してお茶やおものに口をつけないのは失礼にあたる、と感染リスクと信頼関係の間の板挟みになっている者もいる。

お昼に会社に回っていて、今まではご 飯食べている隣で話をすることが多 かったけれど、ご飯食べるときはマス クを外しているので、お昼を食べ終 わったころを見計らって話をするよう にしている。(伝統的生保J-9女性営業 職員(マネージャー) rさん)

お宅に行くとマスクしていない人もいるから、お茶が出ても私は絶対にマスクは外さない。そういう意味では、こわいなって思いますね。(伝統的生保 J-9女性営業職員(マネージャー)i1 さん)

しかし、今回のインタビュー対象者全員 が「成績をあげないと収入につながらない 仕事」であるため、対策をした上で対面営 業することは当然であると共通に考え、対面営業することで自分が感染するリスクを気にしている者はいなかった。実際には営業職員の感染は各社とも発生している。営業職員と内勤職員別に感染者数を公表している会社の感染者数から感染率を算出すると、感染経路はわからないものの、内勤職員の感染率と比較して営業職員の感染率の方が高く、営業職員が感染リスクによりさらされていることが示唆される⁴。

コロナ禍に促進された伝統的生保の新しい営業方法に①非デジタル系と②デジタル系の展開がある。非デジタル系の展開に、後発型生保と同じように、自分の身近な家族や親せき、知人など「自己基盤」に営業することの強化がある。出入り企業が減ったり、地区への飛び込み営業が出来なくなり、特に既契約者が少ない新人層は営業する先がないためである。

難しいのは、今は新人ですね。……新しく入ると基盤がないので、狭まっているので、新しい顧客を探すのは、今のコロナ禍で生き残るには、縁故関係、自分の身内、親戚が出来ないと、生き残れないと思います。(伝統的生保J-7女性営業職員(マネージャー)bl さん)

新人たちも入社してきたものの、働く場所がなくて、本当に困っているところです。……だから、知り合いの伝手をたどって3人紹介してくださいって、保険の話す練習に付き合ってくださいって言って、行った時にマンケートをとる傍ら、3人紹介してくださいって、また同じように3人紹介してくださいって、都介マーケットを頑張って新人さんたちはやっています。(伝統的生保J-2女性トレーナーxさん)

後発型生保は、自分の身近な人を顧客に して、そこから紹介をつなぐネットワーク 営業をしているが、そのために学歴や職歴 などから優良なネットワークを豊富に持っ ている者を採用している。また、身近な人 への営業は押売りと捉えられて人間関係そ のものを絶たれる可能性もあり、ショック を受けて活動できなくなる営業職員も多い ことから、生命保険の必要性を信念として 捉えられるよう教育される。そのほか、後 発型生保ではどうしたら紹介してもらえる かの教育も徹底して行われる(金井・申 2021)。こうした準備なしに「話す練習に付 き合ってください | といった「素人性 | を 前面にした身近な人への営業や紹介を依頼 することは、その先の広がりを持つことに

^{4 2020}年3月末在籍者数を分母として、2021年1月末判明分までの感染率を算出すると、ある伝統的生保では内勤職員0.2%、営業職員0.58%、ほかの伝統的生保でも内勤職員0.21%、営業職員0.54%となっている。一方、後発型生保では営業職員か内勤職員かを判別できる会社が少ないものの、ある会社では内勤職員0人、営業職員0.88%となっている。また、2020年末までは判別していたある会社でみると、1月末までの会社全体の従業員の感染率は1.3%、12月末までの感染者の93.1%が営業職員であった。

ならず、営業手法として定着させるには限 界を抱える。

そのほか、非デジタル系とデジタル系を またがるものとして、地域を超えた電話や 手紙、LINEなどの営業が挙げられる。従来 の生命保険販売は、必ず対面で会うことを 義務付けていたため営業地域が決まっており、遠距離の顧客は例外的にいたが、会い に行く時間や交通費などもかかるために、 顧客が転勤したなどの理由によるものが多 かった。一方、コロナ禍では、商品によっ て、郵送や電話などの手段で連絡を取り、上 司が顧客に確認するなどすれば、実際に対 面で会わなくても販売できるようになった。 そこで、営業職員の中では、積極的に全国 の知人や親せきを中心に電話や LINE と郵 送によって営業を展開している者もいる。

今度は北海道の方も面談しなくてもできるのかと思って、何回も電話したけどつながらなくて、郵送で送って、まずは LINE 登録をお願いしますっていうと、連絡が電話じゃないから簡単なんですよね。…… LINE でやり取りして、書類を送って「書類送りました」「見ておきますね」「どうでしたか」すぐに長く説明しないように 3 パターンくらい、1. 2. 3 みたいな。じゃ、2でお願いします、とかって、結構、早いんですね。(伝統的生保 J-9 女性営業職員(マネージャー) z さん)

営業所の地域に縛られずに営業できるようになったが、自分の地域の顧客に対して も他の地域の営業職員が営業する機会が増 えたともいえる。しかし、電話や LINE と 郵送を組み合わせた営業を積極的に行った 者がいる一方で、対面で会うことを重視し て、遠距離の顧客を積極的に増やそうとし ない者も多い。

対面で会うことが重要ですよ。だって、電話だけで話して、これどうなの?って言われても、返すのが大変。そういう時は対面でこうでこうでって説明して……詳しく説明してからじゃないと、お客さんも納得できないし、解約ってなっても困るから。(伝統的生保J-9女性営業職員(マネージャー)i1さん)

デジタルツールを使った新しい営業展開もある。デジタルツールの使用は、会社の商品戦略とも重なっている。例えば、伝統的生保各社で主力商品となっている健康増進型の商品は万歩計などのアプリ等との連携が重要で、顧客の側でもデジタルツールを使えなければならない。そこで、デジタルツールが苦手な顧客に対しては営業職員が「対面」で会って、顧客の携帯に設定し、その後使いこなせているかも確認している。

契約するとあとは全部メールでお客さんのところに連絡がいくんですよ。初回登録してください、とかいくんだけど、出来ないお客さんがいるわけなんですよ。……わからない人って、電話で聞くこともわからないのよ。……そうすると、会社は営業員が行ってやってあげなさいって。……やってないお

客さんのリストがきて、行けって言われるのよ。(伝統的生保J-2女性営業職員(ベテラン層) h1 さん)

顧客側にもデジタル設定を必要とする商品は、顧客側のデジタルデバイドによって、営業職員の頻繁な訪問や連絡をより必要とするようになり、営業職員の手間暇がかかるようになっている。そしてそのことが、より顧客とのコミュニケーションを促すことにもつながっている。

お客さんと仲良しになりますね。給付金の請求の時しか会ってなかったけど、なんだかんだ会わなくちゃいけなくなったし、健康増進型だから、健康になるようにお話しするようになって。……休肝日作らないといけないんだよねぇとかいうから、休肝日いつにします?っていうと、月曜日かなって、じゃ、月曜日に休肝日ですよって、LINE送るよって。それでLINEするとありがとうって。(伝統的生保J-9女性営業職員(マネージャー)zさん)

生命保険営業は顧客に対して一つの保険を販売して終了する仕事ではない。商品の性格が長期に及び実際に保険が支払われる時は契約してから長い年月を経た後や急を要する場合が多いため、営業職員は身近で頼りになる存在であることが重要だと考えられている。こうした親近感や信頼感は、定期的な顧客訪問によって顧客にいつ何を聞いてもいいという安心感を与えることから生まれると考えられている。このよう

に、伝統的生保では、見込み客発見の時点から顧客となった後も、コツコツと顧客のところに出向いたり連絡をとったりして、様々なケアをすることで人間関係を基盤にした信頼構築が営業職員の仕事と考えられてきた。デジタルツールを使うことで、より気軽に連絡が取れるようになるがゆえに、営業職員が顧客をケアする頻度は増えているようにも見える。

一方で、会社の戦略でデジタルツールの 利用を積極的に行うことが、デジタルツー ルが苦手な高齢のベテラン層にとって、退 職を促す側面もある。

若い子は、スマホの苦手な人はこれからの時代はこういうの必要だから、お手伝いしますからって、売ってるみたいですよ。でも私は苦手でお手伝い出来ないから、しょうがない。……私70歳だから、来年くらいには引き継いで辞めようと思ってますから。……皆、首にしなくても、オンラインについていけないと辞めるんじゃないですか。(伝統的生保J-2女性営業職員(ベテラン層)h1さん)

従来、職域や地域にコツコツと通って、 対面でアンケートの協力を依頼して、アンケート収集しながら顧客情報を集めていたものを、各営業職員のQRコード配布によって、顧客情報を集めるなど、見込み客発見にデジタルツールを使うことも考えられている。

コロナの関係で(企業に)出入り禁止に

なったので、その時に非対面用のキャンペーンのご案内が出来たので、そちらを設置させていただくご案内をもって行って、パネルを設置させていただきました。パネルって自分たちで作ったんですけれど…… A3 サイズの大きさに印刷して、自分たちの個人番号のQRコードを貼り付けて、期間限定で設置させてくださいって感じで置かせていただいたりしました。(伝統的生保J-3女性営業職員(新人層)elさん)

ただし、このような方法で顧客の属性等の情報が集められたとしても、その先の営業展開が難しい。伝統的生保の営業では、コツコツと職場や自宅に通い、人間関係を築いた上で、保険の営業に結びつけていたが、QRコードでメールやメッセージなどのオンライン上で顧客と営業職員がつながることが出来ても人間関係が出来ているわけではないため、ニーズ喚起のための営業を展開するプロセスに困難を抱えている。

このほか、デジタル系の営業には「デジタル基盤」と呼ばれるような、デジタル上でつながっている人への営業がある。例えば、facebook などのオンライン上での知り合いに営業するというものである。オンライン上とはいえ、自己基盤への営業の変種とい

えるが、オンライン上だけのつながりだった人が、オフラインでも営業を受けるかどうかは、その後の営業展開や関係性による。

既契約者に対しては、AIによるデータベースマーケティングも行われ、AIが顧客ひとりひとりのニーズを見極め最適な商品を選ぶといった営業精度を高めることが行われている。しかし、これらデジタルツールの利用でも、結局は営業職員がいかに顧客と接触して、ニーズを喚起して、個々人に合わせた商品を紹介し納得してもらうかという営業職員の顧客への「接続」の役割が重要であることに変化がないことを示している。

3. 後発型生保の営業方法の変化

後発型生保では、基本的には営業職員自身の持っている人的ネットワーク(Xマーケット)と「紹介」によってそのネットワークを拡大して見込み客や顧客を増やしていく方法をとっている。こうした方法は、伝統的生保のようにコロナによって職域への立ち入りや地区住民への飛び込み営業が禁止されるなどの制限は受けていない。感染リスクを感じる顧客や見込み客が、対面を避けるという個人的な問題としてあらわれ、対面か非対面かや、マスか個人相手とするか。などの「やり方」を見直すという影

⁵ 金井・申(2016)では、生命保険営業職を「金融媒介者」として営業過程を考察した。その際、潜在的な顧客を発見し、見込み客に対して、生命保険が必要となるシーンを具体的に顧客に考えさせ、ニーズ自体を喚起させる過程を金融媒介者の「接続」の役割として分析している。

⁶ 例えば「かしこいお金のため方」セミナーなどを開催して、見込み客発見につなげる者もいる。その場合、感染対策上、一堂に集めることは難しいため、事前予約制にしてひとりひとりのセミナー開催となり、時間効率は悪くなっている。

響は受けるものの、ネットワーク営業そのものに変化はない。営業職員の「専門性」や「役に立つ話」をほかの人にも聞かせたい、という立場から顧客の身近な人の紹介という形で行われるため、自分の知り合いから紹介された人にとって、知らない人であっても対面でも会える可能性を高めている。そのためデジタルツールは、従来の紹介によるネットワーク営業を補足するものとなっている。

今日お話しする内容が役に立つと思ったら、次回にまた話を聞いてねって言う約束と、もう一個ずうずうしいお願いするね、っていって。この話をあの人にもしたいなっていう人がいたら、その人にも話させてねって。……(第2波が過ぎて)リモートもできるよって言っても、ああいいよ、行くよとか、来てってなるので、そういう形でリモートが減って、対面を希望される方が圧倒的に多いかなと。(後発型生保F-4男性営業職員Qさん)

ネットワーク営業のカギは紹介をどれだけ獲得できるかにあるが、リモート面談は顧客側の紹介のハードルを下げるため、「もしためにならないと思えば、リモートだから途中で切っても構わない」(後発型生保F-3男性営業職員(新人層)Rさん)など気軽さを強調するために利用される場合もある。しかし、そうした気軽さを強調し

た「紹介」は成約率に影響を与え、「気軽さ」 を強調して会うことを優先させるリモート 面談となると、成約率は対面よりも2-3 割低くなるという。

成約率が低くなったとしてもオンライン 営業に慣れると、効率的に行うことが出来 ると考えられ、移動時間や交通費などの費 用削減にはつながり、地域の制限がなくな り全国の見込み客に対して面談の数をこな せるようになる。

対面の連続って夜は難しいんですけど、リモートの場合は、夜2人入れるのは余裕なんですよね。お客さんが5時半で終わったら、帰ってすぐ6時半から7時半の人と、夜ご飯終わった後の9時から1人。それはできる。(後発型生保F-3男性営業職員(新人層)Rさん)

とはいえ、デジタルツールを使っている 営業職員でも、最初から最後までリモート 面談だけで終わらせる顧客は少なく、顧客 ニーズの聞き取りまではリモートで行い、 設計書の提示と契約締結の段階では対面で 会うようにしていた。それは、次の紹介の つながりやすさや、「何かあったらいつで も駆け付けます」と話す営業内容との整合 性、顧客との信頼関係構築のためである。 契約だけならリモートでもできると考えら れているが、紹介を含めてその後の関係性 作りのためには「対面」が選好されている。

⁷ ここでいう「専門性」とは、アメリカで発達しているような専門職業団体自らが専門知識や技術があることを証明する手法ではなく、採用や育成、営業の過程で「専門性」を持っているという営業職員のアイデンティティ化や顧客へのアピール方法を指している。

デジタルツールを積極的に活用している 層は、後発型生保でもそれほど多くはない。 ある後発型生保のある支社では全商談のう ち9%のみがリモートで、リモートを活用 しているのはほぼ若年の新人層である⁸。

後発型生保でも前年比からの新契約高は落ちているがその落ち方は伝統的生保と比べると少ない。後発型生保の一社であるソニー生命は、2020年度第一四半期(2020年4月1日~2020年6月30日)の新契約高が、日本生命を抜いて初めてトップとなった。営業職員数は、2020年3月末で日本生命が55132人、ソニー生命が5792人と10倍近く異なっている。

4. 考察——コロナ禍が生み出した3つの格差

本節では、コロナによって生命保険営業がいかに影響を受けているのかを検討してきた。その結果、①新人とベテラン層、②

デジタルデバイド、③伝統的生保と後発型 生保の間の生産性格差が拡大していること が明らかとなった。

まず、①新人とベテラン層の格差につい てみると、伝統的生保で、職域や地域への 飛び込み営業が禁止され、見知らぬ人と 「対面」で会うことが困難な中、新規の見 込み客発見が非常に難しくなっている。そ こで、ベテラン層は既契約者やその家族な どへの営業を重点化している。ベテランで あるほど、顧客との関係性も強く、「対面」 で会うことへの顧客側の忌避感は低い。一 方、新人層は、職域や地域が制限される中 で、従来からの方法であるが、会社が所有 している既契約者の中で営業職員がいない 者のリストが渡され、そのリストを足掛か りに見込み客発見をしている。しかし、ベ テラン層のように顧客との関係性が築かれ ていない中で、「対面 | でのアポを取るのは 難しい。そこで、後発型生保と同様に、自 分のネットワークを活用した見込み客発見 を会社側は促しているが、「素人性」を打ち 出す方法や採用・育成方法との一貫性のな さから限界を抱える。後発型生保でも既契 約者を多く抱えるベテランが有利ではある が、新人が新規顧客を増やす活動はネット ワーク営業のためデジタルツールによって 補われている。

②デジタルデバイドについては、若い新 人層に有利にはたらき、高齢のベテラン層 に不利にはたらく。ベテランの特に高齢層 は、今までの「対面」や紙をベースにしたや

⁸ 支社の営業職員60人のうちリモート営業をメインにしているのは入職1年以内の3人のみで、この3人は商談の8割でリモートを活用していた。

り方で出来ることをやりたいと考えている 者も多い。しかし、伝統的生保では会社の 方針として、デジタル化による情報収集や 情報提供に舵を切っており、デジタルツー ルが苦手な者が脱落していく。特に、ベテ ランの高齢層の顧客側も高齢化しており、 デジタル化にキャッチアップできていない 顧客も多い。そういう中で、デジタル情報 の収集やアプリのダウンロードなどを促さ れると、顧客に対しても説明をしなければ ならず「ついていけない」と思い込んで辞 めていく者もいる。後発型生保では、大卒 以上の高学歴層をターゲットに採用し、顧 客も類似の属性の者が多く、また高齢の営 業職員がほとんどいないためデジタルデバ イドは現時点では問題となっていない。し かし、上述したようにデジタルツールを積 極的に利用しているのは30代以下の若年 層であった。

③伝統的生保と後発型生保の間の生産性格差はさらに拡大する可能性がある。従来、営業・採用・育成の方法の違いや目標の立て方、報酬水準、活動量の違いなどから、一人当たりの生産性格差は大きかったが、上述の①と②の影響も伝統的生保の方が大きく受けている。さらに、後発型生保は、コロナによって従来のネットワーク営業に大きな影響を受けておらず、むしろデジタルツールの選択肢が付加され、顧客にとっても選択肢が増えたといえる。一方、伝統的生保は見込み客発見の場が大きく制限され、その代わりの手法を生み出すのに

苦戦している。見込み客発見時に、人間関係構築を前面に打ち出すことが伝統的生保の方法であるが、見知らぬ人との対面が制限されるコロナ禍では、人間関係を構築する機会そのものが制限される。後発型生保と同様に自分のネットワークを利用する際も「専門性」ではなく「素人性」を前面に打ち出しているのが対照的である。後発型生保では、見込み客に対して「役に立つ話をする」といった「専門性」を前面に出した「紹介」で、コロナ禍であっても見知らぬ人への接続に成功する確率を高めている。

各社とも濃淡はあっても、デジタルツールを駆使する方向に変化している。しかし、オンラインと対面が選択できるのであれば対面を選択するという営業職員は、伝統的生保/後発型生保ともインタビュー対象者全員であった。それは生命保険営業において、契約からが顧客との長期に続く関係性のスタートであると考えられているからである。その後の関係性を築く上では、対面のコミュニケーションや自宅に訪問して、親密性を高め、信頼関係を築こうとしている。生命保険の契約をとるだけであれば、デジタルツールでも可能だが、その後の信頼関係構築のためには、「対面」営業が必要だという。

保険を売ることでついてくるものは顧客の人生そのものとなる一方、この人だから生命保険を購入するといったように営業職員個人の対応が強調されるため、営業職員と顧客の関係は個人と個人の人間関係。と

⁹ 後発型生保の営業職から出向して銀行窓販で銀行員として保険営業を担うように立場が変わった者は、「生命保険営業は自分自身の個人との関係性。でも銀行窓販ではあくまでも銀行の中のワンノブゼムの保険担当で、かつ、お客様が自分のお客さんではなくて銀行のお客さんだと考えている」と述べ

なる。こうした状況において、生命保険営業は単に生命保険の販売をするのではなく、営業職員による総合的な「顧客ケア」をすることが、仕事の核心となっている。 長期にわたって顧客に対して総合的なケアをして、顧客との信頼関係を構築することは伝統的生保も後発型生保も同じで、そのスタートの営業時は「対面」が選好されている。

しかし、その信頼関係の築き方も、「金融 に関する相談は何でも | といったように後 発型生保が「専門性」を前提としているの に対して、伝統的生保では人間関係を前提 にしている。したがって、後発型生保では、 顧客の様々な悩み事に対応できるよう営業 職員個人として弁護士、税理士、医者など のネットワークを広げ、金融情報のアップ デートをするなど「専門性」に結びつくも のとして行われ、それはコロナ禍において も変わらない。伝統的生保でも、給付金や 口座変更など顧客からの依頼に素早く対応 することは当然行われるが、その他、特に 地域の顧客は定期的に自宅を訪問して「お 茶飲み友達」のような関係性を築いてい る。そうした人間関係は、コロナ禍、ベテ ラン層の営業の強みにもなっていた。デジ タルツールの利用は、顧客とのより頻繁な やり取りを発生させ、「(疑似) 友達化 | を 促進している側面もある。

V. 終わりに

コロナ禍、対面での接客サービス労働を 困難にし、非対面のデジタルツールの利用 が進むと考えられたが、デジタルツールに 置き換え可能なことと難しいことがあるの が浮き彫りになった。顧客との長期的な信 頼関係構築のために、営業プロセスの一部 分であっても対面が選好されている。さら に、従来どのような営業モデルを企業戦略 として展開してきたのかもデジタルツール への代替の困難度合いやどのプロセスを代 替できるかに影響している。

本研究から明らかになったのは、伝統的 生保の中高年女性による営業モデルの脆弱 性である。対面が制限される中で新規の見 込み客を発見し人間関係を築く場が大きく 制限されているが、会社側は明確な対処方 法を打ち出せていない。職歴などを重視せ ず営業職員個々人が顧客と人間関係を築 く努力と運に頼ってきた営業手法で、「対 面 | であることに大きな意味があったため といえる10。見知らぬ人との人間関係構築 という不確定な要素を基盤に大量の中高年 女性を採用して生命保険を営業し、その後 の長期的な顧客との関係性も疑似的な友達 ともいえる人間関係を営業職員に築かせて きた。そして、成績の上げられない女性が 大量に離職していくことも織り込まれてい た。つまり、伝統的生保の人間関係構築モ デルは、女性営業職の生活できる収入の維

ている (2014年11月23日、後発型生保F-3男性営業職員Eさんインタビュー)。

¹⁰ 伝統的生保は職歴や学歴を問わない採用であるため、コロナの影響で派遣切りや店舗閉鎖、夫の収入が減少した女性などの雇用の受け皿機能を果たしている側面もある。2020年9月15日付の日本経済新聞によると、2020年3月末と6月末・7月初めの営業職員数は、もっとも多い住友生命で1130名増加しており、採用数を伸ばしている。

持に企業側が責任をもつことに主眼は置か れず、男性稼ぎ主型世帯の主婦を想定する ジェンダー化されたビジネスモデルであっ た。従来、女性営業職が個人でリスクを 負ってきた「専門性」を基盤にしない人間 関係構築モデルが、コロナ禍、会社にとっ ての脆弱性として顕在化したといえる。一 方で、後発型生保のように「専門性」を前提 に高学歴で職歴を重視した男性を採用・育 成し、営業職員自身のネットワークを活用 することは、見込み客発見において見知ら ぬ人との対面を制限するコロナのインパク トを相対的に緩和するものとして機能して いた。このように平時の企業のジェンダー 化されたマネジメントが①新人とベテラン 層、②デジタルデバイド、③伝統的生保と

後発型生保の生産性にそれぞれ異なったコロナによる影響を与えて、ひいては男女の労働者の営業成績や歩合給収入に異なる影響をもたらしている。

最後に、コロナをきっかけに、デジタルツールの活用は伝統的生保/後発型生保どちらでもますます進むとみられるが、顧客へのケアの側面からみると、デジタルツールの利用で物理的にも心理的にも距離のあった顧客ともより頻繁なやり取りが可能となり、労働と非労働の曖昧化と無報酬化がますます進むことが示唆される。しかし、歩合給であるため、そうした側面は個人の努力と能力の証として会社や営業職員にとって見えないままである。

参考文献

- Gaspar, Jess and Glaeser, Edward L,1998, "Information Technology and the Future of Cities" *Journal of Urban Economics*, 43: pp.136-156.
- 金井郁・申琪榮, 2016,「生命保険業における金融媒介者の検討――再生産領域の金融化論にむけて」『ジェンダー研究』第19号, pp.27-45.
- 金井郁・申琪榮, 2021,「生命保険営業職の採用と育成――伝統的生保と後発型生保の比較ジェンダー分析」『大原社会問題研究所雑誌』748号, pp.76-95.
- 金融庁,2020,「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について(麻生金融担当大臣談話)」(2021年2月5日取得,https://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20200407.html)
- Leidner, Robin ,1993, Fast Food, Fast Talk; Service Work and the Routinization of Everyday life, Berkeley: University of California Press.
- 本山央子, 2020,「パンデミックをめぐるフェミニストの分析とビジョン」『f visions』No1: pp.6-9.
- Naila, Kabeer, Shahra, Razavi and Yana van der Meulen Rodgers, 2021, "Feminist Economic Perspectives on the COVID-19 Pandemic", *Feminist Economics*, volume 27: pp.1-29.
- 周燕飛, 2020,「JILPT リサーチアイ 第 38 回 コロナショックの被害は女性に集中——働き方改革でピンチをチャンスに」(2020 年 2 月 5 日取得, https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/038_200626. html)
- 週刊東洋経済,2020,『臨時増刊2020年度 生保・損保特集 特集パンデミックと生命保険』6953 号,東洋経済新報社.
- 鈴木和雄,2012,『接客サービスの労働過程論』, 御茶の水書房.

(掲載決定日:2021年5月14日)

Abstract

Impact of the COVID-19 pandemic on face-to-face sales of Japanese life insurance companies

Kaoru KANAI

The life insurance business requires salespersons to find potential clients, turn them into customers, and retain them in the long term. Thus, contacting and meeting people represents the most critical aspect of sales. This study focuses on the gendered differences of discrete sales models to examine how the current coronavirus pandemic has restricted person-to-person contact to an unprecedented degree, influencing the sales strategies adopted by the life insurance industry.

The study results elucidate the vulnerability of the old Japanese sales model dependent on middle-aged and elderly women. This sales method made insurance companies exclusively reliant on the efforts and of individual staff members and their opportunities to build lasting relationships with customers. Thus, their sales were geographically limited and cannot be replaced by online. However, the impact of COVID-19 was relatively low for the sales model of late-coming life insurance companies that targets highly educated men. These companies try to attain prospective buyers with not only online but also face-to-face meeting and maintain relationships with their customers on the premise of expertise.

Keywords

life insurance, face-to-face sales, potential customers, COVID-19, gender

Special Section

The COVID-19 Pandemic and Gender

危機としてのコロナ・パンデミックとフェミニスト知

本山央子 (立命館大学アジア日本研究機構)

新型コロナウイルス感染症が女性・少女に重大な影響をもたらしているなか、グローバル・ガバナンスが直面する危機の性質について、フェミニストの知は何を明らかにしているだろうか。本稿は、フェミニスト国際政治経済学(FIPE)の視点から、グローバル政治経済の不平等なジェンダー関係を組織し正当化する支配的知の枠組みが動揺する「危機」に介入するフェミニスト知の実践として、パンデミックからの「フェミニスト的」回復について異なる主体が生産する言説の分析を行う。パンデミックにおける最も重要な側面として「ケアの危機」が焦点化されていることは、ケアの価値を過小評価してきた新自由主義グローバル・ガバナンスの変化の可能性を示唆している。同時にこれらフェミニスト言説の間に見られるケアの危機の理解および知の生産実践をめぐる大きな違いは、社会的再生産とグローバル政治経済の変容の方向に関する重要な政治的緊張の可能性を示している。

キーワード

新型コロナウイルス感染症、フェミニスト知、グローバル・ガバナンス、フェミニスト国際政治経済、社会的再生産

I. はじめに

2021年3月末までに世界中で300万人の 命を奪い、第2次世界大戦後最大規模の景 気後退を引き起こしている新型コロナウイ ルス感染症の世界的流行(パンデミック) が、グローバル政治経済体制に重大な挑戦 を提示しているという認識は、多くの人々に共有されていることだろう」。しかしこの 危機の性質をいかに理解し対応すべきかに ついて、国際社会は共有された認識に達しておらず、一致協力した対応をとることが

DOI: 10.24567/0002000108

¹ WHO はパンデミックを「新しい病気の世界的な流行」と定義しており、2020年3月11日に新型コロナウイルス感染症のパンデミックを宣言した。以下本稿では、感染症による健康影響だけでなく経済社会的影響も含意するものとして「コロナ・パンデミック」という語を用いる。

できていない。そのことは、国連が「パンデミックは健康の危機以上のもの、経済、人道、安全保障そして人権の危機です」と述べて国際協力をよびかける一方²、米国のトランプ前大統領が戦争の比喩を動員しWHOからの脱退を通告したことにも示されている。パンデミックがもたらしている挑戦をどのように理解するかは、政府や国際機関等による対応だけでなく、危機後の世界秩序の構想にも関わってくる問題である。

こうした中でフェミニズムが果たす役割 とは何だろうか。女性・少女たちが特に深 刻な影響を受けていることは、国連やNGO によって早くから指摘されてきている。し かしそのことは、ただ脆弱な立場にある女 性・少女への特別な配慮の必要を示して いるだけなのだろうか。パンデミックの影 響の全容がまだ把握されていない中におい て、国際社会の議論はすでに危機からの 「より良い回復」へとシフトしつつある。「よ り良い」という言葉は、この危機が既存の システムに変容の機会をもたらしているこ とを示唆する。この決定的に重要な時にお いて、フェミニスト分析が、危機の本質や 政治経済体制の変革とは本質的に関係のな い、付加的配慮の問題としてパターナリス ティックな権力に回収されることを許さな いためにも、フェミニストの知がもつ政治 的意味を深く認識することが必要だろう。

こうした問題関心から本稿は、さまざま な主体によるコロナ・パンデミックとジェ ンダーに関する膨大な言説のうち、「フェ ミニスト的な」回復に関する言説に注目す る。国連機関やNGOはこの間、パンデミックのジェンダー化された影響について分析を行うだけでなく、ジェンダー公正な、があるいは「フェミニスト的な」危機への対けたるらに危機からの中長期的な回復にしている。「フェだろきとは何を指しているのが、これらの言とは何を指しているのはみにありかる動向をつかを到れておりままままりない。本稿における調査は限られておりとどがあるが、これようる複数のフェミニよっでようなでであるが見過せないこの可能性が生まれらない。

本稿は、グローバル国際政治経済体制を ジェンダー化された社会的関係ととらえ、 その統治においてジェンダーに関する知識 が果たす役割を重視するフェミニスト国際 政治経済学(FIPE)の理論的立場から、支 配的知の枠組みが動揺し変容の可能性が生 じる機会として危機にアプローチする。パ ンデミックにおける最も重要な側面として 「ケアの危機」が焦点化されてきているこ とは、ケアの価値を過小評価してきたこれ までの新自由主義経済の変化の可能性を示 唆する。しかしこれらアクター間には、ケ アの政治的位置づけや知の生産実践におい て違いがみられる。このことは今後のグ ローバル政治経済の変容の方向についても 重要な違いをもたらすことになるだろう。

以下は大きく2つのパートに分かれる。 第2節では、グローバル政治経済のガバナ

² https://www.un.org/en/coronavirus/UN-response

ンスとフェミニストの知および危機の政治に関する理論的議論のレビューを行う。第3節では、グローバルなジェンダー政治に関わる3つの主要なアクターである国連、NGOおよび民間セクターによる「フェミニスト的な」回復に関する言説の分析を行い、それらのもつ政治的示唆について考察を行う。

Ⅱ. グローバル・ガバナンスと危機、 フェミニストの知

1. グローバル・ガバナンスとフェミニストの知

冷戦終結後に明確な形を取り始めた「グローバル・ガバナンス」 — グローバルレベルにおける合意形成や協力の基盤となる制度やルール、規範の集合 — の発展は、フェミニズムの政治にとって重要な意味をもってきた。

それは一面においては、普遍的人権や民主主義などのリベラルな価値にもとづき、主権国家だけでなく NGO や企業など多様なアクターが関わる意思決定のプロセスを創り出すことを通して、国境を越えてつながるフェミニズム運動が国際政策の形成およびナショナルな政策決定に影響をあたえる政治的機会を作り出してきた(Keck and Sikkink 1998)。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントはグローバル・ガバナンスの基本原則のひとつに確固として位置付けられ、今や女性たちは、政治、経済、安全保障などあらゆる政策領域において重要な役割を果たしうる主体として認識され参加を促進されている。

しかし実際にはこの過程は、多くの女性 たちにとってより複雑な影響をもたらして きた。それは、国家主権の相対化とリベラルな規範に基づくグローバル・ガバナンスの構築が、経済グローバリゼーションとよりよく適合するような統治の変容の一部であったことと関わっている。1970年代以降のグローバル資本蓄積体制の変容は、北と南の双方において財・サービスの配分における政府に対する市場の優位性というドグマにもとづく国家統治の再構築をもたらしてきたが、とりわけ南の諸国に対しては、国際金融機関による「構造調整」政策が強制的に導入されてきた。

この新自由主義イデオロギーにもとづく ガバナンスが女性の権利にとってもつ意味 は複雑で矛盾をはらんでいる。それは一方 においては、女性の経済的主体性と生産性 を強調し、労働市場への参入を促進する。 他方で、ケアや教育などの社会的再生産が 公的責任から個人の私的責任へと移される ことによって、再生産労働の担い手、とり わけ世帯内無償ケア労働の主たる担い手と される女性たちの負担はいっそう強化され ることになるのである。

FIPE は、資本主義経済における社会的 再生産の圧迫とジェンダーの関係に焦点を 当ててきた。主流派経済学との重要な違い は、経済を市場経済と同一視することなく 非市場的な経済領域を認識し、世帯内無償 ケア労働を含む社会的再生産を経済総体の 不可欠な一部として把握する点にある。生 殖、育児、教育、家事、性、病気や加齢、死 に至るまで、生物また社会的存在としての 人の生存を可能にする膨大なケア労働とそ れをとりまく社会的自然的環境なしには、 人間と社会システムそして資本主義経済も また自らを再生産することはできない。この意味で社会的再生産とは日常そのものである(Elias and Rai 2019)。

にもかかわらず、主流派経済学のヘゲモ ニックな知においてこの領域を不可視にし てきたものこそ、ケアを「女の自然な役割」 とするジェンダーのバイアスである (Elson 1991)。貨幣評価を受けないがゆえに、世帯 という「私的領域」で行われる無償ケア労 働の価値が不可視化されていることを明ら かにしたのはフェミニズム運動による異議 申し立てであった。しかしジェンダーの抑 圧を利用した世帯内ケア労働の不可視化が 中心的役割を果たしてきたとしても、社会 的再生産が世帯内ケア以上の膨大な領域を 含んでおり、その収奪においてジェンダー 以外の多様な抑圧のシステムがはたらいて いることには留意が必要である。有償家事 労働を含む再生産労働のグローバルな再編 成には、ジェンダー、人種、セクシュアリ ティ、法的地位等の多様な抑圧が交差しな がらはたらいている (Bhattacharya 2017; 伊 藤 2020)。

このように FIPE の分析は、国際政治経済をジェンダー化された社会関係としてアプローチすることにより、ヘゲモニックな知のジェンダー・バイアスに挑戦してきた (Rai and Waylen 2008; Rai 2013)。しかしジェンダー関係に関わる知識は、グローバル・ガバナンスの中でしだいに中心的かつ矛盾した役割をも果たすようになっている。1995年の第4回世界女性会議において採択されたジェンダー主流化は、あらゆる政策形成評価にジェンダー分析を制度的に組み込むことによって、制度の内部から

ジェンダー平等に向けた変革を推進しよう とする戦略である。その基盤には、一見 ジェンダー中立的な制度においてはたらく ジェンダー化されたバイアスや規範に対す るフェミニスト批判があった。しかしグ ローバル・ガバナンスの制度に組み込まれ ることによって、フェミニストの批判的知 は正統性と権威をまとう専門知の地位に押 し上げられるだけでなく、技術的管理的な 行政の一部となって脱政治化され、ジェン ダー化されたグローバル権力の解体よりも 維持に奉仕する「ガバナンス・フェミニ ズム」を生み出してきたとも論じられる (True 2011; Halley et al. 2018)。 さらにジェ ンダーに関する知は新自由主義的な合理性 と結びついて、グローバルなジェンダーの 統治における民間セクターの役割を高めつ つある (Rottenberg 2018; True 2015)。

2. 「危機」とフェミニストの知

今日、あらゆる領域においてさまざまな「危機」が論じられているが、この語が意味する内容について単一の合意された定義はない。しかし危機およびこれに類する「災害」や「非常事態」等の概念については、何らかの重大な衝撃により、既存のシステムに重大な困難や危険が生じ、決定的な変化が生じる機会という理解が広く存在している。また多くの政治研究者は、危機とは現実であると同時に社会的言説的に構築されるという理解において一致している(De Rycker and Mohd 2013; Walby 2015)。

危機と観念される事態に対しフェミニストはどのようにアプローチしてきただろうか。災害とジェンダーは多くの研究蓄積が

ある領域である。女性と男性の異なる経験 に注目することを通して、フェミニストた ちは、災害前の社会におけるジェンダーの 規範やアイデンティティが、いかに階級、 人種、文化、国籍、年齢などの要素と交差 しながら、災害下における脆弱性を作り出 しているのかを明らかにしてきた。フェミ ニスト分析の重要な特色は、災害を「通常」 からの切断と見るのでなく、その前後と連 続する社会プロセスとしてアプローチする 点にある (Ahmad 2018)。主流の災害研究が 衝撃による通常の社会システムの中断や混 乱を問題視するのに対し、フェミニスト研 究は「誰の社会システムなのか」(Enarson et al. 2007) と既存の枠組みを問いなおして きた。

しかしグローバル政治経済体制のガバナ ンスに関するここでの議論にとってより関 連が深いのは、経済危機に関するフェミ ニスト分析であろう。フェミニストたち は、危機前の経済における女性の位置づけ が、どのように危機下において女性の脆弱 性を創り出すのかに注目してきた。1980年 代のラテンアメリカ債務危機、1990年代の アジア経済危機、2008年の金融危機など、 くりかえし発生してきた経済危機の影響は 文脈によって異なっており一概には言えな いが、多くの場合、女性の雇用は危機後も 長期的にわたって回復しにくく、雇用の質 も劣化する。ダイアン・エルソン(Diane Elson)の研究が示すように、生産部門だけ でなく再生産部門を視野に入れて経済を見 るフェミニスト視点は、世帯内の女性の無 償ケア労働は危機時において著しく増大す ることによって、世帯への経済的衝撃を受 け止める「緩衝材」の役割を果たすことを 明らかにしてきた(Elson 1991; 2002)。

ヘゲモニックな経済知が不可視化してい る再生産領域を焦点に据える FIPE 研究は また、金融危機が生じるダイナミクスにつ いても独自の分析を提示してきた。1970年 代以降、世界経済は、国内の労働力でモノ を生産し販売して利潤を得る形態から、国 境をまたぐ生産ネットワークの再編成へ、 さらに短期の金融取引増大による利潤追求 へと向かってきた。この金融化された経済 グローバリゼーションの渦程は、国家間お よび国内の格差をもたらしながら、人びと の日常生活をも金融取引に組み込みつつあ る。2008年グローバル金融危機の背景に、 アメリカで経済的に周辺化される人種マイ ノリティ女性を標的とする投機的住宅ロー ンがあったことは、金融による再生産領域 の略奪的な包摂を示すものと指摘されてい る (Fukuda-Parr et al. 2013; 足立 2016)。 くり 返される経済危機の背景には、人びとの生 存に関わるニーズと実体経済を犠牲にし、 格差を拡大するようなグローバル経済の金 融化の過程がある。社会的再生産の不可視 化は日常においても抑圧を生み出すが、ひ とたび金融危機が発生すれば、そのコスト は構造調整や緊縮財政による公的社会サー ビスの削減を通じて無償ケア負担の担い手 として女性化される人々へと転移され、そ の影響は、ケア負担の増大とプレカリアス な労働として長期的に継続することになる のである。

このようにフェミニスト研究は、危機を 日常からの切断ではなく連続するジェン ダー化された社会的プロセスとしてアプ ローチすることにより、ジェンダー非対称な影響を引き起こすような、既存の政治経済システムに埋め込まれていた不平等なジェンダーの権力関係について重要な洞察を提示しうる。同時に、危機とは、このジェンダー不平等な政治経済システムの「自然な」再生産を可能にしてきた支配的な知が衝撃を受けて動揺し、崩壊する可能性をはらむ時でもある。この政治的機会において、フェミニストの知は、統治権力にどのように関与しうるだろうか。

グラムシ派は、被支配者に対する抑圧を 正当化してきた知のヘゲモニーの動揺が強 圧的権力を前面化させうることに注目して いる。ナオミ・クライン(Naomi Klain)が 指摘したように、人びとに衝撃とトラウマ をあたえる危機は、しばしば新自由主義資 本主義体制がその強権的側面をむき出しに する機会となる(Klein 2007)。重要なこと に、危機時に現出する強権的支配を正当化 する言説はジェンダー化されており、迅速 で決定的な危機対応をとることのできる男 性的権威的なリーダーシップが称賛される のに対し、慎重さや時間をかけた合意を求 める異論は、しばしば女性化されて封じら れるのである。

しかし危機に際して統治権力が常に強権 的男性性をまとうとは限らない。金融化さ れた国際政治経済において危機が日常化す る中、危機を封じ込め管理可能なものとす るような統治の技術はフェミニストの知 を選択的に取り込んできてもいる(Griffin 2015)。2008年のグローバル金融危機で特 に重大な影響を受けた多くのヨーロッパ諸 国では厳しい緊縮財政が導入され、深く長 引く経済的社会的政治的影響をおよぼすことになった。フェミニストたちは過去の経済危機に関する分析をもとに、社会的再生産のための公的支出を切り下げる緊縮は女性のケア負担を増大させジェンダー不平等を悪化させると反対したが、このフェミニストの知識は多くの場合受け入れられなかった。

その一方、「もしもリーマンブラザーズ がシスターズであったなら」というIMF理 事ラガルドの言葉は、「女性活躍」を掲げ た日本の前首相さえ口にするほど人気の キャッチフレーズとなった。自己利益を追 求する慎重さと責任感に欠ける若い男性た ちに、より慎重で他者に責任ある判断をな しうる女性たちを対比させる本質化された 言説は、金融ガバナンスにおけるジェン ダー・パリティという「解決策」を提示す ることで、金融資本主義のジェンダー化さ れた不平等な構造の根本的改革という要 求からうまく目を背けさせてきた(Elson 2014)。この「危機管理のガバナンス・フェ ミニズム | (Griffin 2015) は、危機を切り抜 ければ用済みになるわけではないかもしれ ない。利他的で責任ある経済的主体として 女性を位置づける言説は、危機後のグロー バル資本主義を救済する資源として女性 たちを動員する役割をも果たした (Calkin 2015; Hajek and Opratko 2016)。そして、ジェ ンダー平等を市場の合理性に完全に適うも のと位置付けて推進する民間セクターが果 たす役割は、ジェンダー関係に関わるグ ローバルな知識の生産と統治において、グ ローバル金融危機以降さらに増大してきた と指摘されている(True 2015)。

3. 小括

FIPE研究は、国際政治経済をジェンダー 化された社会関係としてアプローチするこ とにより、社会的再生産を不可視化するよ うなグローバル・ガバナンスの支配的な知 に挑戦してきた。ジェンダーその他の抑圧 をはらむシステムの再生産が自然に行われ なくなる危機は、変容の機会をもたらす が、それは必ずしも根本的権力関係の転換 を意味しない。フェミニスト分析が示唆す るのは、危機とは日常からの切断ではなく 連続するジェンダー化された社会関係の中 で展開し、その中から新たなジェンダー化 された社会関係を生み出すプロセスである ということである。不平等なジェンダー関 係を組織し正当化してきた支配的知の枠組 みの危機による動揺は、フェミニスト知識 の介入を通じてより公正な社会関係への移 行を促す機会を生じるかもしれないが、危 機管理のガバナンスにおける資源として取 り込まれ、不平等なジェンダー化された権 力関係を強化する機会ともなり得る。

しかしシルビア・ウォルビー (Sylvia Walby) が強調するように、危機とは経路依存的であると同時に非直線的に発展するプロセスであり、その帰結の可能性は開かれている。今まさに展開しているコロナ・パンデミックをめぐるダイナミクスの中で、グローバル政治経済体制のジェンダー化された社会関係についていかなる知が生産されており、その統治の変容にどのように関与しようとしているのかを理解しようとするうえで、言説分析は重要な戦略である。とりわけ危機のナラティブに注目することは、その語り手が、出来事をどのように始

まりと終わりをもつ系統立てられたプロセスとして解釈し、その根底にあるどのような価値や政治的目標を提示しているのかを分析する手掛かりとなる(Walby 2015)。

以上の理論的検討を経て次節では、「フェミニスト的」あるいはジェンダー公正な回復に関する国連、NGO、民間セクターの言説分析を行う。ジェンダーで異なるパンデミックの影響とジェンダー不平等の是正という関心はこれらアクターのすべてに共有されているが、どのようなジェンダー知をどのように用いながら、パンデミックの男女で異なる影響を既存の政治経済システムの性質と関連付けて解釈し、より望ましいと考えられる統治を合理づけるような一貫性のある系統立てられたナラティブを構築しているのかが分析の焦点となる。

Ⅲ.「フェミニスト的」回復に関する言説の検討

1. 国連機関

国連機関はUN Womenを中心として、女性・少女の権利の後退を警告する緊急声明の発出や、緊急ジェンダーアセスメントを行ってきたほか、ジェンダーに対応した政策対応と回復を導くための政策ブリーフやデータベースなどの政策ツールなどを生産している(表1)。国連が指摘する女性・少女への影響の主な要点は、以下のように整理できよう。

- ① 女性・少女に対する DV や性暴力 被害の増大・激化。
- ② 女性が集中する産業部門への衝撃

タイプ	機関	タイトル
声明	UN Women	COVID-19: Women front and centre(2020/3/20)
声明	UN Women	Women and COVID-19: Five things governments can do now (2020/3/26)
政策ブリーフ	UN Women, UNDP	Gender-Responsive Prevention and Management of the COVID-19 Pandemic: From Emergency Response to Recovery & Resilience (2020/3/27)
声明	UN Women	Violence against women and girls: the shadow pandemic(2020/4/6)
政策ブリーフ	事務総長	The impact of COVID-19 on women(2020/4/9)
調査	UN Women	Rapid Assessment Surveys
レポート	UNDP	Gender Inequality and the COVID-19 Crisis: A Human Development Perspective
テーマ別政策ブリーフ	UN Women	Addressing the economic fallout of covid-19 (No.15) /Covid-19 and the care economy (No.16) /Violence against women and girls(No.17) /COVID-19 and women's leadership(No.18) /COVID-19 and conflict (No.19) /COVID-19 and women's rights organizations (No.20) /COVID-19 and fiscal policy (No.21)
モニタリング ツール	UNDP + UN Women	COVID-19 Global Gender Response Trucker (September 2020)
政策ブリーフ	ILO	Getting gender equality right for a better future for women at work (2020/5)/ A gender-responsive employment recovery: Building Back Fairer (2020/7)
グッド ガバナンス集	UN Women + IFC	Bridging the Gap: Emerging Private Sector Response & Recovery Measures for Gender Equality Amid COVID-19

表1 国連機関によるコロナとジェンダーに関する主な政策文書・ツール

およびそれ以前からの経済的脆弱 性による雇用・生計への重大な影響。

- ③ 増大した無償ケア・世帯内労働の 負担の増大と女性・少女への過重 な負担。
- ④ 医療・保健部門の労働者の7割を 占める女性のリスクと負担。
- ⑤ パンデミック対応にかかわる意思 決定における女性の平等な代表・ 参加の欠如。

国連のいう「ジェンダーに対応した」とは、これら女性・少女への悪影響を緩和することを意味している。すなわちジェンダーは、女性・少女と同一の意で使われている。彼女たちは「その性別ゆえに」(UN 2020a: 2) 暴力被害や経済的打撃にさらされやすく、また無償・有償のケア労働の担

い手として大きな犠牲を払っているにもかかわらず、意思決定において十分に代表されていない。政府の対応・回復策にジェンダー分析を反映させて女性・少女への重大な影響を緩和することは、より平等で持続可能な世界へ向けた回復という国連の目標の不可欠な一部である。

このようにグローバル・ガバナンスの目標と関連付けて各国政府の政策形成にジェンダー分析を反映させるために種々のツールを開発し技術的支援を提供する国連の実践は、基本的にはジェンダー主流化戦略の延長線上にあり、危機管理のための専門的技術的なジェンダーの知識を生産し制度化するものと見ることができる。たとえばUN Women が UNDP と開発した「Global Gender Response Trucker」は200か国以上の政府の対応策が女性・少女への影響にどの程度直接的に対応するものかを統一の指標

によりモニタリング・評価した結果が概観 できるようになっている³。

他方で、事務総長が「平等に向けた改革 的な変化 | (UN 2020a: 3) への鍵として有 償・無償のケアエコノミーを挙げているよ うに、これまでジェンダー主流化戦略にお いて必ずしも中核的位置づけをあたえられ ていなかったケアが、ジェンダーに対応し た回復の中核に据えられていることは注目 される。前節でも触れたように、金銭的評 価を受けない無償のケア・世帯内労働が経 済・社会システムの再生産に果たす不可欠 な役割は、1970年代におけるフェミニスト 運動の提起を受けてフェミニスト経済学研 究により理論的に明らかにされ、1995年に 採択された北京行動綱領にはケアの評価と ジェンダー平等な分担が書き込まれた。こ れにより無償ケア労働の時間計測と価値評 価の実践は大きく進展してきたものの、リ ベラル・フェミニズムと新自由主義イデオ ロギーの強い影響の下で、ケアの問題は、 女性に対する暴力や経済的政治的エンパ ワーメントと比べると、ジェンダー平等の アジェンダの中では必ずしも高い優先順位 があたえられてきたとはいえない。2015年 の持続可能な開発目標 (SDGs) には NGO のロビーイングにより無償ケアの認識・評 価が盛り込まれた。

コロナ・パンデミックが「ケアの危機」 をこれまでにないほど深刻化させ緊急の課 題に押し上げたことは、ケア労働の価値を 再認識させるだけでなく、自らが依存する ケアエコノミーへの投資を不足させ、その 持続性を脅かしてきた既存の政治経済体制 の根本的問題を、少なくとも国連の人権機 構の中では、よりはっきりと認識させる 機会となっているといえよう。UN Women は、過去の経済危機に関するフェミニスト 研究も引用しながら「ケアエコノミーによ る経済的貢献および他のセクターとのダイ ナミックな関連を認識するマクロ経済政策 が、回復策の持続性を維持するためには重 要である | (UN Women 2020b: 7) と述べ る。無償ケア労働と有償労働とのバランス にとどまらず、市場経済とケアエコノミー との有機的関連というフェミニストの知 に基づいて、ケアエコノミーへの投資が、 ジェンダーに対応したマクロ経済・財政の 不可欠の構成要素として強調されている。

ここには、既存の国際政治経済体制に対する批判的なフェミニストの知が取り入れられることで、ケアエコノミーを軽視してきた既存の知にもとづく統治からの転換が生じる可能性を見て取ることができる。他方で「無償ケアと世帯内労働は……健康で生産的で、学習と創造の能力をもつ人びとを育成し、経済開発に重要な貢献をなす」、それ自体が「多大な経済価値」をもつ活動であるとも述べられているように、ケアエコノミーはそれ自体というよりあくまで生産領域との関係においてのみ価値が認められているかのようにも読める(UN Women 2020b: 2)。

また国連による新しいジェンダー知の生産様式は、従来のジェンダー主流化戦略と同様に技術的官僚的なものである。UN

³ https://data.undp.org/gendertracker/

Women がケアへの投資を含むジェンダー に対応したマクロ経済・財政を促進する手 段として推奨するジェンダー予算は、イギ リスなどではフェミニスト団体が政策形成 に関与する重要なツールとなってきたが、 こうした団体が実質的に関与できる文脈を 欠く場合には、ジェンダー知を用いた統 治の技術となってしまう危険もある(UN Women 2020e)。 くわえて、国際債務を理由 とする開発金融機関による緊縮政策の押し つけが見直されなければ、ジェンダー予算 という政策ツールがあっても、政府とロー カルな運動体との対話と自律的政策決定は 阻害されかねない。実際、次項で見るよう に、フェミニスト運動団体は国際金融機関 による新自由主義的な財政政策への介入を 根本的問題と見ているが、国連はこの問題 に踏み込んでいない。

2. NGO

パンデミックとジェンダーに関する NGOの声明や分析、提言は無数にあるが、 ここではグローバル政治経済体制のガバ ナンスへの関与という観点から、「フェミ ニスト的な」回復について包括的に述べ た声明や提言に絞ってとりあげる(した がって、女性に対する暴力などシングルイ シューについての提言は取り上げない)。 また NGO の中には政府や企業が関与する ものもあるが、ここではフェミニスト運動体や人道支援 NGO に限った 4 。選択にあたっては、コロナ・パンデミックとジェンダーのトピックに関するいくつかのポータルサイト 5 に集積された情報の中から、英語で読めるもののみを拾った(表2)。

これらのNGOも、女性労働への重大な打 撃、ケア労働の増大による女性の負担、女 性に対する暴力の増大、意思決定における 不平等など、パンデミックのジェンダー化 された影響について国連機関と問題関心を 共有しているが、いくつかの点で重要な違 いがある。第1に、女性・少女を含む多様 な集団の社会的脆弱性を是正し、すべての 人々の権利やニーズに平等に対応するよう な政治経済システムを求めていること、第 2に、きわめて幅広い要素を含む要求を掲 げていること、第3に、新自由主義政治経済 体制からの根本的転換を求めていることで ある。このようなフェミニスト知の生産に おいて、インターセクショナリティと歴史 的文脈の参照は重要な戦略となっている。

インターセクショナリティ

分析対象のほぼすべての団体は、女性・ 少女だけに関心を絞るのでなく、女性・少 女を含む、パンデミック下において最も打 撃を受けている多様な集団のニーズに対応 すること、それらの人びとの脆弱性を是正

⁴ アメリカ・ハワイ州の提言はNGOではなく公的な女性の権利擁護機関が作成したものだが、州の経済 回復プランに関する公的意思決定にフェミニスト視点から介入する意図で作成されており、多くの点 で他のNGOによるものと共通していることから、ここで一緒にとりあげる。

⁵ Feminist Response to Covid-19 (https://www.feministcovidresponse.com/); Gender and COVID-19 Resources (https://docs.google.com/document/d/1_QfLS6Z90w_1rPM-jdeKC_lQXTcwA8Z4kF8Z5CerZrk/edit); WUNRN (http://www.wunrn.com)

表2	フェミニス	ト的回復に関す	る主なNGOの文書

タイトル	団体	レベル
A Feminist Monitoring & Advocacy Toolkit - Feminist Response to COVID-19	Feminist Response to Covid-19 (FRC) ¹	グローバル
From the Pandemic to 2030: Feminists Want System Change	Women's Major Group(WMG)	グローバル
From a feminist bailout to a global feminist economic recovery	Association for Women in Development (AWID)	グローバル
Feminist Futures	Oxfam ²	グローバル
Invest in the Care Economy for a Just, Green, Feminist Covid-19 Response and Recovery	Women's Global Strike 2020(WGS)	グローバル
COVID-19 Highlights the Failure of Neoliberal Capitalism: We Need Feminist Global Solidarity	APWLD	リージョナル (アジア)
African Feminist Post-COVID-19 Economic Recovery Statement	African Feminism (AF)	リージョナル (アフリカ)
A Feminist Economic Recovery Plan for Canada: Making the Economy Work for Everyone	YWCA Canada、Institute for Gender and Economy	ローカル (カナダ)
Building Bridges Not Walking on Backs: A Feminist Economic Recovery Plan for COVID-19	Hawaii State Commission on the Status of Women	ローカル(アメ リカ・ハワイ州)
COVID-19 Feminist Recovery Plan	Women's Policy Group NI	ローカル(北ア イルランド)
A Gender-responsive policy and fiscal response to the pandemic	Feminist Policy Collective (FPC)	ローカル (インド)

- 1 20年3月に立ち上げられたコロナ・パンデミックに関する国際的なフェミニストコレクティブ。20年末までに74か国400団体が参加。
- 2 団体の公的政策文書ではなく内部のジェンダー・グループによるディスカッションペーパー。

し、彼らの権利をよりよく保障しうるよう な政治経済システムへの転換を求めてい る。すなわちジェンダーは、階級、人種、 障害、セクシュアリティその他の要因とと もに、一部の人びとの構造的な周辺化と権 利侵害をもたらすような抑圧要因として理 解されている。

いくつかの団体が明示的に述べているように、インターセクショナリティと呼ばれるこの概念的レンズは、危機におけるフェミニストの政治が構築される基盤となっている。

フェミニストの活動家とアドボケート たちは、複数の形態をとる危機の交差

において活動することによく慣れている。私たちのフェミニスト・アジェンダを中核的に枠づけてきたものとは常に、ジェンダー、年齢、階級、カースト、人種、エスニシティ、ナショナリティ、性的指向、ジェンダーのアイデンティティと表現、性徴、障害その他の地位にもとづく交差する不平等および多様な形態の差別に取り組むという目的であった(FRC 2020: 8)。

インターセクショナリティのレンズは、 これら NGO がそれぞれのコミュニティの 歴史的文脈におけるパンデミックの影響 の現れ方とその背後にある権力関係を理解し分析するための重要な概念的ツールでもある⁶。アフリカやインドであればインフォーマル経済に依存する多数の人びとの苦境、カナダやハワイであれば先住民族やブラック・コミュニティの経験するレイともに、既存の政治経済システムのどこに問題が存在するのかを分析するうえで不可欠な要素となっている。ここから導かれる「フェミニスト的な」回復に向けた提言でな要素となったいる。ここから違かれる「フェミニスト的な」回復に向けた提言での投資だけにとどまらない、きわめて幅広い要求が含まれることになる。多くに共通する要素には以下が含まれる:

- ・ 普遍的な保健および社会的保護のシ ステム
- ・ 無償・有償ケアの認識と投資、平等 な分担
- ・ 移民、インフォーマル労働者の権利 保障
- ・ 食糧安全保障、グリーンエコノミー への転換
- · 対外債務の帳消し、緊縮財政の拒否
- ・ 公正な貿易・税システム
- ・ 国家およびローカルなコミュニティの自律性
- 周辺化された人々を包摂する民主的 意思決定
- デジタル情報・技術への平等なアク

セスと公正な利用

危機のナラティブと歴史的文脈

このような広い要求を導く NGO の危機 のナラティブは、多くの場合、パンデミッ クの最も重大な経済社会的影響が誰によっ てどのように経験されているのかを明らか に述べることから始まる。これらの団体が 言及する集団の中には、収入減やケア負担 の増大、暴力に苦しむ女性たちのほかに、 LGBTIの人びと、インフォーマルセクター 労働者、難民、移民、人種マイノリティ、先 住民、農民、セックスワーカー、市民登録 のない人々などが含まれる。それぞれ深い 歴史的文化的根をもつ抑圧によって周辺化 されてきたこれらの集団は、パンデミック 下において、人びとのニーズに応えようと しない政府のためだけでなく、公平なサー ビスの保障よりも私企業の利益を優先する ような新自由主義経済のために、いっそう の苦境に追いやられていると分析されてい る。

Oxfamのように、ギリガンの「ケアの倫理」に依拠しながらこのようなフェミニスト知を構成しているNGOもあるが(Oxfam 2020)、多くの団体は固有の歴史的文脈に基盤を置きながらフェミニスト分析を構成している。アフリカのフェミニストたちは過去数十年にわたる構造調整、北アイルランドのNGOは近年の緊縮政策の下で苦しんだ経験を想起しながら分析を行ってい

⁶ ここでコミュニティとは必ずしも地域性に基づくものでなく、個々の運動体が基礎を置く人々の繋が りを意味している。たとえば女性の労働問題に関する運動体は、ノンバイナリー、トランス女性、移 住女性、障害女性を含む多様な人びとから成る集団を、自らが基盤をおくコミュニティとして見出す ことが可能である。

る (AF 2000; NI 2020)。IMF や世界銀行が 「南」の国々に強制してきた構造調整の下 で、医療や水道などの基礎的社会サービス さえもが民営化あるいは官民連携 (PPP) 事業化され、貧困層は質の高い医療保健や 社会的保護へのアクセスから排除されてき た。パンデミック下における人びとの生存 の危機は、こうした政策がもたらした結果 なのである (AF 2000; WGS 2020; FRC 2020; APWLD 2020)。そしてこの経済政策によっ て制度的に引き起こされてきた社会サービ スの不足を補ってきたのが、主に女性に よって担われる無償または低価のケア労働 であった⁷。グローバル・サウスに基盤を置 くいくつかのNGOは、UN Womenがケアへ の「歴史的な投資不足」 (UN Women 2020: 7)と控えめに表現しているものの背後に、 自国政府のマクロ経済政策におけるジェン ダー視点の欠如以上に、男性バイアスをは らむドグマ的な経済知が不平等なグロー バル関係の下で強制されてきた歴史を見 ているのである (AF 2000; WGS 2000; FRC 2000)

歴史的に構築されてきたグローバルな不平等構造の中でケアエコノミーへの圧迫と女性への負担の転嫁を見るフェミニスト視点からの回復のアジェンダは、したがって必然的に、一国レベルでの緊縮財政の拒否だけでなく、国際開発金融やグローバルな税・貿易システムの改革をも視野に含むものとなる(AWID 2020; FRC 2020; Oxfam 2020; AF 2020; WGS 2020; APWLD 2020)。

債権国や多国籍企業の権益保護を優先してきた国際的なシステムを見直し、人びとの健康とケアを支える公的サービスのために必要な資金を政府が調達することができるような自律性を確保することは、民主的経済運営のためにも必要なのである。

政治的挑戦と機会の認識

多くのNGOも意思決定への平等な参加を要求に掲げているが、そこには、社会的に周辺化された集団の声が排除されていることだけでなく、デジタル監視や大企業を優先する公的支出、債務と緊縮など、社会正義と民主主義をいっそう歪めかねない動きへの懸念がある。同時にこの危機は、唯一の経済モデルであることを主張する新自由主義経済に代わる、より包摂的なエコノミーのあり方を「再想像する」政治的機会としても認識されている(YWCA Canada 2020; AF 2020)。

女性たちの過重な負担を是正するためのケアへの投資や、すべての人びとがアクセスしうる質の高い基礎的社会サービスと保健医療はその中心であるが、ローカルな歴史的文脈に位置付けられたフェミニスト知の生産実践は、ここでも重要な戦略となっている。たとえばハワイ州は、連邦軍事費や観光に依存した経済から、健康や住宅などの社会的インフラ、女性や周辺化された住民の持続的生計の維持、不平等の是正に重点を置くような経済への転換を提言している(Hawaii CSW 2020)。さらにいくつか

⁷ Women's Global Strike は、2世代にわたって「南」の国々に強制されてきた新自由主義経済政策の主たる犠牲者は、無償ケアの負担を負わされている女性たちだけでなく、人口の多数を占める子どもや若者たちでもあると指摘している(WGS 2020)。

のNGOは、「南」の多くの人々、とりわけ女性たちにとって主要な生計の源となっているインフォーマルエコノミーのほか、連帯経済や、ローカルな自然資源に依拠したコミュニティ経済など、市場経済以外のオルタナティブなエコノミーの価値を認めている(AWID 2020; AF 2020; WGS 2020)。国連によるケアエコノミーの評価が市場経済にとって不可欠なものという認識にとどまっているのに対して、これらNGOによるオルタナティブエコノミーの評価がずっと積極的であることは注目される。「多数の人びとはオルタナティブなエコノミーのおかげで支配的経済モデルの暴力を生き延びている」のである(AWID 2020)。

3. 民間セクター

グローバル経済のみならずグローバルなジェンダー政治においても主要なアクターとなりつつある民間セクターに関しては、どのような言説が現れつつあるだろうか。

国際金融機関や G7 は女性労働者への影響を緩和するために民間セクターが取るべき行動について声明やグッドプラクティスを示しているが、「南」の女性労働者をプレカリアスな状況に置いてきたグローバル・バリュー・チェーンの不平等な構造の是正を促すものではない(UN Women and IFC 2020; Empower Women 2020)。

一方、NGOの多くは、民営化やPPPによって基礎的社会サービスの供給者に企業を据えてきた新自由主義的開発からの明確な転換を求めている。「民間セクター―特に中小企業……が、雇用を生み出し、基本的財とサービスを提供し、税収源として

開発に重要であることは疑いを入れないが、今日の開発金融モデルは明らかに開発、特に持続可能な開発と人権にとって疑わしい影響をあたえている大規模多国間企業を優先するよう意図されている」(FRC 2020: 38)。「北」のNGOも大企業よりも女性起業家を含む地域の小規模ビジネスを優先することを提言している(Canada YMCA 2020; Hawaii CSW 2020)。

こうした中で民間セクターの中からの回 復とジェンダーに関するまとまった分析や 提言はまだ少ないが、マッキンゼーのシン クタンクによるレポート (Madgavkar et al. 2020) および世界経済フォーラムのグロー バルジェンダー格差レポート 2021 年版 (WEF 2021) を見ておきたい。両者はいず れも、労働市場における女性の脆弱性の主 要な原因として、打撃を受けた産業におけ る女性の集中と、それ以上に世帯内ケア労 働の増大による賃労働の制約を指摘してい る。ここから世界経済フォーラムは、「ジェ ンダー・ポジティブな回復」に向けた処方 箋の筆頭に、男女平等な育児休業へのアク セスおよびケアセクターへの投資を通した 賃労働とケア労働の「ダブルシフト」解消 を挙げる。ケアセクターへの投資は人的資 源の開発と雇用の創出を通じて回復を促進 する大きな可能性をも持つため、国家だけ でなく「インパクトの大きい社会経済的挑 戦に向かおうとするイノベーター」にとっ てもこのセクターへの投資は優先事項とな るべきという (WEF 2021: 68)。

マッキンゼーも、市場におけるジェンダー・パリティという目標に向けた進歩を 止めないよう、無償の育児ケア労働の削減 と男女平等な負担、金融・デジタル包摂などの施策を急いで推進するよう訴える。これらの対策の遅滞は、女性だけでなくグローバル経済にとって大きな損失となる一方、今すぐに対策をとれば、コロナからの回復後にはより大きいGDPの伸びが期待できるという。「ジェンダー平等にとって良いことは、経済と社会にとって良い」のである(Madgavkar et al. 2020: 1)。

フォーマルな市場におけるジェンダー・ パリティを目標とする両者の分析は、国 連やNGOに比べてはるかに狭い。さらに、 同じように雇用のジェンダー平等に焦点 を置くILOの政策ブリーフと比較すること で、そのジェンダー知の質の違いはより はっきりする。ILO は過去の経済危機に関 する FIPE の知見を引きながら、労働市場 の規制緩和や緊縮が女性の雇用にもたらす 悪影響について警告し、女性を労働市場に 留めるとともにディーセントな雇用の質を 確保する必要を強調する。また、ケアへの 投資は、普遍的な公的医療保健および社会 保護の強化、ケア労働者のディーセントな 雇用と切り離せないと強調している(ILO 2020:12-13)。2つの民間セクターのレポー トは、ディーセントな雇用の質や、労働者 を支えるより広い基礎的社会サービスを視 野に入れておらず、世帯内ケア労働は、主 に市場への女性の参加とリーダーシップに とっての阻害要因として位置づけられてい る。ケアへの投資はたしかに生産的であり 得る。しかしその主たる担い手である人種 化され女性化されたケアワーカーの雇用の 質は関心の外にある。

4. 小括

上に見た国連、NGO、民間セクターの言 説は、いずれもパンデミックが女性・少女 に特に重大な影響をもたらしていることへ の懸念と、よりジェンダー平等なコロナ後 の政治経済システムへの変革を志向するも のである。特に、無償ケア・世帯内労働の 増大と女性への過重な負担の偏りは、すべ ての主体によって、パンデミックによって 明らかになった最も重要なジェンダー平等 における課題として認識されている。しか し「ケアの危機」を既存のグローバル政治 経済システムとの関係においてどのように 理解するかには、それぞれが依拠するジェ ンダー知のありかたによって異なってお り、「フェミニスト的な | 同復における主要 な戦略とされる「ケアへの投資」が何を意 味するかにも重要な違いをもたらしうる。

最も狭いアプローチをとっているのは民 間セクターであり、ケアとは基本的に個人 の女性にとって市場参加を制約する世帯内 無償ケア労働の意味で理解されている。ケ アへの投資によりいっそうの女性参加を推 進する「フェミニスト的回復」を導いてい るのは、経済成長と市場におけるジェン ダー・パリティの間に正の相関を作り出す ようなフェミニスト知である。この知の枠 組において、ケアはできるだけ削減される べきコスト、あるいは、女性を十全に生産 的な経済主体とし、それを通して経済成長 を促進するための投資である。この市場と 女性にとってのコスト/投資としてのケア は、雇用の質やグローバルな平等といった 他の価値を視野に入れていない。

一方、UN Women を中心とする国連機関

は、「ダブルシフト」問題の背後に、市場経 済によるケアエコノミーへの圧迫というよ り大きな問題を認識しており、2つのエコ ノミー間の有機的関連という認識のもとに、 ケアエコノミーへの持続的投資を行うよう なマクロ経済と財政政策をジェンダー平等 な同復の柱に据えようとしている。ここに は明らかに非主流派フェミニスト経済学の 知が反映されている。しかし今のところケ アエコノミーの位置づけはあくまで生産的 領域に不可欠な価値をもつものという消極 的な評価にとどまっているように見える。 女性への暴力を経済的損失として表象する 言説もなお見られる(UN Women 2020c)。 また各国の危機対応にジェンダー分析を反 映させるため種々の技術的ジェンダー知を 生産する実践は、基本的にはジェンダー主 流化の延長線上で危機管理のガバナンスに ジェンダー知を組み込むものと見ることが できる。

最後に、NGOにとって、有償・無償のケア労働の認識と評価、ジェンダー平等な分担とケアへの投資は、普遍的な保健および社会的保護のシステムや食糧安全保障、グリーンエコノミーへの転換、債務の帳消しといった幅広い要求と不可分のものとして考えられており、最も広い意味での社会的再生産領域の認識と持続を志向するようなフェミニスト知を生産しているといえる。フェミニストの学術知はNGOにとっても重要な資源であるが、それ以上にフェミニスト知の政治性を研ぎ澄ますための中核的戦略として、インターセクショナリティと

固有の歴史的文脈における複雑な権力構造に基盤づけられた知の生産を行っている。「ローカルなフェミニストの専門知こそが、伝統的な経済学の限界を超えた政策、戦略、対応を導くことができる」(AWID 2020: 2)「フェミニストとしての私たち自身を、コミュニティが経験している異なる現実および個人が経験している個人的関心の中に基礎づける」(FRC 2020: 9)という言葉は、この知的実践の政治的戦略性を示している。

Ⅳ. 結論

本稿は、コロナ・パンデミックとジェンダーに関して生産されている多数の言説の政治的意味を理解するために、「フェミニスト的な」回復に関する異なる言説を、グローバル・ガバナンスの危機におけるフェミニスト知の生産の実践として分析を行った。これら異なるフェミニスト知が、ある部分では前提を共有しながらも、互いの間にどのような差異と緊張をはらみつつ生産されているのかを明らかにし、フェミニスト国際政治経済のレンズから解釈する本稿の試みもまた、展開しつつある政治的プロセスに関与しようとするフェミニスト政治の一部である。

本稿の検討が明らかにした第1のことは、社会的再生産をめぐる闘争の新しい局面である。国連、NGO、民間セクターのすべてが認識しているように、パンデミックはグローバル資本主義体制において持続してきた「ケアの危機」を緊急の政治課題に

押し上げつつある⁸。この変化において、主流派経済学が不可視化してきた社会的再生産、とりわけジェンダー化された世帯内無償ケア労働がもつ不可欠の重要性を明らかにしてきた既存のフェミニスト知が大きな役割を果たしていることは間違いない。しかしながらその知を基盤として、危機に介入する新たなジェンダー関係の知が生産される異なるあり方には重要な差異がある。「ケア」をどこまでの射程においてとらえ、市場経済との関係をどのように概念化するのかによって、これらがヘゲモニックな新自由主義の知との間にもつ関係にも大きな差異が現れている。

ケアの概念をめぐるこうした解釈の違い は、ジェンダー平等とは何かという理解を めぐる差異でもある(Rao 2018: 737)。しか し資本主義体制における社会的再生産への 圧迫は、ケア労働やジェンダー関係を包む がそれをはるかに超えた多様な関係性を含 む問題であり、ケアのジェンダー平等のみ が前面に政治課題化されれば、他の抑圧や 矛盾を覆い隠すことになりかねない。「ケア の危機 | が市場経済の成長を維持するため のコスト/投資として新自由主義のヘゲモ ニックな知的枠組みの中に言説的に同収さ れることになるのか、それとも社会的再生 産をめぐり多様な社会運動が関わるより大 きな闘争としてそのヘゲモニーを解体して いく基盤となるのかは、言説の領域だけで なく、予想される緊縮と債務の波や、権威主 義的な政治の台頭、グローバル政治におけ る民間セクターの力の変化といった要素も 関わる今後の政治的闘争にかかっている。

本稿の分析が明らかにした第2の点は、 フェミニスト知の生産の実践における政治 的戦略である。ジェンダー主流化というガ バナンスの変容をめざすフェミニスト戦略 のもたらしてきた予期せぬ効果をめぐっ て、また危機管理のガバナンスによるフェ ミニズムの取り込みについて、フェミニス トたちは議論をしてきた。パンデミックの ジェンダー化された影響へのよりよい対応 について国連が生産している知識は、批判 的フェミニストの知を取り入れながらも、 すでに危機管理の技術としての側面を明ら かにしはじめている。しかしフーコーの議 論が示唆するように、ジェンダーをめぐる 知の生産が統治権力の純粋な外側にとどま ることはありえない (Plugl 2011)。パンデ ミックとジェンダーに関するすべての言説 は、グローバル政治経済体制を変容させな がら維持し再生産させるジェンダー化され た統治権力の網の目と関わっているのであ る。

このことを考える時に、本稿で検討したいくつかのNGOによるフェミニスト知の生産の実践は重要な政治的戦略を示していると見ることができる。固有の歴史的な文脈において、インターセクショナリティのレンズを意識的に用いながらコミュニティにおける影響を観察し分析する実践は、ジェンダー関係を他の社会的諸関係と関連付けて把握することによって、ケアの

⁸ 国連はケアに関わって議論されてきた原則として認識 (recognize)、削減 (reduce)、再分配 (redistribute) という「3 つの R」ないし、正当な報酬 (reward) および意思決定における代表 (representation) をくわえた「5 つの R」を再確認している (UN 2020; UN Women 2020b)。

ジェンダー平等を超えた、より広い意味での社会的再生産を問題化することを可能にしているとともに、異なる政治経済体制のありようを再想像するための基盤となっている。コロナ・パンデミックというグローバルな危機は、フェミニスト運動にとって重大な挑戦を提示するとともに、ローカルな歴史的文脈そしてグローバルな関係性に埋め込まれているようなフェミニスト知の生産が行われる重要な機会ともなるのではないだろうか。

ここで扱うことはできなかったが、本稿

における検討は、日本という固有の文脈においてより公正な回復に向けた議論のプロセスにフェミニストはいかに介入していくのかという問題意識とつながっている。そのためには、過去の危機、とりわけ東日本大震災後にフェミニスト知は何をどのように達成してきたのかを問い直す作業も必要とされるだろう。その検討は別の機会に譲り、フェミニストの知を研ぎ澄ましながら共同的反省的に介入の実践にかかわっていく重要性を訴えて本稿を閉じる。

参考文献

- 足立眞理子, 2016,「金融排除/包摂とジェンダー 金融化された経済へのフェミニスト政治経済分析」『ジェンダー研究』第19号: 11-26.
- African Feminism (AF), 2020, "African Feminist Post-COVID-19 Economic Recovery Statement" https://africanfeminism.com/african-feminist-post-covid-19-economic-recovery-statement/ (2021/4/18 アクセス).
- Ahamad, Ayesha, 2018, "Conceptualizing disasters from gender perspective" in D. P. O'Mathúna et al. (eds.), Disasters: Core Concepts and Ethical Theories. Springer Nature: 105-118.
- Asia Pacific Forum on Women, Law and Development (APWLD) . 2000. "COVID-19 Highlights the Failure of Neoliberal Capitalism: We Need Feminist Global Solidarity." https://apwld.org/covid-19-highlights-the-failure-of-neoliberal-capitalism-we-need-feminist-global-solidarity/?fbclid=IwAR1FhRz65Yp2L zsfKHHYow2bJEoxzmpz1hR7OQSs0mcs9hu8zayWdJK-Q-g (2021/4/18 アクセス).
- Association for Women in Development (AWID), 2020, "From a feminist bailout to a global feminist economic recovery" https://www.awid.org/publications/bailout-manifesto-feminist-bailout-global-feminist-economic-recovery (2021/4/18 アクセス)
- Bhattacharya, Tithi (ed), 2017, Social Reproduction Theory: Remapping Class, Recentering Oppression, Pluto Press.
- Biesecker, Adelheid and Uta won Winterfeld, 2018, "Notion of multiple crisis and feminist perspectives on social contract," *Gender, Work and Organization*, 25 (3):279-293.
- De Rycker, Antoon and Zuraidah Mohd Don (eds), 2013, *Discourse and Crisis Critical perspectives*, John Benjamins.
- Elias, Juanita and Rai, Shirin M, 2019, "Feminist everyday political economy: Space, time, and violence", *Review of International Studies*, 45(2), 201-220.
- Elson, Diane, 1991, Male Bias in the Development Process. Manchester University Press.
- ————, 2012, "Finance, Production and Reproduction in the Context of Globalization and Economic Crisis" 『ジェンダー研究』(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター)第15号, pp: 3-12.

- Empower Women. 2020, "COVID-19 and gender equality: A call to action for private sector" (April 2020) https://www.weps.org/resource/covid-19-and-gender-equality-call-action-private-sector (2021/4/18 アクセス).
- Enarson, Elaine, Alice Fothergill, and Lori Peek. 2007. "Gender and Disaster: Foundations and Directions" in Rodriguez, Havidan, Enrico Quarantelli, and Russell Dynes (eds.) *Handbook of Disaster Research*, Springer: pp.130-146.
- Feminist Response to Covid-19 (FRC), 2000, "A Feminist Monitoring & Advocacy Toolkit Feminist Response to COVID19" https://www.feministcovidresponse.com/toolkit/ (2021/4/18 アクセス).
- Fukuda-Parr, Sakiko, James Heintz & Stephanie Seguino, 2013, "Critical Perspectives on Financial and Economic Crises: Heterodox Macroeconomics Meets Feminist Economics", *Feminist Economics*, 19(3), pp. 4-31.
- Griffin, Penny, 2015, "Crisis, austerity and gendered governance: A feminist perspective." *Feminist Review*, 109: pp. 49-72.
- Hajek, Katharina and Benjamin Opratko, 2016, "Crisis Management by Subjectivation: Toward a Feminist Neo-Gramscian Framework for the Analysis of Europe's Multiple Crisis," *Globalizations*, 13 (2): pp. 217-231.
- Halley, Janet, Prabha Kotiswaran, Rachel Rebourche and Hila Shamir, 2018, *Governance Feminism: An Introduction*. Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Hawaii State Commission on the Status of Women (CSW), 2020, Building Bridges Not Walking on Backs: A Feminist Economic Recovery Plan for COVID-19, https://humanservices.hawaii.gov/wp-content/uploads/2020/04/4.13.20-Final-Cover-D2-Feminist-Economic-Recovery-D1.pdf (2021/4/18アクセス).
- ILO, 2020, *A gender-responsive employment recovery: Building Back Fairer*.. https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/documents/publication/wcms_751785.pdf_(2021/4/18 アクセス).
- 伊藤るり編,2020、『家事労働の国際社会学――ディーセント・ワークを求めて』人文書院.
- Keck and Sikkink, 1998, Activists beyond Borders. Ithaca: Cornell University Press.
- Klein, Naomi, 2007, *The Shock Doctrine: The Rise of Disaster Capitalism*: Knopf Canada. (村上由見子訳, 2011, 『ショック・ドクトリン――惨事便乗型資本主義の正体を暴く』 岩波書店.)
- Madgavkar, Anu, Olivia White, Mekala Krishnan, Deepa Mahajan, and Xavier Azcue, 2020, "COVID-19 and gender equality: Countering the regressive effects." McKinsey Global Institute.
- Oxfam, 2020, "Feminist Futures: Caring for people, caring for justice and rights" (Oxfam discussion paper: September 2020).
- Prugl, Elisabeth, 2011, "Diversity Management and Gender Mainstreaming as Technologies of Government," *Politics & Gender*, 7: pp. 71-89.
- Rai, Shirin M. and Georgia Waylen, 2008, *Global Governance: Feminist Perspectives*. Basingstoke; New York: Palgrave McMillan.
- Rai, Shirin M., 2013, "Gender and (International) Political Economy," in Georgina Waylen, Karen Celis, Johanna Kantola, and S. Laurel Weldon, eds., *The Oxford Handbook of Gender and Politics*, Oxford: Oxford University Press.
- Rao, Nitya, 2018, "Global Agendas, Local Norms: Mobilizing around Unpaid Care and Domestic Work in Asia", *Development and Change*, 49 (3): pp.735-758.
- Rottenberg, Catherine, 2018, The rise of neoliberal feminism, New York: Oxford University Press.

- True, Jacqui, 2011, "Feminist Problems with International Norms: Gender Mainstreaming in Global Governance" in J. Ann Tickner and Laura Sjoberg, eds., *Feminism and International Relations: Conversations about the Past, Present and Future,* London: Routledge, pp.73-88.
- ——., 2014, "The Global Governance of Gender", in Anthony Payne and Nicola Phillips (eds), *Handbook of the International Political Economy of Governance*, Cheltenham, UK and Northampton, MA, USA: Edward Elgar Publishing, pp. 329-343.
- UN, 2020, Policy Brief: The impact of COVID-19 on women (9 April 2020)
- UN Women, 2020a, "Addressing the economic fallout of covid-19: Pathways and policy options for a gender-responsive recovery" (Policy brief No.15)
- ———. 2020b, "Covid-19 and the care economy: Immediate action and structural transformation for a gender-responsive recovery" (Policy brief No.16).
- 2020c, "Violence against women and girls" (Policy brief No.17).
- ------. 2020d, "Covid-19 and women's leadership" (Policy brief No.18).
- ———. 2020e, "COVID-19 and fiscal policy" (Policy brief No.19).
- UN Women and IFC, 2020, "Bridging the Gap: Emerging Private Sector Response & Recovery Measures for Gender Equality Amid COVID-19".
- Walby, Sylvia, 2015, Crisis, Cambridge: Polity.
- Women's Global Strike 2020 (WGS), 2020, "Invest in the Care Economy for a Just, Green, Feminist Covid-19 Response and Recovery." https://womenslabour.org/article/8 (2021/2/7 アクセス).
- Women's Major Group (WMG), 2000, "From The Pandemic to 2030: Feminists Want System Change" https://www.womensmajorgroup.org/from-the-pandemic-to-2030-feminists-want-system-change/ (2021/2/7 アクセス).
- Women's Policy Group NI(NI), 2020, "COVID-19 Feminist Recovery Plan." https://wrda.net/wp-content/uploads/2020/07/WPG-NI-Feminist-Recovery-Plan-2020.pdf (2021/4/18 アクセス).
- World Economic Forum, 2021, Global Gender Gap Report 2021.
- YWCA Canada, 2020, "A Feminist Economic Recovery Plan for Canada: Making the Economy Work for Everyone" https://www.feministrecovery.ca/ (2021/4/18 アクセス).

(掲載決定日:2021年5月14日)

Abstract

COVID-19 pandemic as a crisis of global governance and feminist knowledge

Hisako MOTOYAMA

What could feminist knowledge reveal about the nature of the crisis that global governance faces, as the COVID-19 pandemic disproportionately affects women and girls? This article analyzes the discourse produced by discrete actors on "feminist" recovery from the pandemic using the lens of feminist international political economy (FIPE). In so doing, it contemplates the opportunities for feminist interventions in times of crises when dominant knowledge framework that has organized and legitimated inequal gender relations of global political economy is destabilized. The primary feature of the pandemic concerns the "crisis of care", indicating that an important role can be discharged by feminist knowledge to transform the neoliberal global political economy. The differences among discrete feminist discourse over conceptions of crisis of care and the practices of knowledge production suggest significant political tensions over social reproduction and gender-just transformation of global political economy.

Keywords

COVID-19, feminist knowledge, global governance, crisis, feminist international political economy, social reproduction

Special Section

The COVID-19 Pandemic and Gender

研究ノート

> 内山尚子 (お茶の水女子大学)

新型コロナウイルス感染症の拡大とともに制度的人種差別の根深さが注目を集めBLM運動が展開する中、奴隷制や人種差別を容認する社会構造の一例として、一部の公共彫刻の見直しを求める声が欧米各地で上げられている。こうした中黒人女性芸術家カラ・ウォーカーがロンドンの《ヴィクトリア・メモリアル》へのクリティカルなトリビュートとして制作した《フォンス・アメリカヌス》(2019)は、時宜にかなった作例である。人種・奴隷制をめぐる美術史上の様々なイメージにリファレンスを付けることで、ウォーカーの作品は、ヒエラルキカルな人種表象とジェンダーのステレオタイプの形成が不可分に展開してきたこと、また、その錯綜した文化イメージが「帝国」の評価を形作ってきたことを示している。《フォンス・アメリカヌス》は、公共彫刻が伝え得ない帝国主義の暴力と恐怖、そして悲しみを観賞者に喚起し、歴史の語りを問い直すための視点を提供するのである。

キーワード

BLM運動、公共彫刻、カラ・ウォーカー、《フォンス・アメリカヌス》、《ヴィクトリア・メモリアル》

T. はじめに

新型コロナウイルス感染症が世界的な公 衆衛生の危機を招く中、マイノリティの 人々が置かれた立場の脆弱性が改めて注目 を集めている。例えば、英米の感染状況の データを分析したある研究は、黒人およ びアジア系の人々は白人に比べ新型コロ ナウイルス感染症を罹患するリスクが高 いと発表した(Sze et. al. 2020)。要因は複 合的だが、エッセンシャル・ワーカーに 占める割合の高い BAME (Black, Asian and Minority Ethnic) の人々は、罹患の恐れとも隣り合わせである (Sze et. al. 2020)。こうした中、2020 年 5 月 25 日にアメリカ合衆国 (以下、アメリカ) のミネソタ州ミネアポリスで黒人男性ジョージ・フロイドが警察による尋問中に殺害された事件は、人種差別がウイルス同様マイノリティの人々の生命を脅かしてきた事実を再認識させ、

DOI: 10.24567/0002000109

2013 年に始まったブラック・ライヴズ・マター (BLM) 運動が活発化するきっかけとなった。特に注目されたのは制度的人種差別で、個々人の善悪の判断を超えて差別や不利益を再生産する社会構造が浮き彫りになった。公衆衛生も無関係でなく(Sze et. al. 2020)、イギリスでは、新型コロナウイルスのワクチンに不信感を抱く人の割合が、歴史的に治験の実施状況に偏りのあるBAME コミュニティ、特に黒人の人々の間で著しく高いことが、健康格差を広げる要因として懸念されている(Geddes 2020; Parveen et. al. 2021)。

美術の領域においても、「人種」が作品の制作や内容・受容に与える影響を検討するクリティカル・レース・アート・ヒストリー研究 (Holloway 2016) が、「人種」概念の形成における美術の責任、また、既存の価値観を問い直す美術実践の展開について検証を進めている。本稿もこの立場から、アメリカの黒人芸術家カラ・ウォーカー(b. 1969) による《フォンス・アメリカヌス》(2019) を紹介する。特に、イギリスにおいて本作が展示されていた 2020 年にBLM 運動が展開したことを踏まえ」、公共彫刻をめぐる今日の議論における作品の意味を考察していきたい。

II. BLM 運動下のイギリスにおける 彫像撤去の動き

2020年、人種差別に反対する連帯意識か ら BLM 運動が世界へ拡大する中、差別を 再生産する社会構造の一例として公共彫刻 には厳しい目が向けられた。アメリカでは コロンブスや南軍軍人の像、欧州では奴隷 制や帝国主義と関わりの深い人物像の撤去 を求める声が若者を中心に高まり、イギリ スのブリストルでは6月7日に《エドワー ド・コルストン像》(1895) が引き倒され 湾に沈められた。貿易商であったコルスト ン(1636-1721)は保守党国会議員や慈善 家としても知られ、名を冠した劇場や通り も多いが、奴隷貿易で有名なロイヤル・ア フリカン・カンパニーの重鎮として財を成 したことや議員時代に奴隷売買を容認した ことが問題視される²。ロンドンのパーリア メント・スクエアでも、《ウィンストン・ チャーチル像》(1973)の台座に刻まれた チャーチルの名前の下に、「はレイシスト だった」というグラフィティが書き込まれ た。さらに、「タップル・ザ・レイシスト というクラウドソース・マップでは、「コ ロニアルな暴力に責任を負う」人物の像や 建物の名称等のリストアップが進められて いった。

こうした声に応答し、オックスフォード

^{1 2019}年10月2日に始まった《フォンス・アメリカヌス》の展示は、新型コロナウイルス感染症の拡大により会場であるテート・モダンが一時休館したことに伴い、2021年2月7日まで会期を延長した。しかし同館は2020年12月より再度休館に入り、ウォーカーの作品の展示も終了することとなった。

² 像は数日後に引き上げられ博物館での展示が検討されている。なお、価値観の転換に伴う公共彫刻の 撤去は歴史的に珍しいものではなく、*Art under Attack* 展(Tate Britain, 2013-2014)等受容史研究におい て広義のイコノクラスムの一例として注目されている。

大学オリエル・カレッジは《セシル・ローズ像》(1911)の撤去を決め³、ロンドンのタワー・ハムレット自治区も《ロバート・ミリガン像》(1813)を撤去した。さらにロンドン市長サディク・カーンは、市内の公共彫刻や建築等が「多様性」という同市の価値観を反映しているか見直すと発表し、スコットランド議会やマンチェスター、カーディフ市も同様の検証を進めている。

一方、一部の政治家はこれに慎重な姿勢を示している。英首相ボリス・ジョンソンは SNS で、「我々は今過去の編集や検閲を試みることはできない」と述べ、像の撤去は「歴史に嘘をつくことであり、次世代の教育の質を低下させる」と続けた(Johnson 2020)。デジタル・文化・メディア・スポーツ庁大臣オリバー・ダウデンも、都市景観の変更には「民主主義的プロセス」が必要であると述べ(Parveen 2020)、美術館等公的文化機関にも「偏ることなく」行動すべきであると記した書簡を送付した(Hicks 2020)。

書簡は年度予算見直しの際に各施設の対応を考慮すると示唆するもので、アームズ・レングスの原則を脅かす発言として問題視された(Hicks 2020)。例えば現代考古学者ダン・ヒックス(Dan Hicks)は、キュレーションは民主主義的活動であり、出資者だけでなくコミュニティや来館者に基づいてその正当性は判断されると述べる(Hicks 2020)。加えて、歴史は常に歴史の

書き直しであり、「中立」を求めることは、 彫像撤去に反対する意見を、差別を助長す る制度的構造の見直しと対立させることに 他ならないと述べ、こうした「偽の文化戦 争 | は退ける必要があると指摘する (Hicks 2020)。さらに、彫像をめぐり拡大する分 断は、「帝国」の過去との対峙から目を逸 させ、ブレグジットを支えたレトリックで もあるイギリスの「偉大さ」の盲目的称賛 を容認しかねないとも指摘される(Kettle 2020)。例えばブリストルの像の場合、建 設時に奴隷制は既に廃止されていたが、帝 国主義を推し進めるヴィクトリア朝の当時 評価されたのは慈善家としてのコルストン の業績であり、奴隷制で利益を得た事実は 問題視されなかった (Kettle 2020)。今日公 共彫刻は、その人物の行いや属性だけでな く、それを制作し設置した時代の文脈に照 らして再検討することが求められている。

Ⅲ. カラ・ウォーカー《フォンス・ア メリカヌス》

こうした2020年の出来事に先駆けて、カラ・ウォーカーは2019年、テートのヒュンダイ・コミッションのために《フォンス・アメリカヌス》(図)を制作した⁴。これは、ヴィクトリア女王の死後その功績を称えるため彫刻家トーマス・ブロックがバッキンガム宮殿前に制作した《ヴィクトリア・メモリアル》(1911年除幕)に着想を得た作品だが、過去を讃える公共彫刻のあり方を

^{3 2021}年2月初稿完成時。同カレッジは2021年5月、制度的経済的状況に鑑み現時点では撤去に向けた 法的プロセスは開始しないと発表した。

⁴ ヒュンダイは韓国の大手自動車メーカー。テートとのパートナーシップに基づき、国際的に活躍する 芸術家に、毎年、テート・モダンのタービン・ホールに設置する作品の制作を依頼している。

問い直すインスタレーションであり、英米で彫像撤去運動が活発化する現状に照らすととりわけ意義深いものである(Anon. Not dated)。

テート・モダンのタービン・ホールに設 置された《フォンス・アメリカヌス》は、 《ヴィクトリア・メモリアル》同様、頂上 の人物像を中心に同心円状に広がる構造を 持つ。しかし、後者が頂上の「勝利」とそ の下に控える「忠誠」と「勇敢さ」、中段 のヴィクトリア女王像から時計回りに配さ れた「真実 | 「母性 | 「正義 | の寓意像で構 成される一方、《フォンス・アメリカヌス》 には奴隷制や人種差別に関連するイメージ が散りばめられている。例えば、女王の位 置にある船長服の男性座像は、ハイチにお ける奴隷制廃止と独立運動の立役者トゥー サン・ルーヴェルチュール、汎アフリカニ ズム運動の指導者マーカス・ガーベイ、ア メリカの奴隷制度廃止論者でシエラレオネ の自由黒人コロニーの建設に尽力したポー ル・カフ、ユージーン・オニールの戯曲に 登場するアフリカ系アメリカ人のジョーン ズ皇帝等、白人の支配に抵抗する複数の モデルを融合した存在である (Kim 2019: 113)。この男性像の右手にはリンチを象徴 する木の枝から下がる首吊りのロープが表 され、「ジム・クロウ法 | 下のアメリカ南部 で「白人女性を守ること」を口実に多くの 黒人の人々の命が失われてきたことを想起 させる。時計回りにさらに進むと、ポール・ ゴーギャンの《果物を持つ女性》(1893)の ようにむき出しの胸にココナッツの実を抱 き、足元にメランコリーの寓意像を抱える 黒人女性(「ヴィッキー女王」)、そして、跪 き許しを乞う奴隷商人が、いずれもカリカ チュア化された姿で表されている。

二重になった下層の水盤には、ハバナ 湾におけるサメの襲撃を描いたジョン・ シングルトン・コプリーの《ワトソンとサ メ》(1778)、イギリスの奴隷船が奴隷を海 に落として殺害し補償金を得ようとした事 件に基づく J. M. W. ターナー の《奴隷船》 (1840)、壊れた船でサメに囲まれながらカ リブ海を彷徨う黒人男性を描いたウィンズ ロー・ホーマーの《メキシコ湾流》(1899) 等、人種と海難事故を題材とした作品に 基づくモティーフが配される (Kim 2019: 114)。また、全身に穴を穿たれた人を抱きか かえる人物像は、1955年に「白人女性に不 快感を与えた」ためリンチを受け、殴られ 銃弾で撃たれ川に沈められたアメリカの黒 人少年エメット・ティルの遺体が引き上げ られる場面を表している(Kim 2019: 115)。

作品頂上の「勝利」の位置で両手を広げ 半裸で身を大きく逸らすのは、乳母でア フロ・ブラジリアン/カリビアンの巫女 「海洋の娘(the daughter of waters)」で、彼 女は、帝国主義のイデオロギーに基づく 黒人女性像を刷新する存在である (Anon. Not dated)。置き換えられたもののひとつ に、『西インド諸島におけるイギリス植民 地の歴史、人々と通商』(ブライアン・エ ドワーズ著、1801年版)の扉絵にトーマ ス・ストタードが描いた「黒いヴィーナ ス | がある (Anon. Not dated)。エドワーズ の著作は経済的恩恵を根拠にイギリスの奴 隷制を正当化する内容で、ストタードの版 画は(白人男性による黒人女性の)「性的 な支配を通してアフリカの美しさを賞賛す

る (とともに貶す)」アイザック・ティー ルの「黒いヴィーナス: 頌歌 | (1793) に 基づくものであったため、「黒いヴィーナ スーは「黒人身体の侵略の正当化を通して 帝国の支配を神話化しするイメージであっ た (Kim 2019: 118-109) ⁵。一方、ウォーカー 自身が「ブラック・アトランティックの寓 意」と呼ぶ本作では(Anon. Not dated)、上 記の通り奴隷制や人種差別による様々な苦 しみを関連づける要素として「水」が用い られている。「ブラック・アトランティッ ク | は奴隷貿易以来の大西洋を介したトラ ンスナショナルな往来に一国史では捉えき れない「黒人文化」の背景と展開を求める 概念であり (Gilroy 1993=2006)、噴水であ る本作(「フォンス」はラテン語で「泉」の 意)では、「海洋の娘」の母乳と首筋の傷か ら迸る血が、その「水」の正体として表現 されているのである。

展示を企画したクララ・キム (Clara Kim) は、「海洋の娘」の母乳と血液とを「ブラック・アトランティックに生を与える『羊水』」(Kim 2019: 113) と呼ぶ。しかし、「羊水」という言葉は、女性表象を考える上で避けて通れない「母性」を想起させるものでもある。《ヴィクトリア・メモリアル》にも「母性」の寓意像があるが、これは「妻/母親」としての女王のイメージがヴィクトリア朝の男性を中心としたミドルクラスの家族観を支えたこと (井野瀬 2017: 228)、そしてインドの君主を兼ねて以来彼女が「帝国の母」と呼ばれたこと (井野瀬 2017: 219)

を思い起こさせる。家庭的なイメージを戦 略的に用いることで、ヴィクトリア女王は 君主制への批判から逃れて「慈悲深い救済 者 | としてのイギリスの「偉大さ | を強調し た(井野瀬 2017)。 ウォーカーは人種やジェ ンダーのステレオタイプなイメージを用い ることで差別を助長すると批判されること もあるが、戸惑いを与えるほどに強調され たイメージは、良し悪しの安易な判断を退 けるが故に鑑賞者をより深く問題に向き合 わせるという評価もある (Wickham 2015)。 本質主義的な性役割の議論に還元されかね ない「母性」というテーマが、高さ13メー トルの作品の頂上で表情さえ確認できない ほど身を捩った [海洋の娘 | によって肯定さ れているのか批判されているのか、そもそ も示唆されているのかさえ鑑賞者の位置か らは判断し難い。ヘゲモニックな表象にお いて否応なく女性に結び付けられてきた属 性を喚起しているようでありながら、ここ でもウォーカーの作品は、摑み難さによっ て我々にその認識を問い直し続けさせてい るのではないだろうか。

Ⅳ. おわりに

博物館倫理学では、「ラディカル・トランスパレンシー」という概念の下、現在の基準では「問題のある」資料を、隠蔽するのでも展示を正当化するのでもなく、何が問題か議論するための情報と共に提示する必要性が説かれている(Marstine 2011)。ブリティッシュ・ミュージアムは 2020 年 8 月に創設者

^{5 「}黒いヴィーナス」が立つ貝殻のモティーフは、噴水から離れてホール内に置かれたインスタレーションの一部(グロット部分)に引用されている。しかしその中から覗くのは、涙を流す黒人少年の頭部である。

ハンス・スローン卿の胸像を「帝国と奴隷制の遺産」という展示ケースに納めた。帝国主義の遺産を色濃く伝えるコレクションを核とした施設ではあるが、これはBLM運動が提起した問題への応答である。一方、台座に奴隷貿易との関係性を記すことが2018年に決定したものの、内容を巡ってカウンシル内で議論がまとまらなかったブリストルの《コルストン像》は、公共彫刻における同種の実践の難しさを示している。

ウォーカーの作品は、こうした公共彫刻へのひとつのアプローチと見ることができるだろう。イギリスの奴隷制とその遺産に対する理解不足(テートの創設者が砂糖貿易で財を成したことへの無批判な姿勢)への批判もあったが(Parker 2020)、2019年10月の公開以降《フォンス・アメリカヌス》は概ね高く評価され、美術批評家スー・ハバード(Sue Hubbard)の以下の言葉が示すように、2020年にはBLM運動の拡大により一層注目を集めた。

それ(訳注:《フォンス・アメリカヌス》)は、学術的分析に値する「過去」としての「歴史」に関する「単なる」

所見ではなく、人種差別が、崩壊した 帝国の忌まわしい犯罪であるのみなら ず風土病であり続けていることを我々 に受け止めさせる美術作品となるので ある(Hubbard 2020)。

帝国の繁栄を同顧する《ヴィクトリア・ メモリアル》に関連づけることで、ウォー カーの作品は、その歴史解釈を成立させる 価値観の陰で今日まで続いている人種差別 の問題に我々の注意を喚起した。さらに作 品のモティーフは、ヒエラルキカルな「人 種」の表象にしばしば「女性」に対する眼 差しが介在することで差別と支配が正当化 されてきたことをも顕にした。BLM はイ ンターセクショナリティへの意識に根ざし た運動だが、その議論や報道からはジェン ダーやセクシュアリティの視点が抜け落 ちることが問題視される (川坂 2020: 58)。 ウォーカーの作品は数世紀にわたるイメー ジの蓄積にリファレンスをつけることで、 人種的「他者 | への眼差しがジェンダーの それと絡まり合いながら特定のイデオロ ギーを支えてきた歴史を浮き彫りにしてい るのである。

参考文献

- Anon., Not dated, "Look Closer: Kara Walker's Fons Americanus", Tate, (2021 年 1 月 15 日取得, https://www.tate.org.uk/art/artists/kara-walker-2674/kara-walkers-fons-americanus).
- Geddes, Linda, 2021, "Covid Vaccine: 72% of Black People Unlikely to Have Jab, UK Survey Finds", *The Guardian*, January 16, (2021年1月16日 取得, https://www.theguardian.com/world/2021/jan/16/covid-vaccine-black-people-unlikely-covid-jab-uk).
- Gilroy, Paul, 1993. *The Black Atlantic: Modernity and Double-Consciousness*, Harvard University Press. (上野俊哉他訳, 2006, 『ブラック・アトランティック:近代性と二重意識』, 月曜社).
- Hicks, Dan, 2020, "The UK Government is Trying to Draw Museums into a Fake Culture War", *The Guardian*, October 15, (2021年1月12日取得, https://www.theguardian.com/commentisfree/2020/oct/15/the-

- uk-government-is-trying-to-draw-museums-into-a-fake-culture-war).
- Holloway, Camara Dia, 2016, "Critical Race Art History", Art Journal, 75 (1): pp. 89-92.
- Hubbard, Sue, 2020, "Kara Walker: Fons Americanus-Significant Works", *Artlyst*, July 5, (2020 年 12 月 21 日 取得, https://www.artlyst.com/features/kara-walker-fons-americanus-significant-works-sue-hubbard/).
- 井野瀬久美惠, 2017. 『興亡の世界史 大英帝国という経験』, 講談社(学術文庫).
- Johnson, Boris, 2020, Tweets on the statue of Winston Churchill, *Twitter*, June 12, (2021 年 1 月 12 日取得, https://twitter.com/BorisJohnson/status/1271388180193914880).
- 川坂和義, 2020、「全ての人が自由になるまで誰も自由にはなれない: クィアムーブメントと人種とジェンダー・セクシュアリティの交差」『現代思想』(青土社), 48巻13号: pp. 58-81.
- Kettle, Martin, 2020, "Fighting over Statues Obscures the Real Problem: Britain's Delusion about its Past", *The Guardian*, June 11, (2021年1月12日取得, https://www.theguardian.com/commentisfree/2020/jun/11/obsessing-over-statues-obscures-the-real-problem-britains-delusion-about-its-past).
- Kim, Clara, 2019, "An Allegory of the Black Atlantic", In Clara Kim ed., *Kara Walker: Fons Americanus*, exh. cat., London, Tate Publishing: pp. 104-120.
- Marstine, Janet, 2011, "The Contingent Nature of the New Museum Ethics", In Janet Marstine ed., *The Routledge Companion to Museum Ethics: Redefining Ethics for the Twenty-First Century Museum*, London, Routledge: pp. 3-25.
- Parker, Rianna Jade, 2020, "With Her Monumental Fountain in London, Kara Walker Offers a Gift We Shouldn't Accept", *ARTnews*, February 26, (2020年12月17日 取得, https://www.artnews.com/art-news/reviews/kara-walker-tate-modern-fons-americanus-1202678828/).
- Parveen, Nazia, 2020, "UK Government Seems to Rule Out Removal of Controversial Statues", *The Guardian*, June 13, (2021 年 1月12日 取得, https://www.theguardian.com/politics/2020/jun/13/removal-of-controversial-statues-winston-churchill-protest).
- Parveen, Nazia, et al., 2021, "Call to Prioritise Minority Ethnic Groups for Covid Vaccines", *The Guardian*, January 18, (2021年2月2日取得, https://www.theguardian.com/world/2021/jan/18/call-to-prioritise-minority-ethnic-groups-for-covid-vaccines).
- Sze, Shirley, et al., 2020, "Ethnicity and Clinical Outcomes in Covid-19: A Systematic



図 カラ・ウォーカー (Kara Walker) 《フォンス・アメリカヌス (Fons Americanus)》 (部分), 2019, 素材:非毒性アクリルとセメントの合成物, 再生可能なコルク, 木材, 金属, サイズ:主要部分: 22.4 × 15.2 × 13.2 メートル, グロット部分: 3.1 × 3.2 × 3.3 メートル ⑥ Kara Walker, courtesy of Sikkema Jenkins & Co., New York. Photograph ⑥ Tate

Review and Meta-Analysis", *EClinicalMedicine*, (2020 年 12 月 17 日 取得, https://doi.org/10.1016/j.eclinm.2020.100630).

Wickham, Kim, 2015, "I Undo You, Master': Uncomfortable Encounters in the Work of Kara Walker", *The Comparatist*, vol. 39: pp. 335-354.

(掲載決定日:2021年5月14日)

Abstract

A Review of Kara Walker's *Fons Americanus* from the Standpoint of the UK's Black Lives Matter Movement during the COVID-19 Pandemic

Naoko UCHIYAMA

The awareness of institutional racism witnessed an increase in 2020 during the ongoing COVID-19 pandemic. As the Black Lives Matter movement developed, public monuments connected to a past of slavery and racism attracted particular criticism in the UK, as in other Euro-American countries. Kara Walker's Fons Americanus (2019) represents a critical tribute to Victoria Memorial in The Mall in London and is perfectly apt for the current debate about the ways in which controversial statues can be re-evaluated in contemporary societies. Walker's installation references numerous images of race and slavery across centuries of art history to reveal that gender stereotypes were often perpetuated according to racial hierarchies and that such complex cultural images contributed to the evaluation of the empire. Fons Americanus offers a perspective through which readers can question received narratives of history by acknowledging the violence, terrors, and sorrows of imperialism that are not necessarily addressed by public monuments.

Keywords

BLM movement, public monument, Kara Walker, Fons Americanus, Victoria Memorial

Special Section

The COVID-19 Pandemic and Gender

研究ノート

COVID-19がジェンダー施策に与える影響

――ドイツの男女平等戦略を巡る現状報告

佐野敦子 (東京大学)

本稿では第4次メルケル政権の連立公約にあるジェンダー関連の項目、とくに男女平 等戦略を取り上げ、COVID-19がジェンダー関連施策に与える影響について考察する。

ドイツでは連立公約に沿って、2020年7月に男女平等戦略が公表になった。同戦略ではCOVID-19について3か所で触れられている。1か所目はSDGs達成との関連、2か所目は、ケアワーカーの待遇改善を目指した「ケアの専門職を魅力的なキャリアパスに」とある目標、そして3か所目はデジタル化で男女平等を目指す目標の箇所である。本稿では、各箇所について関連する過去の方針や現在の動向を市民側の反応も含めて可能な限り記述する。それ以外にも、ドイツでは既に公表された連邦政府の戦略や方針を見直しながら対応を進める動きが見える。このような現状から、方向性が定まっているとは言い難いジェンダー施策にもたらす COVID-19 の影響を概観し、今後の研究に繋げる布石とする。

本研究はJSPS 科研費 JP18K18301、JP20H04449の助成を受けた研究成果の一部である。

キーワード

ケアワーク、COVID-19、SAHGE、男女平等戦略、ドイツ

I. はじめに

本稿では、第4次メルケル政権の連立協定にあるジェンダーに関する公約、とくに2020年7月に公表された男女 平等 戦略 (Gleichstellungsstrategie der Bundesregierung) を取り上げ、COVID-19がジェンダー関連の施策にいかなる影響を与えているかを考察するとともに、関連する現段階の市民側の動向を可能な限り記述

し、今後の研究につなげる。

ドイツに注目する理由は、結論から言えば、現政権の公約である連立協定やすでに提示された連邦政府の戦略や方針を見直し、対応を進める動きが見られるからである。加えてドイツは2021年9月に4年に一度の連邦議会選挙がある。引退を明言するメルケル後の政権を見据え、政局に要望を

DOI: 10.24567/0002000110

訴える市民側の動きも活発化している。そのような重要な転換期にコロナ禍に見舞われたドイツで、ジェンダーへの取組にいかなる変化が見られるかを考察する。

Ⅱ. 男女平等戦略で言及された COVID-19の影響

ドイツでは連立協定に基づき、2020年7月に男女平等戦略(以下、戦略と称す)が公表された。戦略は2005年のメルケル政権開始時から取り組まれてきた専門委員会による男女平等報告書の提言に沿って策定されており、3か所でCOVID-19について触れられている。以下にそれぞれの言及の内容と関連する現段階の動向を概観する。

1. SDGsの達成を目指した家族政策

1か所目はSDGs(国連持続可能な開発目標)と関連した記載である。冒頭でCOVID-19について以下のように記されている。

コロナ禍は、人々の生活に深く影響を与えている。(中略)この危機の中で、ジェンダー施策の不平等は特に顕著になった。女性と男性の稼得労働への参加状況の違いや、無償の介護労働の不平等な分配が悪化したようにみえる。健康と教育に関する専門職の重要

性は、(社会)構造と関連しており、それを伴いながら、それらの職業の労働条件や所得条件を改善する必要がある。特に女性や子どもに対するドメスティックバイオレンスからの保護の必要性が高まっている¹。コロナ危機は、平等政策が一危機的状況におかれたときでも一ドイツを強化することを示している。

(連邦家族・高齢者・女性・青少年省、 以下 BMFSFJ と称す 2020b:8、本文 カッコ内は筆者追記)

これは『アジェンダ 2030 一持続可能な家族政策』の背景に関連付けられている。つまり、SDGs とジェンダー平等の重視、連立協定に基づき策定された連邦政府(Bundesregierung)の SDGs 達成戦略(Deutsche Nachhaltigkeitsstrategie、以下 DNSと称す)にジェンダー平等の指標が考慮され、家族政策でも 2030 年までの目標 2 が示されたというこれまでの経緯である(同上 2020b: 8)。

しかしながら、現在、COVID-19の影響も 考慮した DNS の見直しが協議中である³。 パブリックコメント用の草案 Dialogfassung によれば、連邦政府は危機に対応するだけ でなく、ドイツが危機から脱却してより強 くなるように、イノベーションを通じた近

¹ 女性シェルターや専門家によるカウンセリングセンターの拡張と新設に 2023 年までに最大 1 億 2000 万ユーロが投入される。(Bundesregierung 2020b)

^{2 2030}年までの家族政策の政府独自目標として、父母の雇用状況差の更なる縮小、ワーキングマザーの 約8割が生活に足る賃金を獲得、約半数の父親の育児休暇と育児手当取得、未成年の育児に父親・母 親が費やす時間差の30ポイント縮小が挙げられている。(BMFSFJ 2020a: p.8)

³ 本稿校正中の2021年3月10日に公表された。

代化を推進するきっかけとなる持続可能な成長路線にドイツを迅速に乗せる、という目標を掲げている(Bundesregierung 2020a: 21)。

BMFSFJは、DNSの最新化に伴い、家族政策の見直しを進めるはずであろう。草案では児童手当の増額や請求の簡易化を含めた見直し、2020年と2021年のひとり親家庭の税額控除額の2倍以上の拡大⁴、および同2年間のユース・ホステル、ファミリー・ホリデー・センター(Familienferienstätten⁵)等への特別融資プログラムの設定がすでに挙がっている(同上2020a: 22)。

2. ケアワーカーの待遇改善

続いて COVID-19 の影響が記載されているのは、目標 2「ケアの専門職を魅力的なキャリアパスに」である。この目標の対象はケアというよりも女性の割合が多い職域、つまり後述の SAHGE 専門職と解釈できる。COVID-19 でケアワークの重要性が認識されたことで、関心が高まった目標ともいえる。市民団体からもケアワーカーの待遇改善等が盛り込まれた『平等なケアに関するマニュフェスト』(Das Equal Care Manifest) が提示され、市民側の動きも活

発化している。

1) 男女平等報告書で提示されたSAHGEの 概念との関わり

本題に入る前に、目標2の背景にある 第2次男女平等報告書(以下、2次報告と 称す)で提示された SAHGE について説明 したい。先述のように、戦略はメルケル 政権樹立時から取り組んだ男女平等報告 書に沿った策定であるが、先の第3次メル ケル政権下の2次報告の提言が特に反映さ れている。その2次報告の特徴のひとつ に SAHGE の概念の提示がある。SAHGE は女性が多い職業分野を指し、社会活動 (Soziale Arbeit)、家事に類するサービス (Haushaltsnahe Dienstleistungen)、健康と介 護 (Gesundheit und Pflege)、教育 (Erziehung) の頭文字をとっている (BMFSFJ 2017: 65)。男性の多い理系領域の頭文字を略し たSTEM⁶ (ドイツ語ではMINT⁷) に対して 提示された。

2次報告でこの概念が提示されたこと、 そして保育園、小学校教員、介護従事者といった SAHGE の属する分野の男性割合の 低さと他職種と比較した待遇格差⁸を現状 数値として挙げていることから、目標2の 対象のケアの専門職とは SAHGE の職域の

^{4 1908} ユーロから 4008 ユーロへの拡大。(魚住 2020: p.44)

⁵ 大家族、ひとり親家庭、障がい者・慢性疾患を持つ親族など特別な生活状況にある家族を対象とした 休暇用の滞在施設。全土に約90施設ある。(BMFSFJ 2019)

⁶ Science, Technology, Engineering, Mathematicsの頭文字をとる。

⁷ Mathematik (数学)、Informatik (情報工学)、Naturwissenschaft (自然科学) 及び Tecknik (技術) の頭 文字をとる。

製造業・サービス業全般との月収差(3,702 Euro に対して3,302 Euro)、保育・教育に関連する職業の男性割合(保育園等スタッフ6.7%、小学校の教員10.5%、高齢者介護施設15.5%)を挙げている。(BMFSFJ 2020b: p. 16, 佐野 2021: p. 22)

従事者と解釈してよいだろう。そして、目標では、コロナで顕在化した SAHGE の専門職の重要性について、以下のように言及している。

多くの職業がドイツの繁栄と共同生活 を支えている。社会的、特に教育・介 護の専門職の労働者は、社会のために 2つのことをしている:ひとつは、幼 少期の子どもたちへの教育の機会均等 と高齢者や病を得た人への専門的な ケアを確保すること、もうひとつは 何百万人もの親や家族が働けるよう にすることである。このような(社 会)システムとの二重の関連性は、現 在の COVID-19 のパンデミック下では 社会全体で感じられるとともに、それ により付加価値と雇用が生まれる、特 に現在は保健・社会サービスと教育・ 訓練サービスの分野で活発である。こ れは、経済全体を安定させ、国家とコ ミュニティを持続可能に機能させる。 (BMFSFJ 2020b:15、本文カッコ内は筆 者追記)

SAHGEの職業が、国家とコミュニティの経済システムと持続可能性を実現するのに不可欠である、いうなれば、なぜそのような職業が「エッセンシャルワーカー」と呼ばれるのかという根拠が、国家戦略のなかで明確に示されているともいえよう。パンデミック後のジェンダーによる職域分離

(ジェンダー・セグリゲーション)の解消を 視野に入れているといってもよいかもしれ ない。

市民側からの動き——ケアワーカーの 待遇改善要求

このような連邦政府の報告書や戦略策定と並行して、介護・看護の賃金平等に関して市民側からマニュフェストが提示された。非営利団体 klische*esc e.V のイニシアティブによって開始された Equal Care Day と銘打った活動をベースにしたものである (klische*esc e.V., Equal Care Day webページ)。

Equal Care Day の活動では、2 次報告でも言及されているジェンダーケアギャップ。を「ジェンダーペイギャップの祖母」と称し、収入格差の根源と捉えている。そして、健康・保健、及び介護分野の仕事の80%は女性が行い、女性は男性が4年で行うケアの仕事を1年で行うという主張のもと、4年に1回のうるう年の2月29日(または3月1日)をアクションデーとしている(klische*esc e.V., Equal Care Day webページ)。

マニュフェストは、COVID-19 拡大直前の2020年2月のEqual Care Day に伴って開催された会議の内容をもとに5月に提示された (klische*esc e.V., Equal care manifest webページ)。ケアワークは社会システムの基盤であり、パンデミック後に適正に評価しない制度を復活させてはならないとし、ケア専門職の賃金等待遇向上と男女間

⁹ 毎日のケアにかける男女間の時間差を測定したもので、報告書には2012/2013年の52.4%の数字が提示されている。算出根拠は連邦統計局による時間利用調査で、平日2日、週末1日の3日間で合計5,000世帯以上の18歳以上、11,000人以上を対象にインタビューを行った。(BMFSFJ 2007:pp. 93-95)

のケアワークの公正な分配等を求めている。<評価と尊重>、<公平な分配>そして<構造的支援と枠組み条件>の3項目でまとめられているが、以下に冒頭の<評価と尊重>の内容を記す。

- a) 社会の繁栄にとって極めて重要である ことから、国民経済計算(国内総生産な ど)に無給のケアワークによる価値創出 を反映。
- b) 無給のケアワークを高く尊重し、ケア専門職 (SAHGE) を再評価し、その経済的価値を高める一貫した戦略を策定。
- c) 育児、介護、看護における個人的なケア ワークの社会保障を一元化し、老齢保障 でも同様に評価すること。そのためにド イツ政府は、貧しい国で(も)年金、児 童手当、失業手当を改善できるよう、社 会保障の世界的基金の設立など、開発協 力においても尽力する必要がある。
- d) 子どもや、病気で介助が必要な親族のために行われるケアワークに、実際の賃金支払いを伴った、経済的に保障された家族労働時間と柔軟性のある時間[に対応した一筆者]予算を導入。
- e)世界中の政府は、一般的な育児、高齢者の世話、障害者の介助に投資するほか、誰もが無償の公教育、保健医療を利用でき、水、衛生施設、家庭用エネルギーシステムを手に入れられるようにしなければならない。

(太字の強調箇所・括弧は原文のまま、筆 者翻訳)

続く2項目ではもう少し具体的な要求内

容が記載されている。

<公平な分配>では、上述の2次報告の 提言等も含めた既存の法やガイドラインの 徹底した実施、性別・ケア・多様性に配慮 した教育、家族や関与する共同体における 平等な分業の支援と要求、賃金格差とケア 格差の因果関係を考慮した男女同一価値労 働同一賃金、ILO 第 189 号・家事労働者の 適切な仕事に関する条約の施行等が挙がっ ている。<構造的支援と枠組み条件>で は、複合的なケアの手配を可能にするため に専門的な支援サービスを拡大して誰もが 職業経歴を継続する機会が得られること、 あらゆるケア職の労働条件・人事評価・研 修手当の改善、家族介護者の意思決定プロ セスへの介入、家族介護者、国外からの家 事労働者やヤングケアラーを対象とした自 らの権利を認識する包括的な教育、社会的 影響 (Social Impact) を考慮した企業への助 成金の在り方等について言及されている。

3. デジタル化とケアワークとの両立と境界線 COVID-19 が言及されている戦略の3か 所目は「目標3 デジタル世界でも男女同 権を標準化する」である。

コロナ禍は、モバイルワークやホーム オフィスが原則的にもたらすチャンス を示した。例えば、社員の多くは全日 もしくは一部在宅勤務をしている。し かしこの間、在宅勤務と親としてのケ ア活動を両立させる難しさも、学校の 在宅学習や保育園の閉鎖などで顕在化 した。パンデミックの経験を踏まえ て、より大規模にリモートワークを実 践する場合は、両立性の観点から、また有償労働とケアワークの境界を定める観点から、ニーズや前提条件を考慮しなければならない。

(BMFSFJ 2020b: 17)

この目標は、第3次男女平等報告書(以下、3次報告と称す)「デジタル経済における男女のチャンス」の提言を待つことになっている。2次報告の提言に沿って検討が進められたが、COVID-19で保育施設の閉鎖や休校等が起き、リモートで働く女性の負担が増大した結果、家庭の家事・育児の偏りも強く意識して盛り込む必要がでてきたと推測する。参考までに2次報告の提言は以下である。

- 男女平等につながるリモートワーク の規則
- 2) とくにソーシャルサービスや家事に 隣接するサービス分野で、より強いプ ラットフォームの規制
- 3) 責任感や精神的な重圧、サイバーハラスメントの効果的な防止メカニズム
- 4) デジタル化による労働市場の変容を 考慮した、ジェンダーに対応する労働 市場モニタリング(Genderkompetentes Arbeitsmarktmonitoring) |

(同上 2017: 242)

3次報告は2021年1月26日に101の提言

を盛り込んで女性大臣に手交された。核心的なメッセージの一つとして、プラットフォームを介した労働へのジェンダーの影響に焦点を当て、特に女性のライフコースが行き詰まらないよう、プラットフォームワーカーの法的地位の明確化を求めている。連邦政府のコメント付きで5月に正式公表予定10である(Geschäftsstelle Dritter Glechstellungstbericht:第3次男女平等報告書事務局2021)。

Ⅲ. まとめ

以上、2020年7月に提示された男女平等 戦略に記された COVID-19 の影響を中心に 考察した。戦略が提示される根拠となった 現政権の連立協定には、その他にもジェン ダーに関する内容が記されている11が、本 稿ではそこまで触れる紙幅はない。だが、 いずれの施策でも、COVID-19 の経験をふ まえた微調整をしながら、既存の法律や協 定、報告書に沿って今後の対応を検討する 過程が見受けられる。同様の姿勢は市民側 にもみられる。ケアワークのマニュフェス トでは「ドイツ政府には、既存の法律や協 定を実行に移し、全世界にケアワークの観 念的・経済的な評価と公平な分担に強く働 きかけるよう」(Equal care manifest web サ イト) 政局に強く訴えている。さらに連邦 政府が力をいれる SDGs にかけて「ケアの 危機と気候の危機、そして目下の新型コロ ナウイルスパンデミックの経験は、現在の

¹⁰ 本稿校正中の2021年6月9日に公表された。

¹¹ 具体的には、経済・政治・行政分野の女性リーダー割合向上、メディア上の性差別への対抗プロジェクト遂行、女性デジタルアーカイブ構築、女性に対する暴力への対策、移民の背景をもつ女性(母親)に対する社会参加等。

経済モデルを徹底的に再考し、持続可能な変化をもたらす機会でなければならない」 (Equal care manifest webサイト)とコロナで 露呈したケアの危機に言及している。

ジェンダー施策に COVID-19 がいかなる 影響を与えるか、現時点で予測をするのは 難しい。だが、ドイツはこれまで積み重ね た法律や方針を見直して新たな方向性を模 索している印象を受ける。つまり、コロナ 禍で顕わになったジェンダーの不平等に対 峙して、市民も巻き込んだ議論をさらに深 め、SDGs の達成¹²及びケアの不平等な分配 の背景にある社会構造・経済モデルの再考 にも切り込んだジェンダー平等施策へと変 容する萌芽が見える。

戦略には「コロナ危機は、平等政策が一 危機的状況におかれたときでも一ドイツを 強化することを示している」とある。だが、 危機に強い社会になるためには、ドイツの ジェンダー平等施策の裏で積み重ねられて きたような、日頃からの活発な議論が一番 重要なのかもしれない。

参考文献

- BMFSFJ, 2017, Zweiter Gleichstellungsbericht der Bundesregierung, (2021年1月29日取得, https://www.gleichstellungsbericht.de/zweiter-gleichstellungsbericht.pdf).
- ———. 2020a, *Agenda 2030 Nachhaltige Familienpolitik*, (2021年1月29日取得, https://www.bmfsfj. de/resource/blob/142626/e593258f01dcb25041e3645db9ceaa5b/agenda-2030-langfassung-data.pdf).
 - 2020b, *Gleichstellungsstrategie der Bundesregierung*, (2021年1月29日取得, https://www.bmfsfj.de/resource/blob/158356/b500f2b30b7bac2fc1446d223d0a3e19/gleichstellungsstrategie-der-bundesregierung-data.pdf).
- Bundesregierung, 2018, Ein neuer Aufbruch für Europa, Eine neue Dynamik für Deutschland, Ein neuer Zusammenhalt für unser Land, Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD, (2021年1月29日 取得, https://www.bundesregierung.de/resource/blob/975226/847984/5b8bc23590d4cb2892b31c987 ad672b7/2018-03-14-koalitionsvertrag-data.pdf?download=1).
- ——. 2020a, Deutsche Nachhaltigkeitsstrategie Weiterentwicklung 2021-Dialogfassung-, (2021年6月1日取得, https://www.regionalbewegung.de/fileadmin/user_upload/pdf/2020/dns2021-dialogfassung-data 1 .pdf).
- ————. 2020b, "Hilfe bei häuslicher Gewalt Ausnahmesituation für Familien," (2021 年 1 月 29 日 取得, https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/coronavirus/ausnahmesituation-fuerfamilien-1734472).
- klische*esc e.V., "Equal care day" webページ, (2021年1月29日取得, https://klischeesc.de/equal-care-day/).
 ————. "Equal care manifest" webページ, (2021年1月29日取得, https://equalcareday.de/manifest/).
 Geschäftsstelle Dritter Glechstellungstbericht, 2021, "Übergabe des Gutachtens für den Dritten

¹² 戦略は移民の背景をもつ女性にも触れている (BMFSFJ 2020b: p. 12)。ドイツが注力する移民の社会統合にこの戦略が与える影響も今後追究したい。

Gleichstellungsbericht der Bundesregierung: "Digitalisierung geschlechtergerecht gestalten", (2021年1月29日取得, https://www.dritter-gleichstellungsbericht.de/de/article/266.%C3%BCbergabe-des-gutachtens-f%C3%BCr-den-dritten-gleichstellungsbericht-der-bundesregierung-digitalisierung-geschlechtergerechtgestalten.html).

- 佐野敦子, 2021,「メルケル政権下の男女平等報告書とドイツ初の男女平等戦略――時代の転機を次の社会のデザインにつなげるには」『21世紀社会デザイン研究』立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科 2020 No.19: pp. 11-29.
- 魚住明代, 2020,「ドイツのひとり親家族支援政策」『大原社会問題研究所雑誌』法政大学大原社会問題研究所 No.746 / 2020.12: pp. 38-54 (2021 年 1 月 29 日取得, http://oisr-org.ws.hosei.ac.jp/images/oz/contents/746 03.pdf).

(掲載決定日:2021年5月14日)

Abstract

Impact of COVID-19 on gender-related measures: Reporting the current state of Germany's Gender Equality Strategy

Atsuko SANO

This essay examines the impact of COVID-19 on gender-related measures—particularly, Germany's Gender Equality Strategy incorporated in the coalition pledges of Merkel's fourth government.

The Gender Equality Strategy included in those pledges was announced in July 2020. The Strategy refers to the COVID-19 pandemic in three areas: the first is an area related to the achievement of Sustainable Development Goals (SDGs); the second one is related to the aim of establishing care professions as attractive career paths to improve the working conditions of care workers; and the third one is mentioned as part of the achievement of gender equality with regard to digitalization.

This essay describes the policies of the past and current circumstances related to the three areas outlined above, including responses from citizens, to the greatest possible extent. In addition, in Germany, the strategies and policies already announced by the federal government have been reconsidered due to the pandemic. Based on the above, the essay outlines the impact of COVID-19 on gender equality measures whose directions are difficult to classify, suggesting further investigations.

*This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Numbers JP18K18301, JP20H04449.

Keywords

care work, COVID-19, Gender Equality Strategy, Germany, SAHGE

Special Section

The COVID-19 Pandemic and Gender

研究ノート

COVID-19と「ホーム」

― フェミニスト地理学の視点から

倉光ミナ子 (お茶の水女子大学)

COVID-19 のパンデミック下において、感染拡大を防ぐために、人びとが突然「ステイホーム」を求められたことにより、期せずして「ホーム」という空間/場所に関心が集まった。本稿はパンデミック下における「ホーム」をめぐる現象を概観することで、「ホーム」という空間/場所について再考することを目的とした。日本では春以降の緊急事態宣言下において、テレワークの導入、日本政府の緊急対応策、「ステイホーム」の呼びかけを通じ、「ホーム」が暗黙のうちに異性愛規範に基づいた安全な場所として強くイメージされていることが明らかになった。同時に、「ステイホーム」は「ホーム」が誰にとっても等しく安全な場所でないことも暴き出した。このように、パンデミック下での「ホーム」をめぐる現象はすでにフェミニスト地理学が論じてきた点を深刻化する形で「ホーム」に伴う課題を突きつけるとともに、「ホーム」そのものの意義や意味について再考を促している。

キーワード

ホーム、フェミニスト地理学、ジェンダー、公私二元論

I. はじめに

中国・武漢において COVID-19 が出現・ 感染拡大し、都市が封鎖されてから、2021 年1月23日でほぼ1年が過ぎた。すでに予 想されていたように、北半球の多くの国で は冬を迎え、気温が下がり乾燥が進むにつ れて、COVID-19 の感染が再拡大し、さらな る外出の自粛が求められたり禁止されたり している。このように新型コロナウイルス のパンデミック下において、多くの国では 「Stay at home」(日本では「#Stayhome」や「#うちで過ごそう」)という呼びかけが行われており、人文地理学、とりわけフェミニスト地理学が研究対象としてきた「ホーム(home)」という空間/場所に改めて関心が集まっている。以上の点を背景に、本稿では主にフェミニスト地理学の視点に基づきながら、COVID-19下における「ホーム」をめぐる様相を概観することで「ホー

DOI: 10.24567/0002000111

ム」という空間/場所について再考することを目的とする。

Ⅱ. フェミニスト地理学と「ホーム」 アリソン・ブラントとロビン・ダウリング(Alison Blunt and Robin Dowling)によれば、人文地理学において、人間の行為主体性と創造性に焦点をあてるなかで、「ホーム」という空間/場所を分析の中心にすえたのは人文主義地理学者たちであった。彼らはホームの意味とどのようにしてホームが意味ある場所になるのかについて考察を行った。人文主義地理学者たちにとって、とくに人間がいかに世界を経験するのかについて探求する上で、アイデンティティの基盤や必要不可欠な場所としての「ホーム」という概念は特別なものであった(Blunt and Dowling 2006:11)。

このようなホームの捉え方に対し、ホームをジェンダー化された空間/場所として分析してきたのがフェミニスト地理学である。例えば、ジリアン・ローズ (Gillian Rose) は、人文主義地理学者たちが人間というときに暗黙のうちに男性を基準としており、ホームが男性主義的な概念でもって議論されてきたと指摘している (Rose 1993=2001:75-79)。フェミニスト地理学者たちは女性の経験からみるとホームという空間/場所が抑圧や暴力の場所となりえること、単なる家庭内や私的な領域だけではなく、女性にとっては再

生産労働も含めた働く空間/場所でもある ことを指摘してきた¹。

以上のような経緯を背景にして、ブラ ントとダウリングは次の3つの主要な要素 からえがく「ホームの批判地理」(a critical geographies of home)を提唱している (Blunt and Dowling1 2016:21-22)。第1の要素は、 ホームは物質的であると同時に想像的であ るという点である。ホームは物理的な居住 地であるとともに意味や感情に彩られた 空間でもあり、双方は関連しあっている (Blunt and Dowling 2006:22)。第2の要素は、 ホームはアイデンティティを構成する場所 として、権力の関係性を通して生産された り統合されたりする。ここにおいて、生き られたホームや想像されたホームをめぐる 「権力の幾何学」(power geometry) はホー ムの支配的なイデオロギーがある社会関係 を安定させる一方で他の関係を周辺化させ るものと捉えられている。そして、そのよ うな規範的なホームの概念がいかに受容さ れるのかだけではなく、社会的なプロセス においてそれがいかに動員されるのかを明 らかにすることが求められている (Blunt and Dowling 2006: 24-26)。 第3の要素は ホームの空間性と関連している。フェミニ スト地理学者たちは、まず、ホームが公的 でも私的でもなく両方の側面を持つことを 指摘している。したがって、ホームは決し て政治的な場所から離れているのではな

¹ ただし、最近のフェミニスト地理学ではより複雑なホームの概念が指摘されている。とくにアフリカ系アメリカ人フェミニストたちは性別によってジェンダー化された役割に特徴づけられる核家族があまりアフリカ系アメリカ人のコミュニティではみられないこと、家の外で抑圧的な経験をするアフリカ系アメリカ人女性にとってはホームという場所が精神を養い成長させる場所となっていることを指摘している(Blunt and Dowling 2006: 19-21)。

く、それらを通して構成されるのである。また、ホームというと世帯レベルのスケールに焦点があたりがちとなるが、ホームに対する所属と疎外の感覚は身体、世帯、都市、国、そして地球といった様々なスケールにわたるので、実はホームはマルチスケールなものとして捉えるべきなのである(Blunt and Dowling 2006:26-27)。

Ⅲ. COVID-19下の「ステイホーム」 からみた「ホーム」

このように「ホームの批判地理」であ げられた課題は、日本においては2020年 3月2日に突然始まった全国の小中高学校 に対する一斉休校の要請、そしてそれに続 く4月7日以降の緊急事態官言(以下、第 1回の宣言と記す)を通して、次第に顕に なってきた。まず、「ステイホーム」とと もに開始されたテレワークの導入はとりわ け都市部において「ホーム」がいやという ほど物質的な空間であることを知らしめ た。例えば、COVID-19と「ホーム」につ いて考えるために、同年9月に日本地理学 会のジェンダーと空間/場所研究グループ でオンラインミーティングを行ったが、そ の際、まず話題にのぼったのはオンライン 授業が始まったときにその背景をどうした のかということであった²。また、同じ「ス テイホーム」下の経験を論じたイタリアの 論文では親業 (parenting) をこなしつつり モートワークをするために「体操のために リビングルームを使う」や「ガレージを父

親の書斎に変容する」という事例(Manzo and Minello 2020:121)が挙げられていたが、ウェブ上のニュースサイトでは限られた空間しかない狭い家の多い日本でいかに家族全員がテレワークなどに従事したのかという工夫・苦労話にあふれていた。とりわけ第1回の宣言下では、教育機関が休校となったため、筆者の近辺においても、Facebook上で幼い子どもをもつ母親教員たちがオンライン授業中に子どもを映らせない工夫をいかにするべきなのかという点で意見を交換していた。

次に、日本政府の政策やメディアに登場 した「ステイホーム」を呼びかけたサイン /ロゴは、「ホーム」が異性愛規範に基づ いた近代家族を前提とし、愛情にあふれる 家庭として強く想像されていることを示し た。日本政府が COVID-19 に関する緊急対 応策(新型コロナウイルス感染症対策本部 2020) として実施した布マスクの配布や世 帯主を対象にした特別定額給付金の支給 (総務省 2020) は世帯を中心とした「ホー ム」が日本の標準となっていることを示唆 しているだろう。また、図1に示したよう に、ウェブ上に登場した「ステイホーム」 のサイン/ロゴからは、「ホーム」には「両 親と子どものそろっている温かい家庭 | や 「愛にあふれた居心地のよい空間」という イメージが付与されていることが読み取 れる。しかし、その後のニュース報道で は次々と24時間営業のネットカフェが閉 じられたことにより行き場を失った人びと

² 背景を作り出す最初のプロセスとして、「白い壁を探す」というのがあがったが、日本の家ではそのような大きな壁がないということで、都市部の日本の家には物理的に限界があるという話がでた。



おうちで「学ぶ、作る、楽しむ、リフレッシュする」 Hondaのコンテンツをまとめました! ぜひお役立てください。

Stay Home 毎日のおうち時間が楽しくなる

HONDA*1

Yahoo JAPAN*2



いのちを守る
STAY HOME週間
STAY HOME, SAVE LIVES

4/25~5/6

F/ ZJ~J

東京都*3

図1 第1回緊急事態宣言下で出現したサイン/ロゴ

- 出典 *1: Stay home-Honda 公式サイト, (2020年10月28日取得, https://www.honda.co.jp/stayhome/).
 - *2: Yahoo-Stay home, (2020年10月28日取得, https://ouchi.yahoo.co.jp/).
 - *3: 東京都「旧ステイホーム週間」ポータルサイト (アーカイブ), (2020年10月28日取得, https://www.koho.metro.tokyo.lg,jp/diary/news/stay_home.html).

(清川 2020)、自宅に帰ることができない10代の女の子たち(藤原 2020)、増加し続けるドメスティックバイオレンスの問題³などが報じられた。これらの報道は、日本においてそもそもすべての人が等しく「ホーム」と呼ばれる場所を有していないこと、「ホーム」が特に女子や女性たちにとって抑圧的で暴力的な空間となりえることを明示している。

さらに、パンデミック下の移動の制限は ホームの問題が決していわゆる世帯レベル や一国内の問題にとどまらないことも明らかにした。COVID-19の感染拡大により、日本政府の水際対策の一環として、2020年の春頃は永住者・定住者の資格を有する人に対しても日本国籍を有しない限り、入国を拒否する政策がしかれた。その後、徐々にこれらの対応は見直されたが、入国できる在留資格を持ちながらいったん日本を離れていた外国人に対する日本政府の対応は先進国の中でも類をみないものであったと批判され、日本を「ホーム」として暮らして

³ 内閣府の調査により、2020年度のドメスティックバイオレンス(DV)の相談件数が2020年11月までの総数で13万2355件に上り、過去最多になったことが報じられた。DVの相談件数はとくに第1回の宣言下および直後の5月と6月に多かったという。日本経済新聞の記事では内閣府の担当者が「自宅で過ごす時間が長くなり、ストレスや生活不安を抱えて暴力に至る事例が増えている」と分析していると述べている。(「20年度のDV相談、最多の13万件超 コロナ外出自粛で」日本経済新聞デジタル版、2021年1月12日、(2021年1月31日取得、https://r.nikkei.com/article/DGXZQODG125JZ0S1A110C20000000?s=5).

きた外国人の失望が訴えられている⁴。また、第1回の宣言下では、いわゆる県境界を越えて移動することに対しても自粛が求められたため、他県ナンバーの車に対する嫌がらせが報告された⁵。これらの動きはある意味自らの「ホーム」から他者を排除しようとする動きとしても読み取ることができるだろう。このようにCOVID-19下で表出された「ホーム」は、様々な「権力の幾何学」の中で、様々なスケールにまたがり、改めて構成され続けてきたのである。

Ⅳ. 新しい 「ホーム」 はつくられるのか さて、COVID-19下で次から次へと出現 してきたさまざまな「ホーム」をめぐる現 象の中で、とくに筆者の関心を引いたのは 自らの個人的な経験に基づいた「家」とい う[ホーム]についてであった。第1回の宣 言下、子どもたちの休校およびテレワーク 化を通して、筆者の家はプライベートかつ ケアの場所から公的でさまざまな労働を伴 う新たな意味を持つ場所へ変容した。「ス テイホーム | になるまでは大学の個人研究 室を「働く場所」、家を「家族の場所」と位 置づけ、できるだけ大学で仕事を終えて帰 宅することで公私のバランスを取っている つもりでいた。しかし、「ステイホーム」以 降は家で仕事をするために仕事道具を持ち 帰り、物理的にも精神的にも安定して仕事 に取り組む空間が必要となった。自宅で仕 事に従事する人が増えるということで、第

1回の宣言が終わった頃、筆者はこのパンデミック下での「ホーム」をめぐる日常実践がこれまでの公私二元論や異性愛規範に基づいた「ホーム」とは別の次元の「ホーム」を想像/創造するのではないかと期待していた。しかし、現在では、もしかしたら少なくとも筆者の家では「わたし」という個の場所と家族の場所を共存させるような「ホーム」にはなかなかつくり変えられないかもしれないと考え始めている。

同様のことは、ほかの家にもある程度当 てはまるらしい。2021年1月8日から第2回 緊急事態宣言が発令されたが、「家以外に 働く環境を求める人が増えている」と新た にテレワークのプランを設定したホテルを 取り上げた報道 (ITmedia NEWS 2021) や 「新型コロナの影響で、家族が家にいる時 間が増えた。たまに一人になりたいことも あり、そういう時に最適 | と自宅の敷地内 に小屋を建てる人が増加しているという新 聞記事(下林 2021)はこれまでの「ホーム」 が物理的な意味でも想像的な意味でも維持 されていることを示唆しているだろう。西 川祐子によれば、明治時代以降、日本の家 はジェンダー化された空間として日本の家 族の変容を映し出してきた。そして、20 世紀末時点での分析では、日本の家は母親 と子どもを中心とした「女の家」か、一人 暮らしの「性別のない家」で止まっている (西川 1996; 2004)。このパンデミックにあ わせて変容をせまられた日本の家はこの原

⁴ 例えば、NHK (2020)、井田 (2020)、笠原 (2020) などを参照。なお、入国に対する水際政策はつね に変化するために2021年1月現在では変更がなされている可能性もある。

⁵ 徳島県の事例を皮切りにいくつかの県で引っ越しのために他県ナンバーを付けている場合の対応が示された(徳島新聞 2020,乗りものニュース 2020)。

稿を執筆している2021年1月現在、残念ながら生産労働と再生産労働、そして「個」と「家族」がうまく共存できるような新たな「ホーム」としてはまだ十分に再構築されているとはいえない。

V. おわりに

概して、2011年の東日本大震災以降、災害や危機は当該地域の抱えている問題をより鮮明に深刻化させる傾向があると指摘されてきた。同様に、COVID-19が表出させた「ホーム」をめぐる現象のほとんどはこれまでフェミニスト地理学が主に指摘してきた点をより深刻化させたものといえる。そして、家というスケールに限っていえば、この状況下においても、ドロレス・ハイデン(Dolores Hayden)が目指したようなジェンダー平等の前提となるような家(Blunt and Dowling 2006:7-9)は簡単には実現しないのかもしれない。

さて、本稿の執筆を終えようとしている 2021年2月1日現在、筆者の日常生活が営 まれている首都圏はまだ第2回の緊急事態 宣言下にある。1月のニュース報道ではこ の宣言下で人の動きが変わらない(減らな い) 背景に人びとの「自粛慣れ/疲れ」があ るのではないかと指摘されている(山田・ 釆沢 2021)。しかし、福田珠己(2008)や 小ヶ谷千穂(2020)が論じているように、 「ホーム」は実は移動性 (mobility) と相反す るものではなく、表裏一体の関係にある。 要するに、人びとは移動をしないと「ホー ム | という空間/場所の存在に気づくこと すらできないのかもしれない。このように 考えると、COVID-19は「ホーム」という 空間の変容をせまるのではなく、私たちに さらなる「ホーム」という空間/場所の意 義や意味の再考を促しているともいえるだ ろう。

付記

本稿の骨子は日本地理学会のジェンダーと空間/場所研究グループでの意見交換をへて、 2020年日本地理学会秋季学術大会で発表しました。

参考文献

Blunt, Alison and Robin Dowling, 2006, Home. Oxon, New York: Routledge.

- 藤原伸雄, 2020,「ステイホームできない少女たち 給付金も受け取れず」朝日新聞デジタル版2020 年5月20日、(2021年1月31日取得, https://digital.asahi.com/articles/ASN5N33XYN5MUQIP015. html?iref=pc_rellink_02).
- 福田珠己, 2008, 「「ホーム」の地理学をめぐる最近の展開とその可能性—文化地理学の視点から—」 『人文地理』60号5巻: pp. 403-422.
- 井田香奈子, 2020, 「(社説余滴) 再入国の壁がうんだ不信」, 朝日新聞東京版 2020年 10月 19日.
- ITmedia NEWS, 2021, 「ホテルニューオータニ、テレワーク向けに客室のサブスク 30 日単位・30 万円から」2021年1月29日, (2021年1月31日取得, https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2101/29/news148.html).

- 笠原真, 2020,「(取材考記) 永住・定住者でも入国拒否のコロナ対応 外国人の権利、安心できる保障を」,朝日新聞東京版2020年11月25日.
- 清川卓史, 2020,「(現場へ!) コロナ禍の貧困危機:1 住居がない若者、「自助」の姿」朝日新聞東京版2020年10月12日.
- Manzo, Lidia, Katia C and Alessandra Minello, 2020, "Mothers, childcare duties, and remote working under COVID-19 lockdown in Italy: Cultivating communities of care", *Dialogues in Human Geography* 10(2): 120-123. (2020年10月13日取得, https://journals.sagepub.com/doi/full/10.1177/2043820620934268).
- NHK, 2020,「再入国拒否 日本に戻れない外国人」, 国際報道特集ダイジェスト 2020 年 7 月 10 日掲載, (2021 年 1 月 31 日取得, https://www.nhk.or.jp/kokusaihoudou/archive/2020/07/0710.html).
- 西川祐子,1995,「男の家、女の家、性別のない部屋:続住まいの変遷と「家庭」の成立」脇田晴子 他編『ジェンダーの日本史(下)一主体と表現 仕事と生活』東京大学出版会.
- 乗りものニュース, 2020,「悪質「県外ナンバー狩り」いつまで続く? 自治体で「在住確認書」配布 の動き広がる 1,2020 年 5 月 24日, (2021 年 1 月 31 日取得, https://trafficnews.jp/post/96566).
- 小ヶ谷千穂, 2020, 「移動から考える「ホーム」―画―的な「ステイ・ホーム」言説を乗り越えるために」『現代思想』 48 号 10 巻: pp.89-95.
- Rose, Gillian, 1993, Feminism and Geography: The Limits of Geographical Knowledge, University of Minnesota Press. (吉田容子ほか訳, 2001,『フェミニズムと地理学―地理学的知の限界―』地人書房.)
- 下林瑛典, 2021,「自宅内、一人になれる「小屋」人気…隈研吾さん設計でも 300 万円程度で販売」読売新聞オンライン 2021 年 1 月 16日, (2021 年 1 月 31 日取得, https://www.yomiuri.co.jp/economy/20210120-OYT1T50120/).
- 新型コロナウイルス感染症対策本部, 2020,「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2 弾—」令和2年3月発表,厚生労働省ホームページ, (2021年1月31日取得, https://www.mhlw. go.jp/content/1090000/000612096.pdf).
- 総務省, 2020, 「特別定額給付金事業の概要 令和 2 年 11 月現在」, 総務省ホームページ, (2021 年 1 月 31 日取得, https://www.soumu.go.jp/main_content/000715375.pdf).
- 徳島新聞,2020, 「徳島以外ナンバーにあおり 知事、差別的行為と指摘」徳島新聞デジタル版2020 年4月24日, (2021年1月31日取得, https://www.topics.or.jp/articles/-/355270).
- 山田暢史・釆沢嘉高, 2021,「緊急事態宣言、薄い効果 減らぬ人出に知事「自粛慣れ」」, 朝日新聞 デジタル版 2021年1月16日, (2021年1月31日取得, https://digital.asahi.com/articles/ ASP1H752TP1HUTNB00T.html).

(掲載決定日:2021年5月14日)

Abstract

COVID-19 and "Home": From a Feminist Geographical Perspective

Minako KURAMITSU

Stay-at-home orders issued to limit the spread of infection during the ongoing COVID-19 pandemic have unexpectedly directed attention to the meanings of the term "home," a concept deliberated by human geographers since the 1970s. This paper reconsiders the space/ place called home from a feminist geographical perspective based on the author's observation of phenomena relating to the home during COVID-19. Since Japan first declared a state of emergency, it has become apparent that home is overwhelmingly imagined as a place founded on heteronormativity, love, and safety. This significance is endorsed by the promotion of remote work from home, the substance of national emergency response measures, and appeals directing the public to stay at home, among other phenomena. At the same time, stay-at-home orders issued since the declaration have unveiled the grave truth that home is not an equally safe place for everyone. The COVID-19 pandemic has triggered varied experiences that have compelled people to face discrete problems posed by the place they call home. Many of the encountered difficulties are more serious than ones already mooted by feminist geographers and impel a reconsideration of the significance and meanings of the term "home."

Keywords

home, feminist geography, gender, public/private dichotomy

Special Section

The COVID-19 Pandemic and Gender

現場/事例報告

パンデミックを生き延びる

――マニラ首都圏都市底辺層女性の

ロックダウン下の日常生活経験から

小ヶ谷千穂 (フェリス女学院大学) ロレイン・モラレス (マリキナ市在住)

I. はじめに

COVID-19 は社会経済的不平等をあらわにし、さらなる分断を生んできていることがすでに指摘されている。日本を含むいわゆる「グローバル・ノース」におけるエッセンシャル・ワークのジェンダー化・人種化された性質や、非正規女性労働者の雇用への打撃、DVの増加などが指摘される中、「グローバル・サウス」におけるCOVID-19の社会経済的影響、とりわけジェンダー視点からの報告・考察はいまだ多くはない。本事例報告は、ある既婚女性の生活記録を通して、いわゆる「グローバル・サウス」の一角を占めるフィリピン・マニラ首都圏の都市底辺層コミュニティにおける、ロックダウン下での日常生活を報告する。

Ⅱ. 2020年3月の調査時の状況

マニラ首都圏においては、2020年3月 15日からロックダウン (ECQ = Enhanced Community Quarantine = 強化されたコミュニティ隔離措置)が実施され、厳しい移動制限が2カ月間続いた。その後、MECQ (Modified ECQ = 修正を加えた ECQ) に移行し、6月1日にはGCQ (General Community Quarantine = 一般的なCQ) までレベルが引き下げられた¹。

本報告の舞台となる M エリアのあるマリキナ市は、マニラ首都圏の北東部に位置している。マリキナ市は、マニラ首都圏に1996年に編入された市で、農業から工業(特に靴産業)に転換が進められた街であり、近年は「成功した都市政策」の実験の場でもある。(関 2017) M エリアのあるマランダイ地区は、マリキナ市の16バランガイのうち最大人口を持っており、2015年現在で人口は55,442人(2015 Census of Population and Housing, NSO)、総世帯数は11,167(2007年現在)で、そのうち約6,000

75

DOI: 10.24567/0002000112

¹ ECQ、MECQ、GCQ の詳細についてはジェトロマニラ事務所を参照。https://www.jetro.go.jp/newsletter/orf/2020/news/ECQ.pdf (2020年5月18日取得).

世帯が土地の所有権がないインフォーマル居住者とされている(関2017)。 Mエリアにおいても、土地の所有権がある世帯、ない世帯、そしてそれらの中での借家住まいなどが混在しており、ここではMエリアを広義のスクウォッター地区として位置づけておきたい。またマランダイ地区は、マリキナ川という主要河川に近接しており、台風オンドイ(2009年)をはじめとする大型台風や大雨のたびに床上浸水する代表的な被災地の一つであり、最近でも、頻繁に水害に見舞われている。

Mエリアの就業構造は、典型的なマニラ の都市底辺 (urban bottom) の特徴を有して いる。中程度の学歴(フィリピンのハイス クール卒あるいは中退)の男性はフィリピ ンの庶民の足であるジープニー (乗り合い ジープ) やトライシクル (バイクタクシー) の運転手として、そしてその配偶者である 既婚女性たちはフィリピンでの雇用におけ る年齢差別や学歴不足などを理由に、日常 的には再生産労働に従事し、ジープニーや トライシクル運転手の夫の出来高ベースの 収入で子どもたちとの生活を維持してき た。他方で、Mエリアで育ち、大卒の学歴を 身につけた若年女性の中には、コールセン ターなどBPO (Business Process Outsourcing = ビジネス業務のアウトソーシング) 産業 で働く者も出てきている2。

今回の報告の中心となる、最も移動制限 が厳しかったECQの時期には、庶民の足で あるジープニーやトライシクルが営業禁止 となったため、Mエリアではきわめて多く の男性が職を失った。COVID-19の感染が拡大する中で医療へのアクセスも容易でない都市底辺層の女性たちは、経済的不安、子どもたちの将来への不安、そして何よりも感染への不安に怯えながら3カ月を過ごした。そうした不安が重なる中で政治家や富裕層への不満が醸成され、同時にコミュニティ内での女性たち同士での連帯がより強く意識されていく様子を報告したい。

なお、本報告は、執筆者の一人でMエリアの住人であるロレイン・モラレスの2020年3月12日~2020年5月29日までの生活記録をもとにしている。モラレスは筆者(小ヶ谷)の長年にわたるリサーチ・アシスタントであり、今回ECQに入る直前から終了までの期間、ほぼ毎日日記の形で日々の生活や心情の変化、Mエリアの近隣住民や親せきたちの様子などをつづってもらった。原文はタガログ語で、A4で35ページの分量である。全文の発表・分析は別稿に譲り、本報告では記録から読みとれるいくつかのポイントに絞って報告する。

モラレスは現在39歳で、夫と5人の子ども(18歳から11歳)、夫の両親(父は元海外出稼ぎ労働者、母は洋裁店を経営)、姪(コールセンター勤務)と暮らしている。同い年の夫は大卒で、電気工事関係の会社にエンジニアとして勤めている。モラレスも夫もMエリアで生まれ育っており、モラレスの母親も、同じMエリアにモラレスの妹一家と一緒に暮らしている(父親は2019年に死去)。

² Mエリアの女性の世代別就業経験については、小ヶ谷(2021)を参照されたい。

Ⅲ. ロックダウン下での雇用

3月13日に、2日後のECQが大統領から発表された時に、真っ先にモラレスの不安材料となったのは、移動制限がかかった場合に夫が出勤できるのか、そして仕事を続けられるのか、ということであった。

ニーニョ (=夫) がもし出勤停止になって、"No Work No Pay"" (働かなければ支払われない) になってしまったら、私たちはどうやって食べていけばいいのだろう……。明日は本来なら給料日だ。給料が出たらアルコールとマスクを買おう。でも、もし買うお金がなかったら……水道光熱費を払ったら、どうやって夫の収入だけでやっていけるだろうか。キエル(長男)の学費も卒業式の費用³もまだ支払っていないし、給料がきちんと払われなければ、食べものをどうしたらいいのか……。

(2020年3月13日)

Mエリアの中でも比較的安定した収入を得ているモラレスの世帯にあっても、月に2回支払われる夫の給料でぎりぎりの生活をしていたことがわかる。しかし、夫の収入が途切れることへの恐怖と同時に、夫の出勤がかなっても、それによって感染リスクが高まり、そのことでコミュニティにCOVID-19が広まってしまうことへの恐怖もあった。結局、夫の会社からは3000ペソ(日本円で約6000円)の一時金が支払われ

たが、夫は感染を恐れてECQの期間出勤を 2カ月止めた。

ECQの期間、Mエリアの人々の雇用状況は、厳しさを増していった。特にトライシクルの運転や、路上での食品販売をしていた男性、路上清掃員の女性はECQで瞬時に影響を受けた。

ノエル (従妹の夫) やアドール叔父さんは気の毒だ。乗客がいないので、トライシクルからの収入がない。近所の人で、タホ⁴を売っている人も、買う人がいないので売れ残っているという。たぶん、タホやフィッシュ・ボールのようなストリート・フードを買って食べることを、子どもたちも怖がっているのだろう。COVIDのせいだ。グレン(妹の夫)も、病院での仕事(=院内清掃)と掛け持ちしているバイクの修理も、客が来ないので仕事がないとのこと。たしかに今、食べ物よりもバイクにお金を使う人はいないだろう。

(2020年3月15日)

近所のジェマさんも気の毒だ。夫が亡くなって、道路清掃(street sweeper)の仕事をしながら子どもと孫を支えてきたが、もう何週間も仕事がない。昨日、バランガイ・キャプテンが米を配ってくれたが、ジェマさんのところでは2日ももたないだろう。

(2020年3月28日)

³ 長男はこの3月にハイスクールを卒業した。

⁴ 豆腐ベースのデザート。ストリート・フードの一つである。

人が集まることが禁じられたため、モラレスの夫の母の洋裁店は閉店となった。また、モラレスと同世代の従妹で、近隣のショッピング・モールで勤務していた女性達は、モールの閉鎖に伴い仕事を失った。(中には4カ月の乳幼児を抱えた女性もおり、ミルク代もままならない状況に陥ってしまった。)他方で、モラレスの夫の妹は、外資系のコールセンターで勤務しており、ECQに入るとすぐに、会社からPCが貸与され、在宅勤務に切り替わった。コミュニティ内においても、さらには同居家族内でも、雇用の持続にはばらつきが見られ、外資とつながりのある職業にあるものが最も安定した収入を維持できたのだ。

Ⅳ. 感染への恐怖

感染の恐怖から夫が出勤を止めたように、モラレスにとっては、COVID-19への感染そのものの恐怖が一貫してあった。その理由は、広義のスクウォッター地区における居住環境と、子どもや親類たちの脆弱な健康状態や教育環境にあった。

こんなに壁が板一枚のような家ばかりのところで、social distancing などどうやってできるのか。特に実家の母のところなどはとても無理だ。建物の二階で暮らしている人は、屋根も近くて暑いので、日ごろから外に出て座っていることが多い。外に座っていて、ウィルスに感染したらどうするのか。一度感染者が出たら、こういう狭いところに人が集まって住んでいる場所では、すぐに拡がってしまうだろう。

(2020年3月13日)



写真1 食糧支援を待つMエリアの人々 (2020年4月24日、モラレス撮影)

2019年に父親を亡くして、また病院勤務をしている妹の夫もいるモラレスたち家族は、貧しい人々が行ける公立病院が常に人であふれ、救急対応もしてもらえないことが多いことを知っていた。なので、COVID-19にかかった場合に、医療に頼ることが不可能であることを体験的にわかっていたため、薬局で買えるビタミン剤や薬で子どもたちの健康を守ろうとした。

妹の夫のグレンは病院の清掃の仕事を している。入院患者のシーツを洗う仕 事なので、ウィルスへのリスクが高 い。病院からマスクは配布されている が、13カ月目の給料(=ボーナス)を 食料やアルコールのために求めたとこ ろ、拒否された。姪のモナイの薬を買うために、妹たちは"five-six⁵"で借金をしたという。状況が悪化して、病弱なモナイの薬を買いに行けなくなると困るからだ。食料よりも、薬代のために妹たちは借金をした。

(2020年3月14日)

モラレスは、4月、5月となって近隣の人々や親類たちが少しずつ家の外に出て活動をし始める中でも、stay home にこだわっていた一人だった。そこには、ひとたび感染した時の想像を絶する不安があった。夫とともに、もしも家族で感染したら、健康状態からいってどの子どもから先に亡くなってしまうかを話し、涙したこともあったという。ゆえに、何度もECQが延長される中、休校されていた学校の再開が話題に上る5月になると、子どもたちの感染に対する、モラレスの恐怖は再燃する。

教育省は、8月24日に学校を再開するという。どうやってこの状況で子どもたちを通わせるというんだろう!1クラスに50人で勉強させるのは怖すぎる。オンライン授業にするというけれど、すべての子どもがラップトップ(ノートパソコン)や携帯電話、Wi-Fiを持っているわけではないのに。持ってない子はどうするの?だから私は、学校の再開には賛成しない。うちの子どもたちは1年遅らせてもかまわな

い。私の精神状態にもいい。今は子ど もたちが咳をひとつするだけで、感染 したか?と不安になってしまう。

(2020年5月24日)

V. 消費生活と社会生活の制限

ECQ の予告直後から、panic buying と呼ばれる買占めがマリキナ市でも始まった。

お金のある人は、スーパーマーケットに並んで、生活必需品を買っている。 食料、アルコール、マスク、薬、ビタミン剤……。マーケットにもクリスマス並みにたくさんの人がいる。そのこと自体が怖い。お金のない私たちは、感染を恐れて家でじっと祈っているしかない……。

(2020年3月13日)

その後もECQ予告から3日で薬局からマスクがなくなるなど、panic buyingの影響は続いた。また、1家族1人だけが買い物に出ていい、というルールによって乗客が少なくなったトライシクルの乗車料金も、1回10ペソから1回30ペソへと3倍に値上がりした。人数制限されたスーパーでは買い物のために長蛇の列ができた。それでも感染を避けるためには耐えるしかない、と人々は並んだ。電気料金は1カ月(のちに2カ月)支払いが免除されたが、将来の支払いのことを考えると、不安が減ることはな

^{5 「5}借りて6返済する」という仕組みの高利貸しのこと。

⁶ その後、学校再開は10月となり、すべてオンライン授業となった。

かったという。

ECQ下では、コミュニティでのささやか な祝い事もできなくなってしまった。

今日はニーニョと私の記念日だ。18年の結婚生活とその前の5年間の恋人関係。神様に感謝。毎年ミリエンダ(=おやつ)を作って、近所の人に配っていた。そうやってみんなで楽しいことも悲しいことも分かち合ってきたけれど、今年はそれができない。今年は作らないの?と聞かれるけれど、ごめんね、また来年ね、と答える。Social distancing が求められているから。

(2020年3月23日)

生活が制限され、収入も激減する中で政府からの援助物資は当初なかなか届かなかった。結局、3月15日からの2カ月間で市からも含めて5回、米やわずかな食糧が届けられたが、むしろ早かったのは、concerned citizen と呼ばれる一般市民や民間団体からの援助だった。また、芸能人などから医療従事者への寄付行為も報道され、そうした行動に感謝すると同時に、政府や政治家への不信は募っていった。

VI. 政治への不満と政治意識の高まり

ECQ 開始から約10日後に、ある政治家が「フィリピン人は2週間くらい食べなくても死なない」と発言し、大きな問題となった。モラレスの日誌にも、政治への不信感が強くにじむようになる。



写真2 感染者が出たために封鎖された通路 (2020年7月4日、モラレス撮影)

(件の発言をした政治家は)ひもじい人間の気持ちがわからないのだろう。子どもがお腹を空かせているのを見る父親のつらさ(=その発言をした政治家は男性だった)がわからないんだ!政治家は2カ月家にこもっていても食べものに困らないからだろう。政治家の中には、症状がないのに検査キットを自分たちのために使って、必要なんたのとの厚い政治家たちなんだ。こういう自分のことを優先した政治家のことはよく覚えておいて、次の選挙で投票しないようにしないといけない。

(2020年3月24日)

ECQ を緩和して、経済活動を再開する という政府の決断が、よいのかどうか わからない。政府は、フィリピン経済が 潰れてしまうのが怖いのだろう。健康 でお金があって、感染しても病院で診 てもらえれば、もちろん大丈夫でしょ うよ。でも貧しくて、薬を買うお金もな かったら、もう死ぬしかない……。

(2020年5月16日)

また、社会福祉開発省を通じた現金給付 (Social Amelioration Program) をめぐって も、政府の方針が二転三転し、最も困って いる人たちに現金給付が届かない、といっ た現状が見られた。

VII. 相互扶助と、ポジティブな発想

ECQ下での生活不安とパンデミックの恐怖に怯えながらも、他方でコミュニティ内や親族内での相互扶助は続いていた。たとえばMエリアの中でも比較的人通りの多いところに住まいがあるモラレスの従妹たちは、ゴトという粥を作って道行く人に振る舞うことを続けた。また、夫が失業してしまった、別の地区に住む従妹が援助を求めてモラレスを訪ねてきて、現金や米を援助したこともあった。援助とは言っても、わずかな金額しか援助できないことへの葛藤も、記録からは感じられた。また、モラレスたちに対して、経済的に余裕のあ

る親族が米を援助してくれたこともあった。フィリピンでbayanihanと呼ばれる相互 扶助の思想はパンデミック下の制限された 生活の中でも、少しずつではあるが続けられていた。

また、ECQになったことによって、交通 渋滞が減り排気ガスがなくなって環境によ い影響があったり、出勤を停止した夫が常 に家にいることでquality time を家族で持つ ことができるようになった、といったポジ ティブな発想も、モラレスの記録には時折 現れていた。

VII. まとめにかえて

以上、モラレスの記録の一部から、ロックダウン下でのMエリアの状況やモラレスの心情を報告した。ここには、居住環境、医療体制と健康不安、雇用と収入の不安定さ、といった複数の生活不安が、感染症拡大の中で特に既婚女性にのしかかっていることが見て取れる。また、経済活動の再開と、感染不安との間で揺れ動く複雑な心情も読み取れた。相互扶助の担い手として言及されるのが常に女性であることや、都市底辺層の既婚女性が夫の不安定な収入源に頼らざるを得ない中でさまざまなケア活動をしなければならない現状などについては、今後分析を続けていきたい。

参考文献

青木秀男,2013,『マニラの都市底辺層~変容する労働と貧困』大学教育出版. 小ヶ谷千穂,2021,「マニラ首都圏都市底辺層コミュニティから見る新国際分業と『移動の女性化』 〜女性の世代別就労歴に着目して〜」『フェリス女学院大学文学部紀要』第56号:pp.1-16. 関恒樹,2017,『「社会的なもの」の人類学―フィリピンのグローバル化と開発にみるつながりの諸 相』明石書店.

(掲載決定日:2021年5月14日)

Special Section

The COVID-19 Pandemic and Gender

現場/事例報告

コロナ禍のシングルマザー調査プロジェクト ——1800人の実態調査から見えてきたこと

五十嵐光

(特定非営利活動法人ウィメンズアイ)

石本めぐみ

(特定非営利活動法人ウィメンズアイ 特定非営利活動法人「人間の安全保障」フォーラム)

I. シングルマザー調査プロジェクトについて

新型コロナウイルス感染症によって、世界全体が未曾有の事態を経験する中、ひとり親世帯、特に非正規雇用比率が高いシングルマザー世帯はより深刻な影響を受けた。シングルマザー世帯の就業率は2018年時点で81.8%と高いものの非正規雇用率は46.5%と高く、世帯年収はふたり親世帯の4割にとどまり(JILPT 2019)、養育費受給率も24%にとどまる(厚生労働省2016)。ひとり親世帯の貧困率は48.2%と高く(厚生労働省2020)平時から脆弱性が高いため、コロナ禍では急激に困窮化した。

まず初めに、本稿筆者が参加する「シングルマザー調査プロジェクト(以下、調査プロジェクトと呼ぶ)」の成り立ちについて述べたい。2020年4月の7都府県緊急事態宣言発令後、急激に困窮化する相当数のシングルマザー世帯の状況が多くのメディアに取り上げられ、迅速な給付金の支給や支援が求められていた。なんとしてもこの状況を数字として示し、記録していく必要があった。現状を数字とともに伝えることで、一刻も早く必要な支援を実現していきたかっ

た。コロナ禍以前から母子家庭や貧困問題、 そして日本のジェンダー課題に長年取り組 んできたメンバーを中心に、2020年5月に は本調査プロジェクトが始動した。これま でシングルマザーの支援や法改正に取り組 んできた認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ ふぉーらむを筆頭に、学術分野で女性の労 働やシングルマザー、子どもの貧困を専門 としてきた研究者、国際的なジェンダー視 点での働きかけや分析を行うことができる 専門家、ひとり親の住宅問題に詳しい専門 家、地方の女性課題に取り組んできた実務 家、広報専門家など、2020年5月から人員 を集め、各方面から異なる専門領域を持つ たメンバーが集まった。今回のプロジェク トを進める上で、それぞれの分野を専門と する研究者、当事者支援を行ってきた団体、 国際的な視点や分析は不可欠であった。こ れらの人材が集結し、自分たちの手でゼロ からプロジェクトを進めてきた。

新型コロナウイルスによる就労や生活、子どもへの影響に関する質問を中心に、2020年7月初旬に初回調査(回答数2.119、

DOI: 10.24567/0002000113

有効回答数 1,816¹。以下、1800 人調査と呼ぶ)、2020年8月からパネル調査(1年間の実施を予定)を行っている。本プロジェクトは、平常時から脆弱な状況にあるひとり親が、子どもを育てながら十分な給与を得られる安定した仕事に就き、子どもの学びや教育へのアクセスを保障できるよう、緊急支援に加えた恒常的な支援の拡充および政策の実現を目指すこととした。そのために、コロナ危機がひとり親に及ぼす影響を示すデータ収集を目的としている。調査を開始してから半年間の間、調査チームは、国や自治体への政策提言や専門分野における研究発表、そしてひとり親世帯の状況に関する認知向上を各所で行ってきた。

Ⅱ. 1800 人調査の概要

ここでは、1800人調査について何をどの ように行ってきたのかを時系列で記す。

1. 調査開始まで

2020年5月28日に行われた調査チームの初回ミーティングでは、ひとり親世帯が新型コロナウイルスによってどのような影響を受けているのかを示すデータはなく、社会の理解が進まないということが共有された。根拠となる数字がなければ、打開策を示すことも難しい。コロナ禍によって収入が減少したり、職を失ったりしたひとり親が、いつどのような影響が及んでいるの子どもにはどのような影響が及んでいるの

かなど、一刻も早い現状把握と継続的な調 香の重要性が話し合われた。

2. 調査の準備

その後、調査チームで1800人調査の質問案を作成した。本調査では、救済策にとどまらず、構造的な問題への取り組みにも役立つようなデータ収集を行うことを重視している。平時から、シングルマザーが貧困に陥らないよう、現状を変えていくために、何を明らかにする必要があるのか、それを明らかにするために、何を聞く必要があるのか議論が重ねられてきた。その結果、収入の増減や就労状況、生活状況、子どもの状況、メンタルの変化を中心に、アンケート調査を進めることになった。質問を考える段階で、プロジェクトメンバーそれぞれが、各自の専門性に基づいた提案を行い、各所で調査結果を活用してきている。

3. 結果の公表

この調査結果を、少しでも多くの人に知って欲しいという想いから、8月28日、記者会見(於:厚生労働省記者会見室)を行った。調査の即時性とコロナとひとり親の貧困という社会的な話題であるということから、調査結果は多くのメディアに取り上げられた。また、記者会見の様子や集計結果は、誰もがアクセスできる形でオンライン上に公開している²。

¹ その後、2件の重複が確認されたため、確報値では有効回答数1814件となった。

² 記者会見:シングルマザー調査プロジェクト,2020,「「新型コロナウイルス 深刻化する母子世帯の暮らし—1800 人の実態調査・速報」を発表しました」『note』, (2020 年 12 月 1 日取得, https://note.com/single mama pj/n/n83bb1e08b706). 集計結果 (速報):シングルマザー調査プロジェクト,2020,「新型

4. 調査結果の概要

1800人調査では、しんぐるまざあず・ふぉーらむやシングルマザーサポート団体全国協議会の会員団体を通じて送付され、集まった回答総数は2,119、そのうち有効回答数は1,816であった。本調査は、主にコロナ禍の影響がではじめた2020年2月から6月の変化を聞いた。そこには悲痛な声が実に多く寄せられ、1日3回の食事がままならないなど、日々の生活がいかに厳しいかが痛いほど伝わる記述が数多く含まれていた。

新型コロナウイルス感染症に関連して、シングルマザーの7割が自身の雇用や収入にかかわる影響があったと回答した。「収入の減少」「勤務日数・勤務時間の減少」が多く、特に非正規雇用者で影響が大きかった。2020年2月時点で就労していたにもかかわらず、2月から5月にかけて月を追うごとに「就労収入なし」と回答したシングルマザーの割合が上昇した。「収入なし」の人を除いても、平均就労収入は、正規、非正規ともに、2月から5月にかけて減少した。そのような状況で、家賃や水道光熱費といったライフラインの支払いを滞納している世帯が約1割いることも明らかになった。

また、仕事に加えて、ケアワークを一人で担っている状況で、臨時休校や登園自粛は自身の仕事や収入、そして子供の栄養や学習面へも非常に大きな影響を及ぼしたこともうかがえた。自分が感染することで家族のケアができなくなる懸念から「自発的」に休職・退職したケースが約3割あっ

た。小学生・中学生・高校生の子どもがい るシングルマザーのうち、半数以上が、臨 時一斉休校によって、仕事を休む、仕事日 数や時間を減らす、仕事をやめる等、自身 の仕事に影響があったと回答した。臨時一 斉休校で仕事量を制限したことに対して、 給与がすべて支払われたのは2割強と限定 的だった。臨時一斉休校で給食が無くなっ たことでほとんどの世帯で家計の食費負担 が増加し、子ども数が多いほど支出増が顕 著であった。子供の食生活への影響として 野菜を食べる量が減るなど栄養面での偏り も生じ、食事の回数を減らした世帯は約2 割に上った。そして、中学生以上で学校に 通っている子どもがいる世帯の約4割は、 自宅で使えるパソコンもタブレットも無 い。自宅でインターネットに接続できない 世帯、通信量を制限しなければならない世 帯は、約3割に上った。この他、心理的ス トレスの程度や、新型コロナウイルス対策 や子育てにかかわる制度の認知とアクセス に関しても回答を得た。

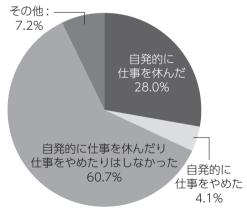
Ⅲ. 3割を超えた「自発的」な休職・退職

1800 人調査の中で、調査チームがもっとも驚いた結果の一つは、コロナ禍で「自発的」に休職あるいは退職したシングルマザーの多さだった。当初は、「自発的」に休職あるいは退職したかどうかを尋ねる質問項目は入れていなかった。調査前に想定していたのは、コロナ禍の影響により会社からの解雇や雇い止め、勤め先の休廃業・

コロナウイルス 深刻化する母子世帯のくらし~1800人の実態調査・集計表 (確報)」『note』2020年10月20日公開 (2021年1月17日取得, https://note.com/single_mama_pj/n/n213a01adecde).

倒産にともなう失業の増加や、会社都合による労働時間の減少などであったためである。しかし、2020年6月に質問項目作成のための議論を重ねていた時、シングルマザー支援の現場ではすでに感染不安による自主休業や、子どもの預け先がないあるいは感染不安で自発的に辞めざるをえない場合でも現制度上は自己都合となることなどが聞かれていた。それを受けて調査チームでは、この「自発的」に休職あるいは退職したかどうかを尋ねる質問項目を追加した。

仕事をしていなかった人を除く 1,603 人のうち、「自発的に仕事を休んだ」449 人(28.0%)、「自発的に仕事をやめた」66 人(4.1%)を合わせると、「自発的」な休職・退職は515人(32.1%)に上った(図1)。さらに、不特定多数の人との接触リスクが高いサービス職では、「自発的」な休職・退職の割合は37.3%と他の業種に比べて最も高かった(表1)。



n=1603 (仕事はしていなかった人を除く)

図1 自発的な休職・退職の割合

出典: 認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ & シングルマザー調査プロジェクト「新型コロナウイルス 深刻化する母子世帯のくらし~1800人の実態調査・速報~」

表1 自発的な休職・退職の割合(職種別)

	自発的に仕 事を休んだ 人の割合	自発的に仕 事をやめた 人の割合	計
事務職	27.1%	2.9%	30.1%
サービス職	31.8%	5.5%	37.3%
専門職·技術職	27.3%	3.6%	30.9%
販売職	28.1%	1.5%	29.6%
生産工程職	19.1%	3.4%	22.5%
運搬·清掃· 包装等従事者	29.4%	_	29.4%

出典: 認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ & シング ルマザー調査プロジェクト「新型コロナウイルス 深刻 化する母子世帯のくらし~1800人の実態調査・速報~」

1800人調査で、「自発的」な休職・退職のシングルマザーが3割以上もいたことは、シングルマザーの日常からの課題を表している。「自発的」に休職・退職せざるを得なかった理由をより具体的に明らかにするため、1800人調査から当事者による自由記述をみていきたい。

「学校や保育園に子供を預けられないため、仕事を休まざるを得ない 状況だったのに、出勤率が悪いと6 月いっぱいで解雇になりました。」

「<u>自分がコロナにかかってしまったら、</u> <u>こどもを世話できる大人が家に誰もいない</u>のでとても不安でした。でも<u>仕事</u> <u>を休んで家でずっと自粛していると、</u> <u>収入がなくなる</u>ので、それもとても不安でした。」

「高齢の母と同居の為、<u>無給覚悟で仕</u> 事を休業させて貰いました。」

上記3つの記述例のように、子どもを預 けられないという理由や、自身に何かが あった時自分以外に頼れる人がいないなど の理由、高齢の家族などへ自分が感染源と なることへの不安の声が多く寄せられた。 特に多かった最初の2つの記述例に共通す るのは、頼れる人がいない、頼れるシステ ムがない、あるいは頼れる人やシステムに つながっていないことであった。1800人調 査では、有効回答数1,816のうち、8割以上 の1,514人(83.4%)が、自分と子ども以外に 同居している人は「いない」と同答してお り、身近に助けてくれる家族はいない。「自 発的 | に休職・退職をしたシングルマザー が多かったのは、平時から頼れる人やシス テムにつながっておらず、コロナ禍では他 に選択肢がなかったからだ。これは、消極 的な選択としての家族を守るための自己防 衛であったと考えられるのではないか。

Ⅳ. 今後の展望

コロナ禍で困窮化し、ひとり親ならでは の不安や心配を抱えるシングルマザーたち の自助に頼るのではなく、自己防衛の選択 をしないで済む方法がないだろうか。調査 プロジェクトでは、これまで、2020年7月 に1800人調査を行った後、2020年8月から 本稿執筆時までに6回のパネル調査を実施 してきた。その時々に必要なデータと当事 者の声を集めてきた。例えば、コロナ禍の 支援制度の認知度、支援から漏れてしまう 原因、児童扶養手当の現況届提出における 課題、相談窓口の対応、コロナ禍の子ども の進路への影響、児童扶養手当の支給月、 住宅環境、転居、固定費の支払いなどであ る。2021年7月までの今後6ヶ月間もコロ ナ禍の影響を継続的に記録し、コロナ禍の みならず平時からの課題解決につながるよ う調査チームの活動を続けていく。

参考文献

厚生労働省, 2016, 『平成 28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告』 厚生労働省ホームページ, (2020年12月1日取得, https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000190327. pdf).

厚生労働省, 2020, 『2019年 国民生活基礎調査』厚生労働省ホームページ, (2020年12月1日取得, https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/14.pdf).

独立行政法人 労働政策研究・研修機構(JILPT), 2019, 『子どものいる世帯の生活状況および 保護者の就業に関する調査 2018 (第 5 回子育て世帯全国調査)』, 独立行政法人 労働政策研究・研修機構ホームページ, (2021 年 2 月 6 日取得, https://www.jil.go.jp/institute/research/2019/documents/192.pdf).

(掲載決定日:2021年5月14日)

Special Section

The COVID-19 Pandemic and Gender

現場/事例報告

パンデミック期の北京で生きる医師たちの日常

大友聡 (翻訳業)

I. はじめに

新型コロナウイルス感染症は、中国・ 武漢における流行を契機に世界中で「危 機」として認識されるようになった。この ことは差別や偏見も生んだが、パンデミッ クの最前線における人びとの手記やインタ ビューから、中国社会のさまざまな側面に ついて理解を深めることもできるように なってきた。本稿は、北京市内で働く医師 たちの語りから、パンデミック期の医師た ちの経済状況の変化やワークライフバラン スの現実をとらえたものである」。紙幅の制 約上、3つのケースに分けて語りを紹介し、 簡潔な解説を加える。学術的論稿ではない が、本稿が中国の医療従事者のあいだの ジェンダーの問題がパンデミックにおいて どのように変化しているのかを表す資料と して参照されれば幸いである。

Ⅱ. 医師たちの語り

 高瑶香さん(女性、48歳、呼吸器内科 指導医、副主任) 高さんは北京市内の病院で指導医を務めているが、武漢でも72日間最前線で治療にあたっていた。アメリカの高校に留学中の娘がいるが、猫との2人暮らしである。

――パンデミック直前の北京はどんな様子 でしたか?

高「普段夕飯は、レジデントのドクターと病院で食べていた。病院で夕飯を食べていた。病院で夕飯を食べて家に帰ってからは基本的に毎日勉強、たまに医師の同僚と食事。年末だったので、いろんな学会や忘年会もあった。みんなで新年を迎える楽しい雰囲気があった。」

――なるほど。武漢から北京に戻ってから はどんな感じですか?

高「6月に少し感染者が増えたけど、今回 (2020年12月)はそれよりも深刻な 感じがする。ここ数日で北京の状況 も変わり、新たな患者がみつかった

DOI: 10.24567/0002000114

¹ 筆者は2006年から2013年にかけて北京の首都医科大学医学部に留学し、その後1年間、市内の病院でインターンを経験した。この頃からのネットワークを活かし、2020年11月から2021年2月にかけ、20代後半から40代の医師に聞き取りをした。聞き取りはアプリ「WeChat」のチャット機能を利用した。なお本稿に登場する医師の氏名はすべて仮名である。

ことでみんなとても緊張し始めている。実は私の住んでいるところの隣のビルも封鎖されてしまったの。中国は『足りないよりは、やりすぎの方がマシ』と考えている。この数日は外来もとても少なく、通りの車や人も少なかった。

収入も少なくなった。一番少ないとき、2月から8月くらいまでは去年の半分くらい。9月以降は少し良くなってきた。武漢に行った手当もあった。でも手当を足しても、北京に残った人たちよりは多いかもしれないけど、普段の収入よりは少ない。」

――収入の影響は大きいですか?

高「病院の収入は患者からでしょう。受け 入れ患者を減らしているから私たち の給料も減る。一番収入が減った科 では、給料は3分の1になった。これ では若い医師は住宅ローンが支払え なくなる。プレッシャーは大きい。」

2. 李英さん(女性、32歳、循環器内科医)

李さんは授乳中の若い医師であり、当直 室での休憩中に聞き取りに答えてくれた。

彼女は武漢が封鎖された 2020 年 1 月 23 日の翌日、夫 (42 歳、循環器内科医)、娘 (1歳)を連れ実家の遼寧省に自家用車で帰 省した。だが、その日のうちに北京の勤務 先の病院から連絡があり、1 月 28 日には全 員北京に戻り、自宅隔離 14 日間を経てから 出勤するようにと指示があった。

――どんな影響がありましたか?

李「一番大きな影響は経済。自主隔離が終わった後に病院に行っても、病人もいない。毎日出勤して座っていても意味がないので、10人体制を2名のドクターだけが出勤するようにして、8名は自宅待機ということになった。2、3月はそんな感じで、ほとんど家にいた。労働と報酬は比例するでしょう。頭金580万元(約9400万円)で分譲マンションを買ったのだけれど、最初の3年は毎月2万元(約32万円)のローン。いまは5千元(約32万円)のローンをあと30年。もし2万元のままでパンデミックになっていたら危なかった。」

李英さんのマンションは、東四環路、地下鉄 6 号線駅近くにある 3LDK である。李英さんの住んでいる朝陽区 2 の直近 3 年間では、平均価格は約7.3 万元/ m^2 で推移している(安居客、2020)。日本のこぢんまりした 2LDK を約 $60m^2$ として計算しても、438 万元(約7100 万円)である。毎月2 万元のローンは、かなり高額だ。

このように経済的な状況は不安定になったが、夫婦関係はむしろ改善しているという。

李「以前は朝早く家を出て夜遅く帰って くるから、家では基本的に寝るだけ

² 北京市内東部に位置し、人口が最も多く、経済規模が最も大きい地区。北京首都国際空港もこの区内 にある。

だった。家族みんな一緒の時間はほとんどなくて。でもパンデミック後は、子どもがだんだんパパの存在を知って、パパをとても好きになったみたい。

出産してから自分の時間はなくなっ た。この点はもうどうしようもな い。子どもが生まれてからは私の母 も一緒に3人(と子ども)で暮らし ている。私と同じ遼寧省の出身の 「保姆」(家事労働者)を雇ってるけ ど、住み込みではない。保姆には 月5500元払っていて、9時から夕方 6時くらいまで家事をお願いしてい る。都市封鎖のときは交通機関も使 えなくなったので、3~4月、それか ら6月はうちに住んでもらった。子 どもの遊び部屋にソファベッドがあ るので、そこに寝てもらっていた。 あとは夫婦で一つの寝室、娘と私の 母で一つの寝室、そんなふうに暮ら していた。

以前は夫婦で一緒にご飯を食べる時間もなかったけど、今は一緒に食べられる。話せる時間も増えたと思う。でも、パンデミックによるストレスは大きい。経済的な問題、それからこれからの職位の変化など。

子どもの面倒をみているのはうちの 母なんだけど、夫は少し神経質で、 子どもが心配でいろいろ口出しして くる。うちの母もあまりそういうの を聞く方ではないけど、お小言を言 われると、母はムッとしている。夫 のお小言がかなり深刻。母からした ら、あなたの娘の面倒をみてあげているのに、私のこと信頼していないのか?ってそう思っているんじゃないかな。」

3. 王敬さん(男性、31歳、泌尿器科医)・唐 美玲さん(女性、28歳、総合診療内科医)

2人は夫婦であり、2020年9月に子どもが生まれた。2人とも北京の生まれで、夫婦は約50km離れた別々の市中病院に勤めている。現在、唐さんは128日間の産休を終え、ちょうど職場に戻ったばかりである。

中国社会における産休は「女職工労働保護特別規定」第7条に基づいて98日と規定されているが、北京では市の「人口計画出産条例」によって30日が追加され、合計128日の産休を取得できる。同条例では配偶者にも15日間の産休が認められているが、2人ともその間は基本給しか支給されないため、収入は半減した(基本給は4000~5000元。約65000~81000円)。

パンデミック下では日本と同様、産科医院への出入りが制限され、王敬さんが初めて息子に会えたのは出産3日後だった。その後も一家の暮らしは複雑な状況にある。それはパンデミックのためでもあるが、そもそもの北京の住宅事情も関係している。

王「美玲はいま北京郊外の彼女の両親と 実家に住んでいて、主に彼女の母が 生まれた孫の面倒をみている。そこ から美玲が勤めている病院までは 15km。私はその地域から50km離れ た病院で働いていて、病院近くに私 の母と二人で住んでいる。今は救急 科に配属されている (毎年4ヶ月救 急科の勤務がある)。月曜は日勤、火 曜17時から翌日まで夜勤、木曜は 休み、金曜は日勤のようなローテー ション勤務で、息子に会えるのは4 日に一度。家事を負担したくてもで きない状況にあるので、今は家族の 足を引っ張らないようにすることで 精一杯。北京での子育ては、両親の ヘルプなしにはあり得ないと思う。 本来は、美玲の病院の近くに部屋を 借りる予定だったけど、ちょうど彼 女の父親の鉄道関係の会社が「福利 房|3を分譲販売することになり、そ のためにみんなで節約してお金をた めているところ。でも福利房に住む 予定はない。同じ場所で同じ面積な ら少なくとも 460 万元(約7400 万 円)以上するところ、社員への福利 として270万元(約4400万円)で買 うことができる。場所がいいので、 そこは賃貸として出せば月6000~ 7000元(約97000~114000円)の家 賃収入が得られる。そのためにいろ んなところからお金を借りている。 若いうちに組めるだけローンを組ん で、今後少しでも良い暮らしになる よう頑張るつもり。

いま母と2人暮らしなのは、住んでいたマンションが2017年から建て替えのため立ち退きになったため。 来年新しいマンションに引っ越すま では賃貸に住んでいる。その間は、 国から家族1人に付き毎月2000元 (約32000円)の家賃補助金がもらえ る。うちは4000元の補助金をもらっ ている。

本当は2020年末には引っ越すはずだったけど、マンション建設予定地で「釘子戸」⁴の問題があり国家の対応も遅かったため、計画が遅れた。さらに各部門の手続きもとても遅く、そこでパンデミックになってしまった。大変だけど引越しするまで、夫婦はそれぞれの親と一緒、別々の暮らしになる。」

Ⅲ. 解説

それぞれの医師たちの語りをよりよく理解するために、中国と日本の女性医師を取り巻く環境の違いについて解説を加えたい。

1. 医師のジェンダー状況

厚生労働省の2018年の統計によると、日本で医療施設に従事する女性医師は医師全体の21.9%でOECD諸国では最低レベルである。男女の構成比を年齢階級別にみると、女性の割合は、年齢階級が低くなるほど高く、29歳以下では35.9%である。また診療科によって男女比の差が顕著であり、女性の多い科は順に皮膚科54.8%、産婦人科44.5%、乳腺外科44.1%、眼科42.4%、麻酔科40.9%、糖尿病内科37.3%、そして小児科34.8%と続く(厚生労働省2018)。

これに比べて中国の医師ではジェンダー

³ 国家や国営企業が建設し、企業の従業員に福利厚生の一環として低額で貸与される公共住宅のこと。

⁴ 強制立ち退きさせられるまで立ち退かない住民のこと。

比の偏りが少ない。『2019年中国衛生統計 年鑑』によると、同年(2018年)の中国の 医師の男女比は、男性 54.2%、女性 45.8% である(国家衛生健康委員会 2019)。日本 では医学部入試におけるジェンダー差別が 話題になったが、中国・北京大学医学部基 礎医学院(医学科に相当)の2020年9月入 学の新入生の男女比を調べると、男女比は 1:1であった(北京高中直通車 2020)。診療 科別の状況についても、筆者の知る限り、 外科以外のほとんどの診療科で女性医師と 男性医師の比率はほぼ同等である。例えば 「婦幼保健院」(産婦人科、小児科を中心と する専門病院)の医師の男女比では女性医 師は73.7%にも達する(国家衛生健康委員 会 2019:63-66)。こうした状況をとらえる と、中国において女性医師が働きながら子 育てをすることはきわめて一般的であり、 日本に比べ、職場での共感やサポートを得 やすいと思われる。

ただし女性医師たち自身が、ワークライフバランスに満足しているとは限らない。医師たちの幸福感についての報告書『2019 中国医師幸福感指数研究報告』によれば、男性医師の幸福指数が10段階で7.30であったのに対して、女性医師の幸福感は6.90と低かった。また同報告書によれば、一般的に男性医師の方が休暇を取得する時間が長く、残業時間も長く、平均収入が高い。仕事と収入に対する満足度も男性の方が高かった(健康界研究院 2019)。こうした点において、中国の医療現場にもジェンダーの問題は確実に存在する。

ただし、収入差には労働時間の違いが反映されている可能性がある。同一労働単位

あたりの収入に性差があるかどうかは、詳細に検討する必要があるだろう。そして次節でふれるように、基本給が男女で同じだとしても、さまざまな追加業務を担うことができるかどうかについて、出産・育児期の女性医師とそうでない医師とのあいだに差異がある可能性がある。

2. 医師の経済状況について

筆者が行った聞き取りにおいて、医師たちは総じて「患者が少なくなったため、収入も減少した」と考えていた。医療は本来であれば「商品・サービス」ではなく、社会資本として位置づけられるはずだが、医師たちのあいだではそのような感覚が共有されていないように思われる。

筆者が留学していた2006年~2013年頃、医学生の間でも医師の給料が低すぎるという問題は日常的な話題だった。先述の『2019中国医師幸福感指数研究報告』でも、基本給で1万元を超えると回答した医師は、回答者全体の14.2%しかいなかった。実際、中国が急速な経済成長をしていくなか、中国の病院は基本給ではなく、それ以外の手当で医師たちの給料を増やしてきた。

インタビューにおいて王敬さんは、「毎年4ヶ月救急科に入らなければいけないのは、病院の経営方針で、救急科の医師を新たに一人雇うよりコストパフォーマンスが良いから」だと語った。彼の上司である医師の基本給は2001年には800元(約13000円)だったのが、2012年には5000元(約81000円)になったという。現在医学部卒業後10年を迎えた筆者の友人医師の多くは、平均して1万元以上の月収があったが、パ

ンデミックにより半減、または3分の1になった。その基本給が2012年の頃とさほど差がないとすれば、医師の基本給のこの10年とそれ以前の10年との比較では、上昇幅は限定的であろう。

医療従事者の収入の減少は世界的に起きているが、その地域や国の医療政策等によって状況は異なる。中国の場合、多くの医師たちは基本給の低さを補うためにワークライフバランスを欠く働き方をせざるを得ないようだ。パンデミック前に李英さんの夫が子どもに存在を認識されないほど忙しく働いていたという事実は、そのことを表している。同じ子育て中であっても、李

さん自身が同様の働き方をしていないことから、男性に比べ、女性医師たちの収入が不安定になりやすい可能性がある。

医師たちの語りからは、2000年代から長期的に続く不動産バブルの影響もあいまって、とりわけ若い世代において、生活の基盤としての住居の確保が困難になっている状況も垣間見える。パンデミック期には多くの人びとが生活の質の低下を経験したが、それは往々にしてパンデミック前からの構造的問題と連接している。北京の医師たちの日常の変化もまた、中国社会におけるジェンダーの問題を反映しているととらえるべきだろう。

参考文献

安居客, 2020, 『朝陽房価』 (朝陽区の住宅価格動向), (2021年2月6日取得, https://beijing.anjuke.com/market/chaoyang/).

健康界研究院, 2019, 『2019 中国医師幸福感指数研究報告』, 健康界智庫, (2021年2月7日取得, https://zk.cn-healthcare.com/doc-show-35087.html.pdf).

厚生労働省,2018、『平成30年(2018年)医師・歯科医師・薬剤師統計の概況』(2021年2月6日取得, https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ishi/18/index.html).

国家衛生健康委員会編,2019、『2019年中国衛生統計年鑑』中国協和医科大学出版社:39頁.

北京高中直通車, 2020,「关注 北大医学部 2020 級新生大数据公布, 男女比例 1:1 !」『搜狐』 10 月 15 日, (2021年2月6日取得, https://www.sohu.com/a/424898287 372471).

(掲載決定日:2021年5月14日)

投稿論文

「Xジェンダーであること | の自己呈示

---親とパートナーへのカミングアウトをめぐる語りから

武内今日子

(東京大学大学院/日本学術振興会特別研究員 (DC))

本稿は、4名の X ジェンダーを自認する者の語りを事例として、親とパートナーに対して、男女に当てはまらない性自認がカミングアウトされる過程を考察した。分析の結果、まず親子関係において X ジェンダーは、性別適合手術をしない点で性別違和の "軽度"な状態として理解されやすい一方、男女の二値的な性別観念が社会的に強固であるために、男女に当てはまらない性自認自体を伝えて配慮を求めることには困難が伴っていた。加えてパートナー関係において、性的指向を優先して性自認を伝えないことが関係性の摩擦につながっており、あらかじめ X ジェンダーであることを開示して摩擦を避けようとする試みもなされていた。これらの結果は、 X ジェンダーを自認する者が、場面に応じてカテゴリーを使い分けながら他者からの自己への意味づけを変えていこうとする実践を明らかにし、男女に当てはまらない性自認の表現が社会的に可視化される必要性を示唆している。

キーワード

トランスジェンダー、Xジェンダー、カミングアウト、性自認、カテゴリー

I. 問題の所在

近年メディアにおいて性的マイノリティが盛んに取り上げられ、多くの性的マイノリティが自らの性的指向や性自認をカミングアウトするようになっている。カミングアウトされるトランスジェンダー¹の自

己表象にも、「男」、「女」、「トランスジェンダー」、医学的疾患名である「性同一性障害」(GID: Gender Identity Disorder)のみならず、男女に当てはまらない「Xジェンダー 2 」や「ノンバイナリー」、あるいは社

DOI: 10.24567/0002000115

¹ 本稿ではトランスジェンダーを、当事者による様々な自己表象のあり方にかかわらず、「出生時に割り当てられたジェンダーから離れてゆく人々や、ジェンダーを定義し包含するために文化的に構築されている境界を越えてゆく人々」(Stryker 2017: 5)を総称する語として用いる。

^{2 「}X ジェンダー」は男女に当てはまらない性自認を指して日本で 1990 年代後半から用いられているカ

会的カテゴリーに同一化しない自己像など 多様な形が存在している (石井 2012; Dale 2013)。

とはいえ、いかに多様化したとしても性のカテゴリーは、常にその指示対象を他者の呼称という点から構築するために人を傷つけうる一方で、指示対象を完全に余すことなく表現することには失敗するとされる(Butler 1997=2004: 167-9)。そこでトランスジェンダーであることのカミングアウトも、他者からの意味づけにひらかれている性のカテゴリーを用いつつ、カテゴリーによっては表せない個別性をも伝えようとする他者との交渉の過程として描かれうる。

とくに親やパートナーへのカミングアウ トの実践からは、性自認を他者に伝える際 に生じる複雑な交渉の過程を読み取りう る。というのも親やパートナーは、当事者 にとって身近な相談相手となりやすく、ま たかれらによる性自認の受容が当事者の自 己認識形成に影響する点で(荘島 2009)、重 要な他者として位置づけられる。だが性的 マジョリティの理解において、男女のいず れかに性別移行するトランスジェンダーが 想定されがちであり (Garrison 2018)、親し い人に対してであっても男女に当てはまら ない性自認を伝えることには困難が伴うと 指摘されている (Dale 2013; Sumerau 2019)。 そこで本稿は、男女に当てはまらない性自 認をもつ者が、親とパートナーに対してど のようにカミングアウトし、その帰結とし ての親とパートナーからの反応をどのよう に解釈しているのかを明らかにしたい。

Ⅱ. 先行研究の検討

本節では、トランスジェンダーを対象と する調査研究を中心にカミングアウトにつ いて論じた先行研究を整理し、本稿の問い のもつ意義を位置づけていく。

カミングアウトは、性的マイノリティ による運動の過程で、ミシェル・フー コー (Michel Foucault) の『性の歴史 I』 (1976=1986) の議論をもとに知/権力によ る囲い込みとして解釈された一方で、権力 関係の内部において公私の二分的な境界に 揺らぎをもたらし異性愛社会に対して抵抗 を表明する実践として捉えられてきた(風 間 2002)。ただしクローゼット/カミング アウトの区分は、日常的な他者との相互行 為において明確な形で現れるとは限らな い。たとえば金田智之(2003)はゲイ男性 によるカミングアウトの実践から、周囲に セクシュアリティが「バレバレ」である状 態が周囲の環境への受容につながることも あるとし、すでに親密な関係性が築かれて いる場合、カミングアウトしない状態は必 ずしもクローゼットの中にいる状態と同じ ではないと述べる。これらをふまえて、親 子関係における同性愛をめぐる理解の仕方 (三部 2014) など、他者との関係性のなか

本稿ではまずカミングアウトに関する先行研究を検討し(II節)、インタビュー調査の概要と分析の方針を述べる(II節)。次に分析結果として親とパートナーへのカミングアウトの過程についてそれぞれ論じ(IV節)、最後に本稿の内容と意義をまとめる(V節)。

テゴリーである (Dale 2013)。

で性的マイノリティがカミングアウトする過程が論じられてきた。

ではトランスジェンダーのカミングアウ トは、他者との関係においてどのように論 じられてきたのだろうか。周囲の人々から の偏見や暴力にさらされやすいトランス ジェンダーは、環境に応じてそれらのリス クを予測し、カミングアウトするかどう かを慎重に決めている(Mizock and Mueser 2014)。またトランスジェンダーが「女/ 男らしさ」を追求する様子を描いた鶴田 幸恵(2009: 73-92) のエスノグラフィから は、男女いずれかの性別で生活しようとす る者が、出生時に割り当てられた性別を外 見から他者に知られないようにふるまおう とすることが示唆される。それでもトラン スジェンダーの語りからは、職場で望む性 別としての処遇を求めたり、家族やパート ナーに対して理解を求めたりするために当 事者がカミングアウトしてきたことがわか る (相馬・針間 2004; 土肥 2014)。

また他者からカミングアウトを受け容れられることは、自らの性のあり方を受容することにもつながる。たとえば中村美亜(2005: 86-7)は、深刻な性別違和感の苦しみが薄れていったトランスジェンダーへのインタビューから、親しい人へのカミングアウトの受容が、ジェンダー・アイデンティティを再構築し、自己肯定感を高めて安心して生活していくうえで重要な要素だと指摘している。同様に、あるトランスジェンダーが「性同一性障害当事者である」と語

らなくなる過程を探った荘島幸子 (2008) は、当事者が友人や家族へのカミングアウトを経て、他者から「性同一性障害」である自分を受け容れられることで、性別適合手術による身体違和感の解消を目指すのではなく、他者との関係を維持して「性同一性障害」と共存しようとすると指摘する。

なかでも親へのカミングアウトは、子の 健康や性別違和感に対処する仕方に深く関 わるために重要性をもつ (Biblarz and Savci 2010; 杉浦 2013)。というのも親による子の 理解は、「性同一性障害」のカテゴリーの最 終的な判断の拠り所にもなっており、理解 を得る努力を継続できないことが子に性別 違和感の再評価を促す道徳的要請があると されている(杉浦 2013)。他方で、FtX³やMtX を含むトランスジェンダーの子をもつ親の 語りを分析した石井由香理(2018)は、近年 において多様性言説を受容した親が、トラ ンスジェンダーである子を理解しがたい存 在ではなく価値ある存在として解釈し、二 元的なジェンダー規範や性自認の一貫性を 信じていない様子を描き出している。

このようにトランスジェンダーを理解しようとする親が描かれている一方で、先行研究からは、男女の二値に当てはまらない性自認をもつ者におけるカミングアウトの困難も見出せる。たとえば米国での調査研究において、男女に当てはまらない性自認をもつ者が、他者からの理解をはじめから期待しておらず、カミングアウトをしないことがあると指摘されている(Sumerau

³ 本稿では調査協力者が用いていた表現にならい、出生時女性として割り当てられたが男女に当てはまらない性自認をもつ者を FtX (Female to X)、出生時男性として割り当てられたが男女に当てはまらない性自認をもつ者を MtX (Male to X) と表記する。

2019: Chap. 2)。また「Xジェンダー」を自認する者へのインタビューを実施した S. P. F. デール(S. P. F. Dale)によれば、異性愛を自明のものとする親に対して「X ジェンダー」であることそれ自体を説明することは避けられ、自分とパートナーの身体的性別が同じであるときに「同性愛者」であることだけを説明する傾向があるという(Dale 2013: 322-62)。同様に三部(2019: 161-4)も、性自認に揺らぎがあるがそれを伝えることの難しさから「レズビアン」を名乗る者がいることを指摘している。そこでさらに、男女に当てはまらない性自認そのものを伝えようとする実践がいかなるものかを探ることは重要な課題だと言える。

加えて、パートナーへのカミングアウト についても、トランスジェンダーが性別移 行する過程にパートナーが適応することが 困難になったり、出生時の性別と性自認が 一致するシスジェンダーとしてパートナー と出会っていたために出生時の性別を知ら れうることへのストレスを感じたりするこ とが指摘されている (Califia 1997 = 2005: 357-8; Platt and Bolland 2017)。また中性を 自認するトランスジェンダーがパートナー から理解を得られなかったことが、米国の 調査研究においてカミングアウトの困難と して指摘されている (Sumerau 2019: Chap. 2)。ただしこれらの研究においては、男女 の二値に当てはまらない性自認自体をパー トナーにどのように自己呈示するのか、そ の過程を詳しく論じているわけではなく、 とくに日本においてそれらのカミングアウ トがどのようになされているかは自明では ない。

このように先行研究からは、とくに親や パートナーへのカミングアウトが、リスク を伴いながらも関係性を別様のものにひら き、また自己を解釈するうえで重要性をも つことがわかる。ただし、男女に当てはま らない性自認がどのようにカミングアウト されているのかをさらに検討することが必 要だと考えられる。このときカミングアウ トの実践は、「バレバレ」として論じられた ような他者からの外見に基づく判断や、性 のカテゴリーにもとづく判断、それらを予 期するトランスジェンダーの主体性をふま えたうえで描かれるべきだろう。そこで本 稿では、男女の二値に当てはまらない性自 認をもつトランスジェンダーが、どのよう に性のカテゴリーを用いながら親やパート ナーという重要な他者に自らの性のあり方 を呈示し、それに対する相手からの反応を 解釈しているのかを検討していく。

Ⅲ. 調査の概要と分析の方針

本節では、インタビュー調査の概要と分析方針を説明する。本稿は、「Xジェンダー」を自認する4名のインタビュー・データを事例として取り上げて分析する。この4名は、筆者が「Xジェンダー」を自認する者の性自認のあり方と「Xジェンダー」が用いられた歴史的経緯を探るために2016年4月から2020年9月にかけてトランスジェンダー24名にインタビューを実施したなかで、男女に当てはまらない性自認をもち、カミングアウトの経験についていた人たちである。男女に当てはまらない性自認をもつトランスジェンダーが重要な

仮名	出生時性別付与	性自認	年齢	親/パートナーの年齢
A	女性	男性寄りXジェンダー	20代	母親:50代
				男性パートナー:20代
В	男性	両性、Xジェンダー	20代	母親:40代
С	女性	Xジェンダー	30代	母親:50代、父親:60代
D	女性	Xジェンダー	20代	母親:50代、父親:60代
				女性パートナー:20代

表1 調査協力者プロフィール

他者にカミングアウトする過程を探ろうと する本稿において、かれらの語りは適切な 事例だと考えられる⁴。

筆者は X ジェンダー当事者団体で知り合った人たちにまずインタビューを実施し、スノーボール・サンプリングで協力者を募った。ただし今回事例として取り上げる4名のうち1名に関しては、例外的に性的マイノリティに関する講演会に参加した折に知り合ったことから協力を得た。調査協力者のプロフィールを、許可が得られた範囲で以下に記した(表1)。調査年については個々の語りを引用するときに補足する。調査協力者はいずれも何らかのグループに所属した経験があったが、かれらの親やパートナーが性的マイノリティのサポートグループなどに所属したことがある者はいなかった。

筆者は1~2回、直接会って1~3時間ほどかけてインタビューをおこない、必要な場合はインタビュー後にインタビュー内容について補足的にメール上で質問し、回答を得た。調査協力者には、まず論文作成の目的と筆者の身分を説明し、いつでも止められることを説明したうえで録音の協力を得た。また筆者は、アルファベットの仮名を振って匿名すること、事前に引用や要約に用いる箇所を送付して承諾を得たうえでからにデータを用いること、データの保存の仕方などの倫理的配慮について調査協力者に説明し、同意を得たうえでインタビューをおこなった。

調査協力者に対する質問内容は多岐にわたるが、性自認のあり方や、いつ・どのように・誰に対してカミングアウトをおこない、どのような反応が得られたのかをとく

⁴ カミングアウトしない/できないトランスジェンダーの語りは、別途詳細に検討される必要があるだろう。たとえば調査協力者のうち、時折自宅以外の場所で異性装すればよいと考える者や、親との関係がそもそも悪い者などはカミングアウトをしない/できないと語っていた。とくに現在40~50代の調査協力者には、親とほとんど絶縁状態にある状況や、外出を控えるよう言われた経験を語る者もいた。

⁵ 本調査は組織的倫理審査を事前に経たものではないが、2019年11月に東京大学文学部社会学研究室社会調査倫理委員会から、これまでに収集したデータを調査協力者への確認のもとで用いることを記した調査研究の承認を得て、調査協力者の希望に応じて書面もしくはメール上で再度やり取りし、データを引用することについて許諾を得た。

に詳しく聞き取った。本研究で分析の対象としたのは、インタビュー・データおよび事後的におこなったメール上でのやり取りを文字化したものと、インタビュー調査後に作成したフィールドノートである。とくに着目するのは、知人や友人に対するカミングアウトよりも詳細に語られ、調査対象者にとって重要な意味をもつことが読み取れた親とパートナーに対するカミングアウトの過程である。

このようなカミングアウトの過程を分析 するうえで、本稿では少数の事例から「個 人が語る物語を徹底して詳細に分析してい く | (伊藤 2020: 19) 方針を採るナラティ ヴ・アプローチを参照した。このとき、カミ ングアウトする相手やコンテクストによっ て個人が異なる性のカテゴリーを用いうる ことに注目したい。たとえば性的指向のカ テゴリーが名乗られる仕方を分析した P. C. R. ラスト (P. C. R. Rust) は、当事者がステ レオタイプと結びつくことを予期して「バ イセクシュアル」を名乗ることを避けたり、 「クィア | を政治的コミュニティでは名乗る が母親の前では用いなかったりすることを 指摘している (Rust 2009)。これらをふまえ て本稿では、個々のカミングアウトの場面 において、調査協力者がどのように性のカ テゴリーを用いた自己呈示をおこない、そ れが相手にどのように受け止められたと解 釈しているのかを詳しく読み取った。

Ⅳ. 分析結果

本節では、分析の結果を説明していく。 まず親に対するカミングアウト、次にパー トナーに対するカミングアウトに焦点を当 てる。はじめに、男女に当てはまらない性 自認であってもそれを親に伝えようとする 試みはなされていたが、親子ともに、よく 知られた社会的カテゴリーを手がかりとし て性のあり方を呈示し、また理解しようと していたことを論じる(1項)。だが男女に 当てはまらない性自認それ自体の意味や、 男女いずれかに扱わないでほしいという頼 みを親が理解し、配慮することには困難も 伴うことが示される(2項)。最後にパート ナー関係において、関係性の摩擦を避ける ために、性役割や性表現のあり方を予期さ せるものとして性自認の開示が必要とされ やすいことが論じられる(3項)。

1. 性自認と異なる性のカテゴリーを用いた 自己呈示——親へのカミングアウト①

本項ではAさんとBさんの事例を通じ て、カミングアウトにおいて親がよく知ら れている社会的カテゴリーを用いて子を理 解しようとし、子の側も親の反応を予期し た説明によって自らの性のあり方を伝えよ うとしていることを論じる。デール (Dale) による調査では、「Xジェンダー」であるこ とを伝えようとせずに、有名人の名前を出 したり同性愛者であることを伝えたりする ことがあるとされていた (Dale 2013: 322-62)。本稿では協力者は「Xジェンダー」で あることも親に説明しようとしていたが、 まずは性自認とは異なる性のカテゴリーを 用いて親に自己呈示する試みも見出され た。たとえば MtX の B さんは、「究極の個 人情報 | である性自認のカミングアウトは 「1回では済まない」うえに「リスク」を伴 うものの、「隠さなくて済むのは、プラス」 であるとして、母親や妹、古くからの知り 合いにはカミングアウトしている。特に母 親へのカミングアウトについてBさんは以 下のように語る。

B:当時「ハートをつなごう」 を見ていて、わたしこれっぽいんじゃねみたいな話。ただそれも一回じゃなくて10 \cdots 5、6回はかかりましたね。最初は無反応でしたね。だんだんそういうの見るようになって知っていくみたいな。最初は、レズビアン。ゲイ・レズビアン特集。2回か3回かけて。で、LGBTをやりはじめて、ちょうど、それこそ遠藤まめたさんとか、石川大我さんとかがまだ、全然お兄ちゃんのころです 。 筆者:そうすると、その時のカミングアウトは、 \mathbf{X} ジェンダーだとかそういうのではなくて、

B: なくて、まあセクシュアルマイノリティなんだ広い意味で。ぐらいだな、言葉はまあ知らなかったし。(中略)

筆者:パンセクシュアルであるってことも言ってるんですか。

B: 一応ね。ただあんまり、言葉多すぎてわけわかんないんで。4つ⁸だって大変なのに。

筆者:じゃああんまり X ジェンダーと

かそういう言葉は使ってないんですか。

B: ま、Xも言ってますけど。この前の NHK 見た時に、Xの中にも4つあるって言ったら、「なんで4つもあんの!?」って言われて。

筆者:ははは(笑)、それ混乱しますよね、いきなり。

B:でも、別になんか自分で勉強しようと、してるみたい。(2016年)

母親へのカミングアウトは、LGBTを扱う番組などを通して15、16回ほど繰り返しなされ、最初は無反応だった母親が少しずつBさんのことを知ろうとする過程として語られる。Bさんは、「Xジェンダー」を知らなかったこともあって「広い意味で」「セクシュアルマイノリティ」であるということを伝え、Bさんの母親は自ら本を読むなどして勉強し、時間をかけてBさんのことを徐々に理解していく。ここからは石井(2018)が論じたような、多様性言説の影響のもとで子を理解しようとする親の姿が読み取れる。

ただしBさんは、自分の性自認や女性的な服装を身に着けることについて母親に具体的に説明しているわけではない。筆者は「Xジェンダー」であることを積極的に伝

^{6 「}ハートをつなごう」は、NHKで2006年から放送された福祉情報番組であり、「性同一性障害」「ゲイ /レズビアン」「LGBT」など性に関するシリーズを放送していた。

⁷ 遠藤まめたはLGBTの子ども・若者支援に取り組んできたトランスジェンダーとして、石川大我はゲイであることをオープンにして選出された議員として著名な人物である。当時15~6歳だったBさんにとって、まだ活動を始めたばかりのかれらは「大人の」、「よく分からないお兄さん」に見えていたという。

⁸ ここでBさんは、[Xジェンダー]の下位カテゴリーとして用いられている「中性」「両性」「無性」「不 定性」に言及している。

えているのではないかと想定して、その言 葉を使っているのかどうか何度か尋ねてい る。だがBさんは、自分の性を「セクシュ アルマイノリティーという包括的な性のカ テゴリーによってまず説明している。次に 「Xジェンダー | であることも伝えているも のの、「言葉多すぎてわけわかんない」と しており、それぞれの性自認の概念を明確 に理解することまでは親に求めていないと 考えられる。また筆者が4種類の下位カテ ゴリーがあることについて「混乱しますよ ね」と言ったことに対し、それでも母親が 「勉強しようと、してる」とBさんが返す 箇所からは、「Xジェンダー | を含む「セク シュアルマイノリティ」について理解しよ うとする母親の姿勢に納得している様子も 読み取れる。

このようなBさんの語りからは、母親の 受容的な様子が読み取れるが、2回目のインタビューでは、母親がカミングアウトを 受けて葛藤を経験していたことも窺える。1回目のインタビューから2回目のインタビューの間に、Bさんは母親が実は葛藤していたことを後から打ち明けられて知ることになる。

B:母が、カミングアウトしたとき、 泣いたくらい悩んだのね、やっぱり。 どうしたらいいんだろうって。うち福 祉で看護師やってたから、「ハートを つなごう」も家族で見てたの、だから 理解は、見てはいたけど、まさか現実 になるとは思わなかった。お願いだか ら、メスは入れないでくれよって。手 術して、術後の経過とか、プロだから、 それを見てると、例えばがん、前立腺にがんが見つかったとかで、摘出するのはわかるけど、それもないのにメスを入れるのはしないでほしい、自分の身体だから。であれば、応援はする、勉強もするからって。(2018年)

ここでBさんが「うち福祉で看護師やってた」と述べているのは、当時Bさんの母親が訪問看護の仕事をしていたことを意味する。Bさんの母親は、看護師という専門家としての立場から性的マイノリティへの一般的な理解はしていたが、典型的なランスジェンダーの像として手術することをイメージし、がんのような病気がないにもかかわらず自分の子が手術をおこなうことに抵抗感を示している。ここからは、母親によるBさんへの理解がBさんとの大きな摩擦を経ずになされた背景には、Bさんが手術を望んでいなかったことがあると考えられる。

同様に子の側も、トランスジェンダーが 手術による身体加工と結びつけられて理解 されることをふまえて、「性転換」しない者 として自己呈示することがある。以下は、 FtX の A さんが母親にカミングアウトした ときの経験を振り返る語りである。

A: まあQ(国名) 行ってたときに、 初めてほんとに自由になれて、ってい うのはまあ男扱いも女扱いもされない わけですよね、あんまり。個人として 扱われるっていうのがけっこうあるん で。で、そしたらある種フラットにな れて、なんか母親とスカイプしてい

るときにポロって、なんか出たんで すよね。「前性転換手術したかったん だよ」って。で、でもやめたんだ、み たいな。この身体で、こういろんな困 難を越えてきて、愛着があるから、ま あ、この身体を、なんか捨てる気には あんまりならないんだよね、みたいな ことを言って。だから、でなんかQで なんか、自分のインフォメーションを 入力するときに、こう、性別選ぶとこ があって、クリックしたら「男|「女| 「その他」が出てきたんですよ。「その 他|じゃねってなって「その他|を押 したっていうふうな、話をしたんです よね。で、だから自分は「others」、ま あその、なんだろ、まあ向こうだった から「others」って書いてあったんです よ。で「others | なんだみたいなことを 言って、ちなみに母親は、「いつか男 だって言われるかと思ってた」みたい なこと言われて、まあ、ですよね、み たいな。男にしか見えないもんね、っ て話してて。(中略)

筆者:言った後はどんな感じだったんですか、なんか関係性とかは変わんなかったんですか。

A:変わんなかったです。まあ、ある種なんだろ、「その程度か」っていうか、男って言われるかと思ってたんですよ、だからXって言われて、「あれ、それでいいの?」みたいな感じになった感じ。(2016年)

A さんは、Q 国という異なる環境に置かれることで、性別カテゴリーではなく「個

人として扱われる」と感じ、母親にカミングアウトできるようになったという。Aさんはまず、「性転換手術したかった」として強い性別違和があったことを伝え、それでも完全に身体まで男性になりたいわけではなく、Q国でいう「others」であると説明している。このように社会的に知られている表現や、制度的に「others」が認められている国を挙げることは、自らの性のあり方の説明に説得力を付与することに寄与していると考えられる。

対して母親は、「いつか男だって言われるかと思って」おり、「それでいいの?」という反応だったとAさんは振り返る。というのもAさんは、小さい頃から女性的とされる服装への嫌悪感を示しており、母親にとって男性的であることは「バレバレ」(金田 2003)であったと言える。だが「others」と言われたことで、母親にとって「男」までは至らない深刻さの度合いの低い状態として、A さんの性自認が理解されやすくなっていると考えられる。

筆者:もう X ジェンダーっていうこと で受け入れてくれている。

A: そう、そう。でも、「注射打ちて え」とかって言ったりするから、ま あ、"そっち"寄りだってことはわかっ てるし、でまあ、それ言ったときに、 あの一、「Aらしさがなくなっちゃう んじゃない」っていう風に。ある種ち ぐはぐというか、普段あまりありえ ないようなマッチングの人間がいる わけじゃないですか。「それ失っちゃ うのはけっこうもったいないんじゃな い?」みたいなことを言ってくれたの もまあ、母親で。(2016年)

実際、このようにAさんがホルモン注射を打ちたいと母親に表明すると、ホルモン注射は出生時割り当てられた「女性」としては「ありえないような」「ちぐはぐ」な性表現や性役割をおこなっている「Aらしさ」を失うことであると、Aさんを身近で見てきた者として母親が判断し、助言している。このような"自分らしさ"の尊重は、Aさんの男女の規範に沿わない性表現を肯定するものである一方で、親が子の身体のあり方を管理しようとする実践でもあるだろう。

このように、とくに医療を用いた身体加工をおこなわないトランスジェンダーにおいて、親に対して自らの性自認を呈示するよりも、「性的マイノリティ」として、あるいは「性転換」しない者として自己呈示しようとすることがあり、これに対して親は身体加工への警戒を示しつつ、子を理解しようとする様子が読み取れた。

2. 男女に当てはまらない性自認の理解をめ ぐる摩擦——親へのカミングアウト②

しかし以下のCさんとAさんの事例からは、自明視される男女の理解に当てはまらない概念やその内実としての男女に当てはまらない社会的処遇の必要性に向き合い、対処することが親に求められるとき、親子間での摩擦が生じることもあることがわかる。

FtXのCさんは、Xジェンダーについてス ピーチしたコンテストのURLを送ることで 両親にカミングアウトしたが、それ以来、 両親とは疎遠になってしまったという。

C: 伝えて、父と母で「Xジェンダーっ て何だ! みたいな話になったらしいん ですけど(笑)。で、母親は、「Xって 何? |とか。わりと、母親には、話して る。やっぱり、なかなか理解はされな い。「バイセクシュアルってこと?」っ て言われて、で、今思えば、あ、バイ セクシュアルだなって思うんですけど (笑)。そのときは、性的指向の話は全 く別問題だからみたいな感じで、ほ んとに、頭で勉強した知識を、あの、 伝えてたみたいな感じで。Xってこと は、確定してるけど、性的指向には向 き合ってこなかったところがあって。 でー、母が言ってたことは当たりだっ たんですけど、いや、そうじゃないみ たいな感じで。で、「性別は、2つじゃ ないし」みたいな感じで話してたら、 なんか、「精神科に行け」って言われた (笑)。(2016年)

ここでいまだ多くの人が知っている概念とは言えない「Xジェンダー」のことをCさんの親は知らず、「バイセクシュアル」と混同している。「バイセクシュアル」ではないかという母親による指摘は事実としては正しかったが、Cさんが伝えたかった「Xジェンダー」であるということは理解されていない。また、「性別は、2つじゃない」というCさんの説明は親からの理解を得られず、Cさんは「精神科に行け」と言われてしまう。

この語りからは、「性同一性障害」のよう

な制度と結びついているカテゴリーや近年 取り上げられている LGBT の各々のカテゴ リーとは異なり、男女に当てはまらないこ との定義が個々人にひらかれているような (Dale 2013)、「Xジェンダー | というカテゴ リーを言葉で説明し、理解してもらおうと すること自体の困難も読み取れる。性別が 2つではないという主張は、性別が男女の 二値であることが自明視されるなかで理解 されにくく、Cさん自身にとっても「頭で 勉強した知識 | から「性的指向 | 「性自認 | の区分や、男女の2つでない性別区分につ いて、概念上の説明をすることになりやす いと考えられる。親はCさんに「Xジェン ダー」のことを尋ねるなどCさんの性自認 のことを知ろうとしているが、カミングア ウトしたCさんの意図とは異なり、男女の 二値性を越える性自認を個人の病理に属す る事柄として理解していると言える。

他方で、男女に当てはまらないことの内 実は、それが具体的な処遇の要求と結びつ く場合には理解されやすくなることもある が、同時に子への配慮をめぐる困難も生じ うる。Aさんは母親にカミングアウトした とき、前項でみたように「その他」である ことを伝えるのみならず、ジェンダー化さ れていない言葉で自分を呼ぶように母親に 求めている。

A: (カミングアウトしたときに) 母親に、「自分のこと娘って代名詞で呼ぶな」って言ったんですよ。それけっこうヒートアップしてて、それ以外、「だから子どもって呼べばいいじゃん」って言ったんですよね、かたくなに。そ

したら、母親が自分の話をその、まあ お母さん同士というか、大人同士で自 分の娘、息子の話をすると思うんです けど。そのときに、自分の話をできな くなっちゃったんですよね。自分の 子どもだって言うことがすごく不自 然で、「え何、お子さん息子さん?娘 さん? | て言われたときに、もう終 わりで目の前が真っ暗になるという か、そうなるのが怖いしほんとに話 せなくなっちゃったんですよね。(中 略)「娘って呼ぶな」って言われて一 週間たって。母親が「もう無理」って 言って、「「娘って呼ぶな」っていうの はもう明らかにもう無理だ」って言っ て。その時、なんか気付いたという か、マジョリティにはマジョリティの なんか、なんだろうなあ、強制しちゃ いけないんだなあって思って、その、 中性的な言葉が、ちゃんとしたいい言 葉がない今、「娘って言うな」って言っ たら、ほんとに、そういう精神状態に なっちゃって、泣かれちゃって。ああ、 自分は間違ったことしたんだなってす ごく反省して。(2016年)

Aさんは母親にカミングアウトした際に、Aさんを「娘」ではなく、ジェンダー化されていない「子ども」という言葉で呼ぶように母親に要求する。母親はAさんを「娘」と呼ぶことをやめようとするが、Aさんの主張を一貫して尊重するためには、Aさんとの関係だけでなく周囲の人との相互行為においても「娘」という言葉を使わないでいる必要があると気づき、それに対し

て限界を覚えている。

ここからは、少なくとも周囲の母親同士 の会話において、自分の子を指して「子ど もしという性別に言及しないカテゴリーが 用いられることが不自然とされ、ジェン ダー化された「息子|「娘|が用いられるこ とが自然であると、母親によって理解され ていることがわかる。Aさんは人びとが自 然なものとして用いるような「中性的な言 葉」がないなかで、自分の要求が「マジョ リティーとしての母親に困難を抱かせたこ とを「反省」し、自己否定に陥ってしまう。 このように、男女に当てはまらない性自 認への理解を求める主張は病理として扱わ れることがあるほか、親による子の性自認 への配慮が「マジョリティ」である人々と の間に摩擦を呼び込む場合、親子の私的な 関係でのみ子の性自認を尊重することにな りやすいと言える。

3. 性自認の相互理解――パートナーへの カミングアウト

パートナー関係でのカミングアウトにおいても、親との関係性と同様に男女に当てはまらない性自認を理解するときに困難が生じうる。とくにパートナー関係では恋愛・性愛の指向性に基づいて親密な関係を築くことが多いために、性別移行が性的指向における理解の齟齬を生み、パートナー関係を変質させることが指摘されてきた(Norwood 2012; Platt and Bolland 2017)。本項で見ていくAさんとDさんの事例からは、すでにパートナー関係にある者が出生時割り当てられた性別とは異なる性別に移行していく過程とは異なる事態が見出された。

まず、男性に友愛・性愛感情を抱くFtXのAさんの事例を検討する。Aさんにはシスジェンダー男性のパートナーがおり、Aさんは彼に「男性社会で生活」していることのみ伝えていた。「男寄り」の性自認をもつAさんにとって、これは自らの男性性を婉曲的に伝えようとする試みでもあった。だがパートナーは「じゃあ俺が、女の子と手つないでもいいの?キスまでしていいの?」として、男女の二値を前提とする異性愛感情に基づき、Aさんが異性愛者として他の男性を気にかけていると解釈する。そこでAさんは、自分の「生きる場所」である男性社会での生活が脅かされたように感じたとして、以下のように語る。

A: 別れる時がちょっとおかしくなっ ちゃってて、もう、疲れてたんですよ。 なんか「化粧しろ」とか、「なんかして くれ」とかって言われたり。それが非 常にきつくて。なんなんだ、普通わか れよみたいな感じに思っちゃったんで すけど、それを求めるタイプで。で、 いや、まあノーチャンというか、いや 意味わかんないでしょ、みたいな感じ でつっぱねたっていうのがあって、そ れもすごく根に持たれてたりとかし て。で、結局なんだ、その求めること と自分がやってあげられる範囲がマッ チしなかったというか、全然満足させ てあげられなかったんですよね。で、 別れ際にそういうことを色々言われ て、かなり女を押し付けられちゃった んですよね。もう無理ってなっちゃっ てもう、涙がばーって出てきて、その 時にカミングアウトっぽいことを言ったんですよね。「女ができることは自分はできない」って言ったんですよね。相手からしたら謎なんですよ。全然わかんないんですよきっと。で、一応頑張って男性性も隠すようにはしてたし、ただ女性性出せるわけでもないから、まあ、フラットな人間というか。な、感じをやってたんですけど……。(2016年)

A さんは「男性寄り X ジェンダー」とい う性自認を明確にカミングアウトせずに、 「男性性」を隠しながらも「女性性」を出 さないことで「フラット」な「人間」とい うあり方を呈示しようとしている。このあ り方についてAさんは、「普通わかれよ」と して、パートナーに対しては何も伝えなく てもある程度通じるというような「バレバ レ」(金田 2003) である状態を期待してい ると言える。それでもパートナーが「化粧」 などをAさんに求めることからは、Aさん が呈示しようとした「フラット」な「人間」 は、Aさんの意図から離れ、パートナーに とっては「女性」に付随する役割を十分に おこなうことができていない状態として解 釈されていることが読み取れる。

これに対してAさんは、「女ができることは自分はできない」という「カミングアウトっぽいこと」をするが、「相手からしたら謎」として、性自認が「女」ではないということは伝わらないだろうと考えている。というのもAさんは、パートナーに対して「頑張って」「男性性」を隠すことを試みてもおり、性自認を明確に呈示してい

るわけではない。これはパートナーの性指向に配慮して、続いてきた関係を維持しようとする志向性によるものでもあると思われるが、その配慮は非対称にしかなされていない。パートナーを「満足させてあげられなかった」とするところからは、異性愛規範のもとで、化粧などの性表現の「女性性」を求めるパートナーの性指向が、Aさんが望む「男性性」の表現よりも優先して尊重されるべきものとして位置づけられていることがわかる。結果的には、自らの性のあり方と異なる自己呈示を他者に対しておこなうことは、関係性に摩擦を生じさせている。

他方でこのような困難を避けるために、 出会いの場であらかじめ性自認が呈示され ることもある。以下に引用しているのは、 どちらかと言えば女性を好きになるという FtXのDさんの語りである。Dさんは、「本 当の自分を認めて欲しいとかそういうん じゃなくて、親に孫の期待をさせ続けてい るのが悪いことをしている気になる」ため に親へのカミングアウトを検討しており、 またとくに女性の友人やパートナーには気 軽に性自認のことを話している。

> 筆者:パートナーにはXジェンダーと かいう話もしてる。

D:してる、まぁ最初は FtX だよみたいな感じで出会って。パートナーとの出会いは難しいよね、性自認オープンにしていかないとパートナー出会えないよね。みんなどうしているんだろう。(2018年)

Dさんは「本当の自分」というような自己 の正確な理解を他者に求めるつもりはない が、そうしなければパートナーに出会えな いとして、Twitter のプロフィールに「FtX | と記載してオフ会に参加するなど、とくに SNS 上で事前に性自認を開示するようにし ている。Dさんはメール上で補足として、性 自認を開示しない場合、①自分の性とは異 なる性に性的指向が向く人にアプローチし ても友人以上のパートナー関係にまで発展 させることが難しいという問題、②自分の 性自認と相手が自分に求める性がずれてい ると結局のところ苦労するという問題が生 じうると指摘する。そこで「性自認をオープ ンにしておくとこの辺の問題を回避でき」、 また「出会い目的の人が勝手に寄ってきて くれるので、パートナー探しにはちょうど いい環境になる」とDさんは言う。ここか らは、「Xジェンダー」がその意味内容の不 明瞭さにもかかわらず、あらかじめ男女の 二値を自明視する者をパートナーから除外 し、性役割や性表現において特定のあり方 を予期させる言説的資源として必要とされ ていることが読み取れる。

このように、出生時に割り当てられた性別、性自認、性役割はそれぞれ別の水準に属しているものの、パートナー関係において男女の二値的なジェンダーに規範的な性役割行動をとる異性愛者という組み合わせが自明視されやすく、「Xジェンダー」であることを伝えることが困難になっていた。他方で、出会いの場において「Xジェンダー」であることの表明は、この組み合わせを自明視しない者を選ぶうえでの利点をもっていると言える。

Ⅴ. 考察

本稿では、4名の「Xジェンダー」を自認する者の事例から、男女に当てはまらない性自認をもつトランスジェンダーが、親とパートナーに対して性のカテゴリーを用いながらどのように自己呈示し、それに対する反応を解釈しているのかを探った。以下では先行研究との関係で本稿の内容をまとめつつ、どのような意義が見出されたのかを説明する。

近年では多様性を唱える言説のもと、親 がトランスジェンダーに関する情報を集め て子を理解しようとし、二元的なジェン ダー規範を自明視しなくなる過程が論じら れている (石井 2018)。本稿では親が情報 を集めて子を理解しようとすることもあっ たが、子の性に対する親の理解が、具体的 な性自認のあり方というよりも、GIDなど の社会的カテゴリーを参照し、性的マイノ リティであることや身体加工することとの 関係においてなされていたことが示され た。とくに親は手術による身体加工を否定 的にとらえ、身体加工がおこなわれないよ う子に働きかけることもあった。また、男 女に当てはまらないという性自認それ自 体は理解されにくく (Dale 2013; Sumerau 2019)、「Xジェンダー」であることは病理 的な事柄として理解されることがあったほ か、「娘」を「子ども」と言及するような性 自認への配慮は、親子間のやり取りという 私的な場面でのみ達成されており、母親と その友人間で一貫して子の性自認に配慮す ることには困難が生じていた。

また、パートナーへのカミングアウトにおいて、男女いずれかへの性別移行が関

係性にもたらす摩擦(Califia 1997 = 2005; Norwood 2012; Platt and Bolland 2017)とは異なる困難が見出された。すなわち、男女の二値に当てはまらない性自認は外見からは理解されにくく、パートナーの二値的なジェンダーに基づく異性愛指向を尊重しようとすることが自分の性自認を呈示することを躊躇わせていた。だがこのような困難を予期して、SNSを通じた出会いの場であらかじめ「Xジェンダー」であることを開示することで、男女の二値や異性愛を自明視しないことを相互に期待する実践もなされることが示された。

これらの結果は、以下の点で意義をもち うる。第一に、デール (2013) の調査にお いてもまだほとんど見られなかった事態 として、X ジェンダー当事者が「X ジェン ダー | であることを親とパートナーに伝 えようとする過程を描き出した点である。 当事者は親が身体加工に関して抱く懸念 やパートナーの性的指向を意識して「男| 「女」「GID」などのよく知られた社会的 カテゴリーに言及しながら、かれらに「X ジェンダー」であることを伝えていた。ま た当事者は親との関係と比べて流動的な パートナーとの関係において、あらかじめ 「Xジェンダー」であることを開示し、後か ら性自認を説明せずにすむ新たな関係を築 こうとしていることも示唆された。

第二に、このような重要な他者へのカミ ングアウトの過程を描くことを通じて、「X ジェンダー | という男女の二値に当てはま らない性自認を他者に呈示するときに生じ る困難を明らかにした点である。男女の二 値に当てはまらない性自認は、一方では身 体加工をおこなわない"軽度"な性別違和 として他者から受容されうるが、他方で男 女に当てはまらない性自認自体の理解を求 めることや社会的に表現することには困難 が生じていた。とくに男女に当てはまらな い性自認の社会的表現をめぐる困難は、他 者からのカミングアウトの受容が性別違和 感の軽減などのケアに結びつくという相互 作用(中村 2005; 荘島 2008) のみによっ ては解消されにくい側面をもつと考えられ る。というのも重要な他者へのカミングア ウトが肯定的に受容されても、二値的な ジェンダーと結びつかない代名詞などの語 彙が社会的に受容されていないという問題 が残る限り、他者からの理解は私的な関係 に限定されたものになりやすいだろう。

本稿の知見は、少数の事例に基づく点で 限界をもつうえ、出生時割り当てられた性 別の違いがカミングアウトの過程にもたら す影響や、カミングアウトされる側が相互 理解をめぐる摩擦に対処する仕方をさらに 探る必要があると思われる。これらは今後 の課題としたい。

付記

本稿にご協力いただいた方々に感謝致します。なお、本稿は科学研究費補助金(特別研究員奨励費)の成果の一部です。

参考文献

- Biblarz, J. T. and Savci, E., 2010, "Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender Families," *Journal of Marriage and Family*, 72: pp. 480-97.
- Butler, J., 1997, Excitable Speech: A Politics of the Performative, New York, London, Routledge. (竹村和子 訳, 2004,『触発する言葉――言語・権力・行為体』岩波書店).
- Califia, P., 1997, Sex Changes: Transgender Politics, San Francisco, Cleis Press. (石倉由・吉池祥子ほか 訳, 2005, 『セックス・チェンジズ――トランスジェンダーの政治学』作品社).
- Dale, S. P. F., 2013, "Mapping 'X': The Micropolitics of Gender and Identity in a Japanese Context," PhD thesis, Sophia University Department of Global Studies.
- 土肥いつき,2014,『「ありのままのわたしを生きる」ために(性教育ハンドブック vol.6)』日本性教育協会.
- Foucault, M., 1976, *Histoire de la sexualité I: La volonté de savoir*, Paris, Gallimard. (渡辺守章訳, 1986, 『性の歴史 I 知への意志』新潮社).
- Garrison, S., 2018, "On the Limits of "Trans Enough": Authenticating Trans Identity Narratives," *Gender & Society*, 32 (5): 613-37.
- 石井由香理, 2012, 「カテゴリーとのずれを含む自己像——性別に違和感を覚える人々の語りを事例として」『社会学評論』(日本社会学会) 63 巻第1号: pp. 106-23.
- ———. 2018, "Rebuilding Relationships in a Transgender Family: The Stories of Parents of Japanese Transgender Children," *Journal of GLBT Family Studies*, 14(3): pp. 213-37.
- 伊藤智樹, 2020, 「支援の社会的文脈とナラティヴ・アプローチ」水津嘉克ほか編『支援と物語の社会学』生活書院.
- 金田智之, 2003, 「「カミングアウト」の選択性をめぐる問題について」『社会学論考』(首都大学東京・都立大学社会学研究会)第24号: pp. 61-81.
- 風間孝, 2002,「カミングアウトのポリティクス」『社会学評論』(日本社会学会) 53 巻第 3 号: pp. 348-64.
- Mizock, L., and Mueser, K. T., 2014, "Employment, Mental Health, Internalized Stigma, and Coping with Transphobia among Transgender Individuals," *Psychology of Sexual Orientation and Gender Diversity*, 1(2): pp. 146-58.
- 中村美亜, 2005, 『心に性別はあるのか? ——性同一性障害のよりよい理解とケアのために』 医療文化社.
- Norwood, K., 2012, "Transitioning Meanings? Family Members' Communicative Struggles Surrounding Transgender Identity," *Journal of Family Communication*, 12: pp. 75-92.
- Platt, L. F. and Bolland, K. S., 2017, "Trans* Partner Relationships: A Qualitative Exploration," *Journal of GLBT Family Studies*, 13(2): pp. 163-85.
- Rust, P. C. R., 2009, "Bisexuality in a House of Mirrors," In P. L. Hammack and B. J. Cohler eds., *The Story of Sexual Identity: Narrative Perspectives on the Gay and Lesbian Life Course*, New York, Oxford University Press.
- 三部倫子, 2014, 『カムアウトする親子――同性愛と家族の社会学』 御茶の水書房.
- 莊島幸子, 2008, 「「私は性同一性障害者である」という自己物語の再組織化過程 ——自

らを「性同一性障害者」と語らなくなったAの事例の質的検討」『パーソナリティ研究』(日本パーソナリティ心理学会) 16巻第3号: pp. 265-78.

相馬佐江子・針間克己,2004,『性同一性障害30人のカミングアウト』 双葉社.

Stryker, S., 2017, Transgender History: The Roots of Today's Revolution, New York, Seal Press.

杉浦郁子, 2013, 「「性同一性障害」概念は親子関係にどんな経験をもたらすか――性別違和

感をめぐる経験の多様化と概念の変容に注目して」『家族社会学研究』(日本家族社会学会) 25 巻 第2号: pp. 148-60.

Sumerau, J. E. and Lain A. B., 2019, *America through Transgender Eyes*, Lanham, Boulder, New York, and London, Rowman & Littlefield Publishers.

鶴田幸恵,2009,『性同一性障害のエスノグラフィ――性現象の社会学』ハーベスト社.

(掲載決定日:2021年5月14日)

Abstract

Self-Representation as "Being X-jend \bar{a} ": Narratives Focusing on Coming Out to Parents and Partners

Kyoko TAKEUCHI

This paper uses the narratives of four self-identified X-jend \bar{a} individuals as case studies to examine the individual processes adopted by those who do not identify as gender binary to come out to parents and partners. The analysis results reveal that individuals who identify as X-jend \bar{a} are viewed in parent-child relationships as experiencing a "mild" state of gender dysphoria because they do not need to undergo gender reassignment surgery. However, the socially strong binary view of gender renders it difficult for people to understand and consider non-binary gender identities. The results also evinced that prioritizing personal sexual orientations and not communicating one's gender identity causes friction in romantic relationships. Therefore, gender non-conformists attempt from the outset to disclose their X-jend \bar{a} identity. These results illuminate the practices of those who self-identify as X-jend \bar{a} : they use different gender categories depending on situations to change the gender-related significations assigned to them by others. This study outcomes indicate the need for the social visibility of gender identity expressions beyond the gender binary.

Keywords

transgender, *X-jendā*, coming out, gender identity, category

投稿論文

腐女子の「ファンタジー・トラブル」

---- 身体・欲望・妄想をめぐるBLファンタジーの存在論

張瑋容 (同志社女子大学)

従来のBL(ボーイズラブ)研究において、男同士の親密関係をめぐる腐女子の欲望や、ジェンダー規範の解放などが議論されてきた。BLの実写映画やドラマの増加により、腐女子の界隈を超えてより多くの人々に触れられるようになりつつある今日、BLが異性愛中心主義のジェンダー構造にもたらす攪乱をより包括的に分析する論点が必要になる。本稿はラカン批評を中心とするフェミニズムの議論を基に、「男」「同士」の「関係性」をめぐるファンタジーを構造化する理論構築を目的とする。まずは、象徴界、想像界、現実界といったラカンの概念を用いて、BLファンタジーの構造化を試みた。次に、BLファンタジーを表す「攻め×受け」の造形に着目し、BLと異性愛中心主義とのパロディー的な対峙関係を論じた。最後に、本稿の議論を「BLファンタジーの存在論」で締め括り、そこから異性愛中心主義の強固さと滑稽さを追究する姿勢を示すことで、BL研究を新たな次元に導くルートの開拓を試みた。

キーワード

フェミニズム、セクシュアリティ、精神分析、象徴界/想像界、異性愛中心主義

T. はじめに

男同士の同性愛的な親密関係をモチーフとした少女マンガのサブジャンルは、70年代の「少年愛」の誕生から、80年代の「やおい」ブームを経て、90年代以降にBL(ボーイズ・ラブ)というジャンルに定着してきた。従来スティグマ化され、抑圧されてきたこのジャンルは、ファンダムの分野においても主流のメディアにおいても可視化されつつある。たとえば、少年マンガの

女性ファン層の拡大が見られ、それらの男性キャラクターの親密関係を描写する二次創作もファンダムの中で人気のジャンルとなっている。また、人気俳優を起用するBLマンガの実写ドラマや映画の増加は、BLが「2次元」の世界を超えて、「3次元」の世界にも影響を及ぼしていることを示している。

学術の世界においても、BLに関する豊かな研究成果が蓄積されており、とりわけBL

DOI: 10.24567/0002000116

に描かれる男同士の親密関係の解釈と分析 は共通の関心とされてきた。たとえば、男 同士の親密関係をめぐる腐女子1の「妄想」 の構築 (東 2009, 2010; 張 2013)、異性愛中 心主義のジェンダー構造に BL がもたらす 撹乱 (溝口 2015, 2017)、女性の欲望の主体 性 (藤本 2007; 上野 2007; 金田 2007; 相田 2008; 守 2010) など活発な議論が挙げられ る。こうした研究は、ジェンダー構造の批 判と脱構築を試みるにあたって BL という 媒体に着目する、というアプローチを示唆 しているとも言える。これまでの研究成果 をさらに展開させるためには、BLの捉え方 を改める必要があるように考える。なぜな らば、BLの内容とコンテンツ形式が多様化 しつつある中で、BLを異性愛中心主義と対 抗的な位置に置いて議論するような捉え方 では、BLと異性愛中心主義の複雑な関係性 を簡略化してしまうからである。

従来のBL研究の捉え方には、もう一つの問題点がある。BLの最も重要な要素は男同士の親密関係の描写なので、ほとんどの分析は男性キャラクターの「関係性」に焦点を当てている。中では、BLにおける男性同性愛というモチーフの役割の分析はあるものの、そもそも男性キャラクターという存在に対して腐女子が熱い眼差し、欲望や妄想ファンタジーを持つことは当然視されており、十分に学術研究に取り上げられているとは言い難い。すなわち、腐女子のファンタジーは「男同士」の「関係性」で構成されるとしか考えておらず、「関係性」にのみ着目するこれまでの研究の視点に偏

りがあると言わざるを得ない。そこで、腐 女子のファンタジーを「男」「同士」の「関 係性」という重層的な構造と捉え、この構 造をより包括的に分析するための理論構築 が必要になる。

BLの多様化と受容者層の拡大に鑑みて、 本稿は「男性の同性愛的関係をモチーフと する作品」(オリジナル作品と二次創作を 含む)における女性ファン(=腐女子)の 「男」「同士」の「関係性」をめぐるファン タジーを「BLファンタジー」とし、この重 層的なファンタジー構造を包括的に分析す るための理論構築を目的とする。以下、ま ずはこれまでの BL 研究を概観し、問題点 を整理する。次に、ラカンの精神分析論と フェミニズムの批判を検討することで、BL ファンタジーの構造化を試みる。その上 で、BLと異性愛中心主義の構造との複雑 な関係性を分析するにあたって、男性キャ ラクターの身体をめぐる腐女子の言説に焦 点を当て、議論を展開していく。本稿は 「ファンタジー」に軸を置いてBLを考察す るというアプローチを提示し、理論の検討 を行うことで、作品や実践が主な分析対象 とされる従来の BL 研究において十分に行 われてこなかった理論構築を補うことを目 指したい。

Ⅱ. BL研究の軌跡

BL に関する日本国内外の研究において、 腐女子の主体的な欲望——彼女らはどうして、どのように男同士の親密関係を「妄想」 するのか——は最も核心的な研究関心とさ

^{1 「}腐女子」とは男同士の親密関係を扱う作品が好きな女性ファンの自虐的な自称である。

れてきた。少女マンガの領域において、女 性が男の体を語る主体として可視化され始 めたのは、「花の 24 年組 |² と呼ばれるマン ガ家による「少年愛」サブジャンルにおい てであった。70年代から80年代にかけて、 繊細な身体を持つ美少年同士の官能的な性 愛関係を描写する耽美な少年愛は、多くの 女性読者を魅了してきた(水間 2005; 石田 2008)。「少年愛 | は後に「やおい | (「ヤマな し、オチなし、イミなし」の頭文字を取っ て作られた造語)という主に男同士の性愛 関係を描写するジャンルに発展する(石田 2008; 榊原 1998)。90 年代以降、「ボーイズ ラブ!というジャンルの定着とともに、男 同士の親密関係に関する物語の多様化とメ ディアミックスも進んでいった。男同士の 親密関係がフォーカスされ、女性キャラク ターの存在が希薄化(もしくは不在)に なっているという BL の構造の中で、作り 手と読み手の女性は初めて「男を見る主 体 | としての立場を獲得する (藤本 2007; 上野 2007)。このような腐女子の主体的欲 望は、BLのコンテンツの多様化とともに 可視化されつつある。

では、「男を見る主体」の立場を獲得した腐女子は、何を見ているのだろうか。これまでの先行研究においては、男同士の親密関係に向ける腐女子の眼差しが焦点とな

り、男同士の関係性が意味することを解明するという流れで議論が展開されてきた。たとえば、上野千鶴子 (2002) によると、同じ性別の身体を持つ男同士は、「異質だが対等」な関係性を表し、腐女子を従属的なジェンダー構造から解放させ、自分を妄想の対象に置き換えずに妄想する空間を保ってくれる「安全装置」の意味を持つ。また、男同士の身体は妊娠出産と無縁3なので、女性を強制的な母性のジェンダー規範から解放する役割を果たす、という指摘も挙げられる(金田 2007; 溝口 2015)。

このように、腐女子の主な関心は男同士の関係性にあるので、たとえば、堀あきこ(2019)は肉体的、社会状況、精神的側面をめぐる「攻め」と「受け」の可変的な権力関係から、BLの恋愛関係における力の拮抗とバランスを説明している。さらに、あらゆる男同士の関係性を同性愛的な親密関係に読み替えるという二次創作の文脈を含め、男同士の親密関係を「見る」、「解釈する」ことにより、新たな作品の楽しみ方が開拓されるだけでなく、腐女子という「妄想の共同体」が形成される(東 2010)。

以上のように、BL は女性の主体性と集合意識の獲得、及びジェンダー規範からの解放において「進化的な」(溝口 2015) 役割を果たすとされている。男同士の関係

² 萩尾望都、竹宮惠子、大島弓子、山岸凉子などは、1970年代に多くの少年愛名作を生み出した「花の 24年組」の代表的なマンガ家として挙げられる。

³ 後述するように、男性キャラクターが妊娠・出産するという設定のBLもあるが、一般的には、BLの 男性キャラクターは妊娠できない体となっている、と考えて妥当だと思われる。

⁴ BLの中で、男同士の親密関係は「攻め×受け」と表記されている。「攻め」が比較的マスキュリン/ 能動的/支配的な役割であるのに対して、「受け」は比較的にフェミニン/受動的/従属的な役割であ る。とりわけ性的場面においては、攻めが挿入する側、受けが挿入される側とされている。

性の描写に関する分析が進んでいく中で、 BLと異性愛中心主義の構造との対峙関係 をめぐる議論が展開している。まず、少年 愛と BL のキャラクターの造形の変化は注 目に値する。BLの攻めと受けのキャラク ターと比べて、少年愛作品に描かれる中性 的(もしくは「両性具有的」)な美少年の 方がよりファンタジー性が高いが、その ファンタジックな造形とキャラクターのモ ノローグにより、描き手と読み手の女性は 自らの心情を寄託するという読み方が提 示される。一方、BL にはマスキュリンな 攻めとフェミニンな受けの二極分化が見ら れ、この二極分化は従来のジェンダー規範 を強化・再生産してしまうという指摘もあ る(藤本 2007; 守 2010)。また、現実とかけ 離れたファンタジックなキャラクター造形 は、ゲイの当事者への誤解や偏見を招くと いう批判もある(石川 2009; 堀 2010)。

男性キャラクターの関係性への腐女子のこだわりは、特に性的描写に特化したBL作品⁵において明白に示される。こうした作品には、攻めが挿入し、受けが挿入されると明確に役割が分かれるという点に異性愛のジェンダー構造を踏襲する部分はあるものの、性的客体のキャラクター(=受け)の身体に特化して描写されるわけではない。関係性の重視というBLの基盤に基づき、性的描写に特化した作品においてもキャラクターの属性と関係性の設定が細かく描写されるので、キャラクターが「物化」されることが回避できる。これは女性の身体が断

片化して描写される男性向けのポルノとの 最大の違いと指摘されている(堀 2020)。ま た、BLにおける性暴力もフェミニズムの 視点の下で争点とされてきた。一方では、 様々な脱暴力の仕掛けが BL に仕込まれて いるからといって、性による支配、または 「愛ゆえのレイプ (溝口 2015) | という性 暴力の神話などのジェンダー構造の影響を 看過できない。他方では、女性が性暴力を めぐる欲望を抱くという点に対するラディ カルな解釈もある。たとえば、男性キャラ クターに性暴力を受けさせることを「男 性ジェンダー規範に亀裂をもたらす | (堀 2020: 146) とし、女性が「社会から眉をひ そめられるような欲望 | (堀 2020: 148) を 抱くことの意義を見いだすという捉え方が 挙げられる。すなわち、BLにおける性及び 性暴力の描写はタブー視される女性の欲望 を可視化するだけでない。そうした描写は 性をめぐるジェンダーの権力関係とその自 明性を男同士の身体を通して表現すること により、顕在化させながら脱構築を試みる 装置として捉えられよう。

腐女子の眼差しはマンガ、アニメなど「2次元」のジャンルにとどまらず、アイドルや俳優といった「3次元」(陳2014;西原2020)、または声優、舞台、ミュージカルといった「2.5次元」(田中2018)、さらには女性のみが演じる宝塚歌劇団(東2015)も、男同士の親密関係の解釈ゲームが愉しめる題材となっている。こうしたジャンルをめぐる腐女子のファンタジーの構築はさらに

⁵ 性的描写に特化する作品には、性行為における攻めと受けの役割を明確に表現するために、性器の挿入シーンが詳しく描かれることは珍しくない。しかし、すべてのBL作品に必ず性的場面が含まれるわけではなく、攻めと受けも性行為の役割のみによって分けられるのではない、という点を改めて強調したい。

ダイナミックで複雑になる。1つ目に、た とえばアイドルグループの中で強く示され る上下関係や友情は腐女子の萌え要素と捉 えられるが、事務所や演出者、または腐女 子でない一般のファンに迷惑をかけないよ うに、腐女子は隠語の使用などでBLの妄 想を自重する (陳 2014; 西原 2020)。2つ 目に、公共の場における BL の妄想に対す る規制があるものの、こうしたメディアコ ンテンツを受容、要請するのは女性ファン なので、彼女らがアンダーグラウンドの形 で妄想を絶えず生産することにより、「強 靭に思われる男性主体のホモソーシャル にいくらかのほころびを生じさせ | (西原 2020: 183)、異性愛中心主義の構造を揺る がすきっかけを生み出し続けると捉えられ る。3つ目に、生身の人間による演出が2 次元作品によりリアルな感じを持たせるの は、キャラクターの造形がより立体的にな るだけでなく、ファンタジーは現実と交差 して人間の身体によって現前化されるから と考えられる。生身の男性に向ける腐女子 の眼差しに焦点を当てる研究にはまだ十分 な蓄積があるとは言い難く、この点をめ ぐって議論を深める必要があると考える⁶。

もちろん、BLを愛好するのは腐女子だけではなく、「腐男子」(BLが好きな男性)やゲイの読者もいる。たとえば、BL好きのお笑い芸人・サンキュータツオと映画評論家・春日太一は対談において、男性キャラクターの人間性と関係性の描写などBLの魅力を語っていたが、男性キャラクターの

身体や性的場面の描写への自己同一化に抵 抗する傾向にも言及している(サンキュー タツオ・春日太一 2016)。一方、前にも触 れたが、90年代において、男性同性愛の過 剰な美化やゲイの現実と乖離した描写によ り、BL・やおいはゲイの表象の横奪、ゲイ 差別ではないかという「やおい論争」(堀 2010) が起きたが、BLの多様化につれ、ゲ イのリアリティに接近するようになりつつ あるため、ゲイ・コミュニティにおける BLの受容も広がっていく(前川 2020)。こ の「リアリティ」はゲイ・コミックにおけ る男性の身体や性的場面のリアルな描写と 違い、自然に表現されている男同士の恋愛 関係に、ゲイ男性の読者がリアリティを感 じ取り、自己同一化しやすい、ということ を意味する(前川 2020)。これら男性のBL との関わり方と比べると、「男|「同士|の 「関係性」の三者をめぐってファンタジー を構築するという腐女子の眼差しの特徴が 明確になる。

以上のように、「腐女子の眼差し」を軸にこれまでのBL研究を検討すると、フィクションとしてのBLを女性たちのファンタジーを具現化する装置として捉えるという共通点が浮き彫りになった。そこで、フィクションと現実の関係性を精緻に再考しなければならない。女性の主体性を読み解こうとするフェミニズムの立場にしろ、異性愛中心主義を撹乱する可能性を見出そうとするクィア研究の立場にしろ、いずれもBLから現実のジェンダー構造を揺るがす可能性

^{6 「}生身の男性の身体」に関する議論は、「BLファンタジー」をめぐる理論構築を目指す本稿の趣旨を超 えるため割愛するが、本稿の議論を踏まえ、「生身の男性の身体」をめぐる腐女子のファンタジーをよ り精緻に分析することを今後の課題としたい。

を探るための議論ではあるが、この試みは ファンタジーと表象の次元にとどまってい るように思われる。すなわち、ファンタジー と現実が複雑に絡み合っているBLを、女性 たちの欲望が投影され、まだ実現されてい ない何かが具現化される場と捉えられるな ら、女性たちが欲望する現実の「一歩先」の 地点はどこに着地するのだろうか、その場 の着地点でどのような景色が見えるのだろ うか。そこで、BLにおける欲望、ファンタ ジーと現実の関係性を総合的に分析する必 要が浮上する。BLをファンタジーと現実が 交差し、女性の欲望を具現化する場として 捉える理論を構築するために、欲望、ファ ンタジーと現実の関係性を論じてきた精神 分析からヒントを探り、それをめぐるフェ ミニズムの議論で考察していく。

Ⅲ. BL におけるファンタジーの構造 1. ラカンの精神分析とBL

ゲイル・ルビン(Gayle Rubin 1975)、ジュディス・バトラー(Judith Butler 1989=1999)、ジョン・スコット(Joan Scott 2011)、など多くのフェミニストはフロイトやラカンの精神分析の議論との対話と批判を通じて、ジェンダー・セクシュアリティ研究の理論構築を試みた。フェミニストたちは構造的な性差、男女の支配―従属関係を解釈しつつ、精神分析における男根中心主義の反論を通じて、あらゆる女性に対する抑圧を脱構築しようとしてきた。その中で、とりわけ女性が欲望の客体とされてきたジェンダー構造への批判、女性の欲望の分析は重要な課題となっている。ここでは、こうしたフェミニズムの議論を用いてBLにおける欲望、

ファンタジー、現実の関係性を論じる前に、 まずはその土台となるラカンの精神分析を 改めて検討しておこう。

ラカンの精神分析は「鏡像段階論」から 始まると言えよう。彼は人間のアイデン ティティ形成プロセスについて、フロイト のエディプス・コンプレックスを継承しな がら、独自の論点を展開していく。鏡像は 子供の自我の形成過程において重要な基盤 となる。子供が初めて自分が母親に抱かれ る姿を見る時に、これまで諸感覚によって しか寄せ集められなかった分断した自己の イメージの統合が始まる。鏡の中に映って いる自分のイメージと、様々な他者との接 触経験によって認識された自分のイメージ は、あくまでも自分の外部にあるイメージ に過ぎない。つまり、人間は自我の外部の イメージに自分を同一化し、自分のアイデ ンティティを作り上げていくのである。ラ カンはこうしたイメージの構造を「想像 界 | と呼ぶ (新宮 1995: 向井 2016)。

そして、子供は鏡像を通じて、自分を抱いている母親という絶対的他者の存在を認識することになる。子供の自己形成も絶対的他者の承認によって保証されるので、ラカルは人間を支配する法の世界となる。 ラカンはこの世界を「象徴界」と呼ぶ。 象徴界とは普遍的かつ純粋な構造であり、この機力をである。 しかし、言語を獲して自我を象徴化する過程において、 自我を探求しようとする。しかし、言語を獲得して自我を象徴化する過程において、 自我を消去することも余儀なくされる。 ここに エディプス・コンプレックスにおける「去

勢」との接点が見られる。フロイトによる と、エディプス・コンプレックスにおいて、 子供(ここで想定されるのはあくまでも男 児) は母親への欲望を断念し、父親と同一 化することで、男性のジェンダーアイデン ティティを形成していくわけだが、ラカン の文脈においては、子供はペニスの象徴= ファルスを作り出すことによって、母親が 欲望する父親と同一化するのである。ラカ ンはファルスがあらゆる言語の根源におい て特権的な存在とし、ファルスという象徴 の獲得は言語の獲得でもあるとしている。 しかし、この象徴の獲得は実在のモノの放 棄(=去勢)をも意味する。したがって、子 供は去勢という対価を払い、言語を獲得す ることで、人間のアイデンティティを手に 入れるのである (新宮 1995; 向井 2016)。

最後に残っている現実界は象徴界とも想像界とも違い、言語によって把握しきれず、接近もできない次元である。それにもかかわらず、現実界に接近しようとする動きは常にある。このように、現実界は接近と不可能の反復の中で位置づけられており、そこに世界の体系をうまく機能させる可能性が提示されている(新宮 1995; ライト 2001 = 2005)。

次に、ラカンの文脈における「欲望」について見ておこう。ラカンによると、欲望は満足できる本能的な欲求と違い、満足できないものである。そして、欲望は他者の承認によって意味を持つとされるので、欲望は常に「他者の欲望」であるといえる。我々は言語化を通じて欲望を獲得するが、その欲望の対象を摑むことができないが故に、満足することもできない。そこで、欲望の対象

として現前するものを、ラカンは「対象 a 」と呼ぶ。対象 a はまた「小文字の他者」とも呼ばれる。象徴界を指す「大文字の他者」とは対照的で、「小文字の他者」としての対象 a は、自我と密接するものであり、そこに様々な幻想が投影される。我々の欲望の対象として対象 a が現前するのも、この理由である。一方、対象 a は常に「余剰」であり、欲望の原因でもある。というのも、欲望は求められ続けても充足できないため、その求めきれない部分、つまり「余剰」が常に残っている。この余剰はさらに我々の欲望を掻き立てるので、欲望の原因にもなるのである(新宮 1995; 向井 2016)。

上記のように概観したラカンの重要な論 点を、どのように BL ファンタジーの理論 化に応用すれば良いだろうか。まず、BLに おいて、男同士の親密関係をめぐるファン タジーはいわば「お約束」または「型」(溝 口 2017) など、一定のロジックに基づいて 構成される。このロジックはBLファンタ ジーの「文法 | であり、BLという世界を支 える法である。ラカンの文脈に当てはめる と、ファンタジーの構造は「象徴界」に該 当する。次に、様々な題材、媒体のBL作品 に描かれる男同士の関係性はこのファンタ ジーの構造を具現化するイメージである。 つまり、ラカンの言う「想像界」に該当す る。そして、BLはそもそもフィクションで あり、作り手も受け手も絶えず妄想するこ とを通じて、この触れられないフィクショ ンの世界に接近しようとする。よって、こ のフィクションの性質は「現実界」として 捉えられる。

以上のように、BLのファンタジーをラカ

ンの論点で構造化してみたが、腐女子の欲望、彼女らの眼差しをどのように解釈すれば良いだろうか。前節で検討したように、BLの中には、ジェンダー規範における女性への支配と抑圧を脱構築する希望が寄託されている、という先行研究の指摘がある。ジェンダー規範からの解放という欲望はまだ実現できていないため、腐女子はBLを描き/読み続ける。この欲望の対象として現前するのは、ジェンダー構造の抑圧と支配から脱却するユートピアであり、腐女子の欲望を引き起こし続ける要因でもある。つまり、このユートピアは腐女子の欲望の「対象α」として捉えられるのである。

以上の議論を通して、BLファンタジーを構造化し、この構造の「法」を理論化する土台が整えられる。しかし、男同士の親密関係をめぐるこの妄想の「法」は一見して定着したと思われるが、少年愛からBLまでのキャラクターの造形や関係性の描き方の変容からもわかるように、この「法」は完全に腐女子を外在する不動かつ自律的な構造ではない。むしろ、それは可変的だからこそ、BLコンテンツの多様化とその受容の拡大が可能になる。続いては、ラカンの論点をめぐるフェミニズムの批評を取り上げ、BLファンタジーの構造の絶対性や不変性を問い直す。

2. BLファンタジーという構造

フェミニストたちがすでに批判しているように (バトラー 1989=1999)、象徴界を「父の法」という絶対的存在と位置づけるラカンの捉え方では、ファルス中心主義による非対称的なジェンダー関係が露呈す

るだけでなく、この構造はまるで「前一言 説的上に存在しているかのように自明的 である。まず、象徴界の自明性と不変性 を批判的な視点で捉えつつ、BLファンタ ジーの構造を再考するために、バトラー (1989=1999) とスコット (2011) の論点を 検討する。バトラー(1989=1999)は『ジェ ンダー・トラブル』の中で、女というカ テゴリーが「首尾一貫した安定した主体 | (p.25) として構築されたジェンダー構造 を批判し、その統一性は異性愛中心主義の 中で規制された実践の反復と沈殿の結果に 過ぎないと指摘している。バトラーがジェ ンダー構造はパフォーマティブに形成され ると主張するのは、ジェンダーは厳密に規 制された実践が繰り返され、長い年月の間 に凝固した結果と捉えるからである。しか し、ジェンダーの首尾一貫性を批判してい るバトラーは、ジェンダーをめぐる実践は 単純に繰り返されるだけでなく、その反復 の過程に模倣、パロディーや失敗が伴うと いうことも主張している。すなわち、バト ラーはジェンダーが反復を通じて重層的に 沈殿していった構造とし、このプロセスか らこぼれ落ちるものがジェンダー構造の攪 乱の契機になりうると捉える。

一方、女というカテゴリーは主体の存在に先行するという文化構築論の観点を批判し、このカテゴリーの構築過程の不安定性を指摘しているスコット(2011)は、バトラーと類似した立場を取ると言えよう。しかし、バトラーが精神分析論を批判しつつ論点を展開していったのに対し、歴史学者であるスコットは、むしろ精神分析論から得た知見を女性史研究に応用することを試

みた。スコットは構造と主体を二項対立の 図式と捉える従来のジェンダー観を批判 し、精神分析論の中のファンタジーという 概念に注目する。夢や空想に織り込まれる ファンタジーは、一見するとバラバラな要 素が矛盾のない配列で再編成されている が、実際には首尾一貫したものではない。 この論点に即して、スコットは次のように 指摘している。スコットによると、女とい うカテゴリーが首尾一貫の連続体であると いう捉え方はファンタジーに過ぎず、むし ろ、このカテゴリーの形成過程はまさに ファンタジーのように、様々な要素が偶然 かつ不安定の中で、首尾一貫に見える形に 構造化されていったのである。すなわち、 時代背景、社会文脈、個人史など様々な差 異、及び女性の間の不連続性は、最大公約 数的な女というカテゴリーに収斂される。 しかし、この収斂の過程には必然性もなけ れば、女というカテゴリーが不動のものと も言えない。スコットはこのカテゴリー の形成過程を「反響 (echo)」というメタ ファーで捉え、歴史の出来事の不完全な複 製と継承を通じて形成されていくのだと指 摘している。すなわち、女性をめぐる様々 な出来事は歴史の時間軸の違うところに位 置するが、女というカテゴリーが歴史的に 構築され続けたのは、個別の女性の存在が 単に蓄積されたからではない。それらの差 異が最小限に抑えられ、共通点のみが引き 継がれ、繰り返され続けるからである。そ して、歴史学者であるスコットは、女性史 を書くことを通じて、女性をめぐる重要な 出来事や共通点が選択、伝承され、女とい うカテゴリーが反響のように形成されてい くと指摘し、歴史学者のフェミニストにこ の過程への参入を呼びかけている。

以上のように、スコットもバトラーと同様に、カテゴリーの形成過程の反復、偶然性と可変性を重視していることがわかる。しかし、バトラーの視点では、ジェンダーは反復やパロディーが凝固、沈殿する結果とされるが、スコットが用いる反響というメタファーでは、ジェンダーがエコーのように、徐々に彼方へと伝わっていき、完全に消失するわけでもなく、終点も見えないというイメージを持っている。言い換えれば、両方とも系譜学のアプローチの必要性を訴えつつ、バトラーがジェンダーの構造化の軌跡を遡るのに対し、スコットはこの構造を終わりのないプロセスと捉える姿勢を示す。

バトラーとスコットの議論を踏まえて、 前節でラカンの「象徴界―想像界―現実 界」の枠組みを参照して論じた BL ファン タジーの構造は、次のように精緻化でき る。少年愛から BL まで、腐女子は様々な 妄想を通じて、このフィクションの世界に 接近しようとしてきた。フィクションの世 界に触れることは不可能なので、次頁の図 1には緩めの波線のフレームでそのぼんや りとしたイメージを表現している。この世 界を維持する男同士の親密関係をめぐる妄 想という「法」(=象徴界)は、多様な形の 作品(=想像界)において、様々な「萌え 要素」で具現化される。しかし、この「法」 は一定の型が維持されているものの、絶対 的かつ揺るぎない構造ではない。萌え要素 がファンタジーの欠片のように、互いに共 鳴しながら模倣、反復していくこの過程の 中で、ズレや失敗なども生じうるので、BL

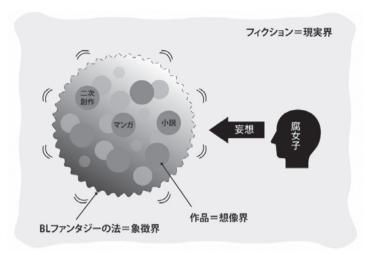


図1 BLファンタジーの構造(筆者考案、張瑋芸に作成を依頼)

ファンタジーも硬直した構造ではなく、不規則かつ可変的なものである。図1のように、この不規則性を突起のある球体のイメージで表現し、可変性を点線の枠と外側が跳ねるイメージで表現している。そうした意外な結果こそ、BLファンタジーを「進化」させ続ける重要な動力である。

以上のように、BLファンタジーを構造化してみたが、BLファンタジーはなぜ「男」「同士」において現前するのか、つまり、「男」「同士」の必然性は何だろうか、というBLファンタジーの根本的な部分を掘り下げたい。男性キャラクターそのものをファンタジーが現前する場として捉えられるならば、そこに、このファンタジーと異性愛中心主義のジェンダー構造との複雑な関係性も反映されると考えられる。次節では、BLにおける「男」「同士」の身体に焦点を当て、ファンタジーにおける身体の

役割を論じる。

IV. BL における意義のある諸身体 (Bodies that matter in BL⁷)

1. ラディカルな男性キャラクターの身体

言うまでもなく、腐女子は「攻め×受け」の関係性のみをめぐって妄想するわけではない。男性キャラクターたちは腐女子のファンタジーを具現化する装置として描かれ、語られるので、腐女子の言説はキャラクターの外見やセックスシーンの体勢などをめぐっても展開している。たとえば、研究者の金田とライターの山本は対談の中で、受けのすね毛や尻毛を描いた作品に対して、萌えの表現や選択肢の開拓と評価している。さらに、マンガ作者の創作過程を見ると、彼女らがどのように男性の身体の好みや理想的なイメージを絵に具現化させるかが明確にわかる。マンガ家の雲田はる

⁷ 本節のタイトルはジュディス・バトラー (2011) Bodies that matter からヒントを得た。元々の英語タイトルは言葉の遊びであり、日本語に訳すとその遊びの部分が反映されにくいため、英語タイトルも付けている。

^{8 「}萌える座談会」(金田淳子×福田里香×山本文子)より。(『美術手帖』2014年12月号: 69-77。)

こが描いた下着のみ着用の男性数名が並ん でいるチャートは、それぞれの男性キャラ クターの身長、体や髪型の特徴、すね毛の 生え方などが詳しく描かれている%。また、 マンガ家の宝井理人10はインタビューにお いて、キャラクターの指や筋肉へのこだわ りを語っており、この記事には、2枚の絵 が掲載されている。一つは、彼女が特注し た人体模型を使ってマンガを描いている姿 が映っている写真である。もう一つは彼女 のマンガの男性キャラクターである。彼の シャツが開いており、胸と腹部の筋肉のラ インが鮮明に描かれており、その下には 「美しく、麗しく、妖艶 という記事のタ イトルがついている。男性性と女性性が混 合されて男性キャラクターの身体に現れる ということは、彼女のインタビューと絵柄 から読み取れる。また、マンガ家のスカー レット・ベリ子は研究者の溝口彰子との対 談において、男性の筋肉へのこだわりを表 現するために、ゲイ向けのアダルト・ビデ オを参考にしていると述べながら、BLの キャラクターに仕上げるためには「男の色 気、艶っぽさ」(溝口 2017: 205) を表現す るように意識していると強調している。さ らに、ゲイ・コミックと比べると、BLの男 性キャラクターの造形の特徴が明らかにな る。たとえば、ゲイ・コミック作家の田亀 源五郎の作品には、キャラクターの筋肉が 大きく、体毛が濃く、顎が四角いといった 特徴が見られる¹¹。それに対し、BLのキャ

ラクターは相対的に見て華奢で繊細な造形になっている。こうした BL の男性キャラクターの造形を見てみると、BL のキャラクターはリアルな男性身体の描写というよりも、むしろ松井が指摘する「女性が描く男性への擬態」(松井 2014: 137) と言えるだろう。

こうした擬態は「攻め×受け」の関係性にも反映されている。前述した「やおい論争」におけるゲイ当事者の批判にもあったように、「攻め×受け」は男同士の同性愛的関係ではあるが、現実の男性同性愛(=ゲイ)を忠実に反映するものとは言いがたい。では、なぜゲイと異なる形の「攻め×受け」でなければならないのか。すなわち、「攻め×受け」の関係性は何を、どのように擬態するのか、この擬態は何を意味するのか。続いては、「攻め×受け」という形に焦点を当て、バトラーの論点を取り上げて考察してみたい。

バトラー (1989=1999) は 反復、パロディーなどを通じて、異性愛中心主義の構造が維持されると指摘している。この過程において、全てが完璧に複製されるわけでなく、予想外の結果も生まれるし、むしろこの過程を通じて、異性愛中心主義も自分自身の絶え間ない複製とパロディーに過ぎないということが暴露される。この論点を踏まえて、「攻め×受け」と異性愛中心主義の関係性を見てみよう。「攻め×受け」の関係性には二項対立のジェンダー関係やホ

⁹ 雲田はるこのインタビューより。(『美術手帖』2014年12月号: 21-27。聞き手・文: ヤマダトモコ。)

¹⁰ 宝井理人のインタビューより。(『美術手帖』2014年12月号: 90-95。聞き手・文: 平松梨沙。)

¹¹ 田亀源五郎のインタビューより。(『美術手帖』2014年12月号:114-119。聞き手・文:エスムラルダ。)

モフォビアなど、異性愛中心主義の影響が 内面化される部分があることは否めないも のの(石田 2008; 堀 2010)、実際にそれと 異性愛中心主義の構造の関係性は単なる複 製や再生産より複雑なはずと考える。むし ろ、「攻め×受け」は異性愛と同性愛を模倣 しながら、少しずらしたパロディーとして 生まれた意外な結果、という捉え方のほう が適切ではないだろうか。

このパロディーと意外性は男性キャラク ターの表現、とりわけ受けの造形から窺え る。多くの場合、攻めと比べて、受けのほ うが背が低く、目が大きく、体が華奢で、 性関係において受動的など女性的な要素が 多い(西原 2013)。しかし、なぜ受けは女 性っぽく描かれるのだろうか。女性的要素 を取り入れることで、女性たちが感情移入 しやすいとも考えられるが、ここでは、精 神分析論のフェミニズム批判によく言及さ れる「仮装」という概念で解釈してみた い。「仮装」は一種の隠蔽である。バトラー (1989=1999) の文脈におけば、女はファル スであり、絶対的女性というものは存在し ない、ということを隠蔽するための仮装で ある。また、エリザベス・ライト (Elizabeth Wright 2001=2005) は別の角度から女性性の 「仮装」を説明している。彼女は「フィルム ノワール というジャンルの映画を挙げ、そ れは一見して男性的な視線に支配されると 捉えられているが、実は「脱構築的に楽し める女性の観客に提供された能動的な場に なりうる」(ライト 2001=2005: 62) と主張す る。その理由は、いわゆる「悪女」とされる

役が自分の女性性の魅力を利用して男を虜 にするということで、社会的に構築された 女性性がいかに根深く叩き込まれているか という仮装の問題が縮図的に示されるから である。このように、「仮装 | は一見してジェ ンダー構造における女性の従属性を強化す るように見えるが、ジャクリーン・ローズ (Jacqueline Rose 2006) は「仮装」の政治性 を次のように訴えている。女性はいつも政 治的に正しいジェンダー観を持っているわ けでもなければ、常にジェンダーの政治性 を明確に意識しているわけでもない。しか し、それは「女性性を仮装した女性」が従 属的な立場を無批判に甘受していることを 意味するわけでもない。仮装のヴェールに 隠される無意識の次元には、ジェンダー構 造への異議申し立ての政治的な渇望が隠れ ているかもしれないからである。

このような論点に従えば、受けをジェンダー構造における、ある種の「仮装」として捉えることもできるだろう。すなわち、ペニスを持つ男の身体に女性的な要素が盛り込まれ、従属的な属性で描写される受けは、女性への抑圧と支配のジェンダー構造の受け皿であり、その男の身体はこの権力構造を隠蔽する仮装として捉えられるのではないだろうか。

BLの男性キャラクターの身体をめぐって、さらにラディカルに解釈できるケースがある。たとえば、一部の作品では、男性キャラクター(特に受け)が妊娠する設定¹²になっている。これを母性の回復と捉えることもできるが、男性の身体を経由して母

¹² これは「オメガバース」というジャンルである。オメガバースは北米のファンフィクションに由来

性が表現されるという点から見ると、身体 と母性の関係性をより精緻に考え直す必要 がある。バトラー (1989=1999) は女性の身 体をめぐって、クリステヴァとフーコーの 論点を検討している。クリステヴァは母の 身体は「前一言説的なもの」、つまり原始的 な欲望として存在すると主張するが、フー コーはこの考え方に対して、母の身体の神 聖化は、母性を女性の本質と規定する特定 のセクシュアリティの制度の結果に過ぎな いと批判している。この2つの論点を参照 しながら BL における男性キャラクターの 妊娠を考えると、たとえ「前―言説的な」身 体が存在するとしても、それを女の身体に 依拠することへの拒否により、男性キャラ クターが代わりに生殖の機能を担うものに なると捉えられる。さらにいうと、妊娠す る男性キャラクターは女でも男でもない、 母性や生殖から完全に切り離される身体で ある。そのような概念を表す男性キャラク ターが妊娠する身体であることは、母性や 生殖と女の身体の必然性へのラディカルな 否定を意味するのではないだろうか。

2. 男性キャラクターの身体にみる異性愛中心主義の首尾(不)一貫性

以上のように、攻めと受けの身体に着目 することにより、ジェンダーと身体の統 一性の自明性を問い直すことになる。バ トラー(1989=1999)は、身体、セックス、 ジェンダーの首尾一貫した関係性につい て、ボーヴォワールとウィティッグの論点 を挙げている。一方では、バトラーはボー ヴォワールの「ひとは女に生まれない、女 になる」という主張を踏まえ、セックスと ジェンダーが首尾一貫する必然性を問うて いる。バトラーが「セックスとジェンダー が根本的に別々のものならば、所与のセッ クスであることは所与のジェンダーになる ことではない | (バトラー 1989=1999: 200-1)と示唆するように、ジェンダーが性別化 された身体によって規定されるものであれ ば、そもそも身体はセックスとジェンダー の首尾一貫性を固定させる場として捉えら れる。他方では、バトラーが引用するウィ ティッグの「レズビアンの身体」の論点に おいて、セックスは「そもそも不連続な属 性の塊であるものに、人工的な統一を押 し付けているもの」(バトラー 1989=1999: 205) であり、とりわけセックスと関連す る身体部位をペニスや腔などいわゆる身体 の性感帯に限定することによって、身体が 断片化されてしまう、という指摘がなされ ている。つまり、バトラーは性別化された 身体に首尾一貫性を要求するというジェン ダー規範を問題視しているのである。

このようなバトラーの指摘を踏まえ、BL の男性キャラクターの身体を考察すると、

すると言われており、日本語圏では2013-14年頃から二次創作に利用され、2015年頃からは商業BLにおいても導入されるようになる。オメガバースにおいて、男性と女性にそれぞれ α (アルファ)、 β (ベータ)、 Ω (オメガ)という 3 つの性区分が設定され、計 6 種類の性が存在する。 β は最も数の多い中間階層で、 α は「産ませる」質を持っているため、高い社会的地位を持っている。「産む性」の特質を持つ Ω は発情期があり、社会的地位が最も低いとされている(高島 2020)。オメガバースがBLに導入されると、「産む性」としての Ω は「妊娠する男性」となる。

身体の首尾一貫性を強要するジェンダー規範、及びこの規範のゆらぎが垣間見える。たとえば、マンガの性的場面におけるペニスや乳首などの身体部位の描写や、射精時の表情と体液の強調は、「男」というジェンダー化された身体の首尾一貫性を示唆する。それに対して、どのようにフェミニンな受けでもペニスと射精の描写が欠かせないことや、妊娠する男性キャラクターの首尾一貫性の揺らぎを示す。この考察から見ると、BLの男性キャラクターの身体は、まで身体、セックス、ジェンダーの首尾一貫性を強要するジェンダー構造を暴く装置として捉えられるのではないだろうか。

最後に、「攻め×受け」の関係性を包摂 する「男同士の親密関係」の次元を検討す る。バトラー(1989=1999) は法は常に禁 止と生産の機能を同時に果たしているとい うフーコーの論点を参照しつつ、異性愛中 心主義の法をめぐる議論を次のように展開 している。異性愛中心主義の法は、認めら れるセクシュアリティ(=異性愛)を規定 し、認められないセクシュアリティ(同性 愛など異性愛でないセクシュアリティ)を 禁止する。しかし、認められないセクシュ アリティを禁止するためには、そういう禁 止されるべきセクシュアリティを生産しな ければならない。すなわち、異性愛中心主 義の強制力と合法性を維持するためには、 同性愛を生産して抑圧することが不可欠で ある。よって、一方では、BLの男同士の親 密関係は従来の少女マンガにおける女性に 抑圧的な異性愛中心主義からずらすための 装置とされるが、その反面、BLへの抑圧に より、それが対抗しようとする異性愛中心主義の法が強化されることになる。他方では、繰り返しになるが、BLに描かれた「攻め×受け」の関係性は異性愛と同性愛の模倣とパロディーの中で生まれた意外な結果として捉えられる。BLはこうして、異性愛中心主義が自身の維持のために禁止と模倣を必要とするほど自明的ではない、ということを暴く役割を果たしている。

上記の議論を通して、「男」「同士」の「関 係性 | をめぐる BL ファンタジーにおける 身体の重要性が見られる。繰り返しになる が、「攻め×受け」という関係性は、女性 の欲望を可視化し、女性が完全なる「見る 主体」の立場を確保するための安全装置の 役割を果たす (藤本 2007; 上野 2007)。そ して、この関係性は男同士の姿を通して表 現されるが、それは、性別化された身体の 首尾一貫性の強要、及び同性愛関係の禁止 によってしか維持されえない異性愛中心主 義の構造のほころびを示すためには、男同 士の身体が必要となるからである。とりわ けBLが2次元作品に限定するものでなく なった今日において、BLファンタジーに おける男性の身体の自明性を問い直すこと は重要ではないだろうか。たとえば、近年 増えつつある BL マンガの実写映画やドラ マの場合、生身の男性の身体により原作の 攻めや受けを再現するためには、髪型、服 装、メイクなど外見の役作りが重要であ る。BLマンガの攻めと受けが生物学的な 男性身体のパロディーであるならば、それ らを再現するキャストたちは、パロディー のパロディーとも言えよう。キャストたち が演技、役作りを通して2次元キャラク

ターの特徴を刻みこんだ生身の身体はキャラクターのパロディーであるし、彼らが再現した「攻め×受け」の関係性も男性同性愛のパロディーである。それらが現実世界に現れることによって、身体、セックス、ジェンダー、セクシュアリティの首尾一貫性を要求する異性愛中心主義の強固さとゆらぎが露呈するのである。

V. おわりに

BLマンガの実写ドラマ『30歳まで童 貞だと魔法使いになれるらしい』(通称 「チェリまほ」) の人気ぶりが日本のみなら ず、海外でも注目されていた。実写ドラマ が原作者も絶賛するほど多くの腐女子の心 を摑み、さらに実写版の描写と展開をめぐ る議論を生み出している13という反響を見 ると、BL ファンタジーはどのように具現 化されているか、ということが重要な点に なるだろう。腐女子の脳内にしか存在し得 ない、男同士の親密関係をめぐるファンタ ジーは、数々のBL作品を通して具現化さ れている。腐女子は男同士の親密関係に何 を託してきたのか、彼女の眼差しが向けて いる攻めと受けをどう捉えれば良いだろう か。これまでの先行研究において、これら の問題を具体的な事例分析を通じて議論す るものが多いが、包括的に議論するための 理論構築はまだ確立しているとは言い難 い。本稿では、精神分析論とフェミニズム の議論を基に、BLファンタジーの構造を 包摂する論点を、異性愛中心主義に位置づ けて構築することを試みた。ラカンの精 神分析論から得た知見は、次のように BL ファンタジーの構造化に応用できる。腐女 子は数々の作品(=想像界)を描くことで、 BLファンタジーの法則という抽象的な構 造(=象徴界)を具現化しようとしている。 そして、彼女らは男同士の関係性に「萌え る」ことで、BLというフィクションの世界 (=現実界)に接近しようとし続ける。作品 に描かれる男同士の親密関係には、女性の 従属的、抑圧的な位置から解放されるユー トピアに接近したいという欲望(=対象 a) が投影される。そこには必ずしも政治 的に正しいジェンダー平等の世界が描かれ ているとは限らないが、抑圧からの解放と いうユートピアへの想像は、腐女子にファ ンタジーを構築させ続けるのである。

多くの先行研究では、BLは異性愛中心主義のジェンダー構造に対して転覆や撹乱の力を持っていると論じられているが、BLと異性愛中心主義が拮抗する動態的関係は十分に論じられているとは言い難い。この議論を深めるためには、攻めと受けの身体の造形への着目が重要だと主張したい。すなわち、腐女子たちの無数の妄想の反復と共鳴を通じて、BLファンタジーは凝固されながらも、少しずつ変容・拡張していく。このファンタジーが「攻め」と「受け」の身体で表現されることを、異性愛中心主義の模倣、引用、パロディーから生じた意外な結果と捉えることで、異性愛中心主義という構造自体も絶え間ない自分自身の反

¹³ 本ドラマの脚本家・吉田恵里香が評論家・横川良明との対談の中で、BLの捉え方や原作中の腐女子キャラクターの設定変更について語ったことがきっかけに、BLへの偏見や周縁化の問題をめぐる議論が醸し出されている。(https://mi-mollet.com/articles/-/27045 https://mi-mollet.com/articles/-/27046 2021/01/13 アクセス)

復とパロディーの結果(バトラーの言葉ではこの結果は「喜劇」とも捉えられる)ということが暴かれるのである。こうした観点から BL の持つ異性愛中心主義に対する転覆や撹乱の効果を見出すことこそ、BLを「クィアする(queering)」姿勢を示していることになるのではないだろうか。

また、実写ドラマや映画の増加により、BLは腐女子の界隈を超えて、より多くの人々に触れられるようになりつつある中で、「クィアする」姿勢はさらに重要になる。実写化を通じて、BLファンタジーが異性愛中心主義の隙間をすり抜けて具現化される場合もあるが、ホモフォビアが原因で具現化できず、犠牲にされたファンタジーも多々ある。そのいずれの場合においても、生身の人間の演出により、異性愛中心主義のほころび―その絶対性に隙間が

あるからこそ、それを維持するために禁止が必要とされること――が露呈するのである。このように、BLと異性愛中心主義との相対関係に焦点を当ててフェミニズムで議論することで、BLが腐女子以外の女性・男性にもたらす波及効果、及びジェンダー研究が目指すジェンダー構造の撹乱と解放の具現化など、BLの射程を広げることが期待できるのではないだろうか。

本稿では、BLファンタジーを構造化することにより、BL研究を新たな次元に導くルートの開拓を試みた。この視点を実際の作品分析に応用し、BLファンタジーという構造がこれまで多様化・進化し続ける作品の中でどのように「存在」してきたか、という「BLファンタジーの存在論」を系譜学のアプローチで考察することを今後の課題としたい。

付記

本研究はJSPS科研費JP20K20094の助成を受けたものである。

参考文献

相田美穂, 2008,「腐女子とオタクの欲望/身体/性」金井淑子編『身体とアイデンティティ・トラブル―ジェンダー/セックスの二元論を超えて』明石書店.

東園子, 2009,「女性のホモソーシャルな欲望の行方――二次創作〈やおい〉についての一考察」大野道邦・小川伸彦編『文化の社会学:記憶・メディア・身体』文理閣.

Butler, Judith, 1989, *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, New York and London, Routledge. (竹村和子訳, 1999,『ジェンダー・トラブル:フェミニズムとアイデンティティの 攪乱』青土社).

-------. 2011, *Bodies That Matter*, Abingdon and New York, Routledge.

陳怡禎、2014、『台湾ジャニーズファン研究』青弓社.

張瑋容, 2013,「『執事喫茶』における『BL的妄想』とセクシュアリティ―台湾人腐女子の『妄想実

践』事例から」『人間文化創成科学論叢』(お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究 科) 第15号: pp. 291-299.

藤本由香里, 2007,「少年愛/やおい・BL —— 2007 年現在の視点から」『ユリイカ』 第 39 巻第 16 号: pp. 36-47.

堀あきこ、2009、『欲望のコード:マンガにみるセクシュアリティの男女差』臨川書店.

- 2010,「ヤオイはゲイ差別か?」好井裕明編『差別と排除の〔いま〕⑥ セクシュアリティの多様性と排除』明石書店.
- -----. 2020, 「ポルノとBL」堀あきこ・守如子編『BLの教科書』有斐閣.

石田美紀,2008,『密やかな教育――「やおい・ボーイズラブ」前史』洛北出版.

石川優, 2009,「やおい論についての批判的考察と今日の課題」『人文研究』(大阪市立大学大学院文学研究科)第60号:pp. 221-236.

Rose, Jacqueline, 2006, Sexuality in the Field of Vision, London, Verso.

金田淳子, 2007, 「やおい論、明日のためにその2| 『ユリイカ』 第39 巻第16号: pp. 48-54.

前川直哉, 2020,「ゲイ男性はBLをどう読んできたか」堀あきこ・守如子編『BLの教科書』有斐閣. 松井みどり, 2014,「少年の器、少女の愛―― 24年組とBLマンガの交差点」『美術手帖』2014年12月号: pp. 131-137.

溝口彰子, 2015, 『BL進化論:ボーイズラブが社会を動かす』太田出版.

------. 2017, 『BL 進化論 [対話篇]: ボーイズラブが生まれる場所』 宙出版.

水間碧,2005,『隠喩としての少年愛』創元社.

守如子、2010、『女はポルノを読む:女性の性欲とフェミニズム』青弓社.

向井雅明,2016,『ラカン入門』ちくま学芸文庫.

西原麻里, 2013, 「女性向け男性同性愛マンガの表現史: 1970年から2000年まで」同志社大学社会学研究科博士論文.

新宮一成, 1995、『ラカンの精神分析』 講談社現代新書.

Rubin, Gayle, 1975, "The Traffic in Women: Notes on the 'Political Economy' of Sex" In Rayna R. Reiter (ed.), *Toward an Anthropology of Women*, New York, Monthly Review.

榊原史保美、1998、『やおい幻論』 夏目書房.

サンキュータツオ・春日太一,2016,『俺たちのBL論』河出書房新社.

Scott, Joan W, 2011, The Fantasy of Feminist History, Durham, Duke University Press.

高島鈴, 2020,「オメガバースを読む: 乱反射する欲望と現実」『ユリイカ』第52巻第11号: pp. 142-148. 田中東子, 2018,「2.5 次元ミュージカルのファン」『新社会学研究』第3号: pp. 50-68.

上野千鶴子,2002, 『発情装置――エロスのシナリオ』 筑摩書房.

Wright, Elizabeth, 2001, *Lacan and Post Feminism*, London, Icon Books. (椎名美智訳, 2005, 『ラカンとポストフェミニズム』 岩波書店).

(掲載決定日:2021年5月14日)

Abstract

The *Fujoshi*'s "Fantasy Trouble": Body, Desire, and Imagining in the Ontology of Boys' Love Fantasy

Wei-Jung CHANG

The extant boys' love (BL) studies have focused on the *fujoshi*'s desire for romance between men and their resistance to the oppression of women. The increase of mainstream live-action adaptations of BL manga have resulted in the genre's exposition to wider audiences beyond the *fujoshi* community; hence, a more comprehensive theory must evolve to analyze BL's subversion to heterosexualism. This paper applies feminist criticism of Lacan's theory to structuralize the multi-layered fantasy of romance between men. First, it utilizes Lacan's concepts of the symbolic, the imaginary, and the real to structuralize BL fantasy. Next, it attends to the visualization of BL fantasy in the *seme/uke* relationship and illuminates its parodic confrontational connection to heterosexualism. It concludes its argument by coining the term *ontology of BL fantasy* to expose the rigidity and absurdity of heterosexualism and hopes to further develop a new perspective for future BL studies.

Keywords

eminism, sexuality, psychoanalysis, the symbolic/the imaginary, heterosexualism

4几4音号	<u> </u>
拉備部	m \/

女性発達障害児者を支援者はどのような対象として考え ているのか

一一支援者に残るジェンダーバイアスとその再生産

向井理菜 (立命館大学大学院)

近年<女性発達障害>について注目が高まっており、支援者らが女性発達障害児者 やその保護者・家族向けに書いた著作(支援者本とする)が続々と出版されている。 本研究では、支援者らは<女性発達障害児者>をどのような存在として捉えているの かを明らかにすることを目的とした。支援者本をM-GTA(修正版グラウンデッド・セ オリー)を用いて分析した。その結果、支援者らは、女性発達障害児者は発達障害で あることが気づかれにくいことで困難を抱え、二次障害を起こしやすく、思春期・結 婚生活・仕事上で問題が表出する存在であると考えていることが明らかとなった。女 性発達障害児者の困難さの要因にジェンダーロールの存在を挙げながらも、支援者ら の中には一般的な女性像に対するジェンダーバイアスが残されていた。また、支援者 本の記述は、発達障害というレッテルを受けることで女性らしくしなくてもよいとす るような、免責を生むものでもあった。

キーワード

発達障害、女性発達障害、複合差別、インターセクショナリティ、ジェンダーバイアス

I. 問題・目的

1. "女性発達障害児者"への注目

が集まっている。従来、発達障害」とは男 近年、<女性の発達障害>について注目 性のものであると考えられてきた。初めて

DOI: 10.24567/0002000117 131

¹ 発達障害とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、 学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢にお いて発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。(文部科学省『発達障害者支援法(平 成十六年十二月十日法律第百六十七号)』2005 年施行 https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/tokubetu/ main/1376867.htm (2021年4月3日取得))。

自閉症²を報告したレオ・カナー(Kanner, Leo. 1943) が紹介したのは8名の男児症 例と3名の女児症例であり、その後アスペ ルガー症候群や高機能自閉症の原型の最 初の報告となったハンス・アスペルガー (Asperger, Hans. 1944) の論文で紹介され たのは男児のみであった。アスペルガーは 「完全な自閉的特徴を備えた女子はいない」 として、高機能自閉症者が男性に限定され ている何らかの遺伝的要因が存在する可能 性を示唆した。神尾(2005)は、「自閉症は 男性に多い。これは数多くの調査報告に基 づいた、時代や地域を超えて一貫した、一 つの事実である | 「知的障害、読み困難、注 意欠陥/多動性障害など、他のタイプの発 達障害においても、同様に男子に多いこと が知られている」と述べている。

一方で、自閉症当事者の体験記やエッセイは、女性当事者らが記し始めたと言って過言ではない。高機能自閉症当事者のテンプル・グランディン(Temple Grandin)やドナ・ウィリアムズ(Donna Williams)が1980年代後半から1990年代に著作を発表している。ドナ・ウィリアムズの『自閉症だったわたしへ』は「世界で初めて自閉症の精神世界を内側から描いた同書は、十数

カ国語に翻訳されてベストセラーとなった」。と新潮社ホームページにより紹介されている。日本では『自閉症だったわたしへ』に影響を受けた森口奈緒子が自伝を発表し、さらに彼女らに影響を受けた当事者らが続々と本を出版している現状がある⁴。神尾(2005)は、女性の自閉症者が少ない一方で、著名な自伝作家に女性が多いのはなぜだろうかと問いを発している。

医学論文では、本田ら(2000)が高機能広 汎性発達障害の女子例に関する論文を発表 し、その後浅井ら(2005)が高機能広汎性 発達障害の母子例への対応に関する論文を 発表している。浅井らの論文では、特に子 どもの虐待が絡み入院治療に至った高機能 広汎性発達障害の症例で、母親への対応に 苦慮する事例があり、その場合に母にも発 達障害と同質の社会性の問題が潜んでいる ことを想定し介入した例を検討している。 すなわち、発達障害児童を育てる資源とし ての母親への注目が生まれている。2009年 には高山が自身の体験談を元にした文章を 発表し、「ADHD5のある女性が適切な治療 を受けられないことによる子育てへの悪影 響は、次世代の社会の構成員のQOLにも関 わることであり、緊急な課題と言える。」と

² 自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害は、アメリカ精神医学会による精神疾患診断・統計マニュアルである DSM- Vにより、自閉スペクトラム症という一つのスペクトラムとして認識されるようになった。情緒的な関係、非言語的コミュニケーション、対人関係の維持などの困難さや、こだわりの強さが特徴とされている(American Psychiatric Association 2013=2014:49-50)。

³ 新潮社ホームページ『ドナ・ウィリアムズ著者プロフィール』 https://www.shinchosha.co.jp/writer/561/ (2021年4月3日取得)。

⁴ 立岩真也, 2014, 『自閉症連続体の時代』みすず書房.

⁵ ADHDとは注意欠陥多動性症のことである。注意欠陥多動性症とは、「多動・衝動性」と「不注意」の 二つの診断基準があり、これらのうちの片方、または両方の症状がある場合に診断をつけることがで きるとされている(American Psychiatric Association 2013=2014:58-59)。

述べ、ここでも子育ての資源としての母親 への言及がなされている。以降、性差に言 及したものや、女性発達障害児者にまつわ る論文が発表されていく。

このような流れを受けてか、2013年に『レディを育てる親と支援者たちへ』という女児の高機能自閉症スペクトラム支援について書かれた小冊子が神奈川県発達障害者支援センターから発行された後、後に検討するように、2015年ごろから〈女性の発達障害〉という言葉を冠した、〈女性発達障害児者〉やその家族に向けた著作が続々と出版されるようになっている。〈女性発達障害児者〉への注目が高まっていることが現れている。

2. 発達障害と社会モデル

障害学では、障害を個人の「医学的モデル⁶」に対峙して、障害者の身体ではなく障害者に不利益を与える社会を問題の中心と捉える「社会モデル」を提唱した(榊原 2019)。イギリスのマイケル・オリバー (Michael Oliver 1983) によって、「障害の社会モデル」という名称が誕生した。オリバーによると、従来障害は、身体の欠損や機能不全(損傷)から直接生じる帰結とみなされてきており、そういったインペアメント(損傷)を持つものが社会的困難を経験するのは当然であると考えられてきた。しかし社会モデルとは、そういったインペアメントと社会的条件との間で起きる難しさをディスアビリティ(障害)とし、それ

こそが障害者に困難さをもたらしているものとした。

これらの考え方は、自閉スペクトラム症 をはじめとする発達障害についても、同じ ようなことが言えるだろう。発達障害の特 性を持っているだけでは「障害」にはなら ず、社会によりその特性が困難さへ変貌し たときに「障害」となる。発達障害の診断 に広く用いられているDSM-5でも、特性を 抱えている上で「これらの症状が社会的、 職業的、または他の重要な領域における現 在の機能に臨床的に意味のある障害を引き 起こしている時 | や「社会的、学業的、ま たは職業的機能を損なわせているまたはそ の質を低下させているという明確な証拠が ある場合しなどというように、生活上の 適応に障害をきたしている際診断をする ようにとされている (American Psychiatric Association 2013=2014: 49-50,58-59)

3. ジェンダーと障害

女性発達障害児者は女性と発達障害という二つのマイノリティ性を抱えている。瀬山(2006)は、障害を持つ女性は「ディスアビリティ」と「ジェンダー」という二つの異なる社会的文脈双方により差別的状況に置かれる集団であると述べ、女性障害者が「誰と暮らしていても、どんな状況、環境下でも、だれか、あるいは何かの管理や庇護のもとにではなく、自分の意志で選び、決めて生活すること」の実現のためには、性別によって異なる障害者施策が必要とな

⁶ 寺島(2001)によると、マイケル・オリバーは医学モデルと社会モデルという用語で障害モデルを概念化した。オリバーは、現在は医学モデルについて個人モデルと呼ぶようになっているものの、英国の障害者運動においては、そのまま医学モデルと呼ばれていることが多い。

ると結論付けている。第三回世界女性会議 では、家事をはじめとする性別役割が、障 害を持つ女性の社会参加の付加的な困難要 因となりえるという認識が示され、女性の 家事責任を軽減するための援助サービスの 必要性が提示されていた。瀬山(2006)の いうように、こうした方策は、現状の社会 へのアクセスを目的とし、障害を持つ女性 が、障害を持たない女性同様に、既存の女 性役割を担えるように支援することを目的 としている意味で、性別秩序維持型の方策 と位置付けることができ、現行の社会の中 で女性らしく生きることを目的とした支援 策を講ずるということは、必要性の観点か ら求められる方策だとも考えられる。しか し瀬山(2006)は、このような現行の社会 での性別役割は、男性に比べ女性により負 担を強いる固定した性別役割分業に基づく ものであり、そうした規範を維持させたま ま、障害を持つ女性がそこに参加していく 事は、障害を持つ女性たちに、新たに過度 な負担や困難を強いることにつながるとも 指摘している。このように、社会の中で女 性はどのような存在として位置付けられて いるのか、そして専門職をはじめとした支 援者がどのような支援を行おうとしている のかについて、意識的で批判的な目を向け ていなければ、支援の手を差し伸べている ように見せながらも新たな負担を当事者に 強いることにつながりかねない。そのた め、支援者が当事者をどのような存在とし て考えているのかを明らかにすることは重 要なことである。

以上述べてきたように、女性発達障害児 者へ注目が高まり様々な支援方法が提案さ れているが、それらの支援方法はどのような視点から提案されているのだろうか。発達障害は社会との間で起きる障害であり、その解決には社会モデルの視点を持ち支援にあたることが重要である。さらに女性発達障害児者の問題においては、ジェンダーについても視野に入れ検討する必要がある。現在の支援者が女性発達障害児者をどのような存在として考えているのかを明らかにすることで、現在行われている支援について再検討を行い、より良い支援について考える契機とすることができるのではないだろうか。

4. 研究目的

以上を踏まえ、〈女性発達障害児者〉へ の注目が高まっている中で、支援者がく女 性発達障害児者>をどのような存在として 捉えているのかを明らかにすることを本研 究の目的とする。本論で述べる支援者と は、発達障害についての診断を下す医師や 医療関係者、そして診断が降りたあとの発 達障害児者をサポートする心理職や放課後 等デイサービス職員などを示す。現在、医 師や医療関係者のみが当事者やその家族の 支援を行なっているわけではない。そのよ うな現状を反映し、医師や医療関係者だけ ではなく、より広い専門職を支援者として 対象に含むこととした。そして支援者が当 事者やその保護者、家族向けに出版した著 作を本研究では、〈支援者本〉と名付け る。支援者本において、あえて<女性>や <女児>を冠するものがあるということ は、従来の一般向け(もしくは男児、男性向 け)とは違うものがく女性発達障害児者>

にはあると想定されているのであろう。

また、これまで述べてきたように、発達 障害の困難さはその社会や文化との摩擦に より起きる。社会や文化というものはその 捉え方によりさまざまな単位があると考え られるが、本研究では、日本という社会に おいてのく女性発達障害児者>の困難さを 検討したい。日本で、女性はどのような存 在として考えられているのか、その上で、 日本の<女性発達障害児者>は、どのよう な摩擦を起こしたり、社会の不適応を起こ したりすると考えられているのかを明らか にすることを目的とする。そのため、女性 発達障害児者当事者、もしくはその保護者 や家族に向けて書かれたと考えられる著作 の中で、国内で支援を行なっている著者に よる著作を調査対象とした。表1は対象と した著作の一覧である。

Ⅱ. 分析方法

支援者が<女性発達障害児者>をどのような存在として捉えているのかを明らかにするにあたり、木下康仁(2003)の修正版グラウンデッドセオリーアプローチ(M-GTA)を用いて、これらのデータを分析することとした。M-GTAは変容のプロセスを体系的に見るのに適している分析方法である。支援者は女性発達障害児者を、どのような生活を送り、どのような人生を送り、どのような困難を抱え、その中でどのような変容があるとしているのか、そういったプロセスに注目することとした。資料に繰り返し目を通す際、研究テーマの一端をよりよく明らかにすることができるよう、「支援者は、女性発達障害児者が困難を

抱えるようになるプロセスをどのように考えているのか」という点に着目し、これを分析テーマとした。このことが現れている記述を抽出し、類似のものをまとめて概念を生成するワークシートを作成した。その後概念同士の関係性などを検討し、図にまとめた。

なお、分析対象である支援者本には、発達障害や自閉スペクトラム症、ADHDの診断基準についての説明や、薬に関しての記述なども含まれていた。今回はそれらの部分は除外を行い、着目した分析テーマに即したことが書かれている記述のみを対象とした。また、支援者本においても、「当事者の声」や「ケース例」のようなものが書かれている場合も多かった。今回これらは先述の理由から除外し分析を行った。

Ⅲ. 分析結果

1. モデル図の概要

分析の結果、41の概念が抽出された。それらは9つのカテゴリーによって、図1のようにモデル化された。モデル図は左から右に向かう時系列として表されている。女性の発達障害児者は【気づかれにくさから困難を抱える】ものとされており、そのため適切な診断や医療に携わることができず、【二次障害を起こしやすい】とされている。そのように気づかれづらい女性の発達障害であるが、【思春期に問題が表出する】【仕事上で問題が表出する】という3つのタイミングで問題が表出し、医療につながると考えられている。女性の発達障害児者に問題が表出する際の背景には、【従来の発達障害の姿】

١	_
	ĸ
Į	ĸ
ı	M

Ä					
	出版年月	タイトル	著者・監修者	出版社	著者・監修者情報
V	2013年2月	レディを育てる親と支援者たちへ	神奈川県立中井やまゆり圏		高機能自閉症女子の親グループ「レディを育てる会」で話し合われた内容をもとにしたもの。
			神奈川県発達障害支援セン		
			ターかながわ A (エース)		
В	2015年3月	女性のアスペルガー症候群	加 配植മ	講談社	精神科医。女性発達障害者向けの著作を多数出版。
С	2015年11月	なんだかうまくいかないのは「女性の発達障害」かもしれません	星野仁彦	PHP 出版	心療内科医、発達障害を専門とする児童精神医学の第一人者。
D	2015年12月	女性の ADHD	四阳描 知	講談社	王道
Ξ	2016年10月	女の子の発達障害"思春期"の心と行動をサポートする本	空尾指知	河出書房新社	
ш	2017年2月	マンガでわかる 私って、ADHD 脳!?	司馬理英子	大和出版社	精神科医、医学博士。1997 年に『のび太・ジャイアン症候群』を刊行し、ADHD を初めて日本に本格的
					に紹介した。
Ð	2017年3月	女性の発達障害 女性の悩みと問題行動をサポートする本	的尾蓝狗	河出書房新社	田道
Н	2018年3月	発達障害の女の子のお母さんが、早めに知っておきたい「47 のルール」	藤原美保	エッセンシャル出版	健康運動指導士・介護福祉士。発達障害の女児むけ放課後等デイサービス「LUCE」を設立。
I	2018年6月	わたし、ADHD ガール。恋と仕事で困ってます。	司馬理英子	東洋館出版	展出
J	2018年11月	発達障害の女の子の「自立」のために親としてできること	藤原美保	PHP 出版	斑出
К	2019年1月	よくわかる女性のアスペルガー症候群	司馬理英子	主婦の友社	開始
Т	2019年2月	最新図解女性の ADHD サポートブック	榊原洋一・高山恵子	ナツメ社	榊原洋一:お茶の水女子大学名誉教授。医学博士。長年発達障害児の医療に携わる。/高山恵子:ADHD
					当事者。臨床心理士。ADHD 支援団体 NPO 法人えじそんくらぶ代表。
M	2019年3月	最新図解女性の発達障害サポートブック	本田秀夫・植田みおり	ナツメ社	本田秀夫:医学博士。専門は発達精神医学。日本自閉症協会理事、日本自閉症スペクトラム学会常任理事。
					/ 徳田みおり:カルフォルニア大学ロサンゼルス校教育学大学院心理学科修士課程修了。臨床発達心理士。
z	2019年3月	発達障害のある女の子・女性の支援-「自分らしく生きる」ための「から	川上ちひろ・木谷秀勝編著	金子書房	川上ちひろ:医学博士/木谷秀勝:山口大学教育学部附属教育実践総合センター教授。女性の ASD 者グル
		だ・心・関係性」のサポートー			-プの「アスペガールの集い」のスタッフ。
0	2019年3月	ASD、ADHD、LD 女性の発達障害 就活/職場編	宮尾益知	河出書房新社	選出
Ь	2020年3月	よくわかる女性の ADHD 注意欠加・多動症	司馬理英子	主婦の友社	- 選出
õ	2020年6月	医者も親も気付かない女子の発達障古	岩波明	青春出版社	医学博士。昭和大学附属島山病院長を兼任、ADHD 専門外來を担当。
R	2020年8月	女性のための発達障害の基礎知識	宫尾蓝纲	河出書房新社	田瀬

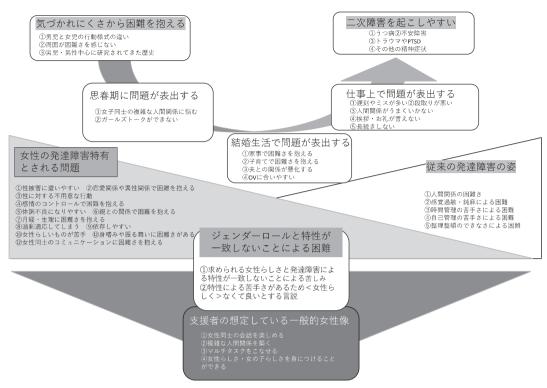


図1 M-GTA モデル図

と【女性の発達障害特有とされる問題】の 二つの要素があると考えられた。これら二 つの要素を検討すると、全年代に【女性発 達障害特有とされる問題】と【従来の発達 障害の姿』の両方が背景にありつつ、年齢 が若いうちには【女性発達障害特有とされ る問題】が関わっている問題が表出しやす く(特に【思春期に問題が表出する】に顕 著である)、年齢が進むにつれ【従来の発 達障害の姿】の要因の問題が表出しやすく なっている(特に【仕事上で問題が表出す る】に顕著である)、というような姿がわか る。さらに、【女性発達障害特有とされる問 題】【従来の発達障害の姿】の問題だけに とどまらず、発達障害の特性と求められる 女性らしさが一致しないことにより、さら

なる困難さを生活全般の中で抱えることになる。これを【ジェンダーロールと特性が一致しないことによる困難】と述べ、その対応策として【特性による苦手さがあるため〈女性らしく〉なくて良いとする言説】が伝えられていた。これらのすべての基盤に【支援者の想定している一般的女性像】が存在していた。

2. モデル図の詳細

以下に、分析結果の詳細を記述する。なお、カテゴリーを【】、概念を[]で表す。なお、特徴的な言葉について<>で表す。

【気づかれにくさから困難を抱える】
 (B,C,D,E,G, H,J,K,L,M,N,O,Q,R)

女性の発達障害は、幼少期や児童期に目

立った問題を起こさないために気づかれに くいとされている。それは、「男児と女児 の行動様式の違い] (B.D.E.F.G.M.N) があ り、女児の発達障害児は男児の発達障害児 のように授業中に立ち歩いたり暴力行動を 起こすなどの問題行動を起こさない上、一 般的に女性は男性よりも協調性スキルが高 く(司馬 2018: 28)、物事への適応能力が非 常に高くつまずきをカバーするために、無 理をして周囲に合わせることが一時的にで きてしまい(榊原・高山 2019: 22)、女性の 方が社会性があって対人関係にすぐれ、こ だわりも少ない(宮尾 2020: 23) ために起 こるとされている。そのため女性発達障害 児者は「大人しい女の子(司馬 2018: 28)」 「ちょっと変わった女の子(司馬 2018: 28) | 「おとなしくてぼんやりした子(司馬 2020: 22) | とされ、「障害の問題ではなく性格の 問題(星野 2015: 157) | とされてしまうよ うだ。つまり女性発達障害児者は [周囲が 困難さを感じない] (C.E.G.J.K.O.O.R) 存 在なのである。

相談の中で出会った中高生の例で言うと、学校生活で彼女たちに規律違反があるわけではないため、特に問題視されなかったという背景がありました。前髪は眉毛にかからない。ショートへアの子が多いため頭髪チェックも引っかからない。パーマをかけたりへアカラーをしたりすることもない。そもそも、髪を伸ばしたいとかブローしたいとか、おしゃれに意識が向かない子も少なくないため、保護者も教員も「言うことをよく聞く、おとなして

真面目な子」と思ってしまい、彼女たちが抱えている困りごとに気がつかないのです。(藤原 2018b: 56)

この記述は、学校運営上で支障のない子どもはあまり目がかけられないという現状が現れている点で興味深い。授業中にじっとしていなかったり、よくケンカをしたり、感情が大爆発するなどの<問題行動>があれば問題視され診断につながるが、そうではない児童は<気づかれない>。藤原(2018b)は、「記憶力が弱くてミスが多い、忘れ物が多い、注意力散漫で人の話を聞いていないなどの『本人にとっての困りごと』があるはず」とも述べている。しかしこれらは教室内では目立たないために気づかれずい。女性は男性と違い、目立った問題行動を起こさないために<気づかれず><見逃される>ということのようだ。

さらに、気づかれにくさには、[男 児・男性中心に研究されてきた歴史] (B,D,E,G,L,K,N) も関係している。

このように発達障害の女性の診断の難しさを抱える問題点が顕在化しにくい背景には、多数を占めていると思われた発達障害の男の子・男性(以下、発達障害の男性)に特徴的な行動や問題点を中心にした診断基準や問題行動への対処法が研究されてきた経緯があります。(川上・木谷 2019:7)

アスペルガー症候群の特徴を持つ児童を 最初に紹介したハンス・アスペルガーは、 その症例報告で男児のみを紹介した(宮尾 2017: 32) ため、アスペルガー症候群の女児がいると想定されないまま研究が続けられてきた。ADHDについても同じように男性有意な障害であると考えられ、ADHDの女性は少ないとされてきた歴史がある。

このような要因から、女性の発達障害児 者は気づかれないままに困難を抱え、適切 な医療に繋(正字)がれず、【二次障害を起 こしやすい】とされている。

2) 【思春期に問題が表出する】

(B,C,D,E,G,H,I,J,K,L,M,N,Q,R)

女性発達障害児者は、思春期に問題が表 出することが一番多いと支援者は考えてい るようであり、支援者本ではこの点につい てかなり多くの記述があった。思春期にな ると [女子同士の複雑な人間関係に悩む] (A,B,C,E,G,K,L,M,R) ようになり、周囲と のズレを感じるようになると考えられてい る。例えば ADHD の、思ったことをその まま話してしまう特性から、つい秘密の話 を別の人に漏らしてしまったり、「洋服が 似合ってないよ | 「あなた太ったね | など 相手が傷つくような不要なことを話してし まったりするため、仲間外れにされてし まうことがあるとも述べられている。さ らに、この頃になると周りの女子たちは <ガールズトーク>を始めるとされてお り、発達障害の女児は[ガールズトークが できない] (B,E,G,H,K,M,R) ためにいじめ られたり、疎外感を感じたりすると考えら れているようだ。

支援者本において、ガールズトークとは ①曖昧で抽象的な他愛のない会話、目的の ない会話②恋愛やファッションの話や、噂 話や陰口③話題の移り変わりが激しい④女 性同十に必須のもの⑤ <暗黙の了解>や <裏>がありそれらを読み取る必要があ る、というようなものとして捉えられてい た。曖昧な表現や抽象的な表現を理解する ことが難しい女性発達障害児者は、<ガー ルズトーク>のような目的のない会話をこ なすことができないとされている。曖昧な 言葉や態度が会話の中で出現するのは女の 子特有だとされ、発達障害の女児について 「男の子との方がしゃべりやすいと感じて、 自然と男の子とばかり仲良くなる女の子も います | (司馬 2019:51) というように述べ られることもあった。また、女性発達障害 児者は、恋愛やファッションの話題、噂話 や芸能人の話などに興味がなく、そのため <ガールズトーク>に入れないともされて いた。これらの話は女性なら通じるような 話であり、男性にはあまり見られない女性 特有の会話パターンであるとされていた。

話題の移り変わりが激しい会話も、女性 発達障害児者にとっては対応が困難なもの であるとされていた。一つの話題にこだ わっている間に周りの話題が変わっていっ てしまったり、そもそも聴覚情報の処理の 困難さから、複数人の会話自体が難しいと も述べられていた。

私も以前、女児会SSTを企画してみましたが、内容を聞いて、会話の移り変わりの激しさに諦めてしまいました。患者さんの中にはある程度ガールズトークができるようになった女性がいます。10年以上女子大でSSTを行い、小学校3年生からは女子だけの

SST を続けてきた女性だけでした。このようなことは通常不可能ですから女の子と付き合わなくても、一人でも自分の趣味に生きることや同じ趣味を持つ人といつか出会うことを信じた方が現実的だと思います。(宮尾 2017: 29)

このように、一般の女性たちにとっては <ガールズトーク>が必須であるものの、 女性発達障害児者にとっては、訓練を行っ てもすることができない、とても難しいも のである、と考えられているようだ。

く暗黙の了解>やく裏>が読めないことも、女性の発達障害児者がくガールズトーク>が苦手なことの要因として考えられていた。く暗黙の了解>には、集団間のヒエラルキーを読み取った行動をとる、仲間同士であれば似たような服装をする、グループ内で話したことを他のグループには漏らさない、などの例が挙げられており、一般的な女性はこのようなことをしながら集団としての密着感を高め、親しい人間関係を形成していくが、女性発達障害児者は字義通りのこと以外のものは読み取りにくいため同じような行動ができず、集団から外されてしまうことになるとされていた。

女性同士のコミュニケーションでは、特に「おしゃべり」が大切です。子どもの頃から、男の子同士は、黙ってそれぞれ好きなおもちゃや本、ゲームなどに夢中になっていても問題なく、それで人間関係が成立しますが、女の子同士は、常におしゃべりを交わし、ああでもない、こうでもないと他愛の

ない会話を楽しむことでコミュニケーションが成立します。その「おしゃべり」が苦手なため、ASの女性は、女性同士の人間関係でつまずくことが多いのです。割り切って男性っぽい付き合いができる集団に入ってしまった方が、居心地が良いケースも多いのでしょう。(星野 2015: 79)

このように、【支援者の想定している一般的女性像】は「おしゃべり」を通してコミュニケーションを成立させているが、女性発達障害児者はそのようなことが苦手なため女性集団に入ることができないと考えられている。支援者本では、そういった〈ガールズトーク〉が苦手な女性発達障害児者に対し、男性は黙って好きなおもちゃや本、ゲームに夢中になっていればそれで人間関係が成立するため、そういった集団に入っていくことを勧めている。

【結婚生活で問題が表出する】 (B,C,D,G,I,J,L,L,M,P,R)

結婚生活で問題が表出することも多いと考えられている。結婚して妻、嫁、母など求められる役割が増えるとともにその生きづらさも増す(岩波 2020:110)ようだ。学校や職場ではある程度の枠組みが用意されているため、言われたことをこなしていればやり過ごすことができる。しかし結婚生活では主体的に動かなければならないためにうまくいかないことが増える。さらに、妻として家事を担ったり、子ども・夫をサポートしたりする必要があるが、その特性上、物の管理が苦手であったり、時間管理

が苦手であったりするために [家事で困難さを抱える] (C,G,I,K,L,M,P,R)、[子育てで困難さを抱える] (C,D,G,K,L,M,P,R)とされている。片付けや段取りが悪いために、または仕事で疲れて帰ってくる夫に対しまとまりのない話をすることで夫をイラつかせ、[夫との関係が悪化する] (C,K,L,M,N,P)、[DV に合いやすい] (B,C,G,J,K,R) こともあると述べられている。

さらに、義父母との関わりも必要となってくる。このようなことを宮尾(2020:150)は「つまり、女性は結婚すると"マルチプレイヤー"になることが求められるわけです。ところが、発達障害のある女性は、複数のことを同時にこなすことが苦手なのです」というように述べている。女性発達障害者の問題が結婚生活で表出するのは、役割が増え、マルチプレイヤーとして行動しなければならないことから起こるものであるとされている。

4) 【仕事上で問題が表出する】 (C,D,F,G,I,K,L,M,O,P,Q,R)

仕事上での困難さは、主には【従来の発達障害の姿】で述べられているようなことに起因する。[遅刻やミスが多い](C,D,F,G,I,K,L,M,O,P,Q,R)、[段取りが悪い](C,F,G,Q)ことで業務遂行自体にストレスを抱えてしまう、[挨拶・お礼ができない](G,K,O,R)ことで[人間関係がうまくいかない](C,G,I,K,L,O,Q)。これらが重なり仕事が[長続きしない](C,D,G,O,R)ことも問題として挙げられている。社会性の乏しさから「あいさつ」「お礼」「社交辞

令」などができないためトラブルが起き (宮尾 2020: 60)、会社をやめてしまうこと にもつながるとも述べられていた。

また、ここでも [女性同士のコミュニケーションに困難を抱える] ことが取り上げられている。職場の女性職員とうまく〈ガールズトーク〉できないためコミュニケーションが取れず、困難さを抱えるといったものである。 [女性同士のコミュニケーションに困難を抱える] ことは、主には思春期に大きな問題として現れるとされているが、その後生涯にわたって続くものとしても捉えられているようだ。

5) 【二次障害を起こしやすい】

(B,C,D,F,G,J,L,M,N,O,Q)

以上見てきたような様々な問題があるのにもかかわらず、女性の発達障害児者は気づかれにくいために、過剰適応気味に無理をして過ごしていることが多いとされている。そのため、[うつ病](B,C,D,F,G,K,L,M,O,Q)、[不安障害](B,C,D,F,G,L,M,O,Q)、[トラウマやPTSD](B,C,L,M)、[その他の精神症状](B,C,G,L,M,Q)などを引き起こしてから医療にかかり、その結果発達障害が発覚する女性が多いのだと述べられていた。

6) 【女性の発達障害特有とされる問題】

【女性の発達障害特有とされる問題】は、 思春期以後全年代に起きやすいと考えられ ているものである。しかしながら特に思春 期にこれらの問題が主要な問題として現れ るとされている。

女性発達障害児者は「性被害に遭いやすい」 (A,B,E,G,H,I,I,J,K,M,O,Q,R)存在として 描かれている。女性発達障害児者は男性に 騙されやすい存在であるように表現されて おり、「休憩していこう」など声をかけられ ると疑うことなくそのままホテルについて 行ってしまったり、断れない・No と言えな い性質があるために男性の誘いを断れない ような存在であると考えられているようだ。 同じ理由から「恋愛関係や異性関係で困難 を抱える (C,D,E,G,H,I,J,K,L,M,N,O,P,R) と も述べられていた。恋愛に関しては一方的 に熱くなり、ストーカーのようになってし まうこともあると考えられており、さらに、 セックスの意味や社会的な価値を理解しな いまま関係を結んだり、ADHDの衝動性か ら気軽にセックスをしてしまうということ も問題視されている。これらは「性に対す る不用意な行動](C,D,E,G,I,J,K,O,R)とし て表現されている。

[依存しやすい] (C,D,I,L,Q) ことも述べられていた。脳の報酬系の問題から、もしくは自己肯定感の低さ、ストレス耐性の低さなどから、お酒、買い物、セックス、タバコやカフェインなどに依存しやすいとされていた。

[感情のコントロールで困難を抱える] (B,C,D,F,H,I,K,L,P,Q) ことについては、突然キレたり、パニックを起こしたり、ヒステリックな対応をしたりしてしまうという表現で述べられていた。さらにはADHDの特性から、衝動的に怒るなども問題として現れるとされていた。

また、女性の発達障害児者は男性とちがい、問題が内在化しやすいため、ストレスや困難さをため込んだ結果、胃腸の調子が悪くなる、睡眠障害が起きる、疲

労感を常に感じている、自律神経失調症 が起こる、など [体調不良になりやすい] (B,E,G,L,M,N,O,R) 存在として述べられて いた。

感覚過敏の問題でナプキンをつけることを嫌がる、目に見えない身体の変化に対応できないなどで [月経・生理に困難さを抱える] (A,B,C,H,K) ともされている。一般的な女児は友人たちから生理についての対処法を学ぶが、女子同士の友人関係を築きづらい発達障害の女児たちは生理にまつわることを学べないために困難さも生まれる。発達障害の女児たちは多くのことを親に頼らなければならないし、親も積極的に多くのことを教えなければならないようだ。生理に限らず、身嗜みやファッション、恋愛や性についても、当事者に、母をはじめとした家族に教えてもらうことを推奨している。

ここでは母や家族は頼れる存在であり、 関係が良好であることが前提となってい る。しかし一方で、母娘関係は複雑にな りがちで、「親との関係で困難を抱える」 (D,E,G,K,M,N,P) とも記述されている。母 にとっては目の前の娘が過去の自分であ り、過去の自分のつらさを娘を通して再体 験することから難しさを抱えると述べられ ていた。そのように「親との関係で困難を 抱える〕と記述されているにもかかわら ず、親との関係が良好であることが前提と されたアドバイスが掲載されている現状が ある。親との関係で困難を抱えている当事 者がどのように生理や性について学んでい くのかは考えられておらず、また、親との 関係に頼りがちであるから母娘関係がより 複雑になってしまう可能性も考慮されてい

ないようである。

気づかれづらいという特性と相互作用して、「過剰適応してしまう」(K,L,M,R)という問題も起きているようだ。女性は男性よりも特性をカバーしようと真面目に努力する人が多く、困難さをうちに秘めながらも過剰に適応しようとするため、【二次障害を起こしやすい】のだと考えられている。

[女性らしいものが苦手](A,B,C,E,G,J,O,P,Q)な存在であることも、数多く述べられていた。女性的な行動や女性としての習慣が身に付かず、化粧やムダ毛の処理などがなかなか身に付かない、ボーイッシュな服装を好み、女性的な服装を嫌がる、足を開いて座るなどの女性が一般的に避ける仕草をよくする、仕草が全体的に荒っぽい、男性的になろうとするなど、[身嗜みや振る舞いに困難さがある](A,C,F,G,H,I,L,K,M,O,P,R)こととされ、そもそも女性らしさに価値を感じていないために、こういった行動が身に付かないとする説明もあった。

[女性同士のコミュニケーションに困難さを抱える]は、【思春期で問題が表出する】に主な要因として述べられていたが、全年代の発達障害の女性にとっても問題となると述べられていた。内容としては女性らしい気遣いができないために同性から嫌われてしまう、話を仕切りたがるために嫌われる、ガールズトークができない、などが挙げられていた。

7) 【従来の発達障害の姿】

(B,C,D,E,F,G,H,K,L,M,N,O,Q)

発達障害の特性として、診断基準として

言われていることや、その特徴として従来 言われてきたことと同じことが述べられて もいる。これらは、女性特有のものとはさ れずに語られているものである。

「対人関係の困難さ」と「こだわりの強さ」という特性があり、人とのコミュニケーションでつまずきやすい傾向がある(本田・植田 2019)とされている。これは、DSM-5にある自閉スペクトラム症の診断基準である、「対人コミュニケーションの領域」と「限局された行動・興味の領域」という二つの領域を、一般にも伝わりやすいものに書き換えたものであると理解できる。そしてこういった診断基準から直接言えることとして、[人間関係の困難さ](E.G.I.K.L.M.N.R.)があるとされる。

同様に [感覚過敏・鈍麻による困難] (B,C,G,H,K,M,N,Q,R) も言われている。これも、DSM-5 による限局された行動・興味の領域に関して特徴として挙げられていることである。

感覚刺激に対する過敏さまたは鈍感さ、または環境の感覚的側面に対する並外れた興味(例:痛みや体温に無関係のように見える、特定の音または触覚に逆の反応をする、対象を過度にかいだり触れたりする、光または動きを見ることに熱中する)(American Psychiatric Association 2013=2014: 49).

ADHD の特性として、[時間管理の苦手さによる困難] (C,D,F,G,I,L,M,N,Q,R)、 「自己管理の苦手さによる困難] (C,D,E,F, G,O,P,Q)、[整理整頓のできなさによる困難] (C,D,E,F,I,L,M,P) も挙げられているが、これらも、DSM-5 による記述から直接的に考えられるものである。

しばしば日々の活動(例:用事を足すこと、お使いをすること、青年期後期および成人では、電話を折り返しかけること、お金の支払い、会合の約束を守ること)で忘れっぽい。(American Psychiatric Association 2013=2014:58)

このような「忘れっぽさ」から、時間管理 や自己管理の苦手さが生まれるとされてお り、そこから主に仕事上での困難が生じる とされている。また、

課題や活動に必要なもの(例: 学校 教材, 鉛筆, 本, 道具, 財布, 鍵, 書 類, 眼鏡, 携帯電話)をしばしば無 くしてしまう. (American Psychiatric Association 2013=2014: 58)

というように整理整頓に関してもまた診断 基準に載っている通りのことである。こち らも、主に仕事上で困難が生じるとされて いる。

そして、これらは社会が想定する女性の 姿との不一致と関連し、女性発達障害児者 を苦しめるとされている。

さらに、なくす、忘れる、散らかす といった行動は、社会が期待する女性 像からもかけ離れています。そのため 「片付けられない女」というレッテルを 貼って、暗に"ダメな女"と非難の目を 向けてしまいがちです。それが特性の ある女性の心を傷つけ、自信を失わせ る要因にもなります。(宮尾 2020: 28)

8) 【ジェンダーロールと特性が一致しない ことによる困難】(E,K,L,M,N,P,Q,R)

以上、女性発達障害児者のさまざまな困難をまとめてきた。一方で、もう少し大きな括りから見ると、女性に特徴的なものして、【ジェンダーロールと特性が一致しないことによる困難】があるとされていた。

封建的文化が色濃く残る日本では、 男性と同じように女性が社会に進出し て自分の能力を発揮し、評価されるこ とが難しい場合もあります。こうした文 化のもとでは、女性は家庭にとどまり、 家事や育児に専念して「家 | を守ること が求められてきました。そして、そうし た役割を担うためには、奥ゆかしく、周 りの空気をよく読んで気が利き、家事を 上手にこなし、人の世話をするのが得 意な女性がふさわしいと考えられてき ました。つまり、これらの資質を備えた 女性の方が、社会的に高く評価されて きたということです。このような、型に はまった「女性らしさ」が求められる社 会では、発達障害の特性を持つ女性は、 肩身の狭い思いをしなければなりませ ん。(本田・植田 2019: 128)

このように、発達障害の特性は、<求められる女性像>や<求められる女性の役割>と一致せず、女性発達障害児者は苦し

むことになるとされていた。この苦しみについて、ある程度の適応を目指すための整理整頓の仕方や女性らしさの獲得の方法について述べられることもあったが、主には特性があるのだから女性らしくしなくていい、特性からくる苦手さを無理に克服しなくても良い、というような[特性による苦手さがあるため<女性らしく>なくて良いとする言説](A,B,C,D,E,G,K,L,M,N,R)が支持されていた。特に女性同士のコミュニケーションにまつわる問題についてはこの対応策が支持されることが多く、「男性的なコミュニケーションをする」「複雑な女性の人間関係には入らないようにする」などと述べられることが多かった。

(A,B,C,D,E,G,I,K,L,M,N,O,P,Q,R)

このように、支援者本において女性発達 障害児者をどのような存在として想定して いるのかを見ていくと、その裏側に<定形 発達の女性>、つまり一般的な女性をどの ような存在として支援者が考えているのか も現れてくる。発達障害であるから苦手と されていることが問題にならないのが<一 般の女性>である。一般の女性は、<ガー ルズトーク>という、目的のない会話を楽 しむものとされ、恋愛、噂話、ファッショ ン、身近な交友関係、アイドルなどの女性 であれば通じる会話をテンポ良くしており、 それらは一般の男性には理解ができなかっ たりついていけなかったりするものである ようだ。つまり、[女性同士の会話を楽しめ る] (A,B,C,E,G,K,L,M,R) 存在であり、[複 雑な人間関係を築く] (D,G,K,N,R) ことで 生活していると考えられているのである。

また、ここで述べられているような【支援者の想定している一般的女性像】が持つ <女性同士の関係性>は、以下のような言説によって、より特殊性を強調されている こともある。

「男性的な人付き合い」に変えてみる。人間関係での失敗が多い人は、いっそのこと、付き合いの幅を狭めてしまいましょう。女子のグループから離れ、仲の良い人とだけ付き合うようにします。(宮尾 2015a: 60)

共通の趣味を持つ男友達と"ボーイズトーク"をするのも一つの考え方です。アニメや鉄道など特定の分野に詳しい複数の仲間と、ワイワイガヤガヤと情報交換するのも楽しいものです。相手の顔色や場の空気を意識しながらのガールズトークと違い、感じたことや知っていることをストレートに口に出しながら、会話のキャッチボールを学ぶことができます。(宮尾 2020: 50)

<ガールズトーク>に入らないようにしたり、女性集団から距離を置くということが述べられる際に、「『男性的な人付き合い』に変えてみる」「男性っぽい付き合いができる集団に入ってしまった方が、居心地が良いケースも多いのでしょう。」というように、女性的な人付き合いではなく男性的な人付き合いにする、と勧められている。支援者本では、男性的な付き合いについての詳細な説明や具体的な説明は述べら

れていない。すなわち男性的な付き合いは 自明なものや一般的なものとされている。 このことは女性的な付き合いが特異なもの であり、特殊なものであり、女性特有のも のであるという前提があるということを示 している。

また、家事などの複雑なマルチタスクをこなす、結婚してマルチプレイヤーになることができるなど、[マルチタスクをこなせる](C,D,E,I,K,L,P,Q,R)ことも特徴として述べられている。さらには

「女性らしさ」は形のないもの。誰に とっても、わかりにくいものかもしれ ません。しかし多くの女性は、大人 になるにつれ、必要最低限の習慣や マナーは身につけていきます。(宮尾 2015a: 18)

といったように、[女性らしさ・女の子らしさを身につけることができる] (B,E,N,P,Q,R) 存在としても考えられている。この〈女性らしさ・女の子らしさ〉には、異性愛規範が埋め込まれていることも言えるだろう。多くの著作で、男性との恋愛が前提とされており、恋愛をして結婚し子育てをすることが前提とされる記述があった。

また、恋愛がわからないという女性発達 障害児者に対するアドバイスとして、

> 親しくなりたい男性に対する話し 方、好意の示し方、相手の気持ちの読 み取り方などを、映画を通して視覚的 に学びます。自力では習得しにくいこ

とを、映画という手本によって理解するのです。(宮尾 2015a: 88)

基本的なスキルを学ぶことが重要なので、奇をてらった作品ではなく、古い作品や王道的な作品が良い。(宮尾 2015a: 89)

ということも述べられている。男性と恋愛をし、そして映画のストーリーに見られるような典型的な恋愛をする存在として<一般的女性像>が想定されているということであろう。そして、これまで述べられてきた<一般的女性像>は揺るぎのないものとして描かれているのである。

Ⅳ. 考察

1. 男児・男性の発達障害と女児・女性の 発達障害の違い

これまで発達障害は男児・男性に多いと されてきたため、研究が男児・男性を中心 に行われてきた。そのため、女性の発達障 害の特徴は未だ検討されているところであ り、現行の診断基準には当てはまらない が生きづらさを抱えている女性が存在す る、ということであるようだ。アスペル ガー症候群は、提唱者のハンス・アスペル ガーが男児についての研究としてまとめた が、その裏には、同じような特性を持つ女 児は子宮性のヒステリーとして処理された ために、アスペルガー症候群として記述 されなかったという歴史もある (E.Sheffer 2018=2019)。また、学校生活において目 立つ特性を示す男児には注目が集まってい たが女児は見逃されてきたということにつ いても、周りに迷惑をかけているのかどう

か、学校適応ができるかどうか、が基準になっており、本人の苦しさを見ようとされてきていなかったということが言えるかもしれない。女児が教室の中で教員の指示を拾えず、次の動きがわからず一人で静かに困っていたり、忘れ物が多いために困っていたりするような場合には、その悩みには気づいてもらえない現状があった。そのため支援者の反省的な言説として、女性の発達障害は周りに迷惑はかけないが、その内には生きづらさを抱えているのだ、という言説が生まれているとも考えられる。

2. 支援者本に残るジェンダーバイアス

<女性の発達障害児者>がどのような存在として語られているのかを明らかにすると同時に、<一般的女性像>がどのように想定されているかも明らかになった。そこでは<ガールズトーク>を用いてコミュニケーションをとったり、<暗黙の了解>と<気づかい>を重んじ、グループを形成して生活している姿が明らかとなった。そしてこれらはゆるぎのないものとして描かれている。

しかし一方で、掃除や洗濯、家事などについては「ジェンダーロール」という言葉や「世間で求められる女性の姿」といった言葉で言及されることもあり、ジェンダーバイアスに意識的でもある支援者の姿がうつしだされている。【ジェンダーロールと特性が一致しないことによる困難】というカテゴリーが示すように、支援者は、ジェンダーロールやジェンダーバイアスといったものがく女性発達障害児者>の困難さにつながると問題視しているのである。

いろいろな女性像があってよいはず。本来、一人一人の個性は異なるものですから、全ての女性が共通の性質を持つということはありません。細かいことに気がつく女性もいれば、大雑把な女性もいます。世話好きの女性もいれば、人の世話を焼くのが苦手な女性もいます。同じことは男性にも言えます。性別に基づいた固定観念にとらわれる必要はありません。(中略)妻が100人いれば、100通りの「妻像」がある、母親が100人いれば100通りの「母親像」があるということが、自然に受け入れられる社会が求められます。(本田・植田2019:137)

というような記述もある。支援者も「いろ いろな女性像 | や「性別に基づいた固定観 念しといった言葉で、ジェンダーバイアス が女性発達障害児者にとっての生きづらさ となっていることに言及していたり、それ らを打ち破る方向を向いていたりするはず なのである。しかし、<一般的女性像>に 対してのジェンダーバイアスは保持される 構造がある。さらに、これらの言説が広ま ることは、ジェンダーバイアスの再生産を 行なっているということでもある。女性発 達障害児者が困難さを抱える元になってい るものを保持するだけでなく、作っている 可能性もあるのである。このように、ジェ ンダーバイアスが女性発達障害児者にとっ ての生きづらさの要因となっていることに 言及しながらも、<一般的女性像>に対し てのジェンダーバイアスが保持されている 現状から、支援者の個人モデル的な支援の あり方も垣間見える。支援者は、女性発達 障害児者が現行の社会のなかで、いかに自 分の特性を理解し問題に直面せずに生きて いくか、という視点で支援をしており、社 会の側に問題を見出しながらも、現行の社 会の規範のあり様を変えていくことは積極 的に目指さず、発達障害とされる個人に、 意識の変容や行動の変容を促しているので ある。

3. 発達障害を受け入れることによって <女性らしさ>から免責される構造

【ジェンダーロールと特性が一致しない ことによる困難】に対し、支援者本では <女性らしく>しなくて良いとする提案 をしている。例えば女性集団が苦手なの であれば、「男性的なコミュニケーション をする | 「複雑な女性の人間関係には入ら ないようにする | という対処法を勧めて いた。これらは、「特性による苦手さがあ るのであれば というように、括弧付きの ものでもある。これは免責を生むものであ る。つまり、女性発達障害児者に対し、発 達障害というレッテルを受け入れるのであ れば<女性らしく>しなくて良いというこ とを伝えているのである。定型発達であれ ば女性らしくできるのであるが、発達障害 があるから<女性らしく>することが苦手 なのである、という言説が形成される。こ のようにして、<一般的女性像>は固定化 されたままであり、ジェンダーバイアスは 保持され続ける。女性発達障害者は発達障 害というレッテルを受けることでく女性ら しさ>やく女性特有のもの>から逃れるこ とができる一方で、その生きづらさの原因 である〈女性らしさ〉〈女性特有のもの〉は崩れないのである。発達障害であるからジェンダーバイアスから逃れることが重要なのではなく、全ての女性にとって重要であるという言説を用いなければ、ジェンダーバイアスは保持され続け、支援者が対象としている女性発達障害児者の生きづらさを打破することは難しくあり続けるのである。

V. 結論

以上、女性発達障害児者を支援者がどの ような存在として捉えているのかを、支援 者本を分析することにより明らかにしてき た。女性発達障害児者は気づかれにくく見 逃されやすい存在であるとされてきた。そ の理由には、行動が目立たず、周囲が困ら ないこと、そして診断が男児・男性を主 として作られていることが挙げられてい る。そういった気づかれにくく見逃されや すい存在である女性発達障害児者も、思春 期以降に〈ガールズトーク〉ができなかっ たり < 女性の集団 > に馴染めないことで問 題が顕在化するとされている。<ガールズ トークができない><女性の集団に馴染め ない>のは発達の特性からくるものである ため、そういったものから距離をおくこと を対策として勧めている。一方で、そう語 る際に表現される<ガールズトーク>や <女性特有>という言葉には、<一般的女 性像>へのジェンダーバイアスがかかって いるのである。支援者本で言われるような <女性らしくなくて良い>というものは、 <発達障害であるから>という括弧付きで あり、免責の効果を生んでいる。このよう

な語り方により<一般的女性像>に対する ジェンダーロールは保持・強化され、女性 発達障害児者が苦しむ原因となっている <女性らしさ><女性特有のもの>は崩れ ない。そして、<一般的女性像>に適合す ることができない女性、つまり女性発達障 害児者への<女性らしくできない>という レッテルもより強まっていくのである。

なお、本研究において十分に触れられなかったが、なぜ女性発達障害児者へ注目が 集まるようになったのかという問いについても今後考える必要があるだろう。女性発 達障害児者への注目の裏には、ジェンダーステレオタイプに基づく支援者側の問題提起があるとも考えられる。時代が変わるとともに女性に対する視線も変わり、そのため現在女性発達障害児者に注目が集まっているとも言えるかもしれない。

さらに、〈ガールズトーク〉や〈女性同士の関係〉以外にも、性被害にまつわる言説には支援者のジェンダーバイアスが隠れていたり、いわゆるレイプ神話が信仰されているような記述が見られたりもした。これらの点については、今後の課題としたい。

謝辞

本論文執筆にあたり、常に的確にご指導いただいた立命館大学大学院人間科学研究科村本邦子教授に厚く感謝申し上げます。

参考文献

- 浅井朋子・杉山登志郎・小石誠二・東誠・遠藤太郎・大河内修・海野千畆子・並木典子・河邉真千子・服部麻子,2005,「高機能広汎性発達障害の母子例への対応」『小児の精神と神経』(一般社団法人日本症に精神神経学会)第45号4巻:pp353-362.
- Asperger, Hans, 1944, "Die'Autistischen Psychopathen'im Kindesalter." Archiv für Psychiatrie und Nervenkrankheiten 117, 76–136.
- 藤原美保, 2018a, 『発達障害の女の子のお母さんが、早めに知っておきたい「47 のルール」』 エッセンシャル出版.
- -----. 2018b、『発達障害の女の子の「自立」のために親としてできること』PHP出版.
- Grandin, Temple & Scariano, Margaret M. 1986 Emergence: Labeled Autistic, Arena Press (カニングハム久子訳, 1994, 学習研究社.)
- 本田秀夫・清水康夫・日戸由刈・今井美保, 2000, 「高機能広汎性発達障害の女子例に見られる発達精神医学的問題」『研究助成論文集』(明治安田こころの健康財団) 第36号: pp29-38.
- 本田秀夫・植田みおり、2019、『最新図解 発達障害サポートブック』ナツメ社.
- 星野仁彦, 2015, 『なんだかうまくいかないのは「女性の発達障害」かもしれません』 PHP 出版. 岩波明, 2020, 『医者も親も気付かない 女性の発達障害』 青春出版.
- 神奈川県立中井やまゆり園神奈川県発達障害支援センターかながわ A, 2013, 『レディを育てる親と支援者たちへ』.
- Kanner, Leo, 1943, "Autistic Disturbances of Affective Contact", Nervous Child, 2, pp.217-250.
- 神尾陽子, 2005, 「自閉症に見られる性差」, 『教育と医学』 (慶應義塾大学出版会) 第 53 巻 5 号: pp.85-93.

川上ちひろ・木谷秀勝, 2019, 『発達障害のある女の子・女性の支援――「自分らしく生きる」ための「からだ・こころ・関係性」のサポート』金子書房.
木下康仁, 2003, 『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践 質的研究への誘い』弘文堂.
宮尾益知, 2015a, 『女性のアスペルガー症候群』講談社.
――. 2015b, 『女性のADHD』講談社.
――. 2016, 『女の子の発達障害 "思春期"の心と行動の変化に気づいてサポートする本』河出書房新社.
――. 2017, 『女性の発達障害 女性の悩みと問題行動をサポートする本』河出書房新社.

----. 2020、『女性のための発達障害の基礎知識』河出書房新社.

村中直人、2020、『ニューロダイバーシティの教科書多様性尊重社会へのキーワード』 金子書房.

Oliver, Michael, 1983, Social Work with Disabled People, London: Macmillan

榊原賢二郎, 2019,「障害社会学と障害学」榊原賢二郎編『障害社会学という視座 社会モデルから社 会学的反省へ』新曜社.

榊原洋一・高山恵子, 2019, 『最新図解 女性の ADHD サポートブック』 ナツメ社.

瀬山紀子、2006、「国連施策の中にみる障害を持つ女性――不可視化されてきた対象からニードの主体へ」、『F-GENS ジャーナル』(お茶の水女子大学 21 世紀 COE プログラムジェンダー研究のフロンティア)第6号:pp.63-69.

Sheffer, Edith, 2018, Asperger's Children: The origins of Autism in Nazi Vienna, WW Norton&co Inc(山田美明訳, 2019,『アスペルガー医師とナチス 発達障害の一つの起源』光文社.)

司馬理英子, 2017, 『マンガでわかる 私って、ADHD 脳!?』 大和出版.

- -------. 2018、『わたし、ADHDガール 恋と仕事で困ってます』 東洋館出版.
- ------. 2019, 『よくわかる女性のアスペルガー症候群』主婦の友社.
- -------. 2020、『よくわかる女性の ADHD 注意欠如・多動症』 主婦の友社.

高山恵子, 2009, 「女性と ADHD」 『そだちの科学』 (日本評論社) 第13号: pp.100-105.

立岩真也,2014、『自閉症連続体の時代』みすず書房.

寺島彰, 2001,「米国および英国の障害モデル」『国立身体障害者リハビリビリテーションセンター研究紀要』第22号: pp.1-7.

Williams, Donna, 1992, *Nobody Nowhere: The Extraordinary Autobiography of an Autistic*, Doubleday (河野万里子訳, 1993,『自閉症だったわたしへ』新潮社.)

(掲載決定日:2021年5月14日)

Abstract

How women with developmental disabilities are seen by their supporters: Persisting gender bias and its propagation by supporters

Rina MUKAI

There has been a growing interest in female developmental disabilities in recent years, and several books have been written and published by professionals (e.g., doctors, psychologists, etc.) and the parents and families who assist women with developmental disabilities (called "supporters' books"). This study clarifies how these advocates perceive women with developmental disabilities. Supporters' books were analyzed using the modified grounded theory (M-GTA). The results revealed that the advocates of women with developmental disabilities believe that women confront numerous difficulties because their developmental disorders are not easily recognized, they are prone to secondary disabilities, and they have problems that manifest during adolescence, marriage, or work life. Citing gender roles as a factor influencing the difficulties faced by women with developmental disabilities, the supporters exhibited a gender bias toward the general image of women. Supporters' books also grant women with developmental disabilities the disclaimer of not needing to be feminine by accepting the label of developmental disability.

Keywords

developmental disabilities, women with developmental disabilities, intersectionality, gender bias

投	台	=/_	4
1又	间	丽	X

若者の性の問題化の構造

---- 保健体育科教科書における性感染症の記述を例に

反橋一憲 (早稲田大学大学院)

本稿は、若者の性がどのように問題視されて、どのようにコントロールされようと してきたのかを明らかにするために、戦後に発行された中学校・高等学校用の保健体 育科教科書における性感染症に関する記述を分析した。

保健体育科教科書では、出産・育児のための健康を害する点で性感染症が問題とされた。結婚前の性行為も、出産・育児に関連しない点で問題となり、結婚までの純潔が求められた。若者の性は、出産・育児のための健康を害さないようにコントロールされる必要があり、具体的には結婚まで純潔を維持するようコントロールされた。そして、純潔規範を説明するために、都合のよい科学的な知見が教科書に記述され、規範に不都合な部分は捨象された。若者の性をコントロールする手段として、性感染症に関する科学的知見が規範と結びつけられたのである。その後、規範が弛緩して科学的知見が重視されるようになり、その結びつきは弱まった。

キーワード

性感染症、若者の性、純潔規範、性教育、教科書

Ⅰ. 本稿の関心

本稿は、戦後に発行された中学校・高等 学校用の保健体育科教科書における性感染 症に関する記述を分析することで、若者の 性がどのように問題視されて、どのように コントロールされようとしてきたのかを明 らかにする。

若者の性行動は常に問題化されて課題が 見出され、対策が講じられてきた。例えば、 厚生労働省の「健やか親子21(第2次)」で は、「次世代の心身の健康づくりに直結する重要な課題」(厚生労働省 2014: 72)として、10歳代の人工妊娠中絶率や性感染症罹患率の減少が目指されている。しかし、若者の性に課題が生じる原因を若者のみに求めるだけでは不十分である。若者の問題を論じる際には、それが本当に若者の問題なのかを問うことが求められる(羽渕編2008)。つまり、若者の行動を問題化する大

DOI: 10.24567/0002000118

人の側の視点も考慮に入れる必要がある。 大人が若者の性にどのような課題を見出して、どのようにコントロールしようとして きたのかは、検討すべき問いなのである。

大人が若者の性を問題視する背景には、 若者があるべき姿を逸脱しているのでは ないかという危惧が挙げられる。例えば、 1970年代には、若者に「性の乱れ」が生じ ているという憂慮が大人の側にあった(林 2019)。「性の乱れ」とは婚前性交を指し、 (結婚前の) 性交経験が増加していると危 惧されたのである。1970年代は、「女性が性 的な解放も含めて新たな生き方を選択でき るようになった時代 | (永田 2008: 156) と 指摘されるように、性に寛容な考えが普及 し始める時期である。寛容な考えに影響さ れた若者が、純潔規範を逸脱して、性行動 を活発化させているという危惧が大人には あった。そのため、大人は若者に規範を守 らせ若者の性をコントロールしようと試み てきたのではないか。

本稿は、大人が解決を試みようとした若 者の性の具体的な課題として性感染症に着 目する。性感染症への対応が課題とされる 直接の理由は、性感染症が健康を害する点 にあると言える。すなわち、性感染症は医 学的な面から課題にされる。一方で、性感 染症は性の問題でもあるから、規範的な側 面も有していよう。そうだとすれば、性感 染症の科学(医学)的な事実が、性の問題 を解決するための規範的な説明に用いられ るのではないか。性感染症という課題を解 決するために、単に科学的な知識を伝えればよいのか、あるいは規範的な要求もされるのか。性感染症に着目することで、このような科学的な知識と規範的な言説のせめぎ合いを観察できる。なお、性感染症以外に人工妊娠中絶も解決すべき課題として挙げられる。しかし、人工妊娠中絶は性感染症と違い、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から女性の課題として限定されてきたのではないか。性の問題は女性のみならず男性も当事者である。そのため、本稿は男女に共通する課題として性感染症を取り上げる。

大人が若者の性感染症にどのように対応 しようとしてきたのかは、性教育を手掛か りに検討できる。例えば、前述した「健やか 親子21」でも、人工妊娠中絶率や性感染症 罹患率の減少を達成するために、「学校に おける教育内容の充実・強化:性に関する 指導の推進(性感染症、人工妊娠中絶の心 身への影響、妊娠出産、生命の尊重等)、妊 娠・出産に係る正しい知識の普及啓発」が 提示されている1(厚生労働省 2014:78)。性 教育の目標には「自己の性に対する認識」 の確立、「人間尊重、男女平等の精神に基 づく豊かな男女の人間関係」の構築もある が、「性の諸問題」に対処する能力の育成も また目標である(文部省1999:9-10)。性教 育に着目することで、若者の性にどのよう な課題が見出されて対策が講じられようと してきたのかを観察できる。

ところで、学校での性教育は学校の教育

¹ 日本の教育行政においては「性教育」ではなく、専ら「性に関する指導」という語句が用いられるが、 本稿では「性教育」という語句で統一する。

活動全体を通して行われるとされる(文部 省 1999)。そこで本稿は、教科学習におけ る性教育、特に保健体育科での性教育に分 析対象を限定する。教科学習での教育内容 は学習指導要領に示されている。そして、 学習指導要領に示された教育内容は、国に よる検定を経た教科書に具現化されて児童 生徒に教えられる。教科書は学習指導要領 に基づき作成されて検定を経ている点で国 の意向が反映されている。しかし、国の意 向が直接反映されているわけではなく、教 科書には執筆者や発行者の意向も加えられ ている。そのため、学習指導要領と教科書 の双方に着目することで、大人が若者の性 をどのようにとらえてきたのか、総合的に 把握できる。さらに、教科書は「学校知を 集約的に提示する媒体」(岡本 2018: 386) である一方で、教科書での性に関する記述 は商業誌と比べて規範的だとされる(小坂 2009)。したがって、教科書には科学的な知 識(学校知)が規範的な様相で記載されて いるのではないか。本稿が関心を有する科 学的な知識と規範的な言説のせめぎ合いを 観察するために、教科書は格好の分析対象 となる。そして、教科学習の中でも保健体 育科に着目する理由は、学習指導要領にお いて病気の予防が保健体育科の教育内容と して示されてきており、性感染症の予防も その中に含まれてきたからである(詳しく はⅡで述べる)。

Ⅱ. 課題の設定

1. 分析課題の導出

戦前の(男子向け)性教育では、性感染 症の予防はオナニーの禁止に並ぶ性教育の 目的であった(澁谷2013)。澁谷知美によれ ば、性感染症は花柳界で感染すると認識さ れており、「花柳病 | と呼ばれていた²。そし て、花柳病には①自己への害(自身が発症 すること)、②妻への害(妻に感染させるこ と)、③子孫への害(不妊になる、あるいは 生まれてきた子どもに先天性の病気が生じ ること)という3つの害があり、これら3つ の害を伝えることが「正しい知識」であっ た(前掲書:344-350)。これらの「正しい 知識」を伝え、男子学生の恐怖心をあおっ て禁欲へ向かわせ、性感染症を予防しよう とした(前掲書:307,317)。性感染症の原 因は買春にあり、性感染症に罹患すると個 人のみならず家族に害を及ぼすとされたの である。そして、性感染症を予防するため に若者には結婚までの純潔が求められた。 戦後も、1950年代の保健体育科にて性感染 症3が「不健全な男女関係」あるいは「結婚」 「遺伝」と関連付けられていたように(茂 木 2012: 5)、性感染症が引き続き個人では なく家族の問題としてとらえられた。

以上を総合すると、戦前は性感染症の原因が買春による性行為にあり、本人だけでなく家族の問題ともみなされ、結婚までの純潔が予防法とされた。戦後も引き続き性感染症が家族に悪影響をもたらすために解決すべき課題とされていた。しかし、1960

² 花柳病は梅毒、淋病、軟性下疳の総称であった(澁谷 2013: 298)。

³ 戦後から1980年代までは「性感染症」ではなく「性病」と呼ばれていた。本稿では基本的に「性感染症」で統一する。

年代以降の状況は、罹患率の低下とともに記述量が減少し、その後、HIV/AIDS や性器クラミジアの罹患率が増加するとともに再び記述量が増加したという知見に留まる(茂木 2006, 2012)。具体的な記述の中身、すなわち性感染症がなぜ解決すべき課題とされ、どのような予防法が示されたのかに関しては、十分な分析が施されているとは言い難い。1950年代まで家族の問題という観点から説かれていた性感染症の負の影響と予防法は、エイズ対策に主眼が置かれるようになるとどのように説かれてきたのか。本稿はこの変遷をたどり、若者の性がどのように問題化され、コントロールの対象となってきたかを明らかにする。

2. 時期区分の設定――保健体育科における性感染症の取り扱われ方への着目

反橋(2020)によれば、これまでに改訂されてきた学習指導要領の各版にて、性感染症は保健体育科の教育内容として表1の通り示されてきた。

1969 年・1970 年版までは性感染症が教育内容として示されてきたが、1977 年・

1978 年版、1989 年版では、学習指導要領で明確に示されなくなった。その後、1998年・1999 年版以降は「エイズ」が教育内容として示されるようになった。この推移は、茂木(2006)が指摘するように、性感染症罹患率(図1・2参照)の推移に対応していよう。すなわち、戦後すぐは性感染症罹患率の高さが突出していたが、その後1950年代後半から減少した。そのため、1977 年版・1978 年版では性感染症を取り上げる必要性が弱くなったのだろう。しかし、1980年代後半から1990年代にかけてエイズ対策が急務になったことで、1998年・1999 年版以降はエイズを中心に性感染症を取り上げる必要が出てきた。

ただし、性感染症が学習指導要領で教育 内容として明記されていない場合であって も、教科書には示されていた。反橋 (2019) によれば、1977 年版の学習指導要領に基づ く中学校保健体育科用教科書や、「中等学校 保健計画実施要領」(1949 年)の時期に出 された保健体育科教科書にも、性病に関す る記述があった。高等学校保健体育科でも、 「中等学校保健計画実施要領」や 1978 年版

表1 学習指導要領に示された性に関する内容のうち性感染症にかかわるもの

中学校		高等学校			
1958年版	病気の予防 (性病)	1960年版	国民優生(性病の予防)		
1969年版	病気とその予防(性病)	1970年版	疾病予防活動		
(197	(1977年版と1989年版には明記なし)		(1978年版と1989年版には明記なし)		
1998年版	感染症の原因とその予防 (エイズ、性 感染症)	1999年版	健康の保持増進と疾病の予防 (エイズ)		
2008年版	感染症の予防(エイズ、性感染症)	2009年版	健康の保持増進と疾病の予防 (エイズ)		

注 2017年版・2018年版は、教科書を分析対象としないので省略した。

出典: 反橋 (2020) を参考に筆者作成

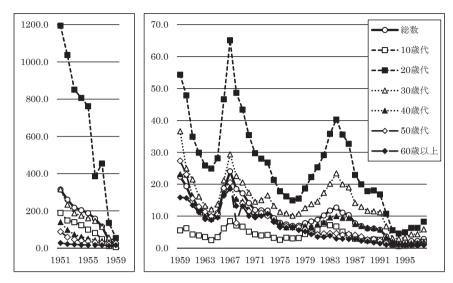


図1(左)1951~1959年における性感染症罹患率(人口十万対)の推移図2(右)1959~1998年における性感染症罹患率(人口十万対)の推移

注 集計されている性感染症は梅毒、淋病、軟性下疳、鼠径リンパ肉芽腫症の4種である。罹患率(縦軸)は総数・各年齢階級とも人口10万人あたりの罹患者数である。1950年代の罹患率(特に20歳代)が高かった点を考慮して、1959年で図1・2を区切っている(凡例は共通)。なお、厚生省による性感染症の集計方法が変化している点と、本稿が1960年代の罹患率減少に関心を有する点を考慮し、1999年以降は省略した。

出典:分子となる罹患者数は厚生省大臣官房統計調査部 (1954)、同 (1955-1959)、同 (1960-1981)、同 (1982)、同 (1983-2000) を、分母となる各階級の人口は総務省統計局編 (2003) を参照して、筆者が作成した。

と1989年版の学習指導要領に基づいた教科書に、性感染症に関する記述が載っていた (茂木 2006)。そのため、学習指導要領に性感染症が示されていない時期の教科書も分析対象とする必要がある。

以上を踏まえ、本稿では、①性感染症罹患率の高さが課題になっていた1969年・1970年版まで(Ⅲ)、②学習指導要領で明確には性感染症が示されなくなる1977年・1978年版と1989年版(Ⅳ)、③エイズ対策が求められるようになる1998年・1999年版以降(Ⅴ)に時期を区分する。この3つの時期ごとに、性感染症が負の影響をもたらすものとしてどのように問題化され、性感染症の負の影響を防ぐためにどのような予防法が提示されてきたのかを分析する。そして、この3つ

の時期によって、大人によって若者の性が 問題化される構図や、コントロールされる 方法が異なっていたのかを論じる。

3. 分析対象

本稿が分析対象とする、戦後に発行された中学校保健体育科教科書、および高等学校保健体育科教科書は表2に示している通りである。なお、教科書を収集した時点では、2017年・2018年版の教科書が使用されていないため、本稿は2008年・2009年版までを分析対象とする。入手できた教科書の中から、性感染症に関する記述が記載されていた箇所を参照し、性感染症がどのように問題視されていたのか、そして性感染症の予防法がどのように示されていたかを抜

中学校			高等学校				
学習指導要領	使用開始	発行者	教科書	学習指導要領	使用開始	発行者	教科書
1949年版	1951年	16社	51点	1949年版	1951年	14社	41点
1958年版	1962年	7社	31点	1960年版	1963年	12社	28点
1969年版	1972年	5社	15点	1970年版	1973年	9社	23 点
1977年版	1981年	3社	12点	1978年版	1982年	7社	30点
1989年版	1993年	3社	6点	1989年版	1994年	4社	10点
1998年版	2002年	3社	6点	1999年版	2003年	3社	9点
2008年版	2012年	4社	8点	2009年版	2013年	2社	6点

表2 分析対象となる保健体育科教科書

き出して分析する。

Ⅲ. 優生問題としての性感染症 (1969年・1970年版まで)

1. 「中等学校保健計画実施要領」(1949年) に基づく教科書

戦後間もなく、性感染症の罹患率が問題となっていた時期は、性感染症は子孫にまで影響を与える病気と説明されていた。中学校用の教科書では、性感染症に罹患することで「本人が苦しむばかりでなく、子孫にまで害毒をおよぼして悲惨な運命におちいる」(講談社『中学保健』1951:161,1952:169,1953:156,1955:160-1)4と子孫の問題とされ、性感染症は「亡国病」(教育図書

『健康のよろこび』1951: 203)と、国に影響を及ぼす病気とされた。高等学校用の教科書でも「その人をいため、子孫にまで害を残す病気」や「国民の質が著しく悪化する」(教育図書『健康と生活』1950: 185-6)のように、本人だけでなく子孫にまで悪影響を及ぼし、ひいては国にも影響を及ぼすという説明がなされていた。

中学校用教科書では、子孫、そして国に 悪影響を及ぼす性感染症には、「誘惑に負 け理性を失なったとき」にかかり(学校図 書『中学保健』1952: 199)、「健全でない 青年期の交際」や「おとなたちの正しくな い生活」(実教出版『私たちの健康』1951: 176)など、不健全な男女交際が原因とさ

注1 学習指導要領が法的拘束力を有する以前は「1949年版」とした。この時期は主に「中等学校保健計画実施要領」が保健教育の内容を示した。なお、1949年版中学校用の51点中3点、同高等学校用41点中2点は入手できなかったため、これら5点は分析対象から除外した。

注2 「教科書目録情報データベース」では、発行者名や発行者記号が変更になると新規教科書として登録されるが、本稿では教 科書記号・番号が同一であれば同一の教科書とみなす。これに該当する事例は、1976 年度に発行者名が学研書籍から学習 研究社へ変更になった『高校保健体育』と、2010 年度に学習研究社から学研教育みらいへ変更になった『新・中学保健体 育』である。また、中学校用教科書『どうしたら健康が増進されるか』(日本教図 1951) は上下巻合わせて1点と数えた。

出典:公益財団法人教科書研究センター「教科書目録情報データベース」(2020年12月23日取得, https://textbook-rc-lib.net/Opac/search.htm?s=-cKZ-xZqMVYzA_3dOR9fO1zB6wh) をもとに筆者が作成した。

⁴ 本稿では、分析対象として引用した教科書の出典は発行者、教科書名、使用開始年、ページ数でその 都度示し、本文後の参考文献への提示は省略する。改訂版を同時に記す場合は同一著者による複数の 文献とみなし、発行者と教科書名は省略している。

れた。高等学校用教科書では、性感染症が 「花柳界にひろがっている」(教育図書『健 康と生活 1950: 185) や、「性病に感染する 機会は売春婦との性交渉によることが多| い (大修館書店『高等保健』1955:148) な ど、不健全な男女交際の意味がより直接的 に買春だと示された。性感染症を予防する には、「一時の感情にかられて行動するこ となく、不潔な性生活をさける | こと(中 教出版『りっぱなからだ』1951:183)、「未 婚者」が「一時の感情におぼれて不潔な場 所に近づかない」こと(東京書籍『新しい 健康教育』1954: 213) など、不健全な男女 交際をせず純潔を守ることが予防法とされ た。より具体的に言えば、「本能的な欲望 にかられ | た「不純不潔な行為 | を避ける こと(中等教育研究会『健康と幸福』1952: 190)、「感染の危険にあるところに近づか ないこと」(大日本雄弁会講談社『高等保 健』1952:183) という、特に結婚前に買春 などの不健全な性行為をしないことが予防 法とされた。このような予防法は「正しい 知識、断固たる意志」をもって「純潔を守 り、真の愛情に生きること」(教育図書『輝 く健康日本』1953: 216) を意味した。「健全 な男子と女子が結婚し、その夫婦の行いが 正しい時は生涯かかることがない | (教育 図書『健康と生活』1950: 185) とあるよう に、純潔を維持しパートナー以外との性行 為をしないことが正しい行いとされた。

2. 1958年・1960年版学習指導要領に基づく教科書

1958 年・1960 年版でも引き続き、性感 染症の負の影響は、中学校用の教科書では 「本人はもちろん子孫にまでおよびやすく、 幸福な家庭をこわし、社会にもわるい影響 をおよぼすし(大修館書店『中学保健体育』 1962: 167) や、「国民全体の健康までも低下 させるようになる」(大日本図書『中学校 保健体育 | 1962:170) のように、本人だけ でなく子どもにも及び、家庭や社会の問題 とされた。高等学校用の教科書でも、「性病 に感染すれば、一生苦しみ、子孫にまで害 毒を及ぼす」(中日本スポーツ研究会『高 等保健体育』1963:229)と、本人だけでな く子どもにも悪影響を及ぼすとされた。さ らに、1960年版の高等学校学習指導要領で は性病が国民優生の問題として示されてい たことから、教科書には「性病やアルコー ル中毒が家庭生活を破壊し、社会に大きな 負担を及ぼすことも、優生の問題と関連し て重要であ」る(講談社『標準高等保健体 育』1963:218)というように、性病を国民 優生と関連付ける記述がみられた。「子孫 の素質にも悪い影響をあたえ」る(学研書 籍『高校保健体育』1968: 235) のように、 性感染症が子孫の質を下げるという端的な 記述もあった。

このような性感染症の予防法は、中学校用の教科書では「性病は、自分の意志によって防ぐことができる」ため、「正しい性知識をもち、それにもとづいて、清潔な行動をしなければならない」(学研書籍『中学保健体育』1962: 166)、あるいは「かるはずみなことはしないで、男女の交際を正しく、明るい生活をおくる」こと(大日本図書『中学校保健体育』1962: 170)、「ふしだらなことをしない」(教学社『中学保健体育』1963: 161)というように、正しい知識を持

つことと、禁欲的に生活を送ることが必要とされた。高等学校用の教科書でも、感染の原因が「不純な性行為」(学習研究社『高校保健体育』1968: 235, 1971: 235)、「不潔な性行為」(中日本スポーツ研究会『高等保健体育』1963: 229, 1967: 229, 1970: 229)など、純潔に反する行為にあるとされた。そのため、「性欲をスポーツや快適な勤労や趣味活動などに転化して、結婚までは純潔を維持することがたいせつである。」(同前1963: 229, 1967: 229, 1970: 229)と、純潔の維持が大切とされた。国民優生に関連して、以下のように生まれてくる子どもが性感染症に罹患していないことが求められた。

梅毒も胎盤を通じて胎児に感染し先天 梅毒となる。よい子孫を得るために は、このような疾病の予防にも注意し なければならない。性病予防法に、結 婚する場合は健康診断書をとりかわす ようにさだめてあるのも、このような 意義があるからである。(開隆堂『保健 体育』1963: 230, 1967: 227, 1970: 225)

3. 1969 年・1970 年版学習指導要領に基づく教科書

1969年版の中学校用教科書でも、性感染症の負の影響は、梅毒の母胎感染によって「発育不良の子どもが生まれたり、胎児が育たないこともある」(学研書籍『中学保健体育』1975: 182)、淋病が「不妊の原因」になる(学研書籍『中学保健体育』1972: 182, 1975: 182, 1978: 174)、「子孫にまで害をおよぼし、家庭生活を不幸にする伝染病」(教育出版『新版 標準中学保健体育』

1972: 190) のように、本人だけでなく、生まれてくる子どもにも影響を与え、家庭に悪影響を及ぼすとされた。

1970年版の高等学校用教科書では、性病 予防法の制定や保健所による活動が紹介さ れる。「性病は国民の心身をおかして、子 孫にまで害を及ぼすので、その治療および 予防をする目的で、性病予防法による対策 が実施されている。| (講談社『標準高等保 健体育』1973: 230, 1976: 230, 1979: 230) の ように、生殖と関連付けられる記述もあっ た。さらに、「結婚と優生」の項目でも記述 があった。例えば、「性病は不妊の原因と なったり、胎児にわるい影響をあたえたり するので、ぜったいに予防しなければなら ない | (大修館書店『高等保健体育』1973: 179) や、「性病は相手に感染させるだけ なく、生まれてくる子どもにも影響する」 (一橋出版『保健体育』1973:174)という記 述である。

性感染症の予防法はどうか。中学校用の教科書では、「病気について正しい知識をもち、危険な機会をつくらないようにする」ことや(東京書籍『新しい保健体育』1972: 179)、「社会には、性的欲求を刺激する要素が多く、意志の弱い人のなかには、それに負けて、誤った行為に陥る人もいる」ために「性病の恐ろしさを正しく理解し、誘惑に負けない強い意志をもって生活することが必要」(学研書籍『中学保健体育』1972: 182-183)など、誘惑に惑わされず感染する機会を設けないという、禁欲を示唆する説明がされた。高等学校用の教科書では、『新編保健体育』にて「性病の多くは、不潔な性交による接触感染である

から、不純な交友を避ける」(第一学習社 1973: 183) と説明されたが、他の教科書に はあまり書かれていない。むしろ、以下のような、結婚と関連付けられ、結婚前の純 潔を示唆する説明が見受けられた。

さらに重要なことは、優生上問題になる点がないかということである。それには、(中略) アルコール中毒や性病の有無などを検査してもらい、健康診断書を取りかわしてから結婚生活にはいるのがよい方法である。(講談社『標準高等保健体育』1973: 190)

- IV. 優生問題からエイズ対策への過渡 期(1978・1979年版と1989年版)
- 1. 1978年・1979年版学習指導要領に基づく教科書

1978年・1979年版学習指導要領では性感染症が明示されなかった。だが、性感染症に関する記述は僅かながらも記載された。中学校用教科書では、1980年代に使用が開始された9点のうち7点が、学習指導要領の「傷害の防止と疾病の予防」に該当する項目で性感染症に言及していた。7点のうち5点は病名(主に梅毒)を示すのみだったが、大日本図書の2点では、以下のように患者数が多く、青少年も感染していることが問題とされた。

りん病や梅毒などの性病は、統計上患 者の数は少ないが、実際の患者は多 く、青少年にも感染して問題となっている。患者が医師の診察を受けたがらないこと、完全に治療しないとからだ全体がおかされることなどから、対策を強化するよう望まれている。(大日本図書『中学校保健体育』1981:115,1984:115)

一方、高等学校の教科書 30 点のうち 12 点は、学習指導要領の「健康な家庭生活」に該当する項目で説明していた。例えば「性病は、家庭生活に与える影響が大きいので、異常がある場合は、はやく完全に治療しておかなければならない」(開隆堂『保健体育』1982: 182)のように、性感染症が家庭生活に影響を与えると説明された。あるいは、以下のように、生殖への影響を説明する記述があった。

梅毒の場合では、妊娠中の母親がり患していると、胎盤を通って胎児に病原体が移り、先天梅毒児が生まれることもある。淋病は、卵管や子宮内膜などの炎症によって、不妊の原因になったり、子宮外妊娠の破裂などを生じて生命の危険をもたらすこともある。また、男性の場合も不妊の原因になる。(一橋出版『保健体育』1982: 196)

また、高等学校用教科書では本文中で性 病予防法に言及する教科書が11点あった が、あくまでも法令の紹介である⁵。個人レ

⁵ 国による施策の紹介(「公衆衛生活動と保健・医療制度」の項目内)か、結婚前の健康診断の根拠(「結婚と健康」の項目内)として記述されている。

ベルでの具体的な予防法を説く教科書は中 学校・高等学校ともなかった。

しかし、エイズが日本でも確認される と、1990年以降に使用が開始された中学校 用教科書は3点とも、「傷害の防止と疾病の 予防 | の本文中や巻末資料として、エイズ を紹介していた。例えば、感染を予防する ために「エイズ患者だけでなく、キャリア との性行為しや、その他血液を避けること が必要であると説明され(学習研究社『改 訂中学保健体育 [1990:199)、あるいは 「原 因がはっきりしており、さらに感染経路が 限られているので、その点では、けっして おそろしい病気ではない | (同前)、「一般 の生活のなかで感染する危険性はほとんど ない|(東京書籍『新訂 新しい保健体育| 1990: 179) など、決して恐ろしい病気では ないことが示されていた。一方、高等学校 用教科書の4点(1988年使用開始の1点、 1991年使用開始の3点)には、学習指導要 領の「公衆衛生活動と保健・医療制度」に 該当する箇所でエイズに関する記述が載っ た。ただし、『現代高等保健体育』(大修館 書店 1991) が感染の原因や患者数が増加 していること、エイズ予防法が制定された ことなどをせいぜい説明していた程度で、 中学校に比べて詳細な記述は見られなかっ た。いずれにせよ、エイズに関する記述で は、生殖や家族への影響は見受けられな かった。

2. 1989年版学習指導要領に基づく教科書

1989年版でも、学習指導要領では明確に示されなくとも、エイズに関する記述が引き続き載った。中学校用教科書は全6点で、

学習指導要領の「疾病の予防」に該当する項目に記載され、「世界中で急激に患者・感染者が増え続け、社会的健康問題として注目されています。」(東京書籍『新しい保健体育』1997:105)、「HIVに感染した人がホテルで宿泊を断られたり、外国では、感染した子どもが登校を拒否されたりした例がある。」(大日本図書『新版 中学校保健体育』1997:117)など、HIV感染者・エイズ患者の増加や感染者・患者に対する差別が問題になっていると述べられていた。

高等学校用の教科書全10点も学習指導 要領の「疾病の予防活動」に該当する項目 でエイズに言及し、うち4点では節単位で エイズ (または性感染症)を説明していた。 病名のみを取り上げている教科書もある が、「性的接触による HIV 感染者が増加し つつあり、深刻な社会問題になっている | (大修館書店『新高等保健体育』1994: 193) のようにエイズ感染者の増加や、「エイズ の原因がよく知られていなかったために、 エイズに対する誤解や偏見が広がったしゃ 「今もなお、患者・感染者やその家族への 差別がみられる」(一橋出版『保健体育』 1995: 141) など、エイズへの誤解や偏見、 患者への差別が問題になっていると説明し ている教科書もあった。なお、エイズだけ でなく性感染症全般について、本文中や巻 末の用語説明で言及する高等学校用教科書 も5点あった。この時期より、「性行為でう つる病気は20をこえ、これらをまとめて 性感染症、あるいは性行為感染症といいま す」(大修館書店『最新保健体育』1998: 96) など、「性病」ではなく「性行為感染症」あ るいは「性感染症」という語句が使用され るようになった。

それでは、エイズの予防法はどのように 提示されたか。中学校用教科書では、「不 特定多数との性的接触をさけること、コン ドームを使うことなどが有効であること | (学習研究社『新・中学保健体育』1997: 113) や、「HIV に感染するような行動をし ないことがたいせつであ」り、「次々に相 手をかえるような性行為は、HIV に感染す る可能性のある危険な行動 | (大日本図書 『新版 中学校保健体育』1997:117)と説明 された。不特定多数との性行為をしないこ とがまず挙げられ、性行為をする際はコン ドームを使用することが挙げられた。高等 学校用の教科書でも、「エイズは日常の社 会生活で感染することはなく、正しい知識 を学び、リスクの高い性行為をさけること で予防できる病気」と説明され(一橋出版 『保健体育』1995: 141)、「不特定多数との 性交をしないこと、性交するときにはコン ドームを正しく使用すること | が予防法と された (同前)。中学校、高等学校ともに、 教科書で説明されたエイズの予防法は不特 定多数との性行為をせず、性行為をする際 はコンドームを使用することであった。

V. エイズ対策と生殖の問題への回帰 (1998年・1999年版以降)

1. 1998年・1999年版学習指導要領に基づく教科書

1998年版中学校学習指導要領ではエイズと性感染症が、1999年版高等学校学習指導要領ではエイズが、教育内容として明確に示されるようになった。ただし、高等学

校用教科書でも性感染症について説明されるようになった。

性感染症について、中学校用の教科書で は、「近年、若年層のあいだで性器クラミジ アが増加傾向にあることから、今後の性感 染症の増加が懸念されていしる(東京書籍 『新しい保健体育』 2002: 116) と、若年層で の性感染症が増加していることが説明され た。そして、性感染症が「不妊の原因にな ること | や「母親から赤ちゃんに感染(母 子感染) すること | (学習研究社『新・中学 保健体育 | 2006:95) があるなど、生殖に影 響を与えるという説明もされるようになっ た。高等学校用の教科書でも、性感染症が 「性行動の活発な青年層と壮年層に多くみ られ、感染に気づかずに性行為を重ね、感 染を広げていることも少なくない」(一橋 出版『明解保健体育』2003:27) など、若者 の間で増加していると説明されていた。

本イズについても、「HIV 感染者の年齢 構成をみると、20歳代までの若い感染者が 全体の約 1/3 をしめており、わたしたちが 身近な問題として考えなければならない」 (大日本図書『中学校保健体育』2002: 133) や、「わが国でも、感染者は増加傾向にあ り、とくに10代、20代の増加が懸念されて いる」(第一学習社『高等学校 改訂版保 健体育』2007: 30) など、中学校・高等学校 用の教科書ともに、若年層を中心にHIV感 染が増加していることが説明されている。 性感染症とエイズ (HIV 感染) は若者の問 題として説明されるようになった。

中学校用教科書では、性感染症やHIV感染の予防は以下のように示された。

エイズもふくめた性感染症の主な感染 経路は性行為であり、性的接触により 感染が拡大します。そのため、無防備 な性行為や多数の相手との性行為はし ないというのが適切な選択です。ま た、コンドームは、正しく使えば、自分 のからだの細胞と相手の体液(精液ま たは膣分泌液)とが接触するのをさけ ることができるので、性感染症の感染 予防のためには有効な手段です。(大 日本図書『中学校保健体育』2002: 135)

このように、性行為(特に無防備な性行為や不特定多数との性行為)をしないこと、性行為をする際にはコンドームを使用することが予防法として挙げられていた。高等学校用の教科書も以下のように、性行為を避けることを基本としつつ、性行為を行う際はコンドームを使用するよう説明していた。

性行為による感染を防ぐためには、危険な性行為を避けることが重要である。具体的には、相手が HIV に感染していないことが確実でない場合は性行為を避けるか、あるいはコンドームを正しく使用するなどの予防行動があげられる。(大修館書店『新保健体育』 2003: 130-131)

2. 2008 年版・2009 年版学習指導要領に 基づく教科書

性感染症の影響について、中学校用の教 科書では、「近年は、10代で感染する人も 多く、低年齢層への感染の拡大が心配され ています。」(東京書籍『新しい保健体育』 2012: 105, 2016: 136) のように、低年齢層で 感染が増加していると説明されていた。あ るいは、治療を受けないと「尿道や子宮、 卵管などに炎症を起こし、不妊症や子宮外 妊娠の原因になる」や「性感染症に感染し ている母親から胎児へ感染し、流産や早産 などの原因になる | (東京書籍『新しい保 健体育』2012: 105, 2016: 137) など、生殖 への影響が挙げられていた。高等学校用の 教科書でも、「性感染症は、感染予防への 意識の低さなどもあり、10代後半から急増 します。」など若者での感染の増加や、性感 染症を「放置すると不妊症になったり子宮 外妊娠を起こしたりすることもあります。」 (大修館書店『最新高等保健体育』2013:40. 2017:40) など、生殖への影響が挙げられて いた。

エイズについても、「HIV 感染者、エイズ患者は年々増加しており、若い世代にも広がっています」(学研教育みらい『中学保健体育』2012:100)や「わが国でも、近年、HIV 感染者が急増しており、とくに30歳代までの男性の感染者が多く、社会問題となっています。」(第一学習社『高等学校保健体育』2013:31)のように、中学校、高等学校用ともに若い世代での増加が説明されていた。

性感染症の予防法は、中学校用の教科書では「性的接触を避けること、とくに多くの人との性的接触は感染の危険性を大きくするため、避けることが必要です。また、コンドームを使うことなどにより直接接触を避けることも重要です。」(大修館書店『保健体育』2012: 143, 2016: 145)のよ

うに、まずは性的接触をしないことが挙げられ、その次にコンドームの使用が説明されていた。エイズも同様に、「他の性感染症と同じく、性的接触をしないことが最も有効です。また、コンドームは、正しく使用すれば感染の危険性を少なくするのに有効です」(学研教育みらい『中学保健体育』2012: 101, 2016: 117)と、まずは性的接触をしないこと、その次にコンドームの使用が挙げられていた。

高等学校用の教科書では、性感染症とエイズの予防法が一緒に説明され、具体的には「コンドームを正しく使うことで粘膜同士の直接接触を避け、感染を防止すること」(大修館書店『現代高等保健体育』2013:37,2017:37)や、「まず、性行為のときに、コンドームを必ず、しかも正しく使用すること」(第一学習社『高等学校保健体育』2013:31,同改訂版2017:31)のように、性行為時にコンドームを使用することが挙げられていた。

Ⅵ. 分析結果の要約と考察

1. 分析結果の要約

戦後から1970年代までの教科書では、性感染症が優生⁶と関連付けられ、本人だけでなく生まれてくる子ども、そして家庭に悪影響を与えるとされた。特に、1950年代には「亡国病」という言葉が示すように、性感染症が国の発展を脅かすという説明さえ見受けられた。このような性感染症を予防するには何よりも結婚前の純潔が求められ

た。結婚前の純潔を破るような行為は「不潔」や「不純」とみなされた。特に、1950年代には性感染症に罹患する機会は買春にあると明記され、買春を戒める記述が見受けられた。

その後、1978年・1979年版にて性感染 症は、学習指導要領で示されなくなって も、教科書では僅かながら言及される。た だし、当初は若者への感染や、家族や生殖 への影響が説明される程度であり、予防法 は示されなかった。しかし、エイズが問題 になり始めると、主に中学校用教科書でエ イズに関する記述が見受けられるようにな る。そして、1989年版学習指導要領でもエ イズは教育内容として示されてなくとも、 中学校・高等学校用教科書ともにエイズに 関する記述が載り、エイズ患者の増加や差 別・偏見が問題とされた。さらに、予防法 も示されるようになり、不特定多数との性 行為をしないことや、性行為をする際はコ ンドームを使用することが説明された。

1998年・1999年版学習指導要領で中学校と高等学校ともに、エイズが(中学校では性感染症も)教育内容として示されると、エイズを含む性感染症について教科書で説明されるようになる。性感染症が若者の間で増加している点で問題とされた。そして、予防法として、無防備あるいは不特定多数との性行為を避けつつも、性行為をする際にはコンドームを使用することが挙げられていた。2008年・2009年版になると、性感染症が若者の間で増加しているこ

⁶ 学習指導要領や教科書では、遺伝面に限らずに、広く子どもを無事に出産して健康な子孫を残す、というニュアンスもあったようである。

とだけでなく、生殖にも影響を及ぼすことが問題とされた。予防法としては、中学校と高等学校ともに性行為時にコンドームを使用することが示され、中学校用では性行為を避けることも示された。

2. 考察

まず、教科書では出産・育児が性の問題 の判断基準であることがわかる。保健体育 科での性教育は「生殖家族 | を前提として 「責任の持てる育児のための性行動」を問 題の判断基準にしていると指摘される(ま しこ 2019: 125)。性感染症はまさにこの基 準によって課題とされている。1970年代ま では性感染症の悪影響が本人だけでなく、 生まれてくる子どもや家族など他人にも及 ぶことが紹介されていた。その後、1980 年代になると、性感染症の罹患によって他 者の健康に影響を与えるという記述はなく なったように見受けられる。しかし、2010 年代(2008年・2009年版)になると、性感 染症が生殖機能に影響を及ぼすものとして 問題とされるようになった⁷。したがって、 保健体育科において性感染症は、出産・育 児のための健康を害する点で問題視されて いた。

次に、結婚前の性行為も出産・育児に関連しない点で問題となり、結婚まで純潔を維持するべきという規範が求められた。さらには性感染症の予防法としても純潔が挙げられた。戦後すぐは性感染症(特に梅毒)の治療が容易ではなく、売買春で性感染症

に感染するとも考えられていたため、感染 を予防するには夫婦間以外の性行為をしな いことが最善とされたのだろう。しかし、 その当時に性行為をしながら性感染症を予 防する方法がなかったわけではない。医学 博士の市川篤二が若者向けに性病の知識を 説く『性教育ハンドブック――性と性病の はなし』では、夫婦間以外の性行為をしな いことが一番の予防法としつつも、性欲を 抑えられず「夫婦以外の性交」をする際は、 [コンドームまたはフィッシュスキン] と いった「器械」の着用や「予防薬」の塗布 が推奨されていた(市川 1948: 71-72)。し かし、教科書では器械や予防薬には言及さ れていない。器械や予防薬の使用は夫婦間 以外の性行為を助長するものとして捨象さ れたのではないか。結婚まで純潔を維持す るべきという規範を説明する際に、器械や 予防薬の存在は不都合なものとされるとと もに、夫婦間以外の性行為をしないことが 一番の予防法であるという点が都合よく使 われた。科学的な知見のうち、規範の根拠 として都合のよい部分のみが使用され、規 範に不都合な部分は捨象されたと言える。

一方で、戦後直後には性感染症の悪影響を示して性行為を戒める方法を脱却する動きもあった。例えば、教師や親に向けて出版された『性教育はどのように行うか』では、性感染症を教える際に恐怖をあおるのではなく「純粋に医学的に教えられるべき」(大島ほか 1953: 271) という主張がみられた。しかし、教科書では器械や予防薬

^{7 2010}年代には国が若者に少子化対策として結婚を求めるようになったことから(斉藤 2017)、少子化対策の一環で若者に出産・育児を求める動きが背後にあろう。

の使用が説かれることはなく、純潔を維持 するべきという規範的な説明のみが記載さ れた。この背景には、性教育が単なる知識 教育だけでは不十分であり、道徳教育とし ての側面も重視されてきた点が挙げられ る。文部(科学)省が学校教員向けに発行 してきた『中等教育資料』には、性教育で は道徳面も重視すべきだという主張が見ら れる。例えば、文部省の教科書調査官を務 めた植村肇は「性に関する正しい知識と道 徳を確立してほしい」と述べ(植村 1963: 31)、1980年代にも、保健教育研究者であ る国崎弘が「科学的な知識を教える」こと が「あまりにも強調されていて、いわゆる 道徳教育にかかわる」面での教育がおろそ かになっているのではないかと述べた(田 能村ほか 1986: 7)。このような道徳を重視 する姿勢が、規範にそぐわない科学的知見 を捨象したのであろう。

1960年代以降は、性感染症の罹患率減少に呼応して(罹患率の推移は図1・2を参照)、教科書における性感染症の記述量も減少した(茂木 2006)。学習指導要領にも性感染症が明記されなくなった理由は、国にとって罹患率を減らすという保健的な動機が弱くなったからかもしれない。しかし、教科書には性感染症に関する記述が僅かながらも記載されていた。性感染症は保健的な動機に関係なく、若者に規範を示して性をコントロールするための根拠として好適だった。1970年代は依然として、純潔規範が性感染症予防の根拠となり、性感染症が純潔規範に都合よく使われていたのである。

ところが、1990年代以降になると、結婚

までの純潔を求めるような規範的な記述は 見られなくなる。むしろ、コンドームの使 用を挙げる点で性行為を認めてさえいる。 この背後には、結婚前の性行為を容認しな い人の割合の減少や (NHK 放送文化研究所 編 2020)、若者の性交経験率の上昇(片瀬 2019) が想定される。純潔規範が弱くなっ て若者の結婚前の性行為が珍しくなり、結 婚前の性行為を認めざるを得なくなったの だろう。あるいは、「特定の価値観を押しつ ける「のではなく、「科学的な学びを通して 価値観の問題 | を生徒に考えさせようとす る昨今の保健学習のあり方(高橋 2000: 14) も想定される。規範を前面に出さず、科学 的知見をもとにして思考を促そうとする保 健学習の性格も、規範と科学的知見の結び つきを弱めたのかもしれない。

ただし、結びつきが弱くなったとはいえ、若年のうちは性行為を経験しないほうが望ましいという規範は依然として残っている。2010年代の中学校用教科書では性的接触を回避することが望ましいと記述されている。中学生の性交経験率は高校生と比べて低い(片瀬 2019)。経験率の低い中学生には、できればそのまま安易に性行為を経験しないよう求めているのかもしれない。

保健体育科教科書では、出産・育児のための健康を害する点で性感染症が問題とされた。結婚前の性行為も、出産・育児に関連しない点で問題となり、結婚まで純潔を維持するべきという規範が求められた。若者の性は、出産・育児のための健康を害さないようにコントロールされる必要があり、具体的には結婚まで純潔を維持するようコントロールされた。そして、純潔規範

を説明するために、都合のよい科学的な知見が教科書に記述され、規範に不都合な部分は捨象された。若者の性をコントロールする手段として、性感染症に関する科学的知見が規範と結びつけられて用いられたのである。その後、規範が弛緩し、保健学習が科学的知見を重視するようになると、規範と科学的知見の結びつきは弱まったようだが、規範の影響は見受けられる。

VII. まとめと今後の課題

本稿は、若者の性がどのように問題視されて、どのようにコントロールされようとしてきたのかを明らかにするために、戦後に発行された中学校・高等学校用の保健体育科教科書における性感染症に関する記述を分析してきた。

若者の性は、若者が出産・育児を担えるかという点で問題視された。そして、大人は問題に対応するために、若者に対して科学的な知見を都合よく根拠にして規範的な要求を出してきた。科学的な知見を重視するようになっても、規範に沿った科学的知見を提示していたのである。若者の性は、若者が出産・育児を担えるようにコントロールの対象とされた。そして、コント

ロールのために、科学的知見が取捨選択を 経て利用された。

最後に今後の課題を挙げる。性感染症以 外の若者の性に関する問題を分析すること が挙げられる。例えば、2000年代以降の中 学生と高校生とに対する規範的要求は、性 感染症予防とは別のテーマに関連付けられ るようになった可能性がある。1998年版以 降の中学校学習指導要領では、「心身の機 能の発達と心の健康 | において「異性の尊 重、情報への適切な対処や行動の選択 」が、 1999 年版以降の高等学校学習指導要領で も「生涯を通じる健康」で「異性を尊重す る態度 | 「性に関する情報への対処 | が教 育内容として示されるようになった(反橋 2020)。結婚まで純潔を維持するべきとい う規範が弛緩するとともに、若者の性交経 験率が上昇することで、教科書の記述にお いても結婚前の性行為が追認されるように なったという本稿の結論を確認するには、 2000年代以降に教科書で説明される性に 関する情報の増加という新たな問題を検討 する必要がある。あるいは、Iで言及した 人工妊娠中絶も、若者の性の問題が出産・ 育児に関連するという本稿の知見を踏まえ れば、今後の検討が求められる。

参考文献

羽渕一代編,2008,『どこか〈問題化〉される若者たち』恒星社厚生閣.

林雄亮, 2019, 「はじめに」日本性教育協会編『「若者の性」白書 第8回 青少年の性行動全国調査報告』小学館: pp. 2-3.

市川篤二,1948,『性教育ハンドブック――性と性病のはなし』ハンドブック社.

片瀬一男, 2019, 「第8回『青少年の性行動全国調査』の概要」日本性教育協会編『「若者の性」白書第8回青少年の性行動全国調査報告』小学館: pp. 9-28.

厚生省大臣官房統計調查部,1954,『伝染病精密統計年報』.

-----. 1955-1959, 『伝染病及び食中毒精密統計年報』.

- ----. 1982, 『伝染病食中毒統計』.
- -----. 1983-2000, 『伝染病統計』.
- 厚生労働省, 2014, 『「健やか親子 21 (第 2 次)」 について 検討会報告書』, (2020 年 12 月 23 日取得, https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000041585.html).
- ましこ・ひでのり、2019、『身体教育の知識社会学――現代日本における体育・食育・性教育・救急 法等をめぐる学習権を中心に』三元社.
- 茂木輝順、2006、「保健体育教科書における性感染症記述の変遷」 『性と健康』 第5号: pp. 42-46.
- -------. 2012,「性教育の歴史」荒堀憲二・松浦賢長編『性教育学』朝倉書店: pp. 1-7.
- 文部省,1999、『学校における性教育の考え方、進め方』ぎょうせい.

NHK 放送文化研究所編, 2020, 『現代日本人の意識構造 [第九版]』NHK 出版.

岡本智周, 2018,「学校知と権力」日本教育社会学会編『教育社会学事典』丸善出版: pp.386-387.

小坂美保,2009、「学校教育における『性』の語られ方と商業雑誌における『性』の語られ方」『日本 =性研究会議会報』第21巻第1号: pp.20-32.

大島正雄ほか、1953、『性教育はどのように行うか』講学館.

斉藤正美, 2017, 「経済政策と連動する官製婚活」本田由紀・伊藤公雄編『国家がなぜ家族に干渉するのか―法案・政策の背後にあるもの』: pp.87-120.

澁谷知美, 2013, 『下半身と立身出世──男子学生の性的身体の管理の歴史』洛北出版.

- 反橋一憲, 2019,「戦後の中学校保健体育科教科書における性に関する項目の変遷」『中研紀要 教科書フォーラム』(公益財団法人中央教育研究所) Vol. 21: pp. 42-53.
- 総務省統計局編, 2003, 「我が国の推計人口——大正 9 年 平成 12 年」, 政府統計の総合窓口「e-stat」, (2021 年 3 月 31 日取得, https://www.e-stat.go.jp/).
- 高橋浩之, 2000,「基礎・基本の定着を図り、個性を生かす教育を充実するための保健の授業」文部 省教育課程課編『中等教育資料』第12巻第10号: pp. 30-31.
- 田能村祐麒ほか, 1986,「〔座談会〕中・高校生と性に関する指導」文部省教育課程課編『中等教育資料』第35巻第11号: pp.4-21.
- 植村肇,1963,「高校保健体育教科書における性の取り扱い」文部省教育課程課編『中等教育資料』第 12巻第10号: pp. 30-31.

(掲載決定日:2021年5月14日)

Abstract

The Constitution of Problematization of Youth Sex: An Analysis of Physical and Health Education Textbooks

Kazunori SORIHASHI

This paper analyzes the contents of junior high school and senior high school physical and health education textbooks published after World War II to elucidate how youth sex has been problematized and controlled in Japan.

Sexually transmitted diseases have been problematized as damage to youth health and prospective reproduction. Premarital sexual intercourse has also been described as problematic because it does not lead to procreation. Young people has been asked to obey the norm of remaining pure until they were married. Young people's sex needed controlling in order not to harm their health and prospective reproduction. Concretely, they were controlled to remaining pure until they were married. Convenient scientific knowledge explicating this social norm was described in textbooks, while inconvenient knowledge was neglected. In order to control youth sex, scientific knowledge was associated with the norm. Later, the norm weakened, and scientific knowledge was emphasized. Then, the association between the norm and the scientific knowledge appeared to become less evident.

Keywords

sexually transmitted disease, youth sex, norm of purity, sex education, textbooks

投稿論文

ポストフェミニズムとしてのトランス?

一千田有紀「「女」の境界線を引きなおす」を読み解く

藤高和輝 (京都産業大学)

本論文は、千田有紀の論考「女の境界線を引きなおす」を批判的に読み解くことを通して、現代の日本社会におけるトランス排除的言説の構造を明らかにすることを試みるものである。千田の論考は2020年3月に出版された『現代思想』臨時増刊号「フェミニズムの現在」に掲載されるや否や、トランス当事者を含めた多くの人たちからトランス排除的な論考であると批判され、物議を醸したものである。本稿では、千田の論考を読解することを通して、その背後にあるトランスフォビックな認識論的枠組みを明らかにする。その枠組みとは「ポストフェミニズムとしてのトランス」という図式である。そして、その図式が千田個人だけではなく「トランス排除的ラディカル・フェミニズム」に広く共有されている可能性を提起する。以上を通して、現在のフェミニズムが抱える問題点を浮き彫りにし、インターセクショナルな視点をもったトランス・インクルーシブなフェミニズムの必要性を主張する。

キーワード

トランス、想像的逆転、ポストフェミニズム、LGB fake-T、インターセクショナリティ

「フェミニストは人種、階級、セクシュ アリティ、障害といった区別を学んで きたし、擁護してきた。それでは、こ のアポリアはなぜ、ジェンダーの領域 では頑なに存続しているのか。」

(Salamon 2010=2019: 207)

I. はじめに

2020年3月に出版された『現代思想』臨時増刊号「フェミニズムの現在」に掲載さ

れた千田有紀の論考「「女」の境界線を引きなおす」が物議を醸した。2018年夏頃のお茶の水女子大学のトランス女性受け入れの報道以降 Twitter を中心に「トランス排除的ラディカル・フェミニズム (transexclusionary radical feminism)」の言説が活発になり氾濫するなかで出版された千田の論考は、この間トランス排除的な言説によって傷つけられた多くの人たちに大きな失望を与えるものであり、そのためトランス

DOI: 10.24567/0002000120

ジェンダー」当事者を含めた多くの人からの批判を受けた。例えば、トランスジェンダー当事者であるゆなは千田の論考をかなり詳細に取り上げて批判した(ゆな 2020)。これに対して、千田はゆなに応答し、彼女の解釈は「誤読」であるとして、むしろ「「女」というカテゴリーを生物学的な本質主義から解放し、「共闘」しようという、トランス女性へのメッセージでもある」と述べた(千田 2020b)。

しかし、そうであるならば、なぜ、トランスジェンダー当事者を含めた多くの人たちから「トランス排除的」との批判を受けたのか。その論考の何が問題だったのか。私たちは改めて考える必要があるだろう。そして、そこで考察されるべきは、千田自身の「意図」ではなく、そのテクストがどのような認識の枠組みによって可能になっているかという問いであり、その認識論的な構造を明らかにするために、テクストが語っているもの――「作者」にとっては「枝葉末節」に映るものさえ含めて――を批判的に読み解く必要がある。

したがって、本稿は千田の論考「「女」の境界線を引きなおす」を批判的に読解するものである。しかし、その狙いは千田個人を批判することにあるわけではない。また、千田の論考を「正確に」読み、その「意図」を理解することにあるわけでもない。ましてや、「中立的立場」から「論争」を整理することにあるわけでもない。むしろ、私がここで千田の論考を読解すること

で行いたいのは、千田個人だけではなく、広く「トランス排除的なフェミニズム」に 通底している認識論的な枠組みとは何かを 明らかにする作業である。したがって、そ の論考を批判的に読み解くことはひとり彼 女の論考が抱える問題を指摘することに留 まるものではない。それは「フェミニズムの現在」が抱える問題を考察することであり、引いては「フェミニズムの未来」を考える作業につながるだろう。

そのためにまず第一節では、「想像的 逆転しという概念を用いながら、千田の論 考の全体的な構造を確認する。その上で第 二節以降では、本論の主題へと議論を進め る。そこで私が着目したいのは、千田の論 考から浮かび上がる「ポストフェミニズム としてのトランス」という認識論的な図式 である。第二節では、千田の論考を内在的 に読解することを通して、この図式を析出 する作業を行う。第三節では、このよう な「ポストフェミニズムとしてのトラン ス」という図式に関する一種の系譜学を行 うことで、「トランス排除」の問題が現在の フェミニズムに突然降って湧いた問題では なく、むしろ歴史的に反復された問題でも あることを確認する。そこで取り上げたい のが、ジェンダーフリー教育をめぐって生 まれた「中性人間」に関する議論である。 第三節が「ポストフェミニズムとしてのト ランス」と「中性人間」というそれぞれの 言説の共通性を考察するものであるなら、 第四節で考察するのはむしろ現在生じてい

¹ 本稿では、トランスジェンダー(あるいはトランス)を「出生時に割り当てられた性別に違和感をもち、それとは異なる性を生きる人」を指す言葉として用いる。なお、「シスジェンダー」とは「非トランスジェンダー」を指す言葉で、「性別違和をもたない人」を指す。

る差異や変化の方であり、そこではジェンダーフリー・バッシングの時代から現在においてトランスをめぐる言説の状況がどのように変化したのかを考察する。

Ⅱ.「「女」の境界線を引きなおす」と 「想像的逆転」

まず、千田の論考を読み解いていく上 で、その論考の全体的な構造を確認してお こう。ここで確認しておきたいのは、「ト ランス排除的ラディカル・フェミニズム | の言説が「想像的逆転」に構造化されてお り (藤高 2019a)、千田の論考も例外では ないことである。「想像的逆転(imaginary inversion)」とは、マイノリティの立場に 置かれている主体がどういうわけか「暴力 的主体 | として表象されるメカニズムを指 すものである²。トランス排除の文脈で言え ば、トランスジェンダーはこの社会のなか で周縁化されており、例えば性暴力を受け ることも多いにもかかわらず、むしろ「性 暴力を行う可能性のある主体」として表象 されている点がそれである。本節でまず確 認しておきたいのは、そのような「想像的 逆転」のメカニズムが千田の論考にも働い ているという点である。

彼女の論考は「いま、日本のTwitterでは「ターフ戦争」とでもいうべき事態が起こっている」という言葉とともに始まり、

(「トランス排除的ラディカル・フェミニス ト | の略語である) 「ターフ | という用語が 現在「中傷の言葉」として、「侮辱や暴力的 なレトリックとともに使われている」と説 明される(千田 2020a: 246)。このように、 彼女がはじめからクローズアップしている のは、「ターフ」という言葉が「中傷の言 葉」として用いられていると彼女が考える 状況であり、その目的は、それによって生 まれる「不必要な(と私は信じている)争 い」(千田 2020a: 247) に終止符を打つため である。すでに、この冒頭部から透けて見 えるのは、一部のフェミニストに向けられ る「ターフ」という言葉が「中傷」や「暴 力」として機能しており、したがって、そ のような暴力からフェミニストを守ろうと いう問題意識である。彼女にとって、「ター フ | とは、トランスの活動家やトランス・ アライによる、一部のフェミニストを攻撃 するための用語である、と言えるだろう。 そこでは、トランス活動家やトランス・ア ライは、フェミニストに対する「暴力的主 体 として表象されている。

このような構図は結論部ではより明白になる。彼女はその結論部で、トランス(かもしれない人)の「破壊行為」(千田 2020a: 254)に言及する。

先に例に出したバンクーバーの女性

^{2 「}想像的逆転」とは "imaginary inversion" の訳語である。その働きに関しては、ジュディス・バトラーがロドニー・キング事件を例に考察している (Butler, 2004a)。ただし、この論文中に直接 "imaginary inversion" という表現は出てこない。この表現を用いたのは酒井隆史であり、彼はバトラーの論文も挙げながらその概念について論じている (酒井, 2016)。しかし、彼はそれを「想像的転倒」と訳している。本稿では "inversion" の訳語として「逆転」の方がわかりやすいと考え、「想像的逆転」と訳して用いている。

センターが破壊された事件では「ターフを殺せ」「ファックターフ」「トランスパワー」という落書きが施設に対して行われた。その数週間前には、ネズミの死骸がドアに釘づけられていたという。これが誰によってなされたかはわからない。トランスはたんに、破壊行為の口実として使われている可能性すらある。しかし、ターフはある種のスティグマとして機能しており、ターフに対しては何をしてもいいのだという意識が醸成されていることも事実である。

例えば、terf(s) に rape、fuck、punch などという言葉を引っ付けて検索すれ ば、目を覆うようなニュースや写真が 出てくる。サンフランシスコの公立公 園では、「ターフをぶん殴る I PUNCH TERFS | と血塗られたタンクトップが 展示された。ほかにも、斧とともに「死 ね、シスのカスども Die Cis Scum」と いうスローガンが描かれたシールド、 なかには有刺鉄線をまかれたものもあ る色とりどりのバッド、これまた色と りどりの斧やトンカチ、などが展示さ れた。これらは主催者の HP 上で通信 販売されており、こうしたバッド(や 刀、斧)などの武器を携えて「ターフ」 をしばくと宣言する写真は、SNS上で しばしばみられる。(千田 2020a: 254)

このように彼女は最後に、トランス(かもしれない人)による「破壊行為」に言及する。このような言及の仕方によって生み出される効果は、トランスは「危険な人」なのだという印象ではないだろうか。たとえ彼

女に「差別意識」がなくとも、このような操作は明らかに読者に、トランスを「危険 人物」とみなすよう誘導するものである。

先の引用部の直後に続くのは、この論考 の最終段落にある次のような彼女の主張で ある。「このような暴力に陥ることなく、 私たちが多様性に基づいた社会を設計する には何が必要なのだろうか。今一度立ち止 まって、私たち全員が考えてみる必要があ るのではないだろうか。それは「ターフ」 を見つけ出して、制裁を加えることではな く、問題の構造を見据えた私たちの社会的 合意の達成によってなされるものであると 信じている | (千田 2020a: 254)。「多様性 に基づいた社会」は「私たちの社会的合意 の達成によってなされるものである」と、 彼女はその論考を締め括る。このような提 言は特段問題のない主張に思えるかもしれ ないが、しかし、ここで着目すべきは、こ の提言が先の引用部の直後に置かれている 点である。すなわち、先の引用部と併せて この最後の主張を読むなら、「社会的合意 の達成」を妨害しているのはトランス及び そのアライの側だ、と彼女が想定している のは明白なのである。あるいは言い換えれ ば、たとえ彼女にそのような「意図」がな かったとしても、結果として、彼女の主張 は読者にそのような「効果」を与えるもの である。

このような、トランスが「私たちの社会的合意の達成」を妨害する主体として表象されている点に関して言えば、次のサラ・アーメッド(Sara Ahmed)によるトランス排除の分析が見事に当てはまっていると言えるだろう。アーメッドは論文 "An Affinity

of Hammers"で、「「私たちは本当に話し合 うことができないのかしという希望に満ち たリベラルな問い」さえトランスに対する 「殴打」になりうると述べている (Ahmed 2016:31)。というのは、「そのような問い は、この問題の話し合いに参与することを 拒絶する人々を、不和の原因にしてしまう からだ。そのため、圧力をかける「トラン ス活動家一、話を聞かず、関わろうとしな い「トランス活動家」、フェミニストの批 評をブロックするために「トランスフォビ ア」という言葉を使う「トランス活動家」 たちは、和解というリベラルな約束〔……〕 を邪魔する人とみなされてしまうのだ| (Ahmed 2016: 31)。千田の提言は明らかに、 トランスを叩くハンマーとして機能してい ると言えるだろう。そこでは、トランスは 「和解というリベラルな約束〔……〕を邪魔 する人」として表象されているのだ。

したがって、トランスという形象は千田の論考において、「破壊活動」を行う暴力的主体として、そしてまた「私たちの社会的合意の達成」を妨害する主体として、表象されていると言える。社会的混乱を引き起こしているのは彼女にとってトランスの側なのであり、一部のフェミニストの「不安」に寄り添わないのもトランスの側なのだ。そこには明らかに、「想像的逆転」のメカニズムが働いていると言えるだろう。

Ⅲ. ポストフェミニズムとしてのトランス

このような「想像的逆転」に貫かれた千田の論考はまさにそのために、多くの人から批判されることになったが、本節では、それらの批判のなかでもあまり注意を引か

なかった点を考察することにしたい。それは、千田がトランスを「ポストフェミニズム」に「親和的」な主体として描いている点であり、まさにそこにこそ、トランス排除的なフェミニズムの認識論的枠組みが透けて見えるように思われるからである。

順を追ってみていこう。彼女はトランスジェンダーを「ポストフェミニズム」に「親和的」な主体として表象する上で、ジェンダー論の歴史を三期に分けて説明する。この「ジェンダー論の第三段階」なるものはジェンダー研究者にとっても「新奇」なものであるが、ここでは千田によるジェンダー論の整理を確認しておくに留める。トランスジェンダーは千田によれば、このジェンダー論の「第三期」に位置づけられる。以下、彼女の整理をみていこう。

千田によれば、ジェンダー論の「第一期」 は、「「ジェンダー」という概念が出現した 時期」(千田 2020a: 250) であり、ロバー ト・ストラー (Robert Stoller) やジョン・ マネー (John Money) らの名が挙げられる。 そこでは、「「身体」は不可視化され、ジェ ンダー・アイデンティティやジェンダー・ ロール〔……〕が社会的に創造されること が焦点になった」(千田 2020a: 250)。「第 二期 | では、ジュディス・バトラー (Judith Butler) の名が挙げられている。そこで彼女 が述べているのは、この「第二期」におい て「「身体」までも社会的に構築されてい るのだという考え方」(千田 2020a: 251) が 波及したということである。そして、「第 三期」はこの「第二期」の考え方をさらに 推し進めたものであるとされ、「身体もア イデンティティも、すべては「フィクショ

ン」であるとされるのであったら、その再構築は自由におこなわれるべきではないかという主張」(千田 2020a: 251) にまとめられる。

ここで重要なのは、トランスジェンダー がこの「第三期」の考え方に則ったもので あると考えられている点である。彼女曰く、 「これはトランスに限らない。美容整形やコ スメ、ダイエット、タトゥーなどの身体変 容にかんする言説を検討すれば、身体は自 由につくりあげてよい、という身体加工の 感覚は私たちの世界に充満している」(千 田 2020a: 251 強調引用者)。あるいは、「た またま、「割り当てられた」身体やアイデ ンティティを変更して何の不都合があるだ ろうかという論理は第三期的ななにかであ る」(千田 2020a: 251 強調引用者)。このよ うに、千田はトランスジェンダーを、「第三 期的ななにか | によって生み出された存在、 あるいは「第三期的ななにか」と密接に関 連している存在として捉えていることがわ かる――千田自身はこのような「第三期的 ななにかしとトランスの関連を否定してい るが (千田 2020b)、傍点を付した箇所は明 らかにトランスを想起させる記述である。

このようなトランスジェンダー理解が明らかに不正確かつ不十分であるのは、すでに先に触れたゆなによる論考でも指摘されている。例えば、彼女は次のように述べている。「私たちトランス女性は不自由にも、自分たちにもどうしようもできない仕方で女性であるからなのです。それは、私たち自身にもまったく自由にならないことなのです。もちろん、男女二分法におさまらないアイデンティティを持つひともいま

すが、そのひともまた、男女二分法の外部にいることを自ら自由に選んだわけではなく、おそらく当人にもどうしようもない仕方でいずれの性別にも属せないのだろうと想像します」(ゆな 2020)。トランスにとってのアイデンティティは自由に選択したり再構築したりする代物ではない。それは語の厳密な意味で感じられるものである(トランスの経験をこのような「感じられる」という観点から考察したものとして、拙論(藤高 2019b)を参照)。

さて、ここで私が焦点を当てたいのは、この「第三期的ななにか」が「ポスト・フェミニズムの時代と親和的である」(千田 2020a: 251) という彼女の次のような主張である。

こうした感覚〔身体やアイデンティ ティは自由に再構築されるという感 覚:引用者注]は、ポスト・フェミニ ズムの時代と親和的である。男女平等 は、現実には達成されていない。男女 の賃金格差から女性の政治参加から、 不平等はそこかしこにある。なんと いっても日本のジェンダーギャップ指 数は一二一位である。しかし、にもか かわらず、男女平等は達成されたとい う前提で、様々な問題を個人の「選択 | や「責任」に帰する時代が、ポスト・ フェミニズムである。男女の差はあた かも消滅し、男女平等がすでに達成さ れたかのように扱われる。[......] そこ では、男女平等を主張するフェミニス トは、自ら「女」というジェンダー・ア イデンティティを「選択」したにもか かわらず、その結果が気に入らない、不平等だと、「性別」というカテゴリーを利用して文句をいう人たちにすらみえる。自分の「自由な」「選択」にもかかわらず、「性別」などという窮屈なカテゴリーを改めて持ち出して、自己正当化のためにひとびとを「性別」に押し込めてくるひとたちとすら表象される。(千田 2020a: 251)

彼女によれば、ポストフェミニズムと は「男女平等は達成されたという前提で、 様々な問題を個人の「選択」や「責任」に帰 する | ものであり、そして、それは、「フェ ミニスト」に対して「自己正当化のために ひとびとを「性別」に押し込めてくるひと たち」と非難するものであるから、要する に反フェミニズムであり、フェミニズムに 対するバックラッシュである。トランスを 含む「第三期的ななにか」は彼女にとって、 ポストフェミニズムであり、フェミニズム に対するバックラッシュなのである(千田 はジェンダー論の各々の「段階」は「理 念系」にすぎないと断っているが(千田 2020a: 251)、しかし、「第三期」をポスト フェミニズムに「親和的」と表象している 点で明確に価値判断を下している)。

ここから、「ポストフェミニズムとしてのトランス」という構図が彼女の論考から浮かび上がることになる。トランスジェンダーは「たまたま、「割り当てられた」身体やアイデンティティを変更して何の不都合があるだろうかという論理」によって規定され、その感覚/論理は「第三期的ななにか」であるとされる(千田 2020a: 251)。こ

の「第三期的ななにか」が「ポストフェミニズム」と「親和的」とされるのは、それが「性別」という「社会的な問題」を「個人の選択の問題」に還元するものだからであり、それはフェミニズムを攻撃するものと想定されている。「トランスジェンダー」とは彼女にとって、「第三期的ななにか/ポストフェミニズム」の象徴的な例であり、フェミニズムの基盤と考えられているもの——要するに、性別——を瓦解させる存在として想像されているのだ。

重要なのは、この「ポストフェミニズム としてのトランス」という図式が程度の差 はあれ「トランス排除的なフェミニズム | に共通して認められる点である。実際、「ト ランスジェンダーの存在を認めれば女性の 権利や安全が守られない」といった類の主 張はとりわけネット上でよく見かけられ る。そこでは、トランスジェンダーは「女 性の安全」や「フェミニズムの基盤」を脅 かす「脅威」であると想像されている。ト ランス排除的言説においてたびたび話題に なる銭湯やトイレの議論で問題になってい るのは「トランスジェンダーの存在を認め れば、トランス女性を装う性犯罪目的の男 性の存在も許してしまう」ということであ るが、このような認識の背景には、「トラン スジェンダーの存在を認めれば、二元論的 な性別そのものが瓦解してしまう」という 「不安/恐怖」があるのではないだろうか。 ここで、千田の論考以外の例を取り上げ よう。それは、杉田水脈の物議を醸した文

よう。それは、杉田水脈の物議を醸した文章「「LGBT」支援の度が過ぎる」である。ここでは、その文章を千田の論考との共通点に着目しながらみていこう。両者のテク

ストの興味深い共通点とは、その「性同一 性障害者/トランスジェンダー | の位置づ けである。千田の論考において、「性同一性 障害/トランスジェンダー | はあの「ジェ ンダー論」の「第二期」と「第三期」にそれ ぞれ割り振られている。彼女は次のように 述べている。「「ジェンダー・アイデンティ ティ」は生まれながらにして所与であり、 変更不可能であるからこそ、手術によって 身体を一致させたいという GID をめぐる 物語が典型的に第二期的なものであるとし たら、たまたま、「割り当てられた | 身体や アイデンティティを変更して何の不都合が あるだろうかという論理は第三期的ななに かである(どちらが優れているといってい るのではない。これらは理念型であり、現 実には両者の論理はもちろん混在しうる)」 (千田 2020a: 251)。トランスの存在をこん な風に理論によって分断してみせるのもか なり暴力的だが、「どちらが優れていると いっているのではない | ――そんなことは 当たり前である――と述べながら、しかし すでに指摘したように、「トランスジェン ダー」は「第三期」の「産物」とされ、そ してこの「第三期」は「ポストフェミニズ ム」に「親和的」なものとして描かれる のだから、彼女は明白に、「性同一性障害 者 | よりも「トランスジェンダー | を問題 視しているのである。そして、このような 彼女の「性同一性障害者/トランスジェン ダー」の区別は、杉田の論考「「LGBT」支 援の度が過ぎる」で表明されているものと ほぼ一致する。杉田は「LGBT」に税金を 使うべきではないと主張したことで批判さ れたが、「性同一性障害」は「障害」だか

ら「医療を充実させるべき」とも主張している(杉田 2018: 59)。しかし他方で、「自分が認識した性に合ったトイレを使用することがいいことになるのでしょうか」と問い、「Tに適用されたら、LやGにも適用される可能性だってあります。自分の好きな性別のトイレに誰もが入れるようになったら、世の中は大混乱です」(杉田 2018: 60)とも述べており、明示的に「トランスジェンダー」を攻撃している。

もちろん、千田は杉田の政治的立場に替 同しないだろう。しかし、ここで着目した いのは、「性同一性障害/トランスジェン ダー | をめぐる奇妙な図式が両者において 共有されている点である。杉田にとって、 「性同一性障害」は「障害」だからやむを えないが、「T」と略語で呼ばれているもの は「自分の好きな性別」を自由に選ぶこと ができる主体である。千田の論考において も、「GID | は「「ジェンダー・アイデンティ ティ は生まれながらにして所与であり、変 更不可能である | というそのやむにやまれ ぬ状態によって規定されており、その表象 は「たまたま、「割り当てられた」身体やア イデンティティを変更して何の不都合があ るだろうかという論理 | によって規定され る「トランスジェンダー」と対照的である。

杉田の「自分の好きな性別のトイレに誰もが入れるようになったら、世の中は大混乱です」という世界観はまさに「ポストフェミニズムとしてのトランス」という認識論的図式によって可能になっている。「ポストフェミニズムとしてのトランス」は、身体やアイデンティティを自由に再構築し、性別を「個人の選択の問題」に変え

る存在だからだ。その図式の下では、あたかも、トランスジェンダーの存在を社会的に認めることが即、性別を解体することを意味するかのような、一種の陰謀論的な議論が展開されていくことになる。

Ⅳ. 「トランス」から「中性人間」へ

千田の論考からみえてきたのは、「ポス トフェミニズムとしてのトランス | という 形象だった。そこではトランスジェンダー は、身体や性差を自由に再構築することの できる存在、いわば「性差をなくす」存在 であり、フェミニズムに対するバックラッ シュとして表象されていた。ここで私は千 田の論考からいったん離れて、このような 「ポストフェミニズムとしてのトランス」 の「前例」を考察することにしたい。それ によって、千田の論考が抱える問題がなに も突然噴出した新たな問題ではなく、過去 のフェミニズムの負の遺産を継承したもの でもあることを確認したい。そこで思い起 こされるのが、ジェンダーフリー教育をめ ぐる肯定派と否定派の議論であり、両陣営 から排除された「中性人間」という形象で ある。

風間孝はその論文「「中性人間」とは誰か?――性的マイノリティへの「フォビア」を踏まえた抵抗へ」で、ジェンダーフリー教育をめぐる肯定派・否定派双方の言説に共通している「中性人間」の排除について考察している。「中性人間」という形象はジェンダーフリー教育否定派の言説から生まれたものである。風間は、当時の民主党議員の中山義活の国会質問を否定派の典型的な言説として分析し、次のようにまと

めている。

ここで、中山の主張にみられるジェン ダーフリー批判を行うための二重の戦 略を読み解き、それがひとつの典型で あることを指摘したい。その戦略と は、つぎの二つからなる。①ジェン ダーフリー教育を、性差を否定する教 育として批判をおこない、その結果 「中性人間」が生まれることになると 主張する。②その一方で、ジェンダー フリー教育批判をおこなうときの性差 の是認という自らの立場が性差別を肯 定するものではないとの弁護を行う (性差別主義者でないことの弁解)。性 差の強調もしくは「らしさ」の保持は、 性差別を擁護しているのではないかと いう疑念を人々に抱かせかねない。そ こでジェンダーフリー否定派は、性差 別を肯定していないと弁解しつつ、性 差の必要性を説くという綱渡りをして いるのだ。こうしたリスクを冒す中で 用いられるのが「人間の中性化」とい うフレーズなのだ。(風間 2007: 26)。

否定派の言説は、ジェンダーフリー教育が性差や「女/男らしさ」をなくし、その結果「中性人間」なるものを生み出す、という論理からなる。これが否定派の典型的な言説であり、そこには同性愛者やトランスジェンダーへのフォビアが背景にある。「「ジェンダーフリーの行き着く先は同性愛の肯定」「『意識改革』の後に待っているのは"オカマの授業"」といった主張に端的に示されているように、ジェンダーフリー

教育や「過激な性教育」を批判する書籍には、同性愛(者)やトランスジェンダーへの嫌悪や恐怖(ホモフォビア/レズボフォビア/トランスフォビア)がしばしば顔を出す」(風間 2007: 23)。

このように否定派が言及している「中性 人間」とは一体誰のことなのか。風間は、 「第一五六回国会参議院 国民生活・経済 に関する調査会」において参考人として呼 ばれた深層心理学者の林道義の発言を分析 して、次のように述べている。

> すなわち、ジェンダーフリー教育に よって「男女の区別がはっきり」しな くなると、「アイデンティティの確立」 に支障が生じ、その結果異性との関係 がうまくつくれなくなり、「同性愛に 傾 | く者が生まれ、子孫を残す行動に 支障が生じるというのである。林は男 /女というジェンダー・アイデンティ ティ(性同一性)に支障、すなわち「障 害!をもつようになった結果、異性と 性的に親密な関係を持つことのできな くなったセクシュアリティを同性愛と して理解している。林にとって中性人 間とは、性同一性障害と同性愛を重ね 合わせた存在なのである。(風間 2007: 27 強調引用者)

否定派にとって、「中性人間」とは「性同一性障害と同性愛を重ね合わせた存在」なのである。その論理に従えば、ジェンダーフリー教育によって、ジェンダー・アイデンティティになんらかの「支障」が生じ、その結果、セクシュアリティが同性へと「傾

く」ことになるのであり、したがって、ここで語られている「中性人間」とはいわば「同性愛者」と「トランスジェンダー」の混合物なのである。だからこそ風間が述べているように、「ゲイやレズビアン、トランスジェンダーを「中性」と位置づけ「フォビア」を煽る性別二分法の枠組み自体を問題化する方向性を模索していく必要がある」(風間 2007: 31) のだ。

それでは、このような否定派の主張に対 して、肯定派はどのように応じてきたの か。否定派が語る「中性人間」に、肯定派 はどのような言説戦略を行ったのか。たし かに風間も述べているように、「こうした 「フォビア」に対抗してジェンダーフリー 肯定派は性的マイノリティを含む多様なア イデンティティを包含した「平等」を主張 し、バックラッシュに対抗してきた」(風 間 2007: 23) 側面がある。しかし、風間が 問題にしているように、否定派が語る「中 性人間 | あるいは「人間の中性化 | につい ては、肯定派は往々にして「否定形で語る」 (風間 2007: 23) ことによって応じてきた。 肯定派の主な主張は次のようなものだっ た。曰く、ジェンダーフリー教育は性差を なくすものではない、中性人間を作り出す ものではない、「中性人間」は否定派が捏 造したフィクションである、と。このよう な応答はしかし、セクシュアル・マイノリ ティへのフォビアを温存・再生産してしま う効果をもつものである。

> 現存する性的マイノリティと結びつけ て語られる中性人間に対し、ジェン ダーフリー教育はこのような人々を生

み出さないと、その存在を否定形で語ることは、否定派と肯定派との間で「中性人間は好ましい存在ではない」とする共通認識をつくりだすことになる。「女っぽい男」や「男っぽい女」、ジェンダー・アイデンティティに「支障」を生じた人間、同性愛の欲望をもつ人間、異性にあこがれをもたない人間は、ジェンダーフリー教育によって生み出されないと主張することになってしまう。(風間 2007:30)

ここで問題なのは、「中性人間は好ましい存在ではない」とする認識が肯定派の言説においても温存されていることである。「性差をなくす存在」としての「中性人間」という形象は、「ジェンダーフリー教育は性差をなくすものではない」と肯定派が「否定形で語る」ことによって、肯定派の言説においても否定的な存在として温存されてしまったのである。

以上の考察から浮かび上がるのは、千田が語っていた「ポストフェミニズムとしてのトランス」がジェンダーフリー・バッシングの時代に生まれた「中性人間」という言説と構造的に重なっている点である。なぜなら、それらの言説のいずれにおいても、「トランス」や「中性人間」は「性差をなくす脅威」として否定的に表象されてフェミニストと保守派の言説が奇妙にもフェミニストと保守派の言説が奇妙にも一致してしまっている点も共通している。千田の「ポストフェミニズムとしてのトランス」という問題は過去のフェミニズムの負の遺産を継承・反復してしまっているので

ある。

本節での考察は、「ポストフェミニズムとしてのトランス」と「中性人間」それらの言説の構造的な重なりを明示するものであった。しかし、それは同時に、「中性人間」から「トランス」へのあいだにある差異や変化をも指し示す。ジェンダーフリー・バッシングの時代において排除の対象になっていたのは「同性愛者」と「トランスジェンダー」の「混合物」である「中性人間」だったが、現在、その対象は移行し、「中性人間」から「トランス」へと移っていると言えるかもしれない。次節では、このような歴史的な変化について考察する。

V. 「中性人間 | から「トランス | へ

「中性人間」から「トランス」への歴史的変化を考察する上で、以下の鈴木みのりの言葉をまず取り上げたい。鈴木は、2018年の杉田水脈の「生産性」発言に対する抗議街宣でスピーチを行った経緯について語っている箇所で次のように述べている。

メディアで「LGBT」という看板が使われるとき、それらアルファベットのどの属性に関する話題で、その文字の奥にいる「誰」にとって、そしてその「誰」の生活においてどのように、差別的な言動や社会構造が危機をもたらしているのか、見えないことが多い。数も声も大きいシスジェンダーの男性/女性であるゲイやレズビアンの人々の一部が、切実に解決を求める問題のためだけに自分の存在の一部を「T」として利用されたくなかった。可視化が

大事ともよく聞くけれど、望むと望まざるにかかわらず見た目や声から勝手に有徴性を拾われて「トランスだ」と名指しされ、可視化されている・しまう、それゆえの困難については意識すらされない状況は居心地が悪かった。(鈴木 2020: 38)

このような状況はディーン・スペイド(Dean Spade)の表現を借りれば、「LGB fake-T」と言える(Spade; Salamon 2010=2019)。鈴木が述べているように、「トランス」は「T」という頭文字で表面上は表象されながら、その社会的困難は不可視化される。「LGB feke-T」とはまさに、「数も声も大きいシスジェンダーの男性/女性であるゲイやレズビアンの人々の一部が、切実に解決を求める問題のためだけに」「T」が「利用」される状況を指すと言えるだろう。

また、例えば元参議院議員でゲイであることを公表している松浦大悟は、2019年1月5日のAbemaTV「みのもんたのよるバズ!」での発言などをはじめ、LGBT 差別解消法案を批判するために、その法案を認めれば「男性器のついたトランスジェンダーを女湯に入れないと差別になってしまう」といった発言を繰り返している。そこでは、トランスは不可視化されているだけでなく、「危険な存在」としてスケープゴート化されていると言える。

アメリカ合衆国の文脈においてではあるが、スーザン・ストライカー (Susan Stryker) は同様のことを「クィア」という語の使用の変遷に即して次のように指摘している。

クィア・スタディーズはトランスジェ ンダーの課題を理解するのにもっとも 適した場でありつづけている一方で、 大抵クィアは「ゲイ」や「レズビア ン」の婉曲表現になっており、異性愛 規範とは異なる主要な手段としてセク シュアル・オリエンテーションとセク シュアル・アイデンティティを優先す るレンズを通してトランスジェンダー の現象は大抵誤解されている。もっと も私が懸念しているのは、「トランス ジェンダー | がますますあらゆるジェ ンダー・トラブルを含む場として機能 していることであり、それによって、 同性愛と異性愛をともに人格の安定し た、規範的なカテゴリーとして保証す るのに用いられていることである。こ れは壊滅的で、隔離的な政治的な帰結 である。これと同じ論理が、現在、反 同化主義的な「クィア」ポリティクス を、より口当たりの良い LGBT の市民 権運動へと変質させている。(Stryker 2004: 214)

ここでストライカーが指摘しているのは、「ゲイ」や「レズビアン」の影でトランスが不可視化されているとともに、トランスの存在が「ジェンダー・トラブル」とみなされることで「同性愛と異性愛をともに人格の安定した、規範的なカテゴリーとして保証する」ためにスケープゴート化されるというトランスをめぐる二重の苦境である。そして、トランスを「ジェンダー・トラブル」として表象する後者の立場こそ、

先に言及した松浦の立場であり、本論で検討した千田の論考やトランス排除的なフェミニズムである。

このようなトランスをめぐる現状を概観 すると、セクシュアル・マイノリティに対 する排除的な言説がジェンダーフリー・ バッシングの時代から変化している可能性 を指摘することができるだろう。かつて 「中性人間」と呼ばれていたものは、「同性 愛者」と「トランスジェンダー」の「混合 物」であった。当時において、「中性人間」 は「性別をなくす」脅威として考えられて おり、そこでは「同性愛者」も「ジェン ダー・トラブル | とみなされていた。しか し、現在において、排除的言説はより明示 的に「トランスジェンダー」を標的にした ものに変化しつつある。そして、そこで標 的にされている「トランスジェンダー」の イメージこそ「ポストフェミニズムとして のトランス」である。

そこで想像される「トランス」は、身体やアイデンティティを自由に再構築し、「たまたま、「割り当てられた」身体やアイデンティティを変更して何の不都合があるだろうか」(千田 2020a: 251)と居直ってみせる主体である。Twitter上のトランス排除的言説においてしばしば引き合いに出される尾崎日菜子のツイート「あたしとか、チンコまたにはさんで、「ちーっす」とかいって、女風呂はいってんのやけど、意職が低す

ぎ? | は、まさにこのような「ポストフェ ミニズムとしてのトランス」を言語的に表 したイメージである³。逆に言えば、トラン ス排除派にとっての「トランス」とはまさ にこれなのである(あるいはさらに言い換 えれば、尾崎のツイートはトランス排除派 が想像するトランス像を結果的に暴くもの だったとも言えるだろう)。実際には、この ツイートは「クィアな友人 | が自らの「X ジェンダー性にナーバスになっていたので 別の視点を導入するため」という文脈で語 られた「冗談/フィクション」であり、また 尾崎は「フィクションであっても、その後、 こちらの意図とは違う別の混乱を招いてし まったことについては謝罪」している⁴。そ して、実際の経験に関しては次のように述 べている5。「例えば、旅行先ではシャワー の個室のある部屋に泊まったり、予め予約 の時にトランスであることを告げ、大浴場 の営業後に浴場を使わせてもらったりして います。それでも、宿を予約する時、入浴 に難色を示されることがあります。その時 はどんなに泊りたい宿でも、宿を代える場 合もあります」。「また、銭湯に行きたいこ とも多くありますが、多くの場合、事前に 電話で問い合わせると、それとなく断られ ます。入ることができたとしても、着衣で の岩盤浴などです」。これらの経験の方が ずっとトランスの「リアル」を伝えるもの と思われるが、しかし、トランス排除派に

³ 尾崎のこのツイートに関する重要な考察として、清水 2020 を参照。

⁴ 詳しくは、twitter.com/hinakoozaki/status/1111895157295579136?s=20 を参照。

⁵ 以下の尾崎の一連のツイートに関しては、「トランスジェンダーが自分自身を説明する際に要するコストと、回答を求めるものとのコストの非対称性について」(2021年4月2日取得,https://togetter.com/li/1245003)を参照。

とっては「チンコまたにはさんで、「ちーっ す|| の方こそが「トランス | の「リアル | なのである。それはそのツイートの文脈は もちろん、そのツイートの語り主である尾 崎自身からさえも離れて、「これこそがト ランスだ」という「リアル」を構成してい く。このような「現実」の上書きによって、 実際のトランスの生きられた経験や語りは 「なかったことにされて (derealized) | いく。 「ポストフェミニズムとしてのトランス」 (あるいはより広く一般にトランス排除的 な言説) のもっとも破滅的な効果とはこの ような「現実」の上書きである。それはジュ ディス・バトラーが「非現実化=なかった ことにすること (derealization) | と呼んだ ものである。

> 非現実だと言われること、そう呼ば れること [......] は、人間なるものが それを引き換えに作られるところの 者(あるいはモノ)である他者になる ことである。[.....] コピーと呼ばれる こと、非現実と呼ばれることは人が抑 圧される方法の一つだが、しかし、考 えてみてほしい。抑圧されるというこ とは、あなたはなんらかの主体として すでに存在していること、支配的な主 体に対して可視的で抑圧された他者と して、少なくとも可能的、潜在的には 主体として存在していることを意味す る。しかし、非現実であることはそう ではない。抑圧されるには、あなたは まず理解可能であらねばならない。あ

なたが根本的に理解不可能だということ [……] を見出すことは、あなたはまだ人間へのアクセスをもっ身ががあたことを見出すこと、あなた自身があれたがあること、あなたがねにそうじゃないという感覚をあっていること、の場でを見出すこと、あなたのにはない、なぜなら承認が生じるという。ということを見出すことであり、ということを見出すことである。(Butler 2004b: 30 強調原文)

この記述はまさにトランスが置かれてい る現在の状況を照射しているだろう。「ポス トフェミニズムとしてのトランス」という 幻影がトランスの「現実」になるとき、トラ ンスであるあなたの語りは「非現実」の烙 印を押され、「なかったことにされる」。そこ では、その幻影の方があなたの具体的な存 在や経験よりも「現実」として優先される からである。トランスの「現実」が上書きさ れるとき、「私はあなたの隣で生きている」 というたったそれだけの「事実」が政治的 な争点になる。それは、トランス排除的な 言説において、トランスが「人間」へのア クセスを奪われ、その「生きている」とい う「現実」が「なかったことにされる」か らである。だからこそ、そのような暴力に対 して声をあげるトランスたちは、あたかも ただ人間であるかのように語りながら、し かし「私」は「そうじゃないという感覚を

もって語っていること」を見出さざるをえない⁶。「ポストフェミニズムとしてのトランス」とは、トランスの「現実」を上書きする「非現実化」の暴力である。

Ⅵ. おわりに

現在、トランスにとって、「フェミニズム」も「LGBT」も十分には「安全なスペース」(あえてこの表現を用いよう)足りえていないのが現状である。とりわけ、「トランス排除的ラディカル・フェミニズム」の言説に触れて、「フェミニズム」に自らの居場所はないのだと感じるトランス当事者は多いだろうと推察される。これが「フェミニズムの現在」の姿なのか――トランスの傷や痛みを後回しにし、黙殺し、さらにはその傷を抉りさえするフェミニズムの現在」の「一側面」なのだと遺憾ながら認めなければならないだろう。

しかしながら、フェミニズムのすべてが

「トランス排除的なフェミニズム」である わけではもちろんない。むしろ、フェミニ ズムは「ともにあるためのフェミニズム」 でもあった/ある。フェミニズムは「女た ち」内部の多様な差異をいかに思考し、そ して、いかにして「私たち」が「ともにあ る」ことができるかを模索してきた思想で あり、運動である。なぜ、このようなイン ターセクショナル・フェミニズムの系譜⁷ があるにもかかわらず、トランスはフェミ ニズムの「敵」であるかのように考えられ ているのか。そこに「フェミニズムの未来」 があるとは到底思えない。むしろ、「フェミ ニズムの未来しとは、これまで「ともにあ る」ことを模索してきたフェミニズムの歴 史的実践のなかにこそあるのではないだろ うか。「私たち」がなすべきことは、その系 譜を手繰り寄せ、現在に結びつけていく実 践である。

参考文献

Ahmed, Sara, 2016, "An Affinity of Hammers," in TSQ, vol. 3, no. 1-2: pp. 22-34.

Butler, Judith, 2004a, "Endangered/Endangering: Schematic Racism and White Paranoia," in Salih, Sara & Butler, Judith ed., *The Judith Butler Reader*, Singapore, Blackwell Press: pp. 204-211.

______. 2004b, *Undoing Gender*, New York and London, Routledge Press.

藤高和輝, 2019a, 「後回しにされる「差別」――トランスジェンダーを加害者扱いする「想像的逆転」 に抗して | 『Wezzy』 (2021年1月2日取得, https://wezz-y.com/archives/67425).

⁶ 夜のそら: A セク情報室が語っている「未来からの産業廃棄物」という比喩はこの感覚を表現しているように思われる(夜のそら: A セク情報室 2020)。

⁷ この系譜に関しては、拙論(藤高 2020)を参照。

『女性学』 15号: pp. 23-33.

- 菊地夏野, 2019, 「憧れと絶望に世界を引き裂くポストフェミニズム――「リーン・イン」、女性活躍、『さよならミニスカート』」『早稲田文学』 21号: pp. 4-12.
- 酒井隆史, 2016, 『暴力の哲学』 河出文庫.
- Salamon, Gayle, 2010, Assuming a Body: Transgender and Rhetorics of Materiality, Columbia University Press. (= サラモン, ゲイル, 2019, 『身体を引き受ける――トランスジェンダーと物質性のレトリック』以文社.)
- 千田有紀, 2020a,「「女」の境界線を引きなおす――「ターフ」をめぐる対立を超えて」『現代思想』 48号, 4巻:pp. 246-256.
- 清水晶子, 2020, 「埋没した棘——現れないかもしれない複数性のクィア・ポリティクスのために ——」 『思想』第1151号: pp. 35-51.
- Spade, Dean, "Remarks at Transecting the Academy Conference (rough notes)," (Retrieved January 9, 2021, http://www.makezine.org/transecting.html).
- Stryker, Susan, 2004, "Transgender Studies: Queer Theory's Evil Twin," in *GLQ: A Journal of Lesbian and Gay Studies*, vol. 10, no. 2: pp. 212-215.
- 杉田水脈, 2018,「「LGBT」支援の度が過ぎる」『新潮45』436号:pp. 57-60.
- 鈴木みのり、2020、「取るに足らないおしゃべりの中から」井上彼方編『私・からだ・社会についてフェミニズムと考える本』社会評論社: pp. 33-42.
- 夜のそら: A セク情報室, 2020,「未来人と産業廃棄物――千田先生の「ターフ」論文を読んで」 (2021年4月5日取得, https://note.com/asexualnight/n/n8ef173987d74).
- ゆな、2020、「千田有紀「「女」の境界線を引きなおす:「ターフ」をめぐる対立を超えて」(『現代思想3月臨時増刊号 総特集フェミニズムの現在』)を読んで」『ゆなの視点』(2021年1月2日取得、https://snartasa.hatenablog.com/entry/2020/02/20/034820).

(掲載決定日:2021年5月14日)

Abstract

Trans as Postfeminism?: Critically Reading Transphobic Discourse in Japan

Kazuki FUJITAKA

This article clarifies the structure of transphobic discourse in Japan, focusing on Yuki Senda's "Onna' no kyoukaisen wo hikinaosu"(2020), a text constantly criticized for its transphobic description since its publication. A critical reading of the article indicates its disclosure of the epistemic framework of trans-exclusionary radical feminism in Japan, or "trans as postfeminism." According to this worldview, transgender people deny feminism because they represent the elimination of the differentiation of biological sex. This analysis of Senda's article reveals the mechanism of transphobic epistemology in trans-exclusionary radical feminism. In so doing, it highlights the importance of an intersectional perspective and the necessity of trans-inclusive feminism.

Keywords

transgender, imaginary inversion, postfeminism, LGB fake-T, intersectionality

ケイト・マン著/小川芳範訳

『ひれふせ、女たち

ミソジニーの論理』

(慶應義塾大学出版会 2019年 ISBN 9784766426359 3200円+税)



林 美子

(お茶の水女子大学大学院 博士後期課程)

2020年2月、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の森喜朗会長(当時)が「女性が多い会議は時間がかかる」と発言し、女性蔑視だと非難を浴びた。森は辞任し、会長職を自らと同世代の男性に引き継ごうとして再び批判を受け、最終的に橋本聖子五輪担当相(当時)が後任に就いた。橋本は過去に男性元アスリートへのセクシュアルハラスメントが報じられ、政治家として森を「父」と呼ぶことでも知られる。これで問題が解決したと言えるのか、疑問が残る落着である。

この顛末は、マンが本書で強調している主題にそのまま当てはまるだろう。ミソジニーは、それを行う個人の偏見に焦点をあてると本質を見失う。ミソジニーは構造的・社会的な現象であり、家父長制的規範がその背景にある。マンが言及するように、ミソジニー男という「腐ったリンゴ」を取り除けば済む話ではない。リンゴの比喩をさらに使わせてもらうと、リ

ンゴの腐敗にはリンゴ箱が置かれた場所 の湿度や温度などの環境と、箱の構造が 関係する。だから、問題を解決するには箱 の置き場所を変えるか箱の構造そのもの を改める、つまり、社会の構造そのものを 揺り動かしていく必要がある。

言い方を変えると、森発言は、古今東西の女性たちがさらされてきた天文学的な数の排除、侮辱、冷笑、暴力、殺人等に新たな一例を加えたにすぎない。繰り返されるパターンに共通する問題の本質を、マンは専門領域である道徳哲学のアプローチから解明を試みる。

マンによると、ミソジニーは非対称な 道徳的援助の関係を使って、男性が女性 を利用することにかかわっている。非対 称な道徳的援助とは、女性が、特権的な立 場を占める男性のために養育、慰安、無償 労働といった援助をこなす存在だという ことである。ミソジニーの機能の大部分 は、これらの役割が果たされるように監 視し、女性から道徳的な財や資源を引き

出すことにある。それ以外の機能は、このような役割を果たさない女性著名人のような存在に対して向けられる攻撃である。彼女たちはケアする存在としての女性ではなく、権力欲が強く、思いやりがなく、支配的だとみなされる。彼女たちは誤った道徳規準に照らして道徳的に誤っていると評価され、ミソジニーの標的となり、それらの攻撃は女性に割り振られたケア役割を強化する機能を果たす。

まず必要なのはミソジニーの定義である。マンは一般的な定義を「素朴理解」と呼ぶ。「素朴理解」ではミソジニーを、ある個人が女性に対し、女性というだけの理由で嫌悪、敵意などの感情を抱く傾向を指すとし、個人の心理のレベルで説明しようとする。しかし、個人の内面は外部からは事実上ほとんど認識できない。その結果、ミソジニーの被害者からみてミソジニーは認識不可能となり、被害者の口封じにもつながりかねないとマンは指摘する。

この「素朴理解」に対してマンは「改良的フェミニズム理解」を提案する。ミソジニーは、第一義的にシステムまたは環境全体の属性である。女性に向けられる敵意は社会的・構造的な理由を持ち、政治的な現象であり、家父長制的性質の規範や期待なしには存在しない。それは個人的な偏見ではなく、旧来の社会規範体系が解体される過程で一部の人が覚える不快と敵意によってもたらされる。ジェン

ダー化された社会規範により自分が得ているはずの権利を奪われるという感覚が、それらの社会規範を崩そうとしていると見なされる存在への攻撃となって現れるのだ。

このように考えると、たとえば女性やノ ンバイナリージェンダーの人でもミソジ ニストでありうることが理解しやすい。マ ンは、自分自身を含め、だれもが無自覚の うちにジェンダー化された規範や期待の 執行や監視に加担している可能性がある と述べる。リンゴ箱の比喩をもう一度使 わせてもらうと、女性と男性とが別々のリ ンゴ箱に入っているのではなく、家父長 制的な道徳規範が支配する社会という同 じ箱の中の存在である以上、女性がその 影響を受けることが十分ありうるという ことだ。だから、女性が権力を持つことは、 それが家父長制の維持に貢献する限りに おいて許容される傾向がある。他方で、本 書にたびたび登場するオーストラリアの ジュリア・ギラード元首相やヒラリー・ク リントン米元国務長官のように、家父長 制に対する脅威と見なされる女性たちは 壮絶なミソジニーの標的となる。

ミソジニーを行う者たちは、ジェンダー 化された社会階層において優位を占めて いる。下位集団の者が何らかの主張を行 おうとすると、下位集団にあること自体を もってその信用性が否定され、上位集団の 者に共感が集まる。マンはこの現象を、「彼 (he)」と「共感(sympathy)」を合わせて「ヒ ムパシー(himpathy)」と名付けた。男性優位社会では「良いやつ(good guy)」は悪さをしないとの前提が共有され、性暴力の被害者ではなく加害者が同情される。加害者と被害者の位置関係が逆転し、被害者は不可視化される。それが集団間の上位一下位の構造に基づくことから、ミソジニーはしばしば人種差別と交差する。マンによると、多数の黒人女性が男性警官から性暴力を受けた事件で、白人フェミニストはほぼ沈黙したのである。

ではどうしたらいいのだろうか。本書は 明確な答えを提示していない。ただ、ミソ ジニーを行う者にも耳を傾けることを主 張する知識人の融和的な態度を批判して、 マンは、いささかためらいつつも、言うべ き言葉は「連中なんてクソ食らえ(ファッ ク・ゼム)」ではないかと記す。耳を傾ける べきは否定され、沈黙させられた被害者の 声であろう。下位集団に属する者からの異 議申し立てをきっかけとする連帯と、そこ から生じうる集団間の序列の転覆の可能 性が、豊富なエピソードの読み解きの中に 通奏低音のように響いている。

本書は、ミソジニーにまつわる数々の 疑問、もやもやに脱出口を提供する。「な ぜ加害者が被害者のようにふるまい、 人々もそのように認識するのか」「なぜ被 害者の主張は疑われるのか」「なぜ女性がミソジニーに加担するのか」……。家父長制的秩序を背景とした非対称な道徳的援助という概念を用いることで、ミソジニーという現象の切断面が鮮やかに浮かび上がってくる。

とはいえやや物足りなく感じるのは、 本書が様々な先行研究を縦横に引用し ているにもかかわらず、イヴ・K・セジ ウィックが指摘した男性間のホモソー シャル連続体とホモフォビア、ミソジ ニーの三位一体構造への言及がないこと である。セジウィックによると、男女間に 権力の不平等がある社会の中心にはホモ ソーシャル連続体があり、女性と「男らし くない男 | は排除され、女性は男同士によ る交換の対象となり、性的少数者の弾圧 によってホモソーシャルな絆は強固とな る。マンがセジウィックに触れなかった のは、セジウィックの議論がどちらかと いうとミソジニーよりもホモソーシャル 連続体とホモフォビアとの関係に重点を 置いているからだという推測も可能だろ う。ただ、セジウィックの議論を踏まえる ことで、ミソジニーに関してより立体的、 動的な理解が可能になると筆者は考え る。そういった作業は読者に残されてい るということなのかもしれない。

参考文献

イヴ・K・セジウィック,上原早苗・亀澤美由紀訳,2001,『男同士の絆 イギリス文学とホモソーシャルな欲望』名古屋大学出版会.

Mire Koikari 著

Gender, Culture, and Disaster in Post-3.11 Japan

(Bloomsbury Academic 2020年 ISBN 9781350122499 US\$115.00+税)



高橋 麻美 (お茶の水女子大学大学院 博士後期課程)

本書評を記した2021年は、マグニ チュード 9.0 の大地震とそれに伴う大津 波、原発災害により、未曽有の被害をもた らした東日本大震災から10年目となる年 である。震災以降、「危機管理」や「国土強 靭化(ナショナル・レジリエンス) |をキー ワードとする安全・安心の社会構築に向 けた新しい文化が日本に創出された。そ して、その推進に当たっては、「がんばろう ニッポン!」の掛け声のもとに、市民、ビジ ネス界、官僚、自衛隊、フェミニストなど、 多様なアクターが動員されながら、数々 の言説・実践が展開されている。ハワイ大 学女性学部教授であり、アジアと太平洋 における女性・人種・国家・軍国主義の関 連を研究する Mire Koikari 氏による本書 は、ポスト 3.11 の日本におけるレジリエ ンス文化を取り巻くダイナミクスを詳細 に検証したものである。

上記を検証する上で、本書はまず、災害は 決して自然ないし中立的に発生するもので はなく、個人と組織が多層にわたる意味付 けに参加する文化的・政治的なものである、 ということを強調する。そうした側面を理解 するためには、過去の実例が有効となる。ポ スト 3.11 の日本におけるレジリエンス文化 は、関東大震災や第一次・第二次世界大戦、 冷戦時など「国家の危機」が謳われる際、世 界各地に登場する「国家防衛 | 言説の一端 として理解すべきだと筆者は指摘する。ま たこうした言説は常にジェンダー化された ダイナミクスの中にある。男女を異なる在り 方で復興・再建に動員するジェンダーへの 注視も本書の強調の一つである。さらに、日 本のレジリエンス文化は、国内に留まらず、 国境を超えて拡大している。いかに超国家 的なダイナミクスの中でレジリエンス構築 が推進されているのか、本書はローカル、ナ ショナル、グローバルの関連性にも焦点を 当てて議論を行っている。

具体的には、Introduction を経て第2章 では、復興において中心的なアジェンダと

なったレジリエンス文化が男性権威的な 言説であり、ネオリベラリズムと新保守主 義、軍国主義を埋め込んでいることが指摘 される。その最たる言説が「国土強靭化(ナ ショナル・レジリエンス) |である。民主党政 権化の自民党内で創出された国土強靭化 は政権交代後、政策の重要概念として位置 づけられ、その流布においてはレジリエン トな国土の構築が、絶え間ない努力によっ て得られた屈強な男性身体と関係づけら れるなど、男性性が中心に置かれている。 また、国土強靭化のロジックは自己責任・ 自己啓発といったネオリベラリズムの原則 を内包するとともに、「日本人らしさ」の回 復の呼び掛けなど、新保守主義による道徳 の遵守を要請する言説ともなっている。

第3章は、レジリエンス構築における 女性の動員を考察したものである。東日 本大震災以降、将来の災害への不安が日 常化する中、家庭における備蓄品の準備 や防災訓練への参加が推奨され、女性が その主たる担い手として強調されるよう になった。特に、そうした言説・実践の創 出・流布には、防災専門家たる女性が中心 的な役割を担うなど、女性のエンパワメ ントの場ともなっていると言われる。さ らに、こうした取組はジェンダー視点か らの防災の先進事例として日本の国際的 なブランド力を高め、その推進にはフェミニストも関わってきた。ただ、レジリエンス構築は、上記のとおりネオリベラリズムと新保守主義、軍国主義を内包する言説であり、女性をジェンダー化されたケアの担い手として構築する負の側面を持つ。特に、防災言説に関わるフェミニストは、既存の支配的言説を問いただす者となく、むしろ強化している、という著者の指摘は、震災以降ジェンダー政策のつとして政府・地方自治体が推進する「男女共同参画の視点からの防災」への取組に対して批判的検討を促している¹。

レジリエンス構築において、次代を担う子ども・若者の動員は欠かせない要因である。第4章では、3.11以降、一見無垢で無害な若年向け啓発や支援が、レジリエンス構築の意味付けの場として生じていることが論じられる。例えば「生きる力」を掲げレジリエンスを育むことを目的とする教育ビジョンや、東北をその先進事例とする「OECD東北スクール」は、国家と超国家権力の双方が、それぞれのアジェンダを推進すべく、被災地を資本化している側面を持つ。また若年層向け読本では、地域伝統や災害時の絆、自衛隊の災害派遣をハイライトすることで、レジリエンス構築に関する言説を脱政治化

¹ 内閣府男女共同参画局が 2020 年 2 月に発行した「災害対応力を強化する女性の視点〜男女共同参画の 視点からの防災・復興ガイドライン〜」では、女性が参画することで「きめ細やかな」支援が行えると記載するなど、本質主義的な「女性の視点」の強調が目立つ。

し、ジェンダー役割、軍隊、国家を道徳化 していると筆者は指摘する。

第5章では、東日本大震災以降、美徳としてクローズアップされた「常磐ハワイアンセンター」成功の格言「一山一家」や、「RJK(Rainbow for Japan Kids)」におけるハワイと東北の絆は、一見被災者が「輝かしい将来に向けて前に進む」ことを推奨する言説に見えるが、過去の軍国主義、帝国主義の言説を援用し、かつそれを隠蔽・脱政治化する歴史的・地政学的ダイナミクスが明らかにされる。東北を含むアジアとハワイの関係はあまり研究されていないテーマであり、本章は被災地を多層的に捉える上で示唆が多い。

不安定な現代において、安全・安心への 呼びかけは日増しに正当性を拡大してお り、本書の意義は、そうした言説・実践に 対して批判的視点を提供した点にある。 一見無害で理想化されているレジリエン ス文化は、安全・安心を希求する人々の生 に根付いてその政治的意図を曖昧にしな がら、ネオリベラリズム、新保守主義、軍 国主義のダイナミクスを反映・強化して いることを、本書は震災後の政策、イベン ト、発行・出版物など多岐にわたるテキス トから明らかにした。そして、この指摘 は、著者が Acknowledgments で言及した とおり、終わりのない新型コロナウイル ス感染症の感染拡大に直面する今日に おいて、特に重要性が増している。目下、 世界規模で展開される危機管理の政治の

中、どのような言説・実践が推奨され、またその流布に誰がどのようなアジェンダを持って関与し、動員を促しているのか。本書を踏まえ考察することで、「ウィズ・コロナ」の時代において日常的となった安全・安心に関する言説・実践に、新たな視座がもたらされるだろう。

同時に、評者は本書において、レジリエ ンス文化と他の言説との関連性につい て、より掘り下げる余地があると感じる。 いわば、ポスト 3.11 に表出した安全・安 心に関わる言説は、レジリエンス文化だ けではなく、脱原発・反原発、放射能汚染 をはじめとする言説も含まれる。本書で はレジリエンスに関する一部の言説にお いて、メルトダウンなど原発災害への言 及を避けているという指摘(本書64頁) があるが、他方で、脱原発・反原発などの 言説において、レジリエンスの概念はど のように使用されているのか。さらに、レ ジリエンス文化を批判・対抗する言説も あったのだろうか。本書で描かれたレジ リエンス文化が、異論をはさむ余地のな い脱政治化・理想化された言説として拡 大していく中、それを批判し再度政治化 していくうえでも、対抗言説の存在は重 要であると考える。繰り返しにはなるが、 不安が拡大する現代において、本書を踏 まえ安全・安心に関する言説を批判的に 検証するとともに、そうした言説による 動員の政治性に対抗し、問い直していく ことも今後の課題となってくるだろう。

ジョアン・C・トロント著/岡野八代訳・著

『ケアするのは誰か?

新しい民主主義のかたちへ』

(白澤社発行/現代書館発売 2020年 ISBN 978476847982-7 1700円+税)



山根 純佳 (実践女子大学 人間社会学部)

家庭では子育てや介護の時間を見つけることができず、市場化されたケアは低賃金で働く人に委ねられている。この「ケアの危機」の時代に「ケアするのは誰かWho Cares?」。本書は、この問いを誰もが自分の問題として引き受け、望ましいケアのあり方について議論する「共にケアする民主主義」(39頁)へと読者を誘う。第1章は、政治学者ジョアン・トロントがブラウン民主主義賞受賞を機に執筆した講演録「ケアするのは誰か?」(翻訳)、第2章3章では訳者岡野がトロントの思想を解説している。「フェミニスト的なケアの民主的倫理」「新しい責任論」(8頁)がコンパクトに整理された良書である。

第1章では「新しい民主主義」の構想が紹介される。ケアとは「この世界を維持し、継続させ、そして修復するためになす」(24頁)道徳的実践であり、市民が生涯を通じてこの「ケアを共にする」(38頁)政体こそが新しい民主主義の理念である。

ケアする市民は、他者のニーズに関心を向けるゆえに注意深く、配慮するがゆえに責任をもち、ケアを提供するゆえに有能で、ケアを受け取る敏感な市民である。この市民は「ケアに対する責任」(39頁)を平等に引き受け「いかにしてその責任が配分されるべきか」(39頁)を議論する。この議論には、これまで公的領域から排除されてきたケアを受ける人、ケアを実践する人たちも参加し、新しいニーズをもとに、よりよいケアを実現する制度や実践の実現が目指される。

注視すべきは、トロントがこの新しい 民主主義によって、市場を財とサーヴィスの配分の最も効率的な方法とみなす「市場第一民主主義」(44頁)による社会的不平等の乗り越えを図ろうとしている点だ。新自由主義におけるケアの自己責任化は、ケアをめぐる不平等を拡大している。中産階級は「自分自身と自分の家族のケア」のために市場をとおして、子ども

に機会と選択肢を与え、また他の誰かの ケアを買うことができる。他方、貧しい人 たちはわずかな有給休暇と限られた時間 のなかで、自分でケアをまかなっている。 こうした不平等の是正のためには、「ケア 第一の市民」(60頁)による「共にケアす るための革命」が必要とされる。この革命 は、まず私たちが常におこなっている「ケ ア活動 |の価値に気づき、ケア責任を再考 することからはじまる。不平等なケア配 分を強化する「私はケア活動に向いてい ない「私は仕事で忙しい」「私は自分の家 族の世話をしている「自分自身のことは 自分でする | といった言い訳は 「免罪符 | にはなりえない(54-59頁)。そのうえで ケア第一の市民は、身近な職場、学校、教 会、クラブに民主的な方法でケアに携わ る。こうして真に民主的な社会では「ケア に満ちた生活し、すなわち必要な時には他 者からよくケアされ、また自分自身で自 分をケアできる、そして他者のためにケ アを提供する余裕のある、平等にケアし /される社会が実現される(66頁)。

第2章は岡野によってトロントの研究の軌跡が解説される。トロントの問題関心は、平等を志向するリベラル・フェミニズムの目標や〈差異か、平等か〉のディレンマのなかで、女性が担っているケアの価値をいかに評価するかにあった。この課題を乗り越える「ひらめき」をトロントに与えたのが「他者に対する気遣いや責任」の倫理を論じたキャロル・ギリガンの

『もうひとつの声』である。トロントはケ アの倫理を女性の道徳ではなく、ケア活 動にかかわる人の道徳と再定義し、市民 社会の政治に拡大することを求めた。こ のケアの倫理の政治化は、道徳/政治、公 的/私的という境界線の政治性を問う。 たとえばこれらの境界線は、「ケア」を誰 かに委ねることで、公的領域の中心にい る者たちが特権を握ることを可能にして いる。ケアを最低賃金ぎりぎりで移民に 委ねる「無責任な特権者」はまさにその例 である。「市民であることから排除されて いる者たちに、誰がケアを押しつけてい るのか | (114頁)は、移住労働者にケアを 委ねる白人中産階級フェミニズムに対す る痛烈な批判となっている。第3章で岡 野は、市民権をもたない外国人労働者に ケアを委ねる日本社会も、政治的平等か らのケア労働者の排除という公私二元論 の政治の延長にあると喝破する。「ケア実 践から異なりを抱えた人びとの尊重のあ り方 |を学び「ケアに関わるひとたちの声 や要請にしっかりと応えられるしくみ | (152頁)を備えよとの提言と共に本書は とじられる。

以上「新しい民主主義」の提案は、フェミニズムにおける平等論に対して新たな地平を切り開く。フェミニストの「ケアの脱家族化」という目標は、「市場第一主義」に回収されケアの平等を実現しなかった。これに対しトロントが提案するのは、市民みながケアされる人/にかかわる人の

声に傾注し責任の配分について議論する「ケアの政治化」である。このケアを中心にした民主主義論は、ジェンダー、エスニシティ、階層間の平等に取り組む政治理論として高く評価できる。家庭であれ、市場であれ、他者のニーズを察知し何をすべきかを考えるケアの実践なしに、ケアを必要とする人の生活は維持されえない。それにもかかわらず、社会はその担い手の生活を保障する資源配分を怠ってきたのである。

問題はその目標達成のための道程であ る。トロントがいう私たちが市民として 「共にケアする |とはどのようなことなの か。ケアとは具体的個別的な実践であり、 特定の他者のニーズを配慮し考える責任 を担う人が、あらゆる人に対してケアで きるわけではない。障がいのない子をケ アしている親が、高齢者介護のことを考 えられるわけではないし、障がい児の生 活ニーズがわかるわけではない。同様に 白人女性が自分の子のニーズのために低 賃金の移住労働者を雇う、もしくは自分 は子のケアに専念し家事労働をナニーに 委ねるとき (Elden and Anving 2019)、そ こにある権力関係や移住労働者の置かれ た脆弱性に想像力が及ぶわけではない。 白人中産階級の女性がケアを貧しい女性 に委ねて平等を実現する「フェミニスト の悪夢」(85頁)は、「ケアする市民」が非 現実的であることを物語っている。

それでもトロントは社会には「多くの タイプのケアが存在している」(61頁)と して「ケアの価値」に希望を託す。犬の散 歩、病院での介護士、料理人、教師、結婚プ ランナー、自動車整備まであらゆること がケア実践にかかわっているのだと。し かしこのような広いケア概念によって、 私たちが失うものはなんだろうか。示唆 的なのはトロントが、フェミニストが手 に入れた「ケア労働」という概念を手放し ケアの価値を再考しようとしている点 だ。労働概念には、その労力が評価され るべき、または支払われるべきという規 範的な力がある。たとえばエヴァ・キテイ は、他者からのケアがなければ生存が危 ぶまれる存在に向けた労働を「依存労働 | と呼び、依存労働者の脆弱さの保護を平 等理論の目標に含める(Kittay 1999)。ケ ア労働の配分に対する母親たちの異議申 し立てや、ケア労働者として正当な賃金 を求める運動など「ケア労働をめぐる政 治|こそが、あるべきケア配分を再考し、 平等にケアする/される社会の実現に向 けた近道ではないだろうか。

参考文献

Kittay, E. F.,1999, Love's Labor: Essays on Women, Equality and Dependency, New York and London: Routledge.

Elden, S. and T. Anving, 2019 Nanny care in Sweden: The inequalities of everyday doing of Care, *Journal of European Social Policy*, 29(5) 614-626,

戒能民江/堀千鶴子著

『婦人保護事業から女性支援法へ

―困難に直面する女性を支える』

(信山社 2020年 ISBN 9784797281033 1200円+税)



小川 真理子

(東北大学 男女共同参画推進センター)

本書は、社会福祉学の立場から婦人保護事業の研究を行ってきた堀千鶴子氏と法律学の立場から DV など女性に対する暴力を研究してきた戒能民江氏による女性支援法の立法化に向けての議論の過程と展望を複合的視点から描き出した貴重な研究書である。

本書は、4部構成から成る。第一部では 婦人保護事業の60年を振り返り、売春防 止法の制定過程と課題を抽出している。 第二部では、女性支援法制定へ向けて政 府の検討会の内容を考察する。第三部で は、なぜ女性支援法が必要なのかについ て、婦人保護事業の支援を受けた女性た ちの現実を踏まえ、制度と運用面の齟齬 を点射する。第四部では、女性支援法制定 に向けての課題と構想を提示している。

第一部「婦人保護事業の六〇年とその限界」は、第一章から第三章で構成されている。戦後の公娼制度から売春防止法の制定、婦人保護事業創設の意味と社会的

意義の考察、支援制度を概観し、課題を抽 出している。第2次世界大戦後、政府は占 領軍による性暴力対策として「性的慰安 施設|を設置し、公娼制度が開始した。し かし、1946年に GHO は、公娼はデモク ラシーの理想に違背するという理由から 日本政府に対し公娼制度の廃止を要望 し、日本政府は廃止を決定した。だが、こ れは建前であり、GHQ は私娼を容認し、 米軍将兵の買春行為も容認するなど、売 買春自体を禁止するものではなかった。 敗戦後の婦人保護対策は、非合法な存在 とされた「闇の女」の発生防止と保護対策 として始まった。買売春問題を「婦人全体 に関する重大問題 | と捉え立法化を重要 視した民間団体が複数現れ、立法への機 運が高まった。こうした運動が功を奏し、 1956 年に売春防止法が成立し、売春業者 は処罰の対象となった。同法は、公衆の目 に触れる形で女性が客を勧誘することを 補導処分とする規定がある一方、買春側

は補導処分とならない片罰規定などの問題を含んでいた。また女性に対する差別性、管理性の問題も内在していた。

婦人保護事業は売春防止法を設置根拠 とし開始した。その対象は、「性行または 環境に照らして売春を行うおそれのある 婦女(以下、「要保護女子」と記す)」に留 まらず、生活上の困難なども含め拡大解 釈され、社会福祉制度の狭間にある様々 な女性たちを受け止めることとなった。 2001 年に制定された DV 防止法では、新 たに DV 被害者が婦人保護事業の対象に なった。その後ストーカー、人身取引、性 暴力被害者等対象が拡大されている。し かし、婦人保護事業対象者を通知のみに よって付け加え、根拠法は全く改正しな いという方策は、支援における矛盾を生 じさせている。婦人保護事業三機関であ る、「婦人相談所」「婦人相談員」「婦人保護 施設 | は、DV 被害者支援に関する役割を 強く求められ、三機関の機能の変容、業務 の多様化など、婦人保護事業制度の趣旨 は不明確になっている。また各自治体独 自のルールの下で運営されているため支 援格差があり、公平性が担保されていな い。以上のことから婦人保護事業のシス テムを再構築する必要性を説いている。

第二部「女性支援法制定に向けて」は 第一章から第三章から構成されている。 1998年の「婦人保護事業懇談会」、2012 年の「婦人保護事業等の課題に関する検 討会」、2016年の「困難な問題を抱える女 性への支援のあり方に関する検討会 | の 設置背景や議論の過程、婦人保護事業の 運用改善や女性支援法立法化に関する提 案について検討している。いずれの検討 会においても、現場で支援に携わる支援 者などが、問題意識のもと議論を重ねて いる。2012年の「検討会」では、婦人相談 所や婦人相談員の業務に関する指針がな いことや婦人相談員の専門性の確保のた めの方策の必要性が指摘された。また婦 人保護事業における施設の役割や、母子 生活支援施設、民間シェルター等も総合 的に検討するべきであるという意見が出 された。これを受けて、2013年度に婦人 相談所ガイドラインを策定、2014年度に 婦人相談員相談・支援指針の策定、2015 年度には国による初の全国婦人保護施設 調査実施、2016年度に婦人保護事業研修 体系調査等が行われ運用改善が図られ た。

全国の婦人保護施設の連携を担う全国婦人保護施設等連絡協議会(以下、「全婦連」と記す)は、売春防止法の早急な見直しが必要であるという認識から検討会を設置し、同法改正にかかる要望書を厚生労働大臣等に提出した。2018年の「検討会」では、全婦連の複数のメンバーが構成員として審議に参加し議論を重ねた。他方、2018年の「検討会」開催の契機となったのは、与党の性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実に関するプロジェクトチーム(PT)の「性犯罪・性暴力被害根絶のた

めの一○(10、原文まま)の提言」である。 与党 PT は性犯罪・性暴力の被害を受けた人への支援は極めて重要だとし、「一○ の提言」の中に婦人保護事業の見直しを 含めている。2019年「検討会」の「中間ま とめ」では、女性を対象として専門的な支 援を包括的に提供する制度について、新 たな枠組みを構築していく必要があると した。中でも注目すべきは、「売春防止法 第四章」の廃止が明記された点であった。

第三部「なぜ女性支援法が必要か」は、 第一章、第二章から成る。売春防止法は特 別刑法であるが、第四章のみ「保護更生 | があるという捻じれた構造をもつ。また 現行の売春防止法に基づく婦人保護事業 では、人権保障の理念と権利擁護の視点 が欠けている点も指摘されている。売春 防止法の射程範囲は狭く、単身女性を支 援の対象にしているので女性の同伴する 子どもや若年女性の支援ニーズに応えて いない。また婦人保護事業の対象は、「要 保護女子|ではなく、困難な問題を抱え支 援を必要とするすべての女性であるべき だが、現行では、多様化、複合化し専門的 対応が必要な支援ニーズへの対応が困難 である。

第四部「新たな女性支援法の制定をめざす」は、第一章、第二章から成る。「中間まとめ」で示されなかった課題も含めて示し、全婦連PTによる新法構想(案)が

提示される。新法は、具体的な女性支援の 根拠法であること、婦人保護事業三機関 の機能の明確化や役割分担、専門職の配 置などの見直し、市区町村との体制整備、 国の責務の明確化等の課題が提示され た。

新法構想(案)では、盛り込むべき内容 として、上記のほかに、関係機関の連携・ 協働や財政措置、権利擁護及び第三者評 価などが提示された。

以上の通り、本書の内容を概観してきたが、1956年の売春防止法制定後、婦人保護事業の役割や責務は、60年にわたる社会経済状況の中急激に変化してきたことが窺われた。婦人保護事業は、国による直接・包括的な女性支援事業を担う唯一の福祉事業であるが、単独事業でありをの財政基盤は圧倒的に脆弱である。困難に直面する女性を支える最後の砦となっているにもかかわらず、その実態は社会的にほとんど知られていない。支援の現場で奮闘してきた支援者と関係者が声を上げ、研究者らとともに「女性支援法」の制定を目指す取組を検証した本書の意義は大きい。

本書は2020年に出版されているが、コロナ禍により、予定されていた新法にかかわる会議やヒアリングが延期されている。これまでの長い道のりを経て、新法の成立が早急に進むことを期待したい。

小浜正子著

『一人っ子政策と中国社会』

(京都大学学術出版会 2020年 ISBN 9784814002627 3000円+税)



田間 泰子(大阪府立大学 名誉教授)

生殖に関わる諸権利は、一般にリプロダクティヴ・ライツ (再生産の諸権利)と表現され、ジェンダー平等とエンパワメントの「基本」であり (第4回世界女性会議北京宣言)、そのポリティクスはフェミニズムの「核心」(上野, 2009)である。

近代以降、国家の枠組みのなかで生きる大半の女性にとって、自らの人権を考えるに国家との関係は不可避の要素である。生殖に関わる諸権利(および生まれる子どもの諸権利)のために、国家はどのようにあればよいのか?「性のアナーキー」(ショウォールター、E.)ならぬ、「生殖のアナーキー」は可能か?フェミニズムからジェンダー論への思潮において、アナキズムは少数派であるが、生殖に関わる権利の構想は、その可能性も含めあらためて検討されねばならない。

本書は、この課題に中華人民共和国(以下、「中国」)という事例をもって挑む。もちろん、ポリティクスは人と国家との間だけでなく、あらゆる関係性において作

動する。よって本書は、「産む女性だけではなく、そのパートナー、家族、彼らの属する組織や職場、地域のコミュニティ、さらに国家などの多様な行為主体(ないしは利害関係者)」を見据え、人口政策の定着の過程を「女性の視点を重視しつつ、跡づけ」ることを目的とする(6-7頁)。

序章では基本的視点や構成が示され、 解説「アジア近代のリプロダクションの 変容」でアジア諸国の概要が述べられる。

第一部「中国の人口問題と計画出産」は 第一章「中国の人口と人口政策」と第二章 「非合法堕胎から計画出産へ」から成る。 現代までの人口変動が戸籍や『漢書』など の古典も参考にしながら概観される。ま た、1938年から49年までの新聞記事分 析は、避妊や中絶の意味が政治的に「統 御」される過程をまざまざと示す。

第二部「上海の計画出産」は第三章「都市の女性に浸透する計画出産」と第四章「上海における一人っ子体制の成立」から成る。上海では1950~60年代に人口政

策によって少産少死への人口転換が生じたが、1970年代から80年代に一人っ子がほぼ100%になった様子が、統計における変化と女性たちの声、政策に関連する報告書等の資料から描かれる。

第三部「中国農村の計画出産」の第五章 「先進的農村における計画出産の展開」と 第六章「『遅れた』農村における計画出産 の紆余曲折」では、女性たちの声や資料に 加えて村の「行政幹部や医療幹部」のイン タビューも用いられ、両村での政策の展 開が対比的に描かれる。そして、終章は本 書全体のまとめである。

ジェンダーを視野に入れ、政策から個々の女性の身体にわたって繰り広げられる生殖のポリティクスを綿密に描く本書は、中国の人口史・ジェンダー史研究の金字塔であり、かつ今後の様々な研究可能性を大きく切り拓く秀書である。語句説明を兼ねたコラムや多くの図版類、精練された文章により、専門書であるにもかかわらず大変読みやすいことも、本書の優れた点である。

以下では、本書に刺激を受け、重要と感じた論点について述べる。

第一に考えたいのは、何年もかけて得られた女性たちの語りである。大変貴重な多数の語り、特に女性たちの産むことへの否定的な語りに評者は圧倒された。人口抑制政策に適合的ではあるが、その時代・社会の状況下で身をもって生殖を担った彼女たちならではの語りである。

リプロダクティヴ・ライツの原点、夫 や親との交渉の起点は、女性たちがその 身体から発する言葉(「証言」(エムケ, 2019))にある。それらは、産みたくない 一人一人の意志とともに、「絶育」(不妊手 術)しなければ失職させ罰金を取り、逃げ ても捕まえる政府(具体的には地域の幹 部など)、男児を望む夫の両親や夫との交 渉の様相を描き出す。ある女性は「私はダ ンナに『男の子でも女の子でも、一人しか 産まない』と言った…」と語る(266頁)。 政府の人口政策と結託しつつ女性たちが 生殖を拒否する語りが何を意味するの か、さらに議論を重ねたいと思わせる。

第二に、本書の重要なもう一つの意義は、一国内での地域比較である。強力な政府方針と雖も、各地域の生活水準や慣習、そして「政策執行の構造」(342頁)との関係によってその実現の過程が大きく違っていたことが丁寧に考察されており、一人っ子政策(農村部では「一・五子体制」54頁)にそれだけ長い時間をかけねばならなかった政府の困難さ、そして第4回世界女性会議が北京で開かれる直前の1990年代前半には、政策執行は非常に強制力をもって実現されるものにまでなっていたことがよく理解される(省みれば、冒頭で言及した宣言が北京で行われた意義は誠に大きかった)。

他国においても、中国ほどではなくと も地域差は存在する。日本については歴 史人口学で指摘されているような地域差 に留意する研究は、澤田(2014)など管見の限り僅かである。本書を機にアジア諸国内の地域比較研究の進むことを願う。

第三に、生殖をめぐるポリティクスに おけるジェンダーについて。本書が指し 示すのは不妊手術、中絶や戸籍の未登録、 捨て子等にみられる苛酷なジェンダーで ある。国家と家父長制の相克のはざまに 女性たちの身体があり、結果的に中国の 女性たちはジェンダー公正を手にいれつ つあるのかもしれない(346頁)。この事 例は、他国との比較研究に重要な仮説と なろう。加えて述べておきたいのは、ジェ ンダーをもたらした意味空間の歪さであ る。男性の絶育/射精は男性の肉体的な 力と結び付けられ、女性の絶育/出産は そうならない。中国において人々が身に付 けていたこの知はいったいナニモノで、い かに解体できるかを考えねばならない。

第四に、筆者は「上海の事例」が意外と 戦後日本と似通っていると指摘する(167 頁)。確かに似ており、結託という点でも日 本では企業による新生活運動において、 労働組合(夫たち)の動きに対して妻た ちが会社と結託することがあった(田間, 2006: 123, 137頁)。

しかし、1950~60年代の上海では70年代以降ほどではないにしても、医療のみならず住居や仕事など重要な生活手段を統制する「巨大な政府」は存在した。日本でも大企業の場合、社宅や職場で受胎調節実地指導が行われたから、強制力は確かに存在したが、その力は中国政府と比べればやはり小さかったのではないか。とはいえ、女性たちの生活現場で生じる「力」の有りようは重要な論点であり、本書を契機としてその水準の交渉/力関係に着目する比較研究が今後望まれる。他にも、「生殖のアナーキー」に関連して非嫡出子など重要な論点があるが略す。

筆者は、アジア諸国の「多様なあり方を 比較史的に考察することから、リプロダ クティブ・ヘルス&ライツの保障された 生殖を実現する道筋を考えていくこと が可能になるのではなかろうか」(35頁) と述べる。近年、Sexual and Reproductive Health and Rights として理解されつつあ ることも踏まえ、本書から、アジアを中心 に比較研究が始まることを期待する。

参考文献

上野千鶴子,2009、『家父長制と資本制―マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店.

エムケ,カロリン,浅井晶子訳,2019,『なぜならそれは言葉にできるから一証言することと正義について一』みすず書房.

田間泰子、2006、『「近代家族」とボディ・ポリティクス』世界思想社、

澤田佳世, 2014, 『戦後沖縄の生殖をめぐるポリティクス―米軍統治下の出生力転換と女たちの交渉』大月書店.

シンシア・エンロー著/佐藤文香監訳

『〈家父長制〉は無敵じゃない

日常からさぐるフェミニストの国際政治』 (岩波書店 2020年 ISBN 9784000614252 2900円+税)



児玉谷 レミ (一橋大学大学院 社会学研究科)

序章において、本書の執筆動機は次のように記されている。彼女を執筆に向かわせたのは、ドナルド・トランプという規格外の政治家による家父長制的な陰謀に目を奪われ、それに拘泥することが、家父長制的な関係性を存続させている、より目立ちにくく、陰湿なものへの探求を忘れさせてしまうという懸念である。なるほどその問題意識のとおり、国境や時にを超えて、ややもすれば見落としてしまいそうな仕方で、家父長制がどのように抵抗してきたか、エンローの「フェミニスト的好奇心」は描き出していく。

その記述の丹念さゆえに、なかなか話が展開しないように感じる読者もいるかもしれない。エンローがこのような執筆スタイルを選んだのは、おそらく些末で家父長制と無関係に思える日常の出来事に目を配ろうとしたからであろう。本文中で、彼女はフェミニストの学びは劇的な

ひらめきとしては訪れず、何時間も、何日 も、傾聴、観察、そして内省を積み重ねた うえに得られると主張しており、この執筆 スタイルはまさにそれを体現している。本 書は序章から終章までの十章から成る。

第一章は、2016年のアメリカ大統領 選挙の結果を受けたウィメンズ・マーチ の描写から始まる。エンローは同時期に ヨーロッパなどで行われていたウィメン ズ・マーチやデモに話を広げていきなが ら、その参加者たちが闘っていたそれぞ れの家父長制のあり方を描き出す。あわ せて本章では「家父長制の持続可能性」と いうキーワードが用いられ、あらゆる事例 を引きながら、いかにして家父長制が存 続しているのか示される。

第二章では、シリア紛争と和平交渉のプロセスに焦点が当てられる。エンローは自身が招待されたシリア和平交渉の様子を日記の形で記していく。家父長制が露骨にあらわれるシリア紛争のなかでは、多くの

女性活動家たちが市民活動を展開し、紛争がジェンダー化されていたことを明らかにした。彼女たちが家父長制の存続を回避する仕方で和平合意にたどり着くために働きかけていたことが語られる。

第三章は、エンローが国際政治をフェミニスト的に理解することを試みた最初の著作である『バナナとビーチと軍事基地』の改訂作業を題材に、国際政治を成立させる家父長制をひも解いていく。グローバルに展開される基地や労働、外交などが成立するにあたり、それは階層化された「男らしさ」や「女らしさ」に依拠していることが示される。

第四章の主題は、軍事化されたツーリズムである。この章では、戦跡が観光地となり、女らしさと男らしさ、両者の不平等な関係性についての家父長制的理解を持続させている側面が指摘される。そこでは、エンロー自身の過去を振り返って軍事化されたツーリズムへの自らの「居心地の悪い」共犯について記述がなされ、エンロー個人の経験にもフェミニスト的な分析が向けられる。

「歴史というのはたんに『過去』のことではない。それは現在、そして未来のことだ」(87頁)という記述からはじまる第五章は、戦争物語を中心として、歴史の語られ方と家父長制の持続に焦点が当たる。歴史が語られるとき、何が重要でないこととして排除されるのか、誰によってその語りが担われるのか。そのことを注意

深く観察する歴史家たちの営みを記述しながら、歴史をどのように語り何を記憶に残そうとするのかが家父長制を維持するか解体するかを決定づけるとエンローは述べる。

第六章では、国際政治と結婚の関係にフェミニスト的好奇心が向けられる。カナダ・ハリファクスで軍事主義に反対する活動を展開する女性たちとの語らいから始まるこの章では、軍人の妻に焦点が当たる。彼女たちが軍人である夫を支える存在として軍事化を成立させるのに大きな役割を果たしているにもかかわらず、政治学の領域では結婚は私的領域のこととして論じられてこなかったことが指摘される。

第七章は、エンローのフェミニストとしてのライフストーリーを描く。「フェミニストへのまがりくねった道」という章タイトルに象徴されるように、それは一筋縄ではいかないものだ。いったい何が重要ではないとみなされ、何が語られずにいるのか明らかにしようとする、エンローのフェミニスト的好奇心の軌跡が描かれる章といえる。

第八章ではある対比的な立場に置かれた女性たちの労働環境への平等を求めた闘いが描かれる。ランチ・レディとして低賃金で働き家庭を支える、ボストンはエバレットの女性たちの賃金平等をめぐる運動。そして国連事務局で働く女性たちの労働環境をめぐる運動である。

終章では家父長制の脆弱さが語られる。家父長制はつねに更新されながら存続してきたが、それはフェミニストたちが絶えず家父長制の網の目を断ち切り続けてきたからであるともいえる、とエンローは述べる。つねにフェミニスト的好奇心を持ち続け、フェミニスト的な問いを投げかけ続ければ、家父長制には勝ち目がない、と力強い言葉で締めくくられる。

このように本書では、いかに日々の出来 事に家父長制が入り込み、更新されなが ら維持されてきたか、同時にどれだけの 抵抗があったのかつぶさに記述される。 長きにわたってフェミニスト的好奇心を 保ち続け、それを共有する活動家や研究 者たちとの交流を持ち、一見家父長制や ジェンダーとは無関係に思える事象にも 切り込んできたエンローだからこそなせ たことである。家父長制が形を変えて持 続するさまが丹念に描かれるがゆえに、 絶望感を抱く読者もいるかもしれない。し かしエンローは随所で、「家父長制は無敵 ではない | と繰り返す。どのように家父長 制が持続してきたかを明らかにすること でその解体に効果的に取り組むことが可 能になると、各章で力強くそう述べる。

家父長制に問題意識を持つ人々、その問題意識を行動に移している人々にとって、本書の内容はいわば応援歌と呼べるようなものかもしれない。過去に、そして現在世界中で家父長制と闘う人々を描き出し、「家父長制は無敵じゃない」ことを示して

くれる本書は、現状の手ごわさにくじけそ うなときにその背中を押してくれる。

本書への要望を加えるとしたら、すでに問題意識を持ち行動に移している人たちだけでなく、家父長制の解体に関心を抱けずにいる人々、フェミニストの名を引き受けることに躊躇がある人々にさらに届く書き方ができたのではないか、ということである。エンロー自身もそうした人々の存在は意識していると思われ、日本語版の序文には家父長制を魅力的だと思う少女・女性たち(「日本語版への序文」v-vi)への言及がある。

評者はこれまで、講演などの機会を得 てフェミニズムについて語るとき、特に若 い人の間で戸惑いや葛藤にしばしば直面 した。今まで当たり前に受け取ってきたこ とを揺るがされる際、それをポジティブな 原動力にできる人もいれば、自分を不必 要に苦しめてしまう人もいる。そのような 人々にとって、家父長制の存続はフェミ ニスト的好奇心の欠如、注意力の不足、怠 慢というエンローの言葉はいささか辛辣 に響き、彼ら彼女らを家父長制解体の取 り組みから遠ざけてしまうかもしれない。 もっともこの要望は、評者自身もまた、そ の答えをもとめて道筋を探っていかなけ ればならない課題でもある。家父長制が 無敵ではないからこそ、どうすれば戸惑 う人々とも手を取り合って解体に向かっ ていけるのか、本書を読んで改めて考え させられた。ぜひ一読をおすすめしたい。

中嶋泉著

『アンチ・アクション

日本戦後絵画と女性画家

(ブリュッケ 2019年 ISBN 9784434264696 C1070 3800円+税)



小勝 禮子 (京都芸術大学 非常勤講師)

本書は、著者が冒頭に概括するように、「日本の第二次世界大戦後、一九五〇年代から六〇年代の美術史をジェンダーの観点から読み直し、この時代の女性美術家と作品の再解釈を行うものである。」(7頁)。ここで重要であり、本書の核心となるのは、なぜこの時代を選んだのかということと、「女性美術家と作品の再解釈」はどのように行われるのかという2点であろう。

まず第一の疑問に対する答えとして、著者は「はじめにーフェミニズム美術史に向けて」において、第二次大戦後の占領軍による指導のもとに実現した男女平等の法制化によって、短いながら女性美術家が前衛美術の領域で活躍し、注目を浴びたことを挙げる(7頁)。しかしそれに続けて、現在知られている「戦後美術史」にはこうした女性の創作活動についての記述はほとんどなく、研究が進んで(広く共有されて)いないことも挙げている(8頁)。

その理由として著者は、戦後の「女性解

放しが一時的なものとして終わり、女性の 社会的役割が一九六○年代半ばまでに家 庭内再生産労働を担う主婦へと収斂して いったこと、女性美術家もまたそうした 社会的風潮の中で、活動を縮小し、美術か ら離れていった人も多かったことを挙げ る。しかしそれ以上に根本的な要因とし て、日本の近現代美術史において批評や 歴史的叙述を担ってきたのはほとんど男 性であり、「男性主体の歴史観、価値観、必 要性が反映されている」ため、「女性の物 語は排除されるか「後回しに」され」てき たことを指摘している(9頁)。美術館の 学芸員として、昭和初期から戦後の70年 代にいたる日本近代美術史における女性 美術家の作品を調査して展覧会を企画開 催し(小勝禮子 2001, 2005)、当時の女性 美術家をめぐる制度や批評言説について 論文をまとめた(同展図録)評者もまた、 まったく同じ結論に達していた。

こうした「日本戦後美術史」をめぐる諸

問題について、著者は「『日本戦後美術史』 とジェンダー | (第1章)において、まず本 書の議論の前提となる根本的な課題を掘 り下げている。ここで著者が現在に至る まで影響力が大きい著作として注目する のは、千葉成夫『現代美術逸脱史』(1986 年)と椹木野衣『日本・現代・美術』(1997) 年)である。この両者の共通の基盤とし て、「アンフォルメル旋風」を日本美術史 の変化の起点と考えていること、また両 者の著作では女性美術家の姿がほとんど 顧みられていないということを指摘する (33-34 頁)。こうした「戦後日本の美術批 評や美術史が、女性の活動を書き込む余 地のないジェンダー化された物語」(34) 頁)となってしまったのはなぜなのか。

ここが本書による卓抜な指摘の一つな のだが、1950年代末にフランスの批評家 ミシェル・タピエによって日本に紹介、導 入されたアンフォルメルという美術運動 の受容と落胆、拒絶の過程において、ジェ ンダー論による再解釈が極めて重要であ り有効なことが論じられる。すなわち、ア ンフォルメルを介した国際交流が「過去 に例を見ない好機 | であり、「自国の美術 の同時代的価値を見直し、文化的遅れを 取り戻すことに繋がる | と捉えられ、批評 家にとって「批評言説を作り出す者とし ての希望や野心を刺激するものだった」 (43頁)が、欧米人批評家によってその期 待が裏切られるや、アンフォルメルは「ア ンフォルメル旋風」と呼ばれて否定的に

受け取られるようになる。そこには、バー ト・ウィンザー=タマキの記述を引いて 著者が指摘するように、「戦後抽象絵画に おける日本と欧米の文化交流にも、歴史 的に繰り返されたジェンダー化された 構造があり、『日本』に与えられた役割は そもそも女性性を付与される『他者性』 だった | (53頁)という背景があった。こ うした異文化の交流をめぐるジェンダー 論による解釈は、日本の平安時代の美術 をめぐる唐との関係に対して、千野香織 によって逸早く導入されていた(千野香 織 1993)。時代と場所にかかわらず、ジェ ンダー論の導入は新たな美術史の読解と 記述を導くものであることは言を俟たな 61

これはジェンダー論を学んだ研究者には常識的なことだが、残念ながら日本の戦後美術史の記述には現在に至るまでジェンダー視点による解釈が抜け落ちてしまっている。その意味において本書は、戦後日本美術史を研究する者にとって、必読の基礎文献であろう。

さらに続けて冒頭に挙げた第二の問い、「女性美術家と作品の再解釈」はどのように行われるのかということに関して、著者は、「『アンチ・アクション』に向けて一戦後美術と女性」(第2章)でまず、戦後の女性美術家が置かれた位置をていねいに読み直すことから始める。本書で扱う福島秀子、草間彌生、田中敦子をはじめとした戦後に美術家として活動を始めた

「新人女性」たちは、その出発において著者が「戦前の父」と呼ぶ、瀧口修造、阿部展也、吉原治良らの指導と支援を受けた「戦後の娘」というような状況があったこと(89-99頁)、こうした中で男性批評家によって評価されたのは、戦前から女性の発表機会を求めて苦闘して来た三岸節子や藤川栄子などの年長世代ではなく、彼らが育てた「新人女性美術家」であったことも指摘される(126-128頁)。

著者はここで、女性美術家たちの作品 を戦後の絵画運動や批評から切り離すこ となく、その亜流ともしないための解釈 の枠組みとして、1960年代の主流となっ た「アクション・ペインティング」に与し ない、「アンチ・アクション」という鍵にな る概念を提示する(129-140頁)。そして 当時、女性美術家の活躍の先鋒にいた福 島、草間、田中を例にして、「唐突に外界を 開いてみせた戦後抽象の表現、思想、それ が作りだす人脈、価値の変化、変容する価 値観を十分に活用し、それらを制作に大 いに反映させた | (134頁) ことを実作品 に即して記述していく。それが、草間彌生 の「ネット・ペインティング | であり(第 3章)、田中敦子の「円と線の絵画」であり (第4章)、福島秀子の「『捺す』絵画と人間 のイメージ | (第5章)であった。

その個々の内容についてはぜひ本書を 読んでいただきたい。著者の丹念な調査 と資料の読み解きによる新知見が多数 記述されている。そしてこうしたジェン ダーの視点による戦後日本美術史の再解 釈は、著者の師でもあるG. ポロックら欧 米のフェミニズム美術史家たちによる、 リー・クラズナーやフランケンサーラー ら米国抽象表現主義に参加した女性美術 家の再評価と足並みをそろえる作業でも あり、また忘れられた、あるいは評価が不 十分な女性美術家の再発見ということに 留まらず、日本の1950~60年代の美術 の全体像の読み直しや、男性批評家の被 害者意識によって歪められた「アンフォ ルメル旋風 | の歴史的な意味がより豊か で複雑な様相をもって理解されることに つながるだろう。著者も喝破するように、 「これは女性だけの問題ではない」(128 頁)のである。

最後に付け加えれば、本書は、第42回サントリー学芸賞(芸術・文学部門2020年)と第35回女性史青山なを賞(2020年)を合わせて受賞するなど、芸術学および女性史の双方の分野から高い評価を受けている。早い再版が待たれるものである。

参考文献

千野香織, 1994,「[シンポジウム] 日本美術史のジェンダー」『美術史』43(2): pp. 235-246. 小勝禮子, 2001,「奔る女たち-女性画家の戦前・戦後 1930 – 1950 年代」展 栃木県立美術館 小勝禮子, 2005,「前衛の女性 1950 – 1975」展 栃木県立美術館

跡部千慧著

『戦後女性教員史

日教組婦人部の労働権確立運動と産休・育休の制度化過程』 (六花出版 2020年 ISBN 9784866170817 4800円+税)



佐藤 智美(大阪大学大学院 人間科学研究科)

本書は著者が博士論文(2015)に大幅な加筆修正を行い出版されたものである。

副題が示すように、「産休代替法」(1961) と「女性教員等の育児休業法」(1975)成立 過程における日本教職員組合婦人部(現女 性部)の運動を取り上げている。

著者は女性教員を、民間企業事務職の 高学歴女性が「主婦化」の担い手となった1960~70年代に、産休・育休制度を利 用しその多くが結婚・出産後も継続就労 してきた注目すべき女性労働者群と見な し、上記の運動を高学歴女性労働者の継 続就労の道を拓いた足跡として位置付け 直すことを目的としている。

第1章では、先行研究を通して本著の 課題が示されている。「産休代替法」にお ける代替教員の処遇をいかに捉えていた か、「女子教員等の育児休業法」成立過程 において、母性保護、近代家族の母性イデ オロギーおよび女性の労働権確立の主張 がどのように関わり労働権運動に位置付 けられたのかという2点の解明である。

こうした今日に連なる問題を捉える視点を一方に据えつつ、第2章で、運動が展開された時代のコンテクストに即して、当時の女性運動に影響力をもった論者の言説展開に留意し運動過程を捉える分析視点が提示されている。

第3章では、日教組婦人部が設立以来 「実質的な男女平等の獲得」を基本方針に 掲げ、社会主義的女性解放論を基盤とし ながら、時代に応じて「母性保護」「人事闘 争」「労働権の行使」と運動のタームを変 えてきたこと、運動の中心人物として、初 代婦人部長高田、二代目千葉、五代目奥 山、当時影響を与えた論者として山川菊 栄や丸岡秀子があげられている。

第4章、5章では二つの法案の制定化に 至る運動が詳細に取り上げられている。 1950年代の産休代替法制定運動では、山 川の「母性保護は社会的に保障されるべ きもの」という主張を根拠とし、「母性保

護」が戦略的なタームとされた。参議院議員となった高田らが1954年議員立法として提出。1955年に自由党が日教組要求を部分的に加えた法案を提出し成立した。日教組は代替教員を義務設置とした改正案を要求し、1961年現行法が成立した。与党自由党が同調せざるを得なかったのは、日教組婦人部が「母と女教師の会」「日本母親大会」と連携していたため、母親たちの世論を無視できなかったことが大きいという。その後、臨時雇用となった代替教員の処遇改善運動も続けられた。

著者は、日教組婦人部が母親との連携 や女性が多い臨時代替教員の処遇改善運動を行ったのは、他の立場の働く女性たちに対する視点も有していたと評価している。運動過程では、「母親である女性教員こそが教育に適している」(138頁)という論理が多く用いられた。

しかし 1970 年代の第二波フェミニズムの台頭により、「母性」に基づく主張や従来の女性運動が性別役割分業を前提に展開していたことが批判される。そのため運動は新たな発展段階を迎え、次の育児休業法制定運動では、「母性保護」ではなく女性労働運動研究家の嶋津千利世が使った「労働権」をタームとした。1967 年に初めて社会党案として「女子教員等の育児休業法」が提出されてから成立までには8年余りを要した。1970 年代前半には、日教組婦人部内で家族責任における男女平等も提議され始めていたが、育児

休業に男性も対象とする議論はおこらず 法案に反映されなかったとされる。

1975年自民党が法案に合流し成立したが、法案には、自民党が唱える乳児期の子育ては母親という近代家族の母性イデオロギーが挿入されることになった。著者は、その後、国の社会保障政策等に「主婦化」が取り込まれる中でも女性教員は継続就労し、日教組婦人部は「主婦化」を教え込むカリキュラムに反対し、「男女平等」を児童生徒に提議するという教育実践のオルタナティブな方向を探ったという評価で、運動が締め括られている。

終章では、歴史的な運動を分析する意義として、今日に連なる問題を捉える視点に加え同時代の理論の到達点という視座を持ち込む必要性を明らかにしたこと、労働運動史から捉える意義として、組合員だけでなく多くの労働者に共有される運動方針の提示と多様な労働者を含むネットワークの構築の重要性を示唆できたことが挙げられている。

本書は、産休・育休を巡る日教組婦人部 運動についてその時代の背景や理論的到 達点という視点から綿密な掘り起こしを 行い、女性労働運動史に位置付け直した ものとして大いに評価できる。フェミニ ズムの第一波から二波への移行期に一つ の労働組合婦人部がいかなる対応をした のかというテーマは興味深く、著者は果 敢にこれに挑戦した。本書の意義として あげた2点にも説得力がある。 評者は、1979~2015年まで地方県で教職にあり日教組組合員でもあった。これらの運動過程の究明に感謝しつつ、読後に残る少しばかりの疑問点を述べたい。

著者は、議論の前提で1960~70年代に「主婦化」の担い手となった民間企業事務職の高学歴女性と継続就労した女性教員を対置している。しかし、両者の環境は大きく異なっている。前者の多くは大都市に居住し、夫は大企業等勤務の転勤・長時間労働者で共働きが困難な層であろう。

一方、後者は全国津々浦々、大半は自分か配偶者の地元で勤務し血縁・地縁的援助を得られる場合も多く、夫は教員か公務員が多い。加えて当時の民間企業における事務職女性の職務内容や賃金体系などが教職と比べ継続就労に堪えられ得るものであったかという差異は大きい。そうした中での女性教員の継続就労とそれを支えたとする産休・育休に対する高い評価の前提が、時に日教組婦人部運動に好意的な評価を下すというバイアスを幾分与えていないだろうか。

それは、1975年女性のみの育児休業法制定運動の論述に、今日に連なる視点を十分捉えているかという疑問として感じられた。同年の育休法はあくまでも性別役割分業を前提としている。それについて、1970年代には日教組婦人部内でも両性の育児責任の提議があったが育休制度にそれは反映されなかった等、比較的簡潔な記述に留まっている。しかし、同時期に家庭科の

男女共修運動や性別役割分業等を問う「男女平等教育」も各地で提唱が始まっている。1975年時点では、議論が熟さず法案に盛り込むに至らなかっただろうとは十分推察できる。しかし、著者はもう少しこれらの日教組婦人部内の矛盾や議論に向き合う必要があったのではないだろうか。

法案成立後は「主婦化」に反対する「男 女平等教育 | を探り続けたとの評価で終 わる記述は、運動理論の整合性で留まっ た印象も受ける。本書の射程を1975年か ら 1991 年現行法成立にまで広げ、その 17年間日教組婦人部が両性対象の育休 法成立に向け、どんな議論や運動を展開 したのか否かという究明も必要だったの ではないか。教員社会で17年間女性教員 のみが育児休業の対象とされたことの影 響は大きい。選択制とは言え1年間の育 休取得は慣習化し、乳児を持つ女性教員 は労働軽減が図られた一方、「乳児期は母 の手で | という意識を否応なく内面化し た。多くの育休明けの女性教員は半人前 扱いしかされないと自尊感情を低下させ てもいる。また教員自らが性別役割分業 から脱却できていないことは、その見直 しを子どもに問う「男女平等教育」の広ま りや成果を限定的にしたのではないか。

両性対象の育休法成立から約30年経った現在でも、男性教職員の取得率は2.8%(H.30文科省調査)にすぎない。今も多くの女性教員が、母性イデオロギーを内面化しつつ多忙化と闘い継続就労している。

Cynthia J. Cranford 著

Home Care Fault Lines

Understanding Tensions and Creating Alliances
(Cornell University Press 2020年 ISBN 9781501749254 \$ 26.95+稅)



大野 恵理 (神奈川大学 法学部)

本書は、カナダ及びアメリカにおける 高齢者や障がい者に対する個別生活援助 (Domestic personal support:介護、身体的 介助や家事援助を含む)のケアプログラ ムについて、各地域の政策や事業運営組 織、雇用主と労働者との関係性を比較分 析し、労働市場と親密な労働における「柔 軟性 | と 「安定性 | を問うものである。比較 対象となる4つのプログラムの分析を通 じ、社会政策や社会運動内部の複数のア クターがいかに配置され組み合わされて いるのか、それにより柔軟性と安定性の 緊張関係や境界線はどのように連動し形 成されているのかという点を明らかにし ている。具体的には政治的イデオロギー、 社会運動のダイナミズム、地域ごとの特 性(エスニック・コミュニティや人種、階 層など)を検討材料に含めながら、様々な

アクターの関与の程度を紐解いている。 その上で、ケアを受ける人々とケアワーカー¹それぞれの求める柔軟性と安定性の ある介助や介護、労働を実現させるため の知見が明らかにされる。

本書の特徴として、被介護・介助者が直接ケアワーカーを雇用するプログラム (DFプログラム: Direct Funding Program及びIHSS: In-Home Supportive Service)と、営利/非営利のエージェンシーを介した雇用形態のプログラム(ホームケア Home Care 及び訪問家事支援事業 Service Attendants)といった様々な形式のプログラムが取り上げられている点があげられる。またケア労働の実態をとらえるための視点として「時間」、「業務(作業)」、「スキル」、「知識」が示され、それぞれの組み合わせによって緊張関係や

213

¹ ここでは本書で用いられている「ケアワーカー」を使用する。著者によれば、「ケアは労働である」ことを 強調するために用いられている。本書の文脈に沿い、訪問介護者や介助者、生活援助者、家族介護者を包 括する用語として使用する。

安定的な労働について検討されている。 また著者は10年以上にわたり、ケアプロ グラムの関係者や被介護・介助者、ケア ワーカーなど300人以上の男女への聞き 取り調査を行っている。様々な年齢層や 障がいの種類、多様な人種や移民的背景 をもつ対象者から聞き取った内容は、筆 者の主張を支え議論の骨組みを形成する ものとして随所に引用されている。とり わけケア労働における生活支援や身体的 介助と、家事労働との境界線をめぐる議 論では、現場の労働実態が被介護・介助者 とケアワーカー双方の語りから具体的に 示される。それにより、実態にそぐわない 線引きがなされていることと、それが労 働状況の悪化を引き起こしていることが 明らかとなり、興味深い。

そして既存の家事やケア労働の研究と、高齢者や障がい者研究の知見の接合が試みられている点も大きな特徴といえる。既存のケア労働の研究で重視されてきたジェンダー、人種、エスニシティといったカテゴリーの交差性に、年齢、障がいという軸がどのように交差するのかという問題意識が全体に貫かれている。それにより、ケア労働を軸としながら極めて複雑で交差的な差別や抑圧の現実が描き出されている。さらに、既存の介護や介助支援に関する労働の研究では十分に取り上げられてこなかった、被介護・介助者である高齢者や障がい者の感情的側面や関係性構築のための方略等についても視

野に入れられている。

時に表出する両者の緊張関係から目を 背けることなく、検討材料として捉えな おそうとしている点は鋭く、その過程で は、無意識な差別意識もまた浮き彫りに なることが指摘されている。例えば、白人 男女の被介護・介助者は、ケアワーカーに 対し高い英語能力や「適切」とされるアク セントを要求しているが、彼らは人種的 選好や移民に対する差別はしていないと 認識しているという。これに対し著者は、 特定の集団に関連する文化的な側面(ア クセントやふるまい方など)もまた、長年 にわたり人種差別の問題として議論され てきたと指摘している。ケアプログラム における潜在的な人種差別が親密な労働 場面で対立や緊張をもたらし、ケアワー カーの安定的な就労を阻むと言及してい る。

本書は序章及び第1章から第7章で構成されている。序章では研究背景や本書の既存の研究における位置づけ、概念の定義、理論的枠組みが提示される。続く第1章と第2章では、北米におけるケア労働の歴史的背景とグローバルなケア労働移住をめぐる政策の変遷をおさえながら、人種、ジェンダー、年齢、障がいによる差別等の交差性の問題とケア労働の不安定化が提示される。そして被介護・介助者とケアワーカーの双方がともに社会的に不安定な立場にあることが示される。第3章から第6章では、既述のカナダとアメ

リカにおける4つのケアプログラムの事 例を中心に、関係者やキーパーソン、対象 者へのインタビューの事例に基づき構成 されている。主に雇用関係(被介護・介助 者とケアワーカーの直接/間接雇用)や 中間エージェンシーの存在、プログラム の財政的な裏付け、ケアワーカーの組織 化を軸としながら制度を分析している。 第3章と第4章では、被介護・介助者が直 接ケアワーカーを雇用する方法を採用し ているプログラムとして、DFプログラ ム(カナダ・トロント)とIHSS(アメリカ・ ロサンゼルス)、第5章と第6章ではエー ジェンシーが仲介するプログラムである ホームケア(カナダ・トロント)及び訪問 家事支援事業(カナダ・オンタリオ)がそ れぞれ検討される。そして終章である第 7章では、全体の議論の整理や枠組みの 再検討、今後の研究の展望について述べ られている。

著者が提示した複数の分析枠組みによって、外部からは見えにくかった介護・介助労働の実態が詳らかになり、プログラムの制度的側面が批判的に検討される。例えば被介護・介助者は、ケアワーカーがプログラムの研修等により身に付けた「スキル」よりも自らの「身体知」に基づくケアの「スキル」を求めるという点や、制度上ケアワーカーに組織化のための権利が与えられないことで結果的にケ

アの質が低下しているという指摘は、制度の問題点として浮かびあがるものである。最終的には4つのプログラムの比較分析を通じ、新自由主義的なケアの論理が、いかに年齢、障がい、人種、ジェンダーなどの交差によって周辺化された人々に対して、経済的及び精神的負担を課しているかが明らかになる。それを乗り越えるために、社会運動のダイナミズムもとづいた制度設計を重視することで、労働市場及び親密な労働場面における緊張関係が取り除かれ、柔軟性と安定性が同時に実現されるべきだと結論づけている。

全体を通して豊富な聞き取り調査の語りが随所に見られ、被介護・介助者とケアワーカーの細かな感情の揺れ動きなど個々の事例については非常に説得的であるものの、ジェンダーや階級などの様々なカテゴリーの交差性を問うことを真正面から検討しているが故に、結論むことを直かもしれない。しかし様々なアはやや労働場面の交差性を丁寧に描写しようという試みによって、ケア労働における柔軟性と安定性の境界線自体が常に揺れ動かされるものであることを改めて認識させられもする、示唆に富んだ内容となっている。

◆書評◆

鈴木彩加著

『女性たちの保守運動

右傾化する日本社会のジェンダー』 (人文書院 2019年 ISBN 9784409241288 4500円+税)



具 裕珍 (東京大学 東アジア藝文書院)

日本の政治社会における「右傾化」現象 や活動について、多くの研究者が不思議 に思っていることがある。それは様々な 場所で活躍する女性たちの存在である。 過激なナショナリズムや家父長的秩序が 色濃く表れている伝統的価値の維持を掲 げる保守運動に、女性たちはなぜ参加す るのであろうか。本書は、女性たちの保守 運動をジェンダーの観点から捉え直し、 そこに内在する社会構造とジェンダー間 の緊張関係を紐解くことで、女性たちの 保守運動を理解する手掛かりを提供して くれる。

本書の主な問いは、あらゆる女性が生きやすい社会の実現を目指すフェミニズムに反対する保守運動に多くの女性が参加するのはなぜなのかというものである。こうした興味深い問いに、本書は方法論的にも挑戦している。差別的主張や攻撃的な活動方式を展開する極右運動には、研究者にとって賛同しがたい場合が

多く、調査の困難さが指摘されてきた。本書は濃密なフィールドワークを行うだけでなく、保守団体の刊行物からインターネット上にアップロードされた動画まで多様なデータを用いて、閉鎖的な性格を有する保守運動研究への新たな実証的アプローチを試みている。

以下では各章の内容を見ていこう。

まず、序章「保守運動の台頭とジェンダー」では、上記のような問題提起と「保守運動」の定義が提示されている。実際、分析対象となっている集団は論者によって「右翼」「排外主義」「レイシスト」とも呼ばれており、用語をめぐる議論はいまだ不十分といえよう。そこで著者はとりわけ保守主義と保守運動を区分し、左右という政治的対立構図の有効性を再確認した上で、それに基づき「保守運動」を「戦前の旧体制と日米安保を支持し、福祉制度の充実と市民の平等な政治参加には否定的な立場をとり、「愛国心」を唱えるナ

216 DOI: 10.24567/0002000130

ショナリズムと結びついた運動」と定義している(34頁)。こうした用語の選択と定義はこの運動の捉え方をめぐる議論を豊かにする¹。

第一部「女性たちの保守運動を捉える 視点」では、女性たちの保守運動の分析枠 組みとして、戦後日本社会における保守 運動の系譜(第一章)と米国の右派女性研 究(第二章)という二つの軸が提示されて いる。女性たちの保守運動は日本の保守 運動史においてどのように位置付けるこ とができるのか。興味深いのは、本書が日 本の保守運動の始点として日本遺族会の 靖国神社公式参拝運動を取り上げている 点である。これは、日本の最大保守系団体 と言われている「日本会議」の源流を元号 法制化運動に見いだす多くの研究と異な る点である。

著者は1990年代に日本の保守運動には「組織化された保守運動」(日本会議)と「草の根保守運動」(新しい歴史教科書をつくる会)という二つの潮流ができ、それを背景にして2000年以降に「男女共同参画反対運動」と「行動する保守」グループによる日本軍「慰安婦」バッシングが現れたと主張する。いずれも草の根の女性たちが主な担い手となる保守運動であることが新しいと指摘している(77頁)。さらに、著者は米国の右派女性研究を整理し、そこから、右派女性を捉える(1)

被害者、(2) 運動主体、(3) フェミニスト (101-103 頁) という三つの観点を導き出 し、それに照らして日本の女性たちの保 守運動を考察している。

こうした分析枠組みに基づいて、第二 部「保守運動と家族」では、男女共同参画 反対運動の事例を通して、「母親」の立場 で活動する女性たちの保守運動の実態に ついて、彼女たちを取り巻く構造として の「家族」に着目し、その関係から考察し ている。第三章では、その「家族」という構 造の変遷を日本遺族会の会報を分析する ことで明らかにしている。戦後直後、日 本遺族会における家族言説は"苦労する 母親"像(126頁)を中心として構築され ていたが、運動主体と世代の変化に伴い、 「家族」と国家や愛国心に傾きはじめ、さ らには稼ぎ手である夫と専業主婦である 妻およびその子どもという家族イメージ の「家族の価値」(115, 134 頁)へと移行し ていったのである。

では、今日の「家族の価値」はどのように語られているのか。第四章では男女共同参画反対運動が盛んになった時期の保守系雑誌記事の語り手に着目して、その言説が分析されている。著者は発言主体によって「主流派バックラッシュ」と「主婦バックラッシュ」にその言説を分類し、両者の間に論理のずれが内在していることを指摘する。「主流派」は、「家族」は国家

¹ 関連する議論として具裕珍(2021)「日本政治における保守の変容への一考察:1990年以降の「保守市民 社会」の台頭に着目して |『東洋文化研究所紀要』179号を参照。

や社会秩序を維持するために必要な基盤 だから、という論理で、その基盤を破壊 する男女共同参画に反対している。一方 「主婦」は、家事や育児・介護といった家庭 内ケア労働を通して構築された家族の 人間関係を重視し、それが男女共同参画 によって損なわれる、という論理で反対 しているという。この点から著者は「主婦 バックラッシュ | が、「「自己防衛 | といっ た消極的な動機にもとづいたものではな く、むしろ「ケアの倫理」や「ケア・フェミ ニズム | とも類似した積極的な理由にも とづいている」と、目新しいスリリングな 主張を行う(166, 172頁)。こういった言 説は愛媛県の市民団体A会でのフィール ドワークでも確認されている(第五章)。

第三部「保守運動と女性の生/性」では、「慰安婦」バッシングを行う「行動する保守」を取り上げ、「女性」という立場からの保守運動の実態を考察する。インターネット上の動画の内容分析を通して、「行動する保守」の女性たちが置かれた立場の複雑性を明らかにする(第六章)。その複雑さは日韓の歴史認識問題である以前に、女性の性に関する問題として、「女性」が性的客体化される社会構造を認識していることに起因する。こうした認識は東京の市民団体B会へのフィールドワークから再確認されている(第七章)。

以上の議論から得られる知見を元に、 終章「日本社会で生きる女性たちの保守 運動―その困難と展望」では、女性たちの 保守運動を生み出した要因、女性たちの 保守運動が持つ両義性、そして「女性運動」としての保守運動の可能性が論じられ、締め括られている。

最後に本書の持つ意義を整理して筆を おくことにしたい。第一に、本書は日本の 保守運動を保守運動自体ではなく、参加 する女性にフォカースして参加理由とそ の実態を明らかにしている点において、 保守運動の研究を豊かにしている。第二 に、本書は日本社会における保守運動を "ジェンダー観点"から分析することで、 日本社会におけるジェンダー論との接点 を見出している。入り口は「保守運動とし ての女性運動 | であったが、終章で本書は 「女性運動」の文脈の中でこの運動が捉え られるのではないかといった「保守フェ ミニズム | の可能性も論じている(314 頁)。まだ日本の文脈では時期尚早かもし れないが、こうした枠組みを用いれば、本 書で示された事例と知見に加え、日本社 会における世代間の性別役割規範や性差 別規範の変化と相違から、保守運動の新 たな実態が浮かび上がってくるのでは ないか。これと関連して、第三に、ジェン ダー規範をめぐり日本と類似した社会構 造を持つ他の国々との国際比較も可能で あるだろう。例えば、韓国でも保守運動 が存在し、その中で「オンマブデ(母親部 隊) は類似した言説や活動を展開してい る。本書を発端とした多様な比較研究が 期待されるところである。

◆書評◆

熊本理抄著

被差別部落女性の主体性形成に関する研究

(解放出版社 2020年 ISBN 9784759201222 5000円+税)



徐 阿貴 (福岡女子大学 国際文理学部)

同和対策審議会答申により部落差別の 早急な解決が国の責務と明言され(1965 年)、同和対策事業特別措置法(1969年)に 基づき生活環境改善や社会福祉、産業振 興などの事業が行われた。特別措置法は 2002年に終了したが、部落差別が解決し たわけではない。それは部落差別解消法 が、障害者差別解消法やヘイトスピーチ 解消法とともに2016年に制定されたこと にも明らかである。むしろポスト特措法時 代において、同和対策事業の陰に隠され てきた問題領域が可視化されている。こ の文脈のもと、部落女性の主体性形成に 焦点をあてた本書は、これまで等閑視さ れてきた部落内外のジェンダーの問題に 取り組み、家族、部落コミュニティや解放 運動との関わりから考察している。部落 民、女性、多くが不就学低学歴、低賃金不 安定非熟練労働者という逃れがたい条件 の絡み合いの中に位置づけられ、部落女 性は、必然的に部落男性とは異なる形の 解放を求めてきた。著者は90人におよぶ

聞き取りおよび運動資料から部落女性の 主体性の形成過程を描き出し、部落解放 運動が展開してきた差別論と主体性論の 再構築を試みる。さらにブラック・フェミ ニズムによる「複合差別」概念の日本への 導入過程を検討している。本書はすぐれ た部落研究であると同時に、主流フェミ ニズムに再考を迫る批判的ジェンダー研 究となっている。

第一章では研究目的が示され、分析概念である「複合差別」および「主体性」に関する先行研究を概観している。第二章では「部落民であること」についての個人の語りを分析している。部落民の規定をめぐり非対称な権力関係が存在し、他者規定を通じた差別の内面化が部落女性の主体性形成を阻害する。このため部落女性の主体性は、自己教育運動および部落解放運動への関与により遂行的に形成されてきたとする。第三章は「女性であること」についての語りの分析である。私的領域、生育家族、とくに部落解放運動において、

DOI: 10.24567/0002000131

部落女性が女性としての自己言説化や 女性差別の意識化を抑制してしまう過程 を示している。差別と貧困に対する相互 扶助と抵抗運動がコミュニティの共同性 を高め、内部で異議を唱えることを困難 にする。解放運動への関与を通じ主体性 を形成しようとする部落女性は、家庭、コニティ、部落解放運動でのケア役割 を一身に引き受けるために、ジェンダー 体制が維持強化されるという矛盾が起き る。さらに、部落男性による女性差別を部 落差別の結果とする認識枠組みを取り入 れるため、運動内の女性差別批判も困難 になる。他のマイノリティ集団の女性にも 重なる点である。

第四章では、戦後の部落解放同盟の運 動方針、部落解放同盟が主催する全国婦 人集会(のちに部落解放全国女性集会と 改称)の資料分析から、運動組織が部落 女性の主体性形成に果たした役割を考察 している。1950~60年代、部落解放運動 は女性を組織拡大の対象とし、そこでは 部落差別と女性差別が階級支配の産物と された。生活保障を求める行政闘争に寄 与しても意思決定過程から排除される部 落女性たちは、性差別的な組織の改善を 求めた。また大衆運動としての発展をめ ざし日本母親大会との共同闘争を模索し たが、そこでは非部落女性との大きな生 活格差を認識し、「人間外の人間」という 扱いを受け、女性運動から距離をとるこ ととなった。1970年代は特措法を根拠に

行政闘争が活発化し、闘争を展開するう えでコミュニティ活動を担う婦人部およ び指導力強化が運動方針となった。しか し動員要員とみなされた女性たちは組織 批判を強め、より周辺化されていった。他 方、国際女性年を機に女性の権利が意識 され、部落女性は労働運動と共闘を模索 した。もろさわようこは、共働きを当然と し、負の状況を正に転化してきた部落女 性たちの姿勢に女性解放としての先進性 を見出だしている。しかし、もろさわをは じめ日本の女性運動の権利要求は個人を ベースとしていた。それは、部落コミュニ ティの共同性と歴史性を運動思想の基盤 としてきた部落女性にとり異質なもので あった。部落女性は、包摂しながら抑圧す る部落解放運動と、包摂せずに部落女性 を不在とする女性運動に関与し、結局前 者を選択したと著者はいう。1980年代、部 落女性は国際人権言説に影響を受け、自 身の経験と社会的位置を可視化し言語化 する可能性を「複合差別」概念に見出す。 そして世界の女性運動や在日朝鮮人女 性、アイヌ女性など国内のマイノリティ女 性との連携をめざしていく。

第五章では、ブラック・フェミニズムが生み 出した複合差別(compound discrimination) と交差性(intersectionality)概念を検討し、 その国連による採用と部落女性の闘い への導入を概観したうえで、日本におけ る複合差別論への批判的考察を行って いる。ブラック・フェミニズムは、複数の 抑圧が相互に影響し、結合、交差、連結して女性たちにのしかかる状況を明らかにし、複数の差別が交差し複合するところに別種の様相の差別が現出することに注意を促した。複合性と交差性を強調することで、奴隷制という歴史社会的支配関係と権力構造の分析が深化した。ブラック・フェミニズムは、白人女性フェミニズムが普遍を僭称し、マイノリティ女性にのしかかる差別の複合体を女性内部の差異、女性差別の多様性として論じることでマイノリティ女性を他者化、周辺化してきたと批判し、抵抗思想として大きく発展したのである。

しかしながら日本語概念の「複合差別」は、差別の加算的分析を前提とし、交差性や複合性の意味が希薄であり、ましてやフェミニズムの限界やバイアスを問うツールとして機能していないと熊本はいう¹。このため複合差別の視角から部落解放運動とコミュニティ内の女性差別が指摘されてきたものの、部落男性を主体としてきた運動や実践に部落女性の経験を付加するだけで、構造としての性差別認識の分析に至っていないと、長年部落女性の闘いに関与してきた熊本は自身を含めて批判している。マジョリティ・フェミニズムの本質、普遍、

規範を問いなおす対抗言説や実践という 原点に立ち返り、〈マイノリティ女性〉を 周辺化する性差別や人種主義が組み合わ さった構造それ自体を包括的に解明する ツールとして複合差別概念をより有効に 使用するべきという主張に、評者も目を 開かれる思いである。

部落女性は女性運動にずっと関与し てきた。にもかかわらず、部落女性が過酷 な生活の中で手探りで展開してきた解放 の闘いが「フェミニズム」と呼ばれてこな かった。実際、女性の権利を推進する運 動や政策から部落女性をはじめマイノリ ティ女性が取り残されている。複合差別 の概念は、第3次男女共同参画基本計画 (2010年)において、障害、在日外国人、ア イヌ、部落・同和問題等に加え、「女性であ ることからくる複合的に困難な状況 | と いう文言により、ようやく位置を与えられ た。しかし度重なる国連女子差別撤廃委 員会勧告にもかかわらず、在日朝鮮人や沖 縄女性は基本計画で言及されていない。 ジェンダーという変数が人種や階級とい う変数を隠蔽してきたと告発するマイノ リティ女性の声を無視するのなら、それは 誰のためのいかなる解放のためのフェミ ニズムなのか?それが問われている。

¹ 国連用語である multiple discrimination を、上野千鶴子の複合差別論(1996)に着想を得て「複合差別」と翻訳したのは熊本自身であるという。反差別国際運動の中でこの言葉の普及にかかわった当事者として、熊本は複合差別をめぐる日本の現状に異議申し立てを行っていることに留意したい。

Journal of Gender Studies No.24, 2021 (Total of 41 issues)

Contents

1 Forward Ki-young SHIN

Special Section: The COVID-19 Pandemic and Gender

Research Article

5 Impact of the COVID-19 pandemic on face-to-face sales of Japanese life insurance companies Kaoru KANAI

25 COVID-19 pandemic as a crisis of global governance and feminist knowledge Hisako MOTOYAMA

Research Note

- 47 A Review of Kara Walker's *Fons Americanus* from the Standpoint of the UK's Black Lives Matter Movement during the COVID-19 Pandemic Naoko UCHIYAMA
- 57 Impact of COVID-19 on gender-related measures: Reporting the current state of Germany's Gender Equality Strategy
 Atsuko SANO
- 67 COVID-19 and "Home": From a Feminist Geographical Perspective

Articles

- 95 Self-Representation as "Being *X-jendā*": Narratives Focusing on Coming Out to Parents and Partners
 Kvoko TAKEUCHI
- 113 The *Fujoshi*'s "Fantasy Trouble": Body, Desire, and Imagining in the Ontology of Boys' Love Fantasy
 Wei-Jung CHANG
- How women with developmental disabilities are seen by their supporters: Persisting gender bias and its propagation by supporters

 Rina MUKAI
- The Constitution of Problematization of Youth Sex: An Analysis of Physical and Health Education Textbooks

 Kazunori SORIHASHI
- 171 Trans as Postfeminism?: Critically Reading Transphobic Discourse in Japan Kazuki FUJITAKA
- 189 Book Reviews
- 224 Editor's Postscript
- 226 Editorial Guidelines

編集後記

『ジェンダー研究』24号が完成した。今号は「パンデミックとジェンダー」を特集テーマとし、研究論文、研究ノート、現場・事例報告、そして資料紹介の枠を設けて公募にて論文を募った。結果、研究論文2本、研究ノート3本、現場・事例報告3本が厳格な審査を経て掲載となっている。この未曽有の危機の時代に生きていること、その危機にジェンダー研究がなしてきたこと、そしてジェンダー研究だからこそ成しうることが本特集には詰め込まれているように思う。また編集長のコンセプトをもとに、和田さん主導でエッジの効いた表紙作りも進行した。いつものことながら、特集コンセプトをこのような素敵な表紙として具現化して下さるデザイナーの塩飽さんに感謝申し上げたい。

今号の投稿論文数は最も多かった。よって、携わっていただいた査読者の数もこれまでで一番多く41名の学内外の研究者にご協力いただいている。ここでお一人お一人のお名前を挙げることはできないが、貴重なお時間を割いての先生方のご尽力に心より御礼申し上げたい。掲載された論文5本はこうした学内外の査読者による厳格な審査を経て掲載可となった論文で、力作揃いである。残念ながら掲載がかなわなかった論文もあるが、査読コメント、またそれへの応答から私自身が多くを学ばせていただいた。

また、上述のように、今号はこれまでで最も多い数の投稿が寄せられたため、特集および 投稿論文すべてを扱うことは私の能力の限界を超えていると判断したことから、仙波さんに ヘルプを求め、途中から特集原稿の一部の作業を分担いただいた。忙しい中、快く引き受け てくれた仙波さんに感謝している。

ところでこの編集後記はいつも、すべての原稿をチェックし終えたのち、入稿直前に書く。 今号もここまでこぎつけることが出来たのは、上述した方々や編集長、編集委員会委員の先 生方、編集スタッフに加え、滝さん(会計)、梅田さん(送付先の管理)、稲垣さん(ポスター 等広報)のおかげでもある。IGSスタッフの皆さんのご協力に感謝している。そして、特集、 一般投稿論文の校閲を担当してくださった西澤千典さん、いつも様々な要望に応えてくださ る能登印刷・遠藤さんにも御礼申し上げたい。

平野恵子

(お茶の水女子大学ジェンダー研究所 特任講師)

『ジェンダー研究』24 号は、私がこの編集事務局のスタッフとしてかかわるようになって4回の発行である。今号では、「パンデミックとジェンダー」という特集が組まれ、論文の他に研究ノートや現場・事例報告論文も公募することとなった。通常よりも多くの論文が集まり、編集事務局の論文担当の平野さんの負担が増えたため、今号では私も通常の書評編集に加え、はじめて特集の研究ノート、および、現場・事例報告論文の編集も担当することになった。自分が担当した研究ノート3本、現場・事例報告論文4本はどれも興味深く、コロ

ナ禍、何が起こっているのかを考えさせられるものばかりだった。また、ジェンダー関連の研究に取り組む人に様々な示唆を与えそうな11本の最新の書籍の書評も紹介できた。

研究ノート、現場・事例報告論文はその分野を専門とする教員や研究者に閲読審査を依頼し、忙しい中、審査を快諾していただいたことに心から御礼申し上げたい。また、書評用の書籍選定や評者候補の方々の紹介等では、『ジェンダー研究』編集委員会の委員をはじめ、お茶の水女子大学の学内外の様々な分野を専門とされている教員や研究者にも支援を賜った。こうした多くの方の協力に心から感謝している。またお忙しい中、書評の執筆を快く承諾してくださった具裕珍さん、林美子さん、児玉谷レミさん、小勝禮子さん、小川真理子さん、大野恵理さん、佐藤智美さん、徐阿貴さん、高橋由美さん、田間泰子さん、山根純佳さん、(あいうえお順)にも御礼申しあげたい。

『ジェンダー研究』24号も質の高い論文や書評で構成され、充実した号になったと自負している。今号も多くの方にお読みいただき、読者の研究の中で何かの形で活かされることを願ってやまない。そして発行に向けて共に作業をすすめた申キヨン編集委員長、編集事務局の平野恵子さん、校閲の和田容子さんと西澤千典さんにも感謝を述べたい。

仙波由加里

(お茶の水女子大学ジェンダー研究所 特任講師)

今号の特集「パンデミックとジェンダー」に相応しい表紙デザインとはどんなものか?編集実務会議では議論を重ね、次のようなコンセプトに至りました。「パンデミックを契機に、私たちは岐路に立っている。このあと世界は、誰もがケアされ生きる権利が尊重される包摂の世界になるのか、それとは真逆の悲劇的な結末を迎えるのか。安易に絶望に陥らず、いつか一筋の光明を見出す希望を携えて、ジェンダーの視点から世界を研究する——というイメージにしたい」。この要望をデザイナーの塩飽晴海さんに伝え、出来上がったのが今号の表紙です。鮮烈でありながら美しく洗練されたデザインにしてくださった塩飽さんに、お礼を申し上げます。

編集実務スタッフとして進行補佐と書評校閲を担当しました。スタッフの一員としていつ も快く迎えて下さる申編集長、編集局の平野さん、仙波さんに、心から感謝申し上げます。

和田容子

(お茶の水女子大学ジェンダー研究所 アカデミック・アシスタント)

『ジェンダー研究』編集方針

- 1 『ジェンダー研究』(以下、本誌) は、学際的・国際的なジェンダーに関する最新の研究 成果を発信し、グローバルなジェンダー研究の発展に寄与する。
- 2 本誌は、特集記事・投稿論文・書評からなる。
- 3 本誌は特集記事を企画し、時宜にかなったもの、国際的な関心の高いもの、新領域を開拓するものなど、現在のジェンダー研究にとって重要であるテーマで、質の高い論文を掲載する。
- 4 投稿論文は、国内外・学内外を問わず公募し、厳正な審査を経て掲載することで、質の 高い学術論文の国内外への頒布を進める。
- 5 書評は、国内外のジェンダーに関する書籍を厳選し、最先端の研究動向の紹介およびそれについての考察を加えた論評を行う。
- 6 本誌の刊行により、国内外・学内外のジェンダーに関する研究の発展を促進し、グローバルかつ有機的な研究交流の構築を目指す。そして、国立大学法人として、男女共同参画社会の実現に貢献する等の、社会的要請にも応える。

『ジェンダー研究』投稿規定

- 1 投稿する論文は、女性学・ジェンダー研究に関する、学術的研究に寄与するものとする。
- 2 投稿者は、国内外を問わず、学際的に女性学・ジェンダーに関する研究に従事する、原 則として修士号取得相当以上とする。
- 3 投稿する論文は、未発表の論文に限る。なお、この規程に違反した場合、新たな投稿を 受け付けないなど、しかるべき措置をとる。
- 4 論文執筆における使用言語は、原則として日本語または英語とする。日本語/英語以外 の言語による投稿に関しては、編集委員会において検討する。
- 5 投稿論文は、
 - ・日本語の論文は、注・図表・参考文献を含めて20000字以内。
 - ・英語の論文は、注・図表・参考文献を含めて8500ワード以内。
 - ・なお、1図表500字相当、1ページを要する場合は1000字相当とする。
 - ・挿図の場合は、1ページあたり1000字、刷り上がり20頁内に入ることを原則に、 およそ20点までとして全体を構成する。
 - ・ 挿図に用いる図版の掲載許可については、投稿者が自らの責任において然るべき手 続きをとる。なお許可に要する費用は、投稿者負担とする。
 - *定められた字数などの制限を超えた場合、形式において甚だしく不備がある場合には、 受理できない。

- 6 論文の提出時には、本文・図表・参考文献のほかに、以下についても提出すること。6-1表紙。論文タイトル(副題も含む)と投稿者氏名・所属を、日本語と英語とで記す。(タイトル等の英語表記は、確認のうえ編集事務局で変更する場合もある。)
 - 6-2日本語要旨。400字以内。
 - 6-3英語要旨。200ワード以内。ネイティブチェック済のもの。
 - 6-4キーワード。日本語・英語ともに5語以内で、それぞれの要旨の後に記載する。

なお、執筆者を特定するようないかなる情報 (謝辞、科研番号) も記載してはいけない。

7 投稿論文は、ジェンダー研究所ウェブサイト上の、以下のいずれかの投稿フォームより、 必要事項を入力したうえで、メール添付にて送付すること。

日本語投稿フォーム https://form.jotform.me/72482244933459 英語投稿フォーム https://form.jotform.me/72488720633461

- 8 本文と要旨などのテキストのデータは Word と PDF のファイルにし、図、表のデータは Word または Excel と PDF にし、写真は JPEG と PDF のファイルにして提出すること。
- 9 他の文献等から図、表、写真などの転載を行う場合は、原則として投稿者が自らの責任 において必要な手続きを行う。その際の費用に関しては投稿者が負担する。
- 10 本文、引用文、参考文献、注については、別に定める<『ジェンダー研究』執筆要項> に従う。英語の投稿論文はStyle Sheet for *Journal of Gender Studies* とする。
- 11 投稿論文の掲載の可否は、査読者による審査のうえ、編集委員会が決定する。ただし、 本投稿規定・執筆要項や本誌の趣旨に合致しない原稿、また学術的論文としての水準を 著しく達していないと判断された場合、審査の対象外とする場合もある。
- 12 編集委員会は、査読者の審査にもとづき、投稿者に論文の修正を求めることがある。求められた投稿者は、速やかに論文を修正し、修正対応表をつけて、メールにて提出しなければならない。
- 13 投稿者による校正は原則2回までとする。
- 14 投稿後、投稿論文を取り下げる場合は、速やかに編集委員会に申し出ること。
- 15 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。ただし、図・表・写真などが多い場合には、 執筆者による自己負担となることがある。
- 16 掲載論文の著作権はお茶の水女子大学ジェンダー研究所に帰属するものとする。転載を 希望する場合には、編集委員会の許可を必要とする。
- 改訂 1. 2017年10月27日制定
 - 2. 2021年5月14日改訂

『ジェンダー研究』執筆要綱

http://www2.igs.ocha.ac.jp/wp-content/uploads/2019/11/yoko2019.pdf

お茶の水女子大学ジェンダー研究所

『ジェンダー研究』第24号

編集委員会

編集委員長

申 琪榮 お茶の水女子大学ジェンダー研究所

編集委員

天野 知香 お茶の水女子大学基幹研究院文化科学系 水野 勲 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系

森 義仁 お茶の水女子大学基幹研究院自然・応用科学系

石丸 径一郎 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系

大橋 史恵 お茶の水女子大学ジェンダー研究所

倉光 ミナ子 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系 脇田 彩 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系

板井 広明 お茶の水女子大学ジェンダー研究所 (2021年3月まで)

学外編集委員

三浦 まり 上智大学法学部

金井 郁 埼玉大学経済学部

北原 恵 大阪大学文学研究科

板井 広明 専修大学経済学部 (2021年4月から)

Jan Bardsley ノースカロライナ大学

Karen Ann Shire デュースブルグ・エッセン大学

編集事務局

平野 恵子 (特集、研究論文編集) お茶の水女子大学ジェンダー研究所 仙波 由加里 (特集、書評編集) お茶の水女子大学ジェンダー研究所

和田 容子(校閲、マネージメント) お茶の水女子大学ジェンダー研究所

2021年7月31日 発行

編集・発行 お茶の水女子大学ジェンダー研究所

〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1

TEL: 03-5978-5846 igsoffice@cc.ocha.ac.jp http://www2.igs.ocha.ac.jp/

http://www.z.igs.ocha.ac.j

表紙・目次デザイン 塩飽 晴海 印刷・製本 能登印刷株式会社

Institute for Gender Studies, Ochanomizu University Journal of Gender Studies No. 24

Editorial Board

Editor-in-Chief

SHIN, Ki-young

Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

Editorial Board Members

AMANO, Chika

Humanities Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

MIZUNO, Isao

Human Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

MORI. Yoshihito

Natural Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

ISHIMARU, Keiichiro

Human Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

OHASHI, Fumie

Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

KURAMITSU, Minako

Human Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

WAKITA Aya

Human Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

ITAI, Hiroaki

Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

(Until February, 2021)

MIURA, Mari

Faculty of Law, Sophia University

KANAI, Kaoru

Faculty of Economics, Saitama University

KITAHARA Megumi

Graduate School of Letters, Osaka University

ITAI, Hiroaki

Faculty of Economics, Sensyu University

(Since April 2021)

BARDSLEY, Jan

University of North Carolina

SHIRE, Karen Ann

University of Duisburg-Essen

Associate Editors

HIRANO, Keiko (Special Section, Articles) Institute for Gender Studies, Ochanomizu University SEMBA, Yukari (Special Section, Book Reviews) Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

Managing Editor, Proof Reader

WADA, Yoko Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

Date of Issue: July 31st 2021

Publisher: Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

2-1-1 Ohtsuka, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8610, Japan

Tel: 81-(3)-5978-5846

Email: igsoffice@cc.ocha.ac.jp

URL: http://www2.igs.ocha.ac.jp/en/

Cover Design: SHIWAKU, Harumi

Printing Office and Bookbinder: Noto Printing Corporation

